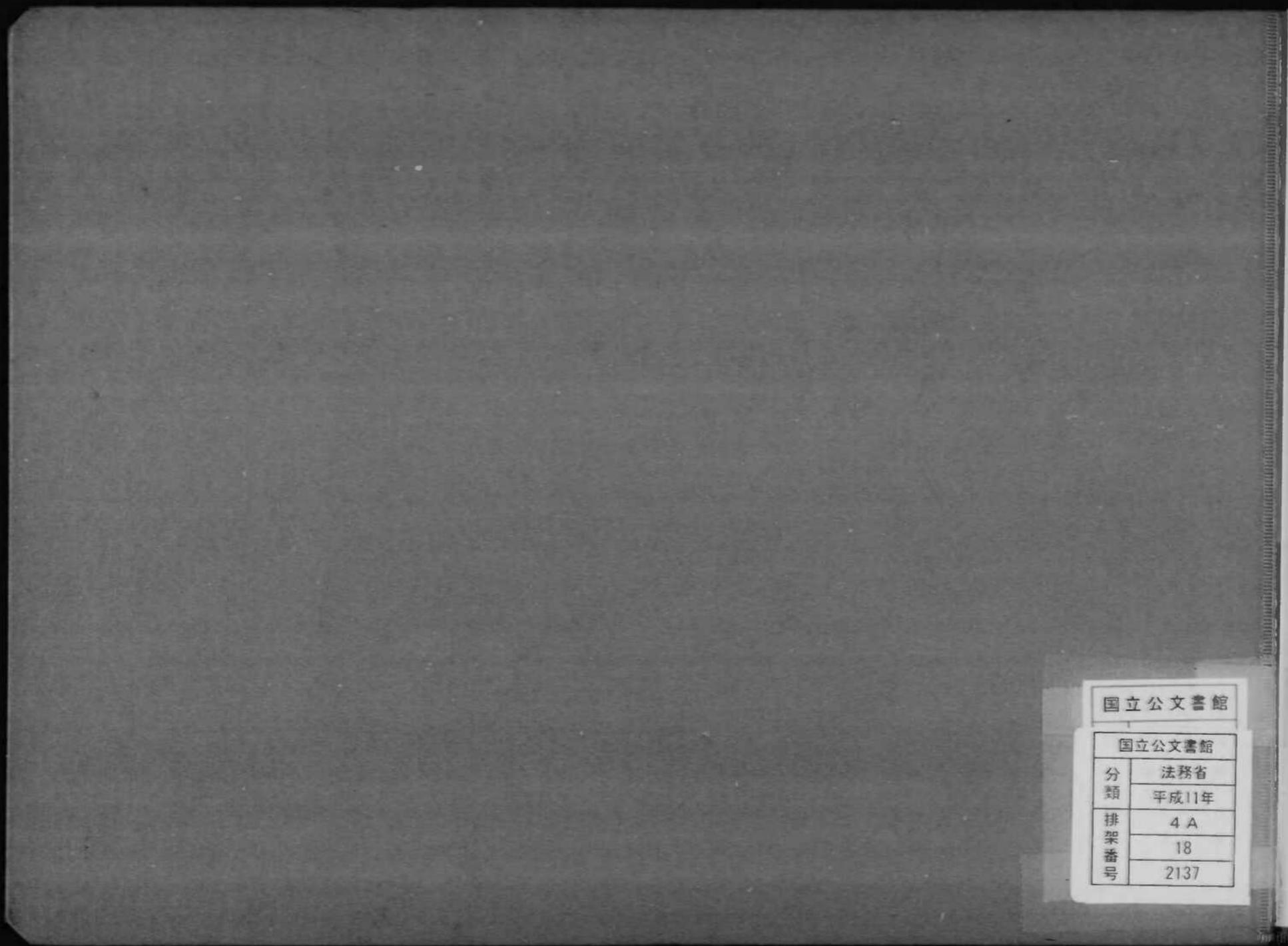


0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

裏面白紙

国立公文書館	
分類	法務省
	平成11年
排架番号	4 A
	18
	2137



(昭和十六年二月十四日朝日新聞抜粋二頁)

対日包围陣の整備費入

米海軍約九億弗要求

Def. Doc. 1900A-20

〔ニューヨーク特電十二日登〕ル大統領は十二日太平洋諸島防備強化を含む八億九十ハ百万ドルの追加豫算を議会に要出した。グアム島要塞築造案は、(1)に日本刺撃幹事として理由が表明議会及前々議会で否決されたものである。ル大統領は今回四百七十万ドルを以て、受動的防備施設設す。また通信設備、発電所、その他空襲から防御するに港湾を修築して大型艦船の碇泊を可能ならしめたることになつてきり。

ソニ氏は今度こそグアム島の防備案

ロード・マーティン

ガラパン

カサハラ

こうと語った。

カモア島のケツラ

海軍施設あり

防空設備互存する。このうちガハワイと豪洲との中間にあ
るカモア島に關して軍事豫算が要要求され、これはこれまで
嚆矢と一万一千萬合米國とニュージーランド豪洲三分の不^レルを
結ぶ対日包围陣の重要なる一環をなすところから特に注目
される。

その他コグヤック島(アラスカ)ニシドウニー島は潜水艦の
基地を建設する案が包含されてゐる。

グアム島新施設

〔フランク二月登日米同盟〕ルーズベルト大統領は、(1)に成立を見た海軍ならびに陸上諸施設拡張計画に基く建艦

No.1

(99)

1-1

(昭和十六年二月十四日朝日新聞複写二頁)

対日包囲陣の整備費

米海軍約九億弗要求

Def. Doc. 1900A-20

〔ニューヨーク特電十二日登〕ル大統領は十二日太平洋諸島防備強化を含む八億九千八百万ドルを追加豫算を議会に要求した。グアム島を塞築造営は、(たゞ)に日本制轉するとして理由から立即議食及前々議食にて否決されたのであるが、大統領は今四百七十万ドルも以て受動的防備施設すなはち通信設備、発電所等の化を空襲から防衛する。港湾を修築して大型艦船の碇泊可能ならしめる事になつてあり、下院海軍委員長ライアン氏は今度、(たゞ)グアム島の防備案は議会を通過するであろうと語つた。

また八百十ドル足以てワモア島(ケワモア)海軍施設及び防空設備亘す。こゝは(たゞ)カハワイと濠洲との中間にあリサモア島に因して軍事豫算が要求され(た)のはこれがもつて鳴矢と一万一千萬合米國ヒュースティンド濠洲(シカ)不ル。且結ぶ対日包囲陣の重要なる一環をなすところから特に注目される。

その他のコロラド島(アラスカ)ニシドウエー島に潜水艦の基地を建設する案が包含されてゐる。

グアム島にも新施設

〔ワシントン日登月盟〕ルードウルト大統領は、(たゞ)に成立を見た海軍及び陸上諸施設拡張計画に基く建艦

No.1

⑨9

1-1

W-60

Def. Doc. 1900A-20

1-2

1-2

促進の為十二日議会にて燃額八億九千八百三十几万
三千萬の現金支度より初大約权限賦課方を要請し、要請
内訣次第（軍二千萬）

一、艦隊作戦用施設及各島防空施設建設費四、七〇〇
一、グランタモ（トニーハ）海軍基地施設費 五、七八

一、小艦艇並に海軍用船舶建造費

一〇〇、〇〇〇

一、装甲備砲及彈薬製造費

一〇二、〇〇〇

一、海軍航空隊軍用機賃入賃具、化

九六、〇〇〇

一、ゲイニクス島地（エルトリフ）の防波堤建設を含む艦隊

碇泊地構築費 三五、〇〇〇

一、補助船舶度々要する現金支度並に契約權限九六、六、一〇

一、兵器局

六四、〇〇〇

一、艦隊豫備真贋を含む海軍俸給並に年当 四六、八三三

一、海軍航空基地病院その他の各種工事を含む陸上建設

費 二三〇、二九八

一、その他

石更求額中一部は新金重に充當されたものであるが大部
分は西洋艦隊建設計画より昨年議会に承認された航
艦及航空機之建造並に剣表作計画に振りけられた
モラガム島防空壕建設費は二キル即下これがものと
大体同額で同島之防備完成は總額三億ドルを要
するものと推算算へ小てゐる。

萬
卷

太平洋共同防備問題

(昭和十六年三月立日 齋日 許聞技卒一頁)

華府莫東豪蘭會

和闐之便隱印防備至澤語
（二黑光）一子九一、宜天正以（人爻）

Df. Doc. 1900 A-21

(三一〇一) 特電ナ(二日發) ハリコクス駆未英大使及ケーニー公使はナヨルハ國務長官と極東情勢其他にて重要協議を遂げハレドンオランダ公使も同じくハル長官と會見し協議を遂げた敵ニテナン前駆未英大使の在任時代ハルコーンアーネーの三人は太平洋ウニ同防備問題につ

四庫全書

卷之三

ハリス大使をもじるトノ公使は会談後左の如く立った。

の問題について語りあつた英國は極東に於て十分に軍備を擴充してゐる。

ルーナン加蘭公使 本日之会談は一般情勢につき協議し情報の交換を行つたのである。蘭印は一旦緩急ある場合にかかる國の攻撃に対する應戦するであろう。

萬能

太平洋の共同防備問題

(昭和二年二月二日朝日新聞社平一頁)

事務局英米露蘭會議

和蘭公使蘭印防備至露語

R
D.F. Doc. 1900 A-21

(三一ヨリ特電二月八日) ハーフラス駐米英大使及ケーリー署
洲公使はす旨公務長官と極東情勢其他について重要
協議を遂げ、ハーフラスランダム便も同じく公長官
と會見、協議を述べた所にアン前駐米英大使の在任
時代公ラテンアーチーの三人は太平洋の共同防備問題につ
いてはよく協議したことがありローレン卿の死後この会談
は中絶と見てゐてハーフラス卿の着任をまつて英米露
の三者會談が復活したと見られてゆるハーフラス大使
はハル長官と會見後ウエルズ國務次官と會見しウエルズ次
官は直ハーフラスケルト大統領を訪れて會談の内容を報告
したがハーフラス大使直ちにハーフラス公使は會談後た
おととく終つた。

ハリスラス更大使 われわれ三人は利害を同にする共同
の問題につりて詰りあつた英國は極東に於て十分に軍備
を擴充してゐる。

ルーラン和蘭公使 本日の會談は一般情勢につき協議
し情報の交換を行つたのである。蘭印は一旦緩急ある場
合いかなる國の攻撃に対する應戦するであろう

⑨ Doc#1900A-22
英海軍

新嘉坡機雷敷設 英軍單有發表

(昭和十六年二月十七日 朝日新聞版共十一頁)

今後無警告行実施

（アントン特電十六日發）英海軍有は十六日シンガポール海峽東入口に機雷を敷設す旨發表し機雷敷設は今後何等警告なしに行はれどもその區域は北方限界は北緯二度四十四分東方限界は東經一百四度三十分南方限界は北緯一度三十五分西方限界はマレー半島海岸線と指定され同区域を航行せんとする船舶はシンガポール英海軍各局にさり航路につき指示を仰ぐべしとされ

てある。

（アントン特電
十六日發）

V-62

裏面白紙

新嘉坡機雷敷設

英軍有發表

(昭和十六年二月十七日 朝日新聞版廿一頁)

今後無警告の実地

⑨
Def Doc#1900A-22
新嘉坡機雷敷設
（ロンドン特電十六日發）英海軍有は十六日シンガポール海
峽東入口に機雷を敷設する旨發表し機雷敷設は
今後何等警告なしに行はれどもその區域は北方限界
は北緯二度四十四分東方限界は東經一百四度三十分南
方限界は北緯一度三十五分西方限界はマレー半島海岸
線と指定され同区域を航行せんと欲する船舶はシンガポ
ル英海軍一當局にさり航行につき地図を仰ぐべしとされ
てある。

V-67

萬葉

米、異常の関心

英と併行、対日牽制へ

(昭和十六年二月二十二日朝日新聞、抜粋)

〔三一ヨーク特電三十日発〕マーシャル参謀總長が三十日米上院陸軍本員会秘密会で太平洋の米國空軍至急增强の計畫と漏洩。報道は最初ハワロシントン電報により傳へられ、後UPとイニター・ショナルニュース兩通信社の同様、報道をした結果非常なヤンセイションを捲起してゐる。委員が語ったところAAPが報道するにによる。ドイツは日本に対する参戦

陸へと対英援助計畫から極東のもの。米軍部当局では観測し相勢重んじる。結論に到達してゐる。

あるつたまゝである。

これが武昌貸与法案の議会通過を促進せんとする対内政治の意味を含んでゐるが否かは問題である。ともかく最近連日米國の太平洋問題に関する何等かの話題と提供して米國人、間へて集中すると共に日本と牽制一つ、あることを目された。

一部、庫事専門家は最近に於ける英國のシングポール、陸海空軍増強、米國の行動とは相併行するものであるとしてヨーロッパスト紙はヨーロッパ飛行機ではなく太平洋を横断極秘裡トランザルに派遣され、ありとセナート・ショナルに報道

17かた

裏面白紙

萬葉

米、異常の関心

英と併行、計り牽制へ

(昭和十六年二月三日朝日新聞抜粋)

〔ニューヨーク特電三十日発〕マーシャル参謀總長が二十日米上院陸軍本員会秘密会で太平洋の米國空軍至るを演説、計畫と漏洩された報道は最初APとワシントン電報にて傳へられ、その後UPとイニテナショナルニュース兩通信社の同様、報道をした結果出席はヤンセンジョンを捲起してゐる。衆議員が語ったところよりAPが報道することによるとドイツは日本に対する参戦を促進し、それに伴つて米國は開戦と対英援助計畫が、極東へと轉換される人と企図してゐるもの。米軍部当局では観測してゐるが、極東情勢が重んじられる結論に到達してゐるつたのである。

これが武器貸与法案の議会通過を促進せんとする対内政治の意味を含んでゐるが否かは問題で、ともかく最近連日米國が太平洋問題に關し何等か話題と提供して米國人、開戦に賛成する者に日本を牽制してゐること注目である。

一部・庫事専門家は最近於ける英國、シンガポール、陸海空、軍増強と米國合同。行動とは相伴行するものであつて、ヨーロッパスト紙の如きは米飛行機はすでに太平洋を横断極秘裡にエンガカルに派遣され、ありとセントラル・ヨーロッパに報道

Def. Doc. 1900A-24 77

(昭和丁亥年五月三十日 朝日新聞社 著)

太平洋空軍譜強

米上院
委員會
參謀總長言明

(二一三一九特電廿日發)

アーヴィング電は世田米上院陸軍委員会の
上院議員
22-8-2 (15)
ル参謀總長太平洋軍
左のこと、注目すと、言明

米國は、目下太平洋艦隊を速かに強化するに備え、最新鋭の陸海軍の陸海軍戦闘機を配備せんと企て、る。今はマーシャル参謀總長はその機教については明言を避けたが、太平洋の情勢が険悪であることを強調したといはれる。

6-68

裏面白紙

(昭和十六年二月三日 朝日新聞社草)

太平洋空軍擴張

米上院
委員会 參謀總長言明す

〔エーラク特電廿日發〕

APワシントン電によれば廿日米上院陸軍委員会の
秘密會に於りマーシャル參謀總長は太平洋軍
備の即時強化について左のことき、注目すべき言明
を行つた。

米國は目下太平洋艦隊を速かに強化するため
に最新鋭の陸海軍の陸海軍戦闘機を配
備さんと企てゝゐる。右はマーシャル參謀總長
はその機動については明言を避けたが太平洋の
情勢が危急であることを強調したといはれる。

V-168

⑨
Def. Doc. 1900A-24 22

(昭和十六年二月二十二日 朝日新聞社説一頁)

新嘉坡宣祝 米政論調

（ワシントンセイ発同盟）

レシガボールを中心とする英米露三國の共同動作は漸次具体化しつゝあるがせり附のニユーヨーク、シカゴ、ミネソタ、シカゴボール窓口は米國に対するレシガボールの軍事的經濟的意義を強調しシカゴボール防衛のため米國はあらゆる手段を講ぜねばならぬと次々如く報じてゐる。

レシガボールが敵性國家へ手に落れば、極東、ラゴム、錫等の重要物資が米國に輸入出来なくなつ惧れがある。隨つて米國としては日本のレシガボール政策に無関心たゞ得ない。

軍事上のみならず軍事上からいっても米國は比島

失國ハシカガボールを失ふとハイ

ンドに対する日本の脅威は太

復して太平、大西、兩洋にねける英

國の海軍力に大打撃を受へ（までは）レシガボール現在ア

真の戰場は英佛海峡であつて蘭印でもまたレシガボールでござり、英國が勝てば極東問題は自然に

片づく米國は対英援助に急を要す（までは）日本の太平洋

侵略阻止（までは）有効な手段を探り得まいと思ふは誤りである。

米國は太平洋に有力な海軍を擁しがつ大なる經濟力といふ武器をもつてゐる。今日より反撃者を考慮して対日經濟制裁は小規模の範囲で行はれてきたが日本がレシガボールを中心とする侵略に出でんとするならば米國に亘て対日全面的禁輸を断行し日本の

經濟工業通商に致命傷を與へ（までは）

⑨
Off. Doc. 1900 A-25

裏面白紙

(昭和十六年十二月二十一日 朝日新聞社第一夏)

新嘉坡宣報 米紙論調

①
Og. Dec. 1900 A - 25

(アーリントンセイ、飛行機)

シンガポールを中心とする英米露三國の共同動作は漸次具体化しつゝある。せり附のニューヨーク、タイムズ紙、シンガポール電報は米國に対するシンガポールの軍事的經濟的意義を説き、シンガポール防衛のため米國はあらゆる手段を講じねばならぬと次々如く報ずる。

シンガポールが敵性國家の手に落れば、極東ならゴム錫等の重要物資が米國に輸入出来なくなつ惧れがある。隨つて米國こそは日本のシンガポール政策に無関心では得ない。軍に通商上のみならず軍事上からいっても米國は比島に対する責任があり、英國がシンガポールを失ふとハイチ蘭印、清洲、マレーシア对中国に対する日本、カナダ、威は太平洋のバランスを完全に覆して太平、大西、西洋における英國の海軍力に太打撃を受へるであろう。しかし現在の眞の戰場は英佛海峡であつて蘭印でもまたシンガポールでもない。英國が勝利に勝てば、極東問題は自然に片づく。米國は対英援助に急ぎあつて、日本の太平洋侵略阻止に力を有効を發揮し得まいと思つては誤りである。米國は太平洋に有力な海軍を擁しながら經濟力といふ武威をもつてゐる。今日まで反對者を考慮して対日經濟制裁は小規模で範囲で行われてきたが、日本がシンガポールを中心とする侵略に出でんとするならば米國は直ちに對日全面的禁輸と断行し、日本の經濟工業通商に致命傷を與へる（あらう）。

11

22-8-12 17

Dof. Doc. # 1500-M-4

辯護書類 一五〇〇一M一四

真珠湾攻撃共同調査委員会證據書類第四九號ヨリノ抜萃

合衆國第七十九議會、第一期

秘

U・S・連續 〇一一一二一一二（R）

B・U・S・（J）（四一）三〇

略稱 A B C I

一九四一年三月二十七日

米英參謀會議報告

一般

一、一九四一年一月二十九日ヨリ一九四一年三月二十七日迄ワシン
トンニ於テ海軍作戦部長並ニ陸軍參謀總長ヲ代表セル合衆國參
謀委員ト各參謀總長ヲ代表スル莫帝ヨ代表團トノ間ニ參謀會議
行ハレタリ。カナダ、豪洲、並ニニュージーランド自治領ノ參

謀長代表者ハ是等ノ會議期間中、英帝國代表團ト連絡シ共同シ
居リタルモ、共同會議ニハ出席セザリキ。

六合衆國參謀委員並ニ英帝國代表團ノ人員顧遇レハ以下ノ如シ

(眞珠灣攻撃) 第十五部 一四八七頁

辯論閣文書一五〇〇-I-P-四

眞珠湾攻撃調査共同委員會議事録一合衆國
第七十九回議會、第一會議

ターラー大將（米）

ターラー海軍大將の證言よりの抜粋一一九四六年

（メモ用紙）

我がインガーソル海軍大將をロンドンに派遣して
英米兩軍の協力について協議させたのはいつであつたか
スターク大將、かかる問題を協議させるためにインガーソル大將を
ロンドンに派遣した覚えはない。それは海軍作戦部長としての余の在職
期間以前のことである。
マーフィ氏、一九三八年のことである。

辯護側文書一五〇〇-I-P-四

眞珠灣攻撃調査共同委員會議事録一合衆國

第七十九回議會、第一會議

ハロルド、アール、スターク海軍大將の證言よりの抜粋――一九四六年
四月十一日木曜日

ギアハット氏：　貴方がインガーソル海軍大將をロンドンに派遣して
英米兩軍の協力について協議させたのはいつであつたか
スターク大將：　かかる問題を協議させるためにインガーソル大將を
ロンドンに派遣した覚えはない。それは海軍作戦部長としての余の在職
期間以前のことである。
マーフィ氏：　一九三八年のことである。

ギアハート氏、インガーソル大将を派遣したのは誰であるか
 リチャードソン氏、若し國仔知ならば
 スターク大將。さうですぬ、余の前任の海軍作戦部長はリーヒイ大將であつた。リーヒイ大將の在職期間のこととすれば、海軍長官の同意のもとに、又は海軍長官の指示によつて屹度、同大將が派遣されたのであらう。しかし同大將は余が正職部長だつた時よりも以前に派遣されたのである。

ギアハート氏。さて一九四〇年といふ年に國王意願ふことにしたひが、駆逐艦の協同艦隊の可能性について協議するため（一三九二七）海軍専門家を台東に派遣する様、英皇政府に要請されたか？、
 スターク大將。その通り、それは一九四〇年の五月のことであつた。
 かそれらの會合が開かれたのは一九四一年早々であり、終つたのは一九四一年の三月であつたと記憶する。

ギアハート氏。しかし貴方が英國海軍のダットレイバウンド大將に連絡を取り、海軍専門家を台東に派遣して兩國海軍の合作を協議

する様に要請しれのは一九四〇年、一九四〇年の秋のことだと思ふが
スターク大將、その通りである。坂下の場合に。
ギアハート氏、石の通告は何びとの責任に於て出されたのであるか
スターク大將し、余の責任で。
ギアハート氏、貴方はこの問題について大統領と相談されたか
スターク大將、余は石の通告を余自らの責任で送つたのである。又送
つてしまつてから大統領に知らせた。
ギアハート氏、で貴方がダッドラレイハンド卿に送られた通告の結果
委員の一行は英國より合衆國にやつて來たか
スターク大將、やつて來た
ギアハート氏、で一行は平服で來たのか
スターク大將、その通り
ギアハート氏、貴方が出席の會合で敵対協議をされたのですね
スターク大將、大体、余は實際に仕事をする委員會には頭を出さなか
つたしかし勿論余は同委員會の相談に興り又通過報告を受けてゐた

ギアハート氏たか 貢方は合衆國に於て開かれた會合にすべて出席され
 (一三九二九一)スターク大將いやいや 遠く誰かの會合にしか頬
 を出してゐない
 ギアハート氏たか これらの會合は何處で開かれたか
 スターク大將いやいや 海軍省で開かれた
 ギアハート氏たか これらは國人のアバートで開かれなかつた
 といふことは確かであるか
 スターク大將いやいや 余の記憶ではこれらの會合は海軍省若しくは陸軍省
 で開かれた。石の通話をすることについてマーシャルと相談した
 吾々の意見は一致してゐた。これらの會合は海軍省で開かれたと思
 ふ。國人のアバートでは開かれなかつた。

韓國語類第 一五〇〇號 19 一四

眞珠灣攻撃調査共同委員會の設事錄、合衆國、第79回議題、第一期。
一九四五年十二月五日水曜日——陸軍中將エル・マー・ジエロー口述者
りの裁草。

ミツチエル氏 「ジエロー將軍、貴官は、戰爭計畫部に在勤當時、英米兩國が
戰争に迷込まれた場合の共同作戰計畫を編して、英國側と何か
會議があつたか覚えてゐますか、？」

ジエロー將軍 「左様、ありました。」

ミツチエル氏 「それは所謂 A · B · C であつて、英米會議といふ意味ですか？」

ジエロー將軍 「その通りであります、A · B · C 其の一であります。」

ミツチエル氏 「二六〇九一

ミツチエル氏 「A · B · C 其の一とは？」

ジエロー將軍 「そして、A · B · C 其の二といふのがありました。」

ミツチエル氏 「其れも亦英國參謀の計畫で英國との共同計畫案でしたか？」

ジエロー將軍 「そうであります。」

ミツチエル氏

「貴官は其の當時、我々が戦争に引き込まれた場合には合衆國の軍部将校と加奈陀との間に、加奈陀と共同作戦を行はふといふ事に談して旨談が行はれたか、どうか御記憶ですか？」

ジエロー將軍

「記憶してゐます、その様な會談が行はれました。」

ミツチエル氏

「それから、貴官は、合衆國の陸、海軍將校と英聯及びオランダ將校との間に、シンガポールか又は漢東の或る土地に於て、同様な會談が兩面され、其の會談の結果として、或る許諾又は推諭（勧告）が作られたといふことも覚えてたりますか？」

ジエロー將軍

「覚えて居ります。その様な會談が行はれました。」

ミツチエル氏

「（アメリカ、オランダ、イギリス會議。一九四一年四月、シンガボール）と題する書類を、私はここで貴官に項目にかけます。貴官は其の書類を御覽になつたことがありますね？」

ジエロー將軍

「そうです、私は此の書類を見たことがあります。それは、シンガボールに於けるアメリカ、オランダ及び英國間の會談の報

告書であります。」

（「眞珠灣攻撃」第三部第九九一頁）

E1

米開麗詩

良珠國政事記卷之三

卷之三

ワシントン州立大

流空詩

22-2-12 (20)

卷之三

一級航空計画ノ事ハ、安素ヲ長イ間研究シタ後私ハ本年度末マチノ間
的計畫ヲ作成シタ私ヘヨク計畫ガ陸軍又ハ英國ノ計畫ニ左程日立ツホドノ支
蔭ヲ來ストハ思ハヌシ又小規模トハ云ヘ中國ガ本年度ナシキル最大限ノトコ
ロデアルト信ズル、私ハ相當ナ空軍ヲ中國ニ建設スルコトノ實際上ノ重要性ヲ強
ヤ中國人ガ信頼出來ルヨウナ計畫ヲ早急ニ決定スルコトノ必理的且要性ヲ強

4

米國國會

東珠島攻撃軍委員會審議タリノ公報

第二十回

四五四一頁

ワシントン・ホワイトハウス

一九四一年五月九日

大統領宛 謄書

中 國 向 空 計 築

内 容

一般航空計畫及心得へキ語要案ヲ長イ間研究シタ後私ハ本年度末マテノ臨時
的計畫ヲ作成シタ私ハコナ計畫ガ陸軍又ハ英國ノ計畫ニ左程目立ツホドノ支
障ヲ來ストハ思ハヌシ又小規模トハ云ヘ中國ガ本年度ナシヨル最大限ノトコ
ロデアルト信ズル、私ハ相當ナ空軍ヲ中國ニ建設スルコトノ實際上ノ重要性
ヤ中國人ガ信頼出來ルヨウナ計畫ヲ早急ニ決定スルコトメ必理的重要性ヲ強
調スル必要ハナイ

様下ガコノ計画ニ加ヘル修正ヲ承認スル用意ガアツテモ全答トシテノ根本的
概念ニハ御賛成デアルトシテコノ試験的計画ノ結果及英國トノ交渉ヲ進メテ
モヨロシイアスカサウスレバ私ノ交渉ニツイテノ根本方針ガヤマルワケデ
アル

署名

ロウクリン・キュウリ

印刷

ロウクリン・キヌウリ

四五四二、四五四三及四五四四頁

一九四一五月九日

◎中國向臨時航空計畫案

以下ノ計畫ハ一九四一年度ニ於イテ中國ニ對シ進む機
二四四台ヘ爆撃機（一一二台轟炸機）三團G4M及轟送機111120架を供給スル
コトニ既定ス

一 造機廠

良英國ハ空冷式發動機バル泰イ400一四四台ヲ解放ス車體ガアルコノ兵
力ハモット造歩シタ P47ガ利周出来ルコウニハレバ一九年一月前半
期六ヶ箇西我軍ノ空冷式發動機リバブリツタ P48一四七台ヲ解放スルコ
トニヨリ補充シ増加スルコトガ出來ル

b 現在發送中ノ最初ノ水冷式發動機カーテイス P40一〇〇台ヨリ成ル中國
ノ造機廠ア海充シ増加スルタメニ陸軍ハ一層造歩シタ P42Dト P43Bガ生産サ
レルヨウカタレバ一〇〇台ヲ解放スルコトガ出來ルコレハ一九四二年
年前半ニワタリ連續スルコトガ出來ル

二 爆破機

陸軍ガソノ中古 P31爆破機ニ班四合ナ中四〇台ヲ解放スルコトヲ提議サ
レテイルハソレハ造イケレドモ夜間爆破ニシテ各ノ表
ニ從ヒ一九四一年ノ終リマテ陸軍及英國ハ現在ノ生産カラ爆破機七二
台ヲ解放スルベキコトモ提議サレテイル

二五、六、七月ニ毎月陸軍及葵團カラ各々三台宛

八、九月ニ毎月各四台宛

十、十一月ニ毎月各五台宛

十二月ニ各六台宛

カヨウニ毎月増加計畫ヲ一九四三年ヲ通ジ設ケ補充及追加ヲナシ得ル

三級習機

早速第一級ノ中國空軍創設ニ相應力ワ入レルベキデアルコノ目的ノ
タメ第一級陸軍飛行舉行將校ノ指揮ノ下ニ教育一隊ヲ中國ニ派遣スベ
キ事ヲ提案シ且今年夏季ニ予定サレタル七一七〇台ノ中コリ三四〇台
ノ初步及後期ノ訓練ノ練習機ヲ轉ズルコトヲモ提議サレテイツ
以下ハ臨時計畫デアル

五月	二〇台	六月	三〇台	七月	四〇台
八月	五〇台	九月	五〇台	十月	五〇台
十一月	五〇台	十二月	五〇台		

原本不明瞭

裏面白紙

ヨク日向ノタヌリ十台除キカリ追加トシテ候故シ今此等將官ニ特派サ
レテキル D03 十二台ヲモ開放カルヨウ是後サレテイル、此ノ地ノ軍ノ個人
輸送ニヘニ備蓄動機船六点乗手 D03 ヨリモ前イハナチクラフトニ方
ノ運輸的代用品トナルデアラウ

附錄四時計量表

六 六 六 八 八 一〇 一〇 一二

Def Doc No. 1500 N-3

原本不明瞭

裏面白紙

寧縣留學 生時 元月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月 一〇月 一一月 一二月 一九四二前半

卷之三

一九四一年五月十五日

ラウタ

卷之三

卷之三

Note:

The attached document is the corrected document and should be substituted for the corresponding document which should be destroyed.

丸根

第一五〇〇一七一四

七十九國會、第一會期

調査共同委員会、監督

第五〇回よりの抜粋

第五〇回

五

一九四五年十二月五日

字:

オランダイギリス會談

八

高橋

機密第壹類 第一五〇〇一四一四

合衆国 第七十九國會、第一會期

眞珠灣攻撃調査共同委員会・審證 第五〇號よりの抜粋

審證 第五〇號

アーヴィング・カーネギー

ナッシュ・スコット

(トリニティ)

日付 一九四五年十二月五日

頭文字

一 メリカーオランダイギリス會談

E1285/A
Def Doc No. 1500 T-4

裏面白紙

丸括

機密側面類 第一五〇〇一四一四

合衆國 第七十九國會、第一會期
眞珠灣攻撃調査共同委員会 講習 第五〇講よりの抜粋

寄附 第五〇號

機密 分類 秘 寄附第十一號

委任 W D G S
日付 一九四五年十二月五日

頭文字

—アメリカ・オランダ・イギリス会談

E 285/A
Def Doc No. 1500 T-4

一九四一年四月、シンガポール

（略記號 A-0337）

報告

司令長官事務所

支那駐屯軍

一九四一年四月二十七日

（「眞珠灣攻撃」第十五卷 第一五三一页）

裏面白紙

Def. Doc. # 1500-T-4

辯諭文書一五〇〇一T-1四

極秘 A D B 一四頁

米、蘇、英等談 一九四一年四月

第四、連合國ノ取り得ル行動

二八、ドイツ及ビイタリヲ敗北サセルト云フ大目的ヨリ離脱シテナイ事ヲ確保スルタメニハ極東ニ於ケル現在ノ我等ノ戰略ハ守勢的デアラネバナラヌ。然シ極東ニ於ケル我等ノ利益ヲ大ニ保護スヲモノデ其レ自體ハ攻勢的デアル手段デ而モ我々ノ採リ得ルモノガ若干アル事デアル。經濟封鎖、海軍獻退、空襲ノ結果トシテ日本ノ瓦解ガスルデアロウ。後者ハ最モ直接的デ日本ガ吾ニ志レルモノデアル作戦ノ守勢的價值ニ加フルニ前記第二十一節ニ示サレタ「ルソン」ヨリ海水兵、空軍ノ攻撃ハ此ノ島ヲ保持スルニ攻撃的見地カラ見テヨリ大ナル價值ガアル。故ニ「ルソン」ノ防衛ヲ強化シ文那ニ於ケル同様ノ進駐力ヲ設置スル以外本島ニ爆撃力ヲ維持スル事ヲ勧告スル。

裏面白紙

三〇、其他ノ成シ得ル行為ハ下記ノ如クテアル。

a 支那正規軍ニ攻撃的運動裝備供給

b 支那ニ於ケルゲリラ作戦

c 日本ニ於テ攻撃的活動ノ組織

三一、經濟的威迫ニ關スル張りアメリカ合衆國、英帝國、荷印ノ對日戰爭
参加ハ自然的ニ日本ノ貿易ヲアジャ船岸ニ制限スル。支那ハ對日戰ニ
參加スルテアロウシ我が國ノ潛水艦及ビ空軍ハ日本、タイ國及ビ印度
支那トノ貿易ヲ相當妨害シ最初ヨリ高度ノ經濟的封鎖ヲ日本ニ強制ス
ルコトニナロウ。

增補側文卷一五〇〇四

秘
一
二
五
頁

卷一百一十五

卷之二、卷之三

卷之三

他
作

支那に規重ニ對スル、政的援助、交渉ノ供給、軍事便箇國ノ設置
等ニコル支那、英國ノ中核的友邦ハ既ニ設立ザレテ居ルカラ米國
使節團ニシテ英國使節團ト合同スルナラバ相當有力ノモノトナルデ
アロカ、其レ故之ガ設置準備ヲ今直チニナス議ヲ勧告スル
b 満洲ノ操縱及裝備ニヨル支那武裝「ゲリラ」ノ操縱、英國政府
ハ既ニコノ種族ノ組織化ニ着手シテ居ル。　・　・　・　・
　・
　・

的ニスルコト
コノ時ノ行勅ハ既ニ英國政府ニヨツテ國威化ニシテ手シテ居ル。

9

5

裏面白紙

裏面白紙

米政府モ同様ノ行動ヲトリ英蘭ト密接ニ行動ヲ共ニスル事ヲ勧告
スル。

（「眞珠湾攻撃」第十一部一五七六—一五七七頁）

裏面白紙

文書ノ資料ニ關スル證明書

自分、外務省文書課長 林 銘ハ茲ニ添付セル日本語ニ依リ印刷セラレ一三三頁ヨリ成ル「英米蘭共同日包圍陣形成ニ關スル件」ト題スル印刷物ハ昭和十六年四月外務省亞米利加局第一課ニ於テ編纂發行セルモノニシテ當時外務省ノ所有シ居リタル外務省在外公館報告（公信及公電）及新聞又ハ通信記事ヲ資料トセルモノナルコトヲ證明ス

昭和二十二年七月三十一日

於 東 京 林

銘

右署名及び印ハ自分ノ面前ニ於テ為サレタルモノナルコトヲ證明ス

同 日 同 所ニ於テ

立 曾 人 潤 部 勝 馬

Def. Doc. # 1739

五
(o)

2008.12

R.

4

昭和十六年四月

Apr. 24 1939

英米日共同駆逐艦日丸號及巡洋艦ニ同スル件

亞米利加局第一課

目 次

第一部 英米日政治的合意

序 希臘ノ大東亞共榮圈建設ニ對スル米日ノ

續

一、 聖府ニ於ケル米英深水道自代表追給

二、 米日艦隊ノ「ニュージーランド」及深水道

訪問

三、 米海軍顧問及軍事顧問派遣

四、 馬尼刺ニ於ケル英米日三百代表會議

第二部 米軍軍備及南太平洋軍事進勢

附錄 蘭東等ニ南方同近ニ開スル日本政府ノ

急便郵

五

No. 1

(a)

Def. Doc. 1739

No. 2

第一部 英米日政治的合作

支那事變ヲ真好調ノ異現トスル帝國ノ大貿易共榮圖
進歐ノ大理想ノ何者ナルヤニ骨テハ此處ニ其言ヲ張
セサル處ナルモ右帝國ノ良譽ナル茲日本シテハ列
國中其眞意ヲ能ク認識スルセノ少ク反ツテ帝國ノ行
動ヲ以テ侵略ト断シ世界秩序破壊者ナリト誇勝スル
モノ傑カラサルノミナラス夏ニ最近ニ至リ帝國ニ於テ
テ大東亜共榮圖建設ノ爲ニハ經濟上莫澤谷地ニ於テ
有無相通スルノ必長ニ基キ爾洋ヲモ包含セシメサル
可カラストノ見解ラ公ニスルヤ右ヲ以テ官津等ニ藉ル
印ニ詩スル領土の邊界ノ實心表現ナリトセリ殊ニ本
年初頭ヨリ三月ニ亘リ帝國カ東亜ノ安定期ナル大東洋
見地ヨリ泰師印簡ノ發令同時ニ東リ日本スヤ爲ニスル
「臺東危機說」ニ當同シ臺府ニ於テ米英聯軍總司令
麥ノ連絡協議ラナスト共ニ葛尼則ニ於テモ英米軍
日代表ノ現地會議ラ開催スル外米白桂隊ノニユージ
ジーランド及海潤訪問、米國海軍將校ノ軍事顧問
トシテノ接觸派遣等々諸日包日障礙感ノ爲ノ政治的
合作ヲ企圖シ來レリ

一、華府ニ於ケル米英聯軍四百代表遣船
(一)二月二日經育、「ダイムス」紙ハ一月十四日附
ウエリントン」(「ニュージーランド」)、該郵
信トシテ「據以アル筋ノ情報ニ依レハ米日、米
國及「ニュージーランド」同ニ日本ノ商通策ヲ

22-2

Ref. Doc. 1739

No. 3

目録トシ南太平洋ノ物語ニ開スル或ル種ノ諒解
カ成立セル模様ナル處右諒解ハ「ケイシ」
米公使ト「ハル」百官長官トノ交渉ノ結果到
達セラレタルモノニシテ其内容ハ不明ナルセ
日本ハ「シンガポール」ノ使节及長洲府那並ニ東
都、ニユージーランド、北島ノ港灣ニ然科供
給施設更ニ各地ニ筑空港ヲ得スル福利ヲ得
タル通ナリ、尙米石ハ萬一ノ場合三日カ採ルヘ
キ指揮ハ三百ノ船艦ニ依リ決定スヘシトノ留保
ヲ要求セル、蒙ト報セリ

(二)

「ハリファックス」英大使ハ一月二十日着任
以降百官會首相副ト會議ヲ領ケ后リタル處右官
談ハ近キ将来ニ於カル示「ト、ニユージーラン
ド」同ノ公使交換ニ關スルモノニシテ前太平洋
ニ於ケル英米合作ヲヨリ緊密化スル次走的ナル
動キナルヘシト仰ヘラル尙「ケイシ」長洲公
使モ右ト各行シテ「ハル」長官ト交渉ヲ竟不后
レリ

(三) 二月十五日「ハリファックス」英大使及「ケイ
シ」長洲公使ハ「ハル」百官長官ヲ訪問共同
會見ヲ行ヒ夏ニ引續キ「ハリファックス」
ハルト懇談ヲ達ゲタリ右悉了後「ハリファック
ス」ハ記者曰ニ實シ「云日ノ共同會見ニ於テ
ハ相互通利譽同道ニ付瑞々誠旨スルト共ニ

(四)

情報ヲ交換セルノ大ニ得ル所アリタリト語リ
 又「ルードン」ハ同様「臺東及白印ノ情勢ニシ
 情報交換ヲ行ヒ協議セリ白印ハ一切有事ノ際
 ハ如何ナルシトモ他ク遠取フ決意ナリト語レ
 リ
 (五)
 三月七日「ハリファツクス」英大使、「ケイシ
 1」森淵公使ハ午前十一時福次キテ「ハル」長
 官ヲ訪問約五十分間ニ亘り其談ヲ述ケタリ、自
 衛省筋ニテハ「三百代表ハ臺東其他一般國際情
 勢ニシ定期四ニ意見ト情報ヲ交換スルコトニ
 ナリ后ル處今次會議セ真ニ通オズ」ト言明セ
 リ、會談終了後「ハリファツクス」大使及「ケ
 イシー」公使ハ會談內容ニ關スル記者曰ヨリノ
 質問ニ應ヘタルリト一途リ世界ヲ顧慮セリト答
 へ會談ノ一部ニハ臺東問題セ合マレ后ルコトヲ
 確認セル上三者ノ間ニハ見解、情勢判斷等完全
 ナル一致ヲ見タル旨述ヘル遠ナリ
 三月十九日、白印訪問ノ途次華府ニ立寄レル
 フアン、クレフェンスレ和白亡命政府外相ハ午
 后零時半ヨリ約三十分ニ亘リ「ウエルズ」白印
 次官ヲ加ヘ「ローズヴェルト」大統領ト會見ヲ
 行ヒタル庭會談内容ハ接觸サレサリシモ同邊界
 經濟交渉ニ就スル和白政府ノ見解ヲ披羅シ白印

No. 5

Def. Doc. 1739

ハ日本トノ紛争ヲ極力同途セント欲シ居ルモ完全ナル獨立ヲ維持スルカ爲ニハ外敵ノ攻撃ニ抗スルノ決意ヲ有スル旨ヲ述ヘタルモノテルヘク最惡ノ事態ニ際シ米日ノ保護ヲ要求モリヤ否ヤハ英國ナルモ貿印ノ國防強化ノ爲ニ更ニ米日ヨリノ飛行機並武器ノ供與ヲ要請セルハ明カニシテ右ニ對シ米日獨ハ紛争勃發ノ際ハ相談ニ應スルトイフ程度以上ニ立入レル吾輩ハ與ヘザリシモノト認メラルルモ既ニ貿印ハ勿論我國ニユージーランドニ該シテハ米日與武器ノ賣却ヲ爲シツツアリ同方面ノ防備強化ヲ援助セントスル現在ノ米日ノ政策ハ一貫シテ不變ナハシトノ見解ヲ越へ居レリ

六四月八日「ハル」自海長官ハ「ハリファツクス」英大使及「ケーシー」澳大使ト會談ヲナシタル處翌九日ノ記者會見ニ於テ「情報ノ一覧的交換」等の問題ニ就キ舌合ヘルニ過キス現在ハ何等カノ決定ラナスヘキ時期ニ非ラサル」旨述ヘ
メリ

二米國艦隊ノ演習及新西蘭訪問
三月十六日「ニュージーランド」海軍當局ハ米日巡洋艦二隻、驅逐艦四隻訓練航海ノ途次十七日「オークランド」港上入港スヘシト發表シ又同日米日海軍當局モ米日軍艦六隻目下「ニュージーランド」

No. 6

Ref. Doc. 1739

ノ「オーランド」ニ二日同ノ撮定ヲ以テ報告
同ヲ行ヒツツアルカ同日起終了後ハ直ニ布陸員珠
灣ノ所屬基地ニ歸還ノ撮定アル旨發表セリ右ハ英
米協訂ノ宣傳セラレ后ル折柄各方面ニ「センセイ
ション」ヲ與ヘタル良縁成、出發並定日、行
動経過、英米新聞ノ報導録リ其目的ヲ明記スルニ
左ノ如シ

(一)艦隊構成及ビ山表

(イ)「オーランド」(五百噸)訪問艦隊

乙巡二隻及驅逐艦四隻左ノ通り

「ブルクリン」(乙巡)

第八巡洋艦隊
布陸員

「サバンナ」

同

「ケース」(駆逐艦)

「サンディエゴ」駆逐
艦
布
陸
員
珠

「ショー」(同)

同

「カミングス」(同)

同

(ロ)「ダッカー」(同)

同

「シドニー」(泰國)訪問艦隊

同

「ボートランド」(甲巡)

布
陸
員

甲巡二隻及驅逐艦三隻左ノ通り

第四巡洋艦隊

「シカゴ」(甲巡)

布
陸
員

24-2

「クラーサン」(駆逐艦)

ナラン不^レ明ナルモ布^レ庄

「カニグハム」(同)

「ダウンズ」(同)

「レイド」(同)

「カニグハム」(同)

同 同 同

(二) 行動經過

ハ出發日時不明ナルモ三月一日頃ナラン

總數ア三隻ヨリ威ル艦隊猶^レ幾合ミテ布^レ庄ヲ出
發シ三月九日「サセア」長「バゴ・バゴ」港ニ
入港セリ。同艦除ノ行先ニ關シテハ急日司令官
ノ達ベタル所ニ候レバ只「前西ニ進メトノミ
命令サレオリタルモノニシテ武昌貨兵張某成立ミ
ト同時ニ海上ニテ封緘命令ヲ改リ贈メテ目田地
ヲ知リタリト。武昌貨兵張某成立ハ十一日(因
ニ泰緒印紛争^レ停^レ某儀印モ同日ニナサレタリ)
ニシテ同艦除ノ「バゴ・バゴ」出港モ亦十一日
ナレバ、是^レテ待機セシモノナルカ候同ノ余地ア
モノナルカ又ハ諭メ該ル事ノ命令ヲ受ケオリシ
ナレバ、是^レテ海上ニテ封緘命令ヲ改リタリ
モセ何レニシロ右封緘命令ニ迄キ艦除ヲ二分シア
一班ハ新西^レ日ニ候ノ一班ハ新潟ニ向ヒタリ
シ、三日間潛在ノ後二十日「オーラークランド」
西貿^レ商艦除ハ十七日「オーラークランド」
到着^レ新シアーシ日

No. 8

Lef. Doc. 1739

出帆シタル處長珠鴻ニ向ヒ歸途ノ鑑定ナリト後
表セラレ居ルモ情報ニ依レハ深淵訪問艦隊ト某
地點ニ於テ合スル也ナリ
該調訪問艦隊ハ二丁日ニ至リ「シドニー」ニ入
港セリ。(同艦隊ハ全テ職時裝備ナルモ兵員ノ
四割ハ新募集ナリト言ハル。)
同艦隊司令官ハ入港後宣テニ聯邦政府頼委會ニ
臨ミ、米日ノ目的トスルハ、民族自決、小自民
ノ權利、信教及言論ノ自由、生活標準ノ向上、
一テモクラシー。該艦ニ在リト述べ更ニ之ト信
保ヲ同ジクスル着ラ装タル覺悟、並ニ全體主義
自ノ奴隸トナランヨリハ死ヲ選バントストノ決
意ヲ披露セリ。同艦隊ハ「シドニー」出港後更
ニ「ブリッベーン」ニ寄港シ、真後二丁日「オ
ークリンド」出帆ノ新西蘭訪問艦隊ト合シ次第
ノ行動ニ移ルモノト傳ヘラル。且ニ米日訪次
官ハ同艦隊ヲシテ「シンガポール」ヲ訪問セ
シムルヤトノ新聞記者ノ質問ニ該シ訪問セシメ
ズト言明セリ。
真後深淵訪問艦隊ハ三月二丁三日「シドニー」
出港「ブリスベン」ニ向ヒ、二十八日行先ヲ終
ナルヲ以テ右ハ深淵訪問艦隊ナラント推測セラ

25-2

No. 9

Dec 1739

ル尙新酉直訪問船除ハ三月二十日「オーフラ
ド」出港後消息不切ナルガ或ハ既ニ「サモア」
基地ニ歸返シタルニアラスヤトモ想像セテルル
處三月二十八日米作戦部長ハ海軍省當局ハ米艦
隊ノ現在及將來ノ行動ニ關スル情報ハ發表セサ
ル方針ニシテ目下爾太平洋ニ在ル艦隊ニ就テモ
親善訪問終了後所屬港ニ時還ヘルキ否々後表ノ
辰ニアカサヤ旨聲明セリト云々

No. 10

Def. Doc. 1739

(三)

英米新聞ノ報道概り

「ワシントン・ポスト」紙（三月二十一日）

今國ノ訪問ハ政治的意圖ヲ有スルモノナルヲ以テ、此ノ強力ナル艦隊ノ爾太平洋出動ハ日本ヲシテ無國心タラシメザルモノナリ、松岡外相即ちノ後若過スペキ日本ノ西方艦隊政策ヲ章側スルニ多少ノ結果アカルベシ。云々

「シドニー・ヘラルド」紙（三月二十日）

米國ハ今日英米合璧シテ日本ハントスルノ意圖ヲ示セリ。云々

「シドニー・テレグラフ」紙（三月二十一日）

獨ノ報丸日本ヲ太平洋艦隊ハ聖カモルノ事、新西蘭ニ出動シ荷ル事ヲ如實ニ示シタリ。該艦ハ米ニ對シ「ナチズム」「ファシズム」微ルル追因ヲアビキ失意ヲ示スベキナリ。云々

同紙（三月二十一日）

日本ノ過激艦モヲ制壓シ得ルハ實ニ米日海軍ノ大歴力ニヨル政策ノミカリ。又本訪問ヲ目メ當リニ見、友好國ノ力ヲ知リ勝利途ノ決心ヲ更ニ堅タスベシ。云々

目的的

本件米艦隊訪問ハ單ニ親善訪問ナリト一般ニ説明セラレ居ルモ米國政府ハ從來屢々行ヘル如ク前既ニ御曉乃

26-2

No. 11

Def. Doc. 1739

至宣傳等ヲ爲スノ擧ニ出テス單ニ新西蘭訪問艦隊ノ「オークランド」入港前日突如乙級巡洋艦二隻及ビ艦透艦四隻ヲシテ練習航海ノ途上十七日「オークランド」ニ入港セシムル旨ノ發表ヲ爲スニ止リ（濠洲訪問艦隊ニ就イテハ何等言及シ居ラズ）又出先官憲及同艦隊司令官ニ於テモ本件計畫ヲ事前ニ示知シ居ラザリシハ「シドニー」在米國海軍武官ガ帝國總領事ニ對シ、不意ニ采藍段來濠ノ通知ヲ受ケ驚キタリト語リ、同艦隊司令官モ封職命令ヲ發ル迄ハ其ノ目的ヘ愚カ、行先サヘ知ラザリキト述ベタル事實ニ徵スルモノナル件計登ハ短時日ニテ而モ極秘裡ニ爲サレタルモノナルベク現下ノ國際情勢ヨリ観ズルニ（イ）濠洲及ビ新西蘭人ニ對シ彼等ガ日本ト事ヲ構フル時ニハ簡單ニ米艦隊ガ來援シ得ベキ事ヲ如實ニ示シ、米國ノ英國並ビニ自治領ニ對スル援助ノ實效的ナルヲ知ラシムルト共ニ（ロ）日本ノ泰、帰印謁停ニ對スル反對示威ヲ爲シ日本ノ泰國ニ草率暴虐ヲ獲得セントスル意圖ヲ牽制シ他面ハ米國人ヲシテ「ロ」大統領ノ民主主義國援助ノ眞剣ナルヲ認識セシムルノ對內的效果ヲ狙ヒタル「ゼスチャード」ナリト觀測セラル。

原本不明瞭

27-2

Aug. 20. 1939

Vol. 12

、米日貿易局連ニ宣傳係長張達

(一) 二月十九日「ステュアート」三輪外相ノ宣表ニ依レハ米日貿易

委員「ダーヴィン」ニ嘉賞頒圖ヲ贈送セシムルコト
トシ退役後年六十五「マーシャル・コリンス」カ初代
内閣トシ日本ニ赴任入社ニアル述ナリ官職外務省ハ吉
米海軍ノ嘉勳令命ノ詔書ヲ頒シ本件ハ米日政府ガ
誠實眞告局ト法モ廉義ナル通識ヲ保ダントスル事
題ノ授達ナリト為シ居レリ。

(二) 二月十九日米上級官ハ比島藩在三武官サ東南亞細亞
ノ宣傳係員ニ任命スル旨發表セル處奉ニハ「ク
ラレンス・ジャックソン」少佐、
ニハ「フランシス・ブリンク」少佐及日本印ニヘ「ア
レキサンダー・キャンベル」少佐が夫々任命セラヒ
久り、右ニシ山草谷ハ「全世界ノ眞正體制ニ
ヌヽラ・レタル精勤ナリ」ト賀詞シ居ルモ客年弱耳
ノ一、「ランド」通達委員ノ亦同道入ニ陳シ嘉賞
テ、第何ワニ候ツ無宣傳係長ヲ民請各處ニ派遣セル事
業ニ従ミ今回ノ通達モ米日が近キ時來通事ニ新事
ノ事在ツ予海シ行ヒタルニ至ラスキトモ認メラル尙
正、而印ニ派達セスト標明シタル爲管局ノ非分式所

原本不明瞭

Aug. 22. 1739

- (一) 馬ニ依レハ右ハ印廟ノ銀瓶ニ蓋ケルモノナルヲ以テ
之方訂正ヘ着局ノ銀本方骨ヲ取更セルコトヲ云承セ
スト。鑑シ居ル趣ナリ。
- 馬尼朝ニ於ケル英米日三國代表會上
- 四月二日「サ一、ロバート、ブルグ、ボファム」英
日石東直起司令官ヘ恭候國名ヲ尊育シ榮行儀ニテ研
古教ヨリ馬尼朝ニ到着セル慶壽官ハ着施行ノ途次突
然立等リタルニ追キス何等發揚ノ聲無アルモノニ非
ラスト達モシタルモ同日及翌三日ニ直リ奉北江省試
視ヲ詰察キル後「セイヤー」恭旨賜御勅諭書、「ハ
レト」恭上。直起司令官「ダルチート」此後
二馬官及「ビーミス」に十六海軍監司令官等ト會
談ヲ達ケタル處右監令モ「セイヤー」ハ既定ラ
一日急上を「バギー」ヨリ歸去シタルコトヨリ。此
モ「ボフーム」司令官來着ノ日西方監官會談ノ内
容ハ總體ニ關カラサル所ナリ。但「ボフーム」司令官
ハ四月五日登陸ヘ着地ニ向ケ出發セリ。
- (二) 四月八日「クレフェンス」和官・若ハ「ウニルギー」
「蘭西領民船ト共ニ赤門通商規則ニ附註シタル處
同外相ハ新舊船主目ニ對シ馬尼朝貿易港開港行ノ道
次立寄リタルノミニテ書文「セイヤー」高級助聽官

原 本 不 明 瞥

29-2

Ref. No. 1737

No. 14

(三)

以ハニ赤旗軍局總ト倉敷スル暴走ナリ英米連合軍
ノ如キハ云リ拍ラサル曾ヲ過ヘ又當局切モ和蘭ノ倉
庫移加ニ就テハ威可ク否定的印象ヲ與ヘントセシモ
ノノ如ク八日「セイヤー」主催ノ燒毁會ニモ燒軍輪
艦部ノ指揮ヲ過ケタル艦ナルカ九日午前拂外相ハ「
セイヤー」ト委嘱會ノ會長ヲ過ケ第ニ同日午後ヘ看
禮ヨリ引送ヘシタル「ボファーム」英連軍總司令官
ヲ初メ「ウェルター」道兵組、「グルナート」陸軍
司令官「ゼーミス」海軍艦司令官等ヲ交ヘ會長モリ
右ニシテ「セイヤー」ヘ斯日三日會長ニシテハ何
事レニ府ヨリ正式訓令ニ接シ居テストノミ國リ會長内
容ニ説テハ一切指揮ヲ過ケタリ

(四) 本會英米日ノ歸還期會報ヘ前過ノ如ク其自第一切發
表セラレサリシガ全般ニ添加セル眞偽反眞間接ノ
時機シヨリ張走シ大事走ノ都次カ同日セラレタルモ

ノト色メラル

(イ) 石賓及雷澤ヲ含ム諸太平洋方面ノ信勢觀點
(ロ) 菲太平洋株ニ日本支那海ニ於ケル共同防衛道程圖
題

(ハ) 馬尼利、新嘉坡及「バタヴィア」ノ三港港ヲ給フ
兩文鄙海道口防衛圖題

No. 15

Dec. 17 39

- (二) 南支那海ノ防衛地帯ト「ミッドウェイ」「ウェーク」ノ諸島ヲ飛石トスル米日ノ太平洋沿岸地トノ作戦的意義問題
右ニシテ上海總領事館脇若カ米側ヨリ得タル情報トシテ内報セル處ニ依レハ本件會談ノ結果意見一致セル點左ノ如シ
- (1) 英米日三国軍事協定締結
新嘉坡防衛ニ關スル米日海軍ノ責任分擔
侵略着カ行動ヲ起シタル際ノ警戒放棄決定
如何ナル犠牲ヲ拂フモ米日ノ協同確保
(ホ)(ニ)(ハ)(ロ)(イ) 上河頭
(ホ) 開港ノ際白印ハ英米援助下ニ水雷ヲ敷設シ附近江
(ヘ) 英日ト協同編制防衛ノ爲シ旬ニ派兵方貢慶ニ要求
スルコト
(ト) 會議ノ結果ヲ眞慶ニ通知スルコト
(チ) 白印或ハ編制カ侵略セラレタル際侵略者ニ對シ宣
作戦ニ協力ヲ求メ侵略反抗ノ正式聲明ヲ發出セシ
ムルコト

No. 16

Def. Doc. 1739

(四)

尙四月五日、「ハル」國務長官ハ新聞記者會見ニ於テ
馬尼刺會談ニ及シ左ノ通り言明セリ
英米日三日代表ノ馬尼刺會談ハ只三日ノ協同利害ニ
關スル問題ニ就キ情報並意見ノ交換ヲ行フニ止マル
モノト信ススノ如キ會談ヲ行フニ至レル諸事情ニ就
テハ何等言明ノ限リニ非サルモ右會談ハ國係對國カ
華府其他ニ於テ相互利害ノ問題ニ就キ協議ヲ行ヒ來
レルト同様ノ性質ノモナルコトハ確カナルヘシ右
會談ニ於テ果シテ何ヘラルルカ如ク南支那海及太平
洋ニ於ケル三日ノ共同防衛並共同作戦ニ關スル專問
的問題ニ就キ吾國力進メラルヤ否ヤハ右會談ニ關
スル報告カ到着スル迄ハ未タ何トモ言ヘス
第二部米軍軍事及南太平洋軍事各地

第一部ニ於テ英米簽訂諸日ハ帝國兩造ノ對策トシテ
右請回共、同防衛ヲ唯一ノ手段トシシ種々政治的「ゼ
スチュア」ヲ示スト共ニ共同策略ヲ協調シ居ル次第
ヲ述ヘタル處右共同防衛ノ具体的基礎トナルヘキ太
平洋軍備狀況ニ關シ

一米日軍備及太平洋岸軍事各地ニ米日南太平洋軍事
基地ニ英領軍事基地、法領軍事基地ノ四項ニ分チ概
述スルコトトスヘシ

29-2

No. 18 Def. Doc. 1739 又密年九月二十七日現在ノ海軍第一機械ノ現有勢力ハ同
年十月二日「ノツクス」海軍長官カ語ル所ニ依レハ左ノ
如シ。

現有第一機械	注文中	注文交渉中
戦用機 一三三四	一三〇二	
練習機 四二二	四〇六七	
雑用機 一二六	三二	約四〇〇〇
合計 一八一三	三〇〇	

米日海軍ノ擴張計畫ハ一九三八年ノ第二次「ヴァインソン
海軍擴張法」(總額一五五七、四八〇億)ニ引續キ密年
ニナリテハ第三次「ヴァインソン」割一分擴張法カ開會
ニ提出セラレ居タル處、四月ニ入りテ歐洲機關局カ急晨
開ヲ見セ佛國ノ對獨降服ニ依リテ西歐ハ悉ク獨伊ノ側に
下ニ入り、英本土亦獨軍侵入ノ危機ニ直面セル爲、米國
政府ハ茲ニ民主自援助及米洲防衛ノ見地ヨリ大軍備ノ整
充ニ專念スルニ至レリ。海軍ニ於テハ第三次「ヴァインソ
ン」海軍擴張法カ急務成立ヲ見ルト共ニ相次イテ海軍擴
張集力設合ヲ通過セリ。大要左ノ如シ。

Laf. Lca. #739

日本水「ラインスター」
「アーヴィング」

前方正 通鑑卷一百一十一
一 壓四百三 八千四百三
一
一
一
一
一
一

卷之三

（本邦の歴史ノ研究ノ發展と其の問題）

サレタル處、該情報ヲ綜合スルニ依經審査ニ於テハ該處
外ノ通商ヲ見、既ニ過去中ナリシ三月五日午前零時主力進軍
一隻ヘ四月ニ既ニ前後ヲ見三月中更ニ一隻進軍ニ入ル事
業ニシテスヘテノ先頭目標ハ一九四七年ナル發達ナリ。

No. 20

Def. Doc. 1739

建機合計

一六七〇〇〇噸

(2)

陸軍
一四九二〇〇〇噸

本年一月八日「ルーズベルト」大統領ノ講會ニ
送リタル諭算數値ニ依レハ客年六月ニ於ケル陸軍
正規軍ハ二十五萬ト需セラレ居リタル處、一情報
ニ依レハ、客年五月三十日現在ノ陸軍兵力ハ次ノ
如シト推定セラル。正規軍 二四二
般軍 二四五
航空機 二三九
各種大砲 一〇八
高射砲 一六六
高射機関砲 三四三
装甲車 九八
戰車 九八
機甲車 九八

31-2

No. 21

Dg. Doc. 1739

然ルニ客年春以後ニ於テハ陸軍亦ソノ兵員ノ増加ト裝備ノ近代化ニ着手シ、大統領ハ客年五月十六日及同三十一日ノ兩國防敏春ニ於テモ海軍ト共ニ陸軍ノ増強ヲ要求セルカ特ニ同七月十日ノ第三次國防敏春ニ依リ、陸軍百二十萬裝備ノ完成、動員ノ歸更ニ八十萬ノ陸軍ノ裝備調達、陸軍總一萬五千ノ増強ヲ望ム旨ヲ述ヘタルカ、八月二十七日大統領ノ署名ヲ了セル州兵等編入法ニ引續キ、九月十六日ニハ徵兵法カ裁可セラレテ一時ニ九千萬ヲ越エサル人員ヲ徵募訓練スルヲ特ルト共ニ、七月二日ノ國防増強法ニ依リ陸軍航空兵力ノ制限カ撤廢セラレ、茲ニ示國陸軍重質兩方面ニ亘ル増強ニ着手スルニ至レリ。

本年一月八日ノ議會敏春ニ於テ大統領ハ百五十萬ノ陸軍ノ維持トソノ近代化ヲ要請セルカ去ル四月二十二日上院特別國防委員會ニ於テ一トワツドル「陸軍動員局長代理カ以述セル所ニ依レハ、米陸軍ハ目下二百八十萬ノ動員計費ヲ獨立中ニシテ、又兵器ノ不足アルモ六月末日ニハ三四十萬ノ兵力ヲ有スルコトナルヘシトノ事ニテ、又「マーシヤル」參謀長ノ談ニ依レハ米國陸軍現在ノ兵力

No. 22

Def. Doc. 1739

ハ百二十五萬ナル速ナリ。

(二) 太平洋岸軍事基地

米本国太平海岸ニ於ケル米海軍ノ基地トシテハ、サ
ン・ディエゴ、「サンディエゴ」、「メエア・アイランド」、「ブレマ
ード」等アリ、「サン・ディエゴ」ニ無十一
、乗務ニ第十二、「シアトル」ニム十三海軍軍司
令部アリ。

客年五月八日米艦隊ノ在港空襲火力を表セラル以前
ハ太平洋岸ハ米西海岸國艦艇ノ根拠地ナリシカ、最
近ハ太平洋艦隊ノ主方ハ南西ニアリテ西岸ニハ
シタル艦艇ノ空襲を見ヘ。此等ノ海軍基地ハ兵士ゾノ真強ラヨウツナ速、最
近ノ「エヌ・アイランド」ニ巡洋艦「ドック」
「モントレー」、「ドック」、「サンダーニ」ニ戰艦「
ドック」、「ドック」、「サンダーニ」ニ巡洋艦「ドック」
「一等カ完成シズハ建造中、若シクハ計畫中ニ騎シ
居レリ。

空軍基地トシテハ「サン・ディエゴ」ラ最タルモノトシ、其他「シートル」海軍ノ海軍航空隊擴張法等ニ依リテ攻近日覺シキ空軍ソツアリ。

32-2

No. 23

Dy. Doc. 1739

海(二)

アラスカハ「ワシントン」州「ブレマートン
草巻ニ本部ヲ置タ第十三海兵區ニ属シオルモ將
來獨立ノ海兵區ラ獨立スルモノト推察サル。目下
チ・ハーバー草巻皮ヒ「シトカ」「コティアツク
」兩航空隊基地ナリ

(イ)「ダッチ・ハーバー」以南ハ「アリューシヤ
ン」群島ノ東端「ウナラスカ」島ニ在リ草巻
施設トシテハ現在大規模ナルモノニ非スシテ
海水護、蒸逐送ノ基地タリ吾ルニ過キス常備
艦はモ砲艦ヘテヤールストン」ヲ旗艦トスル
若干ノ沿岸警備ノ小艦艇フミナルカ、米海軍
當局ハ將來之ヲ強化シ大艦隊ヲモ敷容シ集ル
草巻トナントスルモノノ如ク測量其他ノ事
スルニ決シ海兵機械算六五ハ〇〇〇〇弗支出
方譲曾ニ提出セラレ其後陸軍防備施設トシテ
一〇ハ二〇〇〇弗カ要求セラレタリ。

No. 24

Ref. Loc. 1739

位 置	目 的
「アダツク」島	軍用
「ビガルカ」島	（未定）
「ゴーラード・ベイードルゴイ」島	（ラヂオ）局

(八) 「シトカ」軍事航空隊
 →コティアツク→ニ新スル活動的性質ヲ有
 スル空軍基地ニシテ一九三八年ヨリ次第ニ着
 陸セラレ現在水上機駆除ヲ取扱シタルモ更ニ
 張張セラルル迄ナリ。

(二) 其他海軍用地トシテ保留セラレタルモノニ反
 ノ該地アリ。

(口) 「コティアツク」海軍航空隊基地
 「コティアツク」→「アラスカ」太平洋海岸
 ニアリ日本暖流ノ影響ヲ受ケ不凍港ナリ。
 木浦立候局へ同島ニ航空隊基地ヲ設ケ着々地
 強シツツアルカ前年度ヨリ海水茫茫地ヲモ敷
 設セントス。

航空隊基地トシテハ一九三九年度一〇、七六

二、〇〇〇弾支出セラレ、航空母艦ノ基地ヲ
 著トシ長距離爆弾投波ヒ長距離空襲機合計百

機ヲ收容シ特ヘキ設備ノ構築ニカカルカ更
 ニ其後多大ノ運費ヲ投シ機場ニ通航シツツア

33-2

No. 25

Dec / 1939

(2) 機宜訓練備

桑森ニ本部ラ監ク第九陸軍區ニ屬ス。
 チルクトト兵營及ヒ電信ヲ管理、經營スル
 シグナル・コニアノ他最近陸軍飛行隊ラ
 アラスカニ設置スルニ至リホル第多數ノ兵員
 カ急返ニ移住セシメラレタリ。
 (イ) チルクトト兵營
 一九三七年現在ニ於テ、將役一二、兵員二八六

「コートバ」 島	「ダツチ・ハイバー」 島	「ホーキンス」 島	「アイシーケーブ」 島	「ジエームスタウレ」 島	「ジユニー」 島	「コティアツク」 島	「バツセーデ・カナル」 島	「ボート・グラハム」 島	「レザレクション」 島	「スワード」 島	「ウナラスカ」 島	「ワイド」 島	「ウナルガ」 島	「ヤクタット」 島	
石炭府職所 同 用	第四石油貯藏區 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他	石炭府職所 同 用	石炭府職所 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他	石炭府職所 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他 埠頭其他											
(未定)	(未定)	(未定)	(未定)	(未定)	(未定)	(未定)	(未定)	(未定)	(未定)	(未定)	(未定)	(未定)	(未定)	(未定)	(未定)

No. 26

Def. Doc. 1739

ナリシガ、現在ハ若干増加セルモノト思料セ
タル。

(四) 「シグナル・コーラー」 潜水配屬員
將校、兵員其總合計、二三八名

(五) 「フェヤバンクス」 航空飛行基地
一九四〇年着工以來既ニ大部分完成シタルモ
現在更ニ之ヲ擴張シツツアリ。

同飛行場ハ艦載滑走路、病院、士官宿舎、兵
營、夜間飛行設備等並ヒ「ガソリン」貯蔵
庫、陸軍用寒氣實驗場等完備セル數地一千一千
エーカー」ニ及フ最新式飛行場ナリ。

昭和十五年九月「ハミルトン・フィールド」 確定
第十八進撃中隊（約二十機、將校三〇名兵員一五
〇名）カ新國防計畫ニ基キ「アラスカ」ニ於ケル
最初ノ艦載機隊トシテ同飛行場（「ラツド・フイ
ルド」）ニ移駐ヲ命セラレテヨリ、異次增派セラ
レ現在ハ右ノ他第七十三進撃中隊、舞三十六艦軍
中隊アリ。

(六) 「アンカレーデ」 航空飛行基地
米國陸軍ハ一九三九年一千二百萬弗ノ巨費ヲ
投シテ「アンカレーデ」ニ超大型爆擊機ヲ多
数收容シ得ル飛行場ヲ建設シタルモ更ニ其後

34-2

No. 27

Def Doc 1739

(付)

多大ノ豫算ヲ持テ演習シツツアリ。本年二月ニ「空ノ要塞」西機ヲ以テ編成スル第三十六爆撃中隊カ此ノ「エルメントルフ、ファイアード」ニ參照シテ以來第二十八混成空軍部隊、第二十三空軍師團等力配セラレタリ。之ト同時ニ「アンカレード」空軍守備隊ナルモノカ編成セテシ、第十四歩兵旅、野砲兵、第十工兵旅、海七十五海岸砲兵旅等屯ヲ命セラレ現在ヘ空軍師團ヲ合シテ總兵員千三百五十名ニ達スルト稱セラル。

(証)、「フェニヤバンクス一枚ビ」「アンカレード」ニ移座セシメラレタル機械機ハ四發動機行「空ノ要塞」ニシテ約四千枚ノ航顧力ヲ有スルモノナリ。因ニ「アラスカ」西端ノ島嶼ヨリ帝國版圖ナル千島迄ハ僅カ六百六十頃（約千枚）ナリ。

（付）米國陸軍ハ昭和十五年九月「アラスカ」ニ防空警報組織ヲ設置シ陸軍警報團ニ一、陸軍各部隊配備ノ補助無線電信局三〇〇ヲ中心トシテ新ニ防空警報、步兵旅隊、各一ヶ、野砲隊若干旅兵員二四〇〇名ヲ増派シ、更ニ各地ニ秘密高性能聽音器、各蒙高射砲、監視員、航空機ヲ配置セリ。

No. 28

Def. Doc. 1739

35-2

No. 29

Dec. 1739

二

米領南太平洋軍事基地

(ア) 在
陸

布威群島ハ米軍海軍ノ太平洋上ニ於ケル軍事
基地ノ設立要ナルモノト云ヒ得ヘク殊ニ一オ
アフリカ所在眞珠灣ハ米國大洋洋艦隊ノ根據
地トナリ居レリ

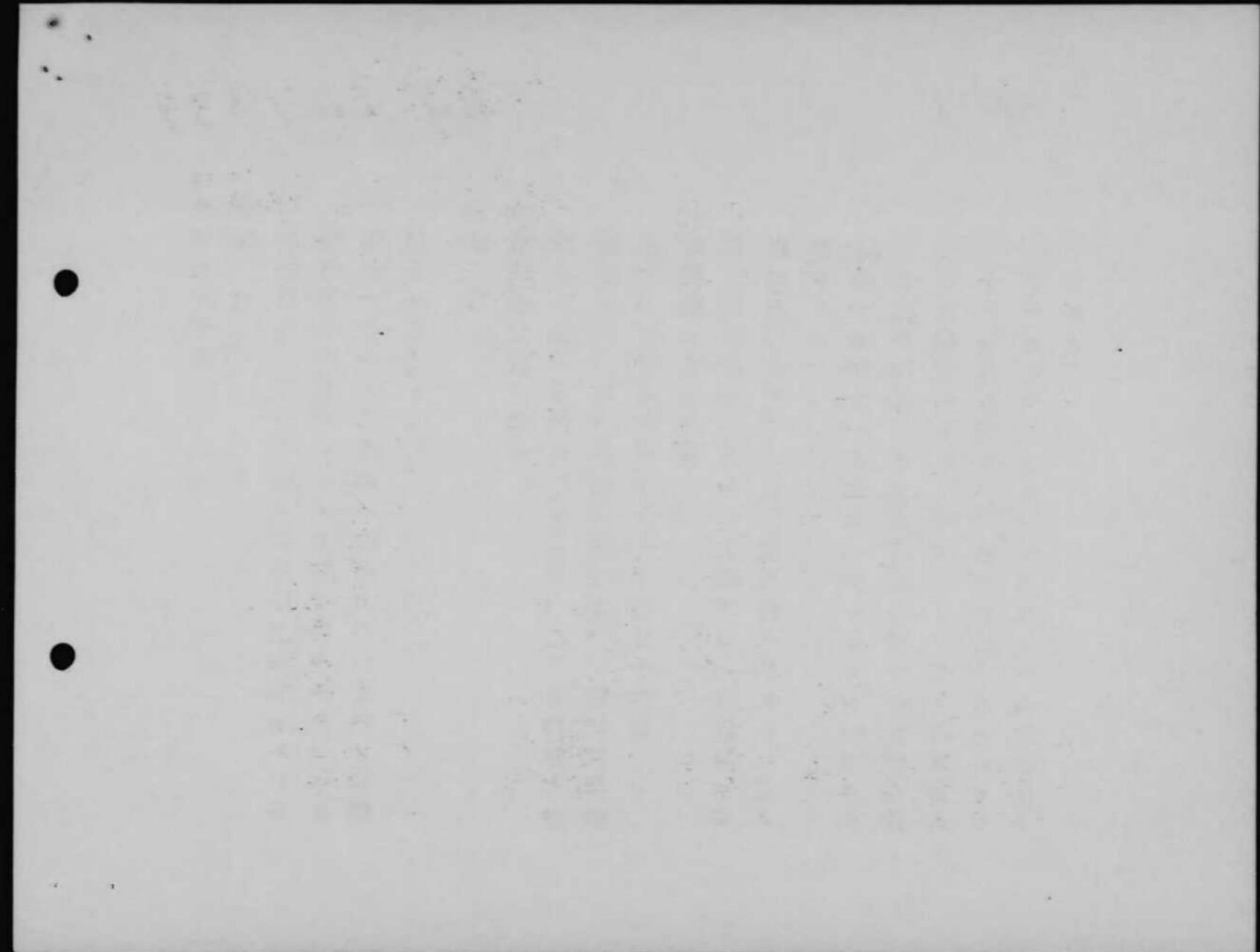
(甲)(1) 海
軍

信駐艦隊左ノ如シ

戰艦十隻、甲級巡洋艦十一隻、乙級巡洋艦七隻
經巡洋艦五隻、航空母艦三隻、飛行艇母艦
三隻、驅逐艦六十隻及潛水艦約十七隻

(乙) 真港並ニ軍事施設

眞珠灣海軍設備及海軍工廠設備ハ最近殊ニ其
増強ニ力メラレ居ル處ニ三兵側ヲ堅クルニ左ノ
如シ
(イ) 昨十五年十一月五日「ワシントン」號ニテ
米入労働者千十名夾着石ハ何レモ本國各州
ヨリ募集セレタルモノニシテ右ノ内八百八十
名ハ眞珠灣工事ニ従々百三十名ハ一ミツ
ドウエイニ、無軍械空港地工事ニ従役セラ
レタリ

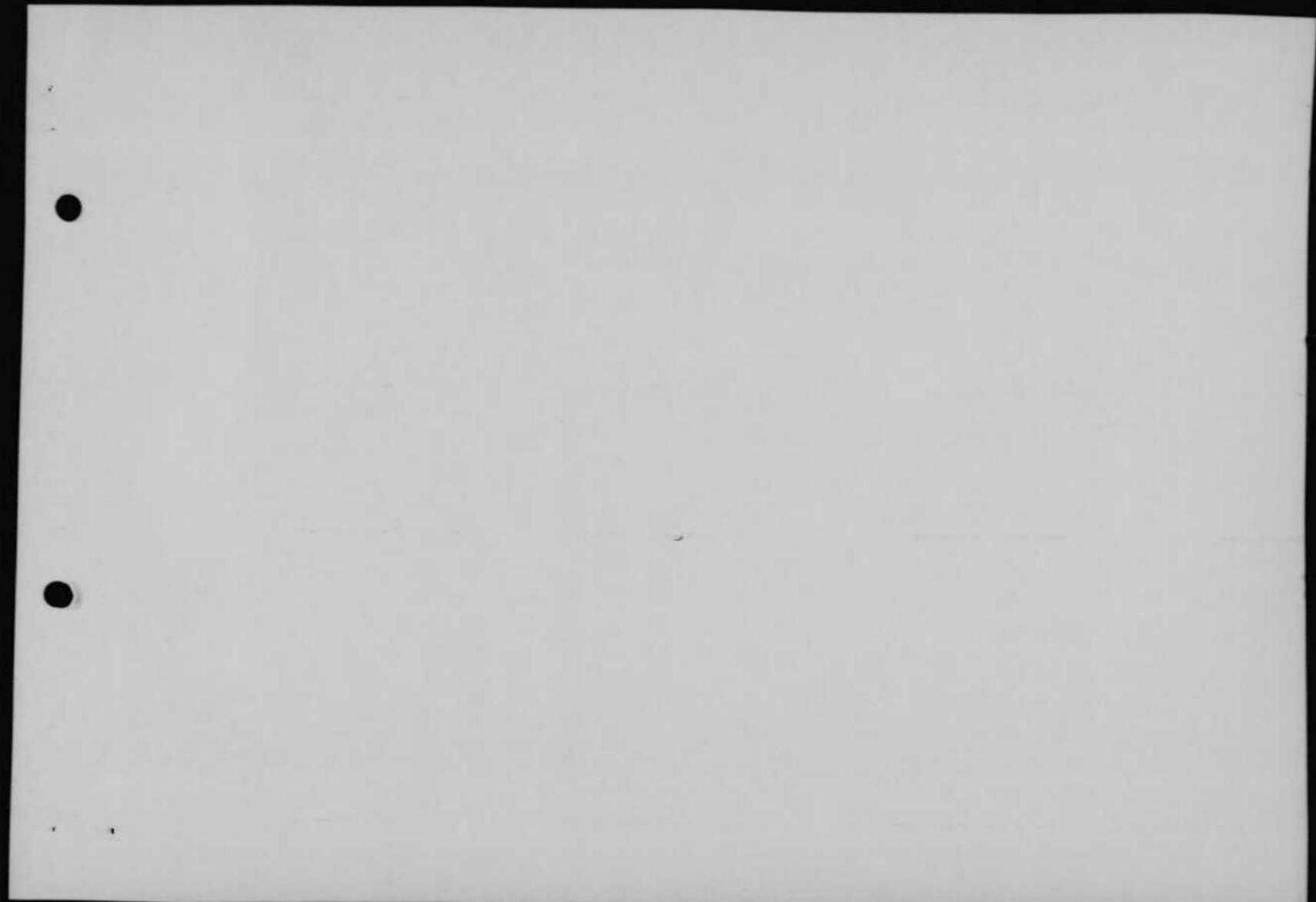


No. 30

Dy. Doc. 1739

(口) 十六年一月八日布哇英字紙へ八日華府登
U P 覧トシテ同日ル大統領ノ議會豫算教
官中グアム、ヒリツビン、サモア、布哇
ジョンストン、バルマイラ、ミッドウェ
イ、ヲ包含スル太平洋防備施設トシテ三
千五百弗ノ新豫算ヲ計上シタル處内眞珠
灣ヲ中心トスル海軍防備施設豫算ヘ左
通り千三百萬弗エ上リ且別ニ海軍側ヨリ
約一千萬弗ノ新豫算提出サルヘキ旨報道
セリ
即チ海軍防備施設ノ主ナルモノ左ノ如シ
眞珠灣海軍工廠
○倉庫
冷凍庫及附屬建物
士官宿舍
○沿岸改善、鐵道敷設
水道改善
水道修理、東方沿岸改善
土木工場、倉庫建物
職員建物及附屬物
○海軍飛行場擴張
倉庫擴張
建物移動

八十八萬弗	二十五萬弗	二十八萬弗
六十九萬九千弗	二百九十九千弗	一百二十一萬九千弗
十七萬弗	八十五萬弗	六十五萬弗
七萬五千弗	七萬二千五百弗	八十五萬弗
八十五萬弗	七萬五百弗	八十五萬弗
一百二十五萬弗	七萬五百弗	一百二十五萬弗
二十八萬弗	二十八萬弗	二十八萬弗



No. 31

Def. Dec. 1939.

○ 航空機修工場擴張	六十七萬五千弗
發動機試驗建物擴張	九萬弗
集合場擴張	五十萬弗
獨身士官宿舍擴張	八萬弗
ペイント油貯蔵庫擴張	二萬五千弗
ガソリン倉庫施設修繕	五十萬弗
食糧貯藏庫	二十五萬弗
埠頭擴張	百萬弗
二 真珠灣水道及灣內改善	計
三 真珠灣繁殖施設	五十萬弗
四 真珠灣潛水艦基地	二十五萬弗
樓橋增設	三十六萬弗
海軍彈藥庫	二十萬弗
土地購入	十二萬弗
無煙炮藥庫	二十四萬弗
彈藥庫	二萬八千弗
道路	三萬二千弗
娛樂施設	七萬弗
計	百三十四萬七千弗
六 力木才へ航空基地	四十萬弗
七 高度懸垂庫	
陸上機滑走路擴張	

No. 32

Def. Doc. 1739

七十七萬二千弗

水上機船總額

十六萬四千弗

セジヨンストン島

ダソリン貯藏庫

十六萬八千弗

ベミヅドウェイ島

水上機船總庫

七十四萬弗

九バルマイラ長

追加ガソリン貯藏庫

十六萬八千弗

(八) 十六年二月十五日ノスター・ブルティン紙ハ

米海軍ハ過去六ヶ月間ニオアフ島ニ於テ合計

四、一二〇エーカー即六平方哩以上ノ土地ヲ

計九五一、五六九弗ヲ以テ賣收セリトテ其ノ

内擣左記ノ通報道セリ

記

一バーバース、ボイントニ海軍陸上機基地建設用

地二、六五九エーカー

客年十月四日一九八、二九八弗ヲ以テ買收

目下工事中（客年十月七日附普通公第三五八

號參照）

二真珠灣ハ近接ス示艦隊組員休憩設備建設用

地三七、五八エーカー

客年九月五日二三、九一六弗ヲ以テ買收

38-2

No. 33

Def. Doc. 1739

ミワヒアワ 無電建設用地 三三九、二四エ一

カ一 客年十月三十日三六〇〇〇弗ヲ以テ買收
百萬弗ヲ以テ無電臺建設ノ豫定

四真珠灣ニ近接スルモアナルアニ真珠濱汽船工廠使
役人住宅建設用地 二五四、四九エ一カ一

客年一二三・八七一弗ヲ以テ買收、目下一・八
〇〇〇家族及労身者一・四〇〇名用住宅建設中

五カネオヘ海軍飛行基地擴張地 四六四、六六エ一
カ一

本年一月二十七日第三回目擴張土地トシテ四八
一・一八九弗ヲ以テ買收(本年二月四日附普通

公第三二號參照)

六レフド・ヒル・サウス・ハラワ谷
地下貯油庫建設用地 三四四、九一エ一カ一

本年二月十三日八三・二九一弗ヲ以テ買收

尙海軍營局ハ現在ルアルアレイニアル海軍彈藥庫及
無電臺擴張、爲土地一・五〇〇エーカー買收説ニ
議シテハ公式肯定ヲ與ヘ居ラス

(丙) 海軍防備區域指定
昭和十六年二月十八日大統領ハ「バ・ミラー・ク
アム」其他軍事的基地ト共ニ一ホノルル・一カネ
オヘ」
「海軍防備區域ニ指定シ同日ヨリ九十日

No. 34

Def. Doc. 1739

(甲) (2)

空
軍
軍
事
增
強
及
空
軍
力

(イ) (2)

空
軍
軍
事
增
強
及
空
軍
力

セリ

一六一月八日布哇英字紙ハ營地陸軍空軍增
強及現在空軍力ニシテ大要左ノ通り製造
セリ
一營地陸軍營局ハ本年一月一日ヨリ「ホイ
ラー」飛行場ノ第十四追擊大隊ニ第五十
八經擊擊隊及第四十四追擊隊ヲ及一ヒツ
カム」飛行場ノ第十八擊擊大隊ニ第十
九擊擊隊ヲ增設スル旨發表スルト共ニ
タル四發動機付一ボーリング・ボーリー
ビン」ニ送リ又一ホイラー」飛行場
ニハ單發動機付戰闘機「カーテイス・ビ

以降特別ノ許可ナキ限り船舶及航空機ノ立入
リヲ禁止セル處石垣城ハ「カヌオヘ」灣北方
海岸ノ「カヌオ・ボイント」ヨリ北東直海ノ
里及「モカブ」牛島東海岸ノ「カボ幸・ボイ
ント」ヨリ北東四海里内ノ領海及領空ヲ包含
スル趣ナリ

39-2

No. 35

Def. Doc. 1739

「一四〇型及一〇〇型フイード・ビー」

三八型並双發動機飛行攻擊機一ダグラス・エ

「一二〇型」配備スル豫定ナル旨説明セリ

尙陸軍當局ニ於テハ石新製機ノ大統ヨリノ

輸入時期及数量ニ付言明ヲ送ケタルモ時期

ハ出來得ル限り早目ニ行ハルヘキモ目下米

日ハ一ヒ「一四〇型及一ヒ」一七週ノ製造

高ノ全體へ他般ニ依レバ半額、ヨ英徳ニ供

給シ居ルニ付早急ニハ期待シ得サルヘク又

欲量ハ恐ラク知難機六十臺、西原乃新燃

礮機百七十五臺ト算總サル確實拡張計畫ニ

甚キ將來兩飛行場ニハ一千名ノ飛行將校及

九千名ノ航空兵配備サレ少タトモ五百臺ノ

飛行機ヲ備ヘ育時ニハ大體ヨリ増長ノ途ヲ

語セラルヘシ

二現在一ホイラー一飛行場ニハ約二千五百
名一ヒツカム一飛行場ニ約三千五百名ノ航
空兵アリテ層飛行場ヲ合スル布時數質空軍
力ハ陸軍當局ハ發表ヲ避居ルモ優秀機約二
百三十五臺、航空兵六千名ナリ備一ヒツカ
ム一飛行場ニアル知難院六隊ハ平帶一隊ニ

40-36

Ref. Dec. 1939

付キ七機乃至九機ヲ又「ホイ・ラ」飛行
機ノ追跡機七機ハ一様十二臺乃至二十五臺
ヲ使用シ居リ又各三機ヲ以テ「一・二・三」
ヲ編成シ居リ前記「ホイ・ラ」飛行場ノ
爲十八追跡一グループニ第十四追跡機
ヲ加フル結果同一グループハ四個飛行隊
編成トナル尙第五十八輕爆擊隊ハ前記 A 二
〇程「ダグラス」機ヲ使用スル等ナリ
((口)) 同二月四日布陸英字紙ハ第五十八輕爆擊隊
ノ一月新設當時ノ所屬人員ハ極力三十三名
ナリシカ一月下旬ニハ百十名ニ増シ同隊長
ハ達カラス所定該タル二百名ニ達スヘシト
語リ居リ又目下同隊ニ配屬サレツツアル飛
行隊ハ B 一八型爆擊機ナルカ大陸ヨリノ
新飛行機輸入ニ依リ一層強化サルヘシ尙同
隊所屬兵員ノ兵營ハ未だ完備セヌ一部ハ天
幕及木造宿舎ニ居住シ居ル皆隸セリ
空母艦「エンタ・ブライス」ハ同様「ホイ
・ラ」飛行場ニ配備サル。P 56 C 程「カ
・ティス・ホーク」追跡機三十一臺ヲ輸送
シ來レタリ。

40-2

No. 37

Def. Doc. 1739

(乙) 空軍基地増強

(二) 同二月二十五日布哇英字紙へ近ク一カレテ

イス」 P 40 順單座戰闘機航空母艦ニヨリ大
陸ヨリ機走者ニ配備サルヘク又3 17型飛
機大艇ニ於ケル。三百艇トナリ次第當
第二空軍セキヘキ指揮道セリ

(イ) 昭和十五年十二月十二日華府ハ。P.電ニ

依レハ民間航局ニ於テハ米國及鳳領内ニ百
ノ飛行場改善案ヲ發表其ノ内布哇ノ分トシ
テ「ヒロ」飛行場三十五萬九千弗、「オア
フ」島ゼント・ロチャース」飛行場十萬一千
千弗、「マウイ」飛行場五十一萬七千弗、
「モロカイ」飛行場二十三萬二千弗、布哇
島一ウブル・ボイント」飛行場二十三萬一千
千弗合計百四十四萬弗ヲ計上シ居ル旨報道セリ
ニ依レバ「カネオヘ」海軍飛行基地擴張ノ
爲更ニ「モカブ」半島「ヒーイア」ノ土地
八十九弗ヲ以テ買收シ最初ノ測定通り「モ
カブ」半島西北突角全部ノ買收ヲ了シタル
趣ナリ

No. 38

Def. Doc. 1739

(5) 軍事増強

(4)

(a) 同二月十五日布陸「コネオヘ」海軍航空基地
ノ昭和十四年八月十日最初ノ地所購入以來完
成ラ急キ奈リタルカ其記述略々完備セルラ以
テ同基地司令官「マーティン」中佐ニ依リ記式
舉行セラレタリ同基地ハ今後眞珠灣「フオ
ード」島海軍飛行基地ト共ニ布陸ニ於ケル二
大抗迎基地トシテ便局主トシテ領空基地ヲラ
シムル趣ナリ、

(b) 昭和十五年十一月五日那須第二五一國民軍沿
岸砲兵隊（高射砲隊）ノ先發隊トシテ士官二十名
兵七百二十名「ワシントン」號ニテ來
着同隊ハ「バーバース・ハーリント」ノ兵合完
成迄「シヤングド」兵營及「ラコート・ル
ガード」兵營ニ威容サルル告ナ事有而然ノ七百
二十五名ハ十一月二十二日布陸入港ノ隨軍遣
送船「ソオナード・ウッド」號ニテ來着ノ
趣ナリ

41-2

16.39

Laf. Acc. 1739

(=)

同十二月二十日布陸英等紙ハ亦陸軍砲兵
旅團ニ於テ「ホノルル」市北方ノ小丘「ボン
テボール」一五五「ミリメータ」ノ大砲四
門ノ指揮ヲ團長シタル方同上ノ防備ハ三千百
ヨリノ音量ニシテ国防省臺ノ一端ナル旨報道
セリ
布陸「ショフィールド」兵營ノ内部狀況ニ
シテ同上六年三月十七日唐「サイテイエゴ・
ユニオン」紙ハ自下「ホノルル」附近 Schofield
兵營ニ在ル「サンタインゴ」曰妻一兵士ノ云
ノ如キ私信ニ就キ教セルニ右石荷等得悉モ此
新村切鉄橋添ヘ該營即告車邊ス同兵士ハ現在同地
駐屯中ノ第一五百一沿岸砲隊日本船（駁
船）前「アンティエゴ」ヨリ參謀セルモノ
ニシテ目下同地ニハ軍隊三千七百名也シ居
リ、駐地ソノモノカ一市ヲ形成シ、宛ラ大學
ト俱樂部トラ等セダリモノ如ク、奈若合ハ

(v)

ル三日「リンントン」紙ニテ布陸ニ派送サル)
ニシテ九月十六日勅員セラレ南加「ヴァエテユ
ラ」郡「シーサイド・パーク」ニテ訓練中ナ
リンモノナリ、米國々防守ノ取扱シテ平時
海防ニ派送セラレタルハ同様ノ以テ職矢トス
ル題ナリ

43

42-1

No. 40

Def. Dec. / 739

大艦二隻、一平方「ブロウク」ヲ古メ灰色
色「セメント」造リニテ正面ニ所屬駆逐隊ノ駆
逐艦（夜間電燈ニテ看ク）ヲ附シ一隻会ニ千五
百名乃至二千名完結泊ス

映画館三軒（計六ノモノ三千八ノ座席ラース）

及賃船三艘（係ハ全部歸入）アリ

第一大隊ハ三個砲兵中隊（三吋高射砲ヲ操作
シ、探照燈係ノ一中隊ラ含ム）ヨリ成リ且下
Who or who ニ底在マ猶ナ因追擊駆逐ト協

力シ防空演習ニ從事中ナリ、安堵在地ハ高居

ノ「カムフラージュ」也サル

布曉全島ニ亘り監視所アリテ観測ニ入レル飛
行機ハ直ナニ報告スルコトトナリ后レリ

電信交換係兵ハ空夜勤務シ、夜間ト毎ミ三名勤務ス

(二)

(1) 海軍方ノ増強

(1) 米国海軍ニ於テハ從來其ノ軍艦豆駆逐隊ノ主
カラ比島ニ常駐セシメ近東方面ニ當ラシメ
居リタルカ、昭和十四年以降情勢ノ逼迫ト
共ニ對日牽制ノ目的ヲ以テ其ノ増強ラ企図
シ同年八月ニハ新式潜水艦六隻ノ派遣方ヲ
登表、同九月ニハ飛行艇母艦「ラングレイ」
ノ増強ヲ行ヒタル度貢ニ本年一月八日「ノ

42-2

Def. Dec. 1937

「クス」海軍長官ハ二月一日夕刻シテ米國艦
隊ノ編成着ヲ行フヘキ旨ヲ發表セル。之ニ依
リ正規軍駆逐艦ハ艦隊ノ真番ナルコト。アリモ
而シテ同時ニ同長官ノ言葉ヘル所ニ成レバ、
此三編成艦隊ノ所定水雷戦努力ハ參ガ。即ち
ナク云甚るも輸出ノ範囲ニキ及ナルモ兵を飛
石を投ノ界地ハ前百零九約「ヂエヌテヤー」
カニモ即ニヤニ以下略也。ナル而後始終元氣
ノ曉之不誤也。是時英國アントスルモノト等セキ
ル

No. 61

原
本
不
明
瞭

43-2

Aug. 2cc. 1937

No. 42

(2)

(イ) 海軍兵方ノ船団

(イ) 第一次増強

(イ) 第二次増強

ニ察視スヘシトノ説ハ長み難ニ上リ、密年
六月某日乗組ガ赤道ヲ横航シテ行先不明トナリ
シル船ニキ新カル説カ確ヘラレタル通、最近
吾ヒ太平洋艦隊メ一過カ駆逐「デニスチャーリー」
トシテ駆逐的ニ比島ニ隸屬セラルヘシトノ風
評アリ。

(イ) 第二次増強

(イ) 第二次増強

昭和十五年六月廿日ヨリ二六日飛行艇十四機
ハ布良村「マニラ」ニ向セタル隨同機ト赤穂
ニ十五日ヨリ二十一日十四機ハ赤穂ノ為布良ニ
到ケ赤穂セリ（該機飛行方ノ數機ヨリ赤穂セ
ルニマニ）除キ其機「マニラ」ニ隸屬セラ
シタルモト御メカル

(イ) 第三次増強

昭和十五年十二月二十九日飛行艇ハ比島軍備
増強ノ毎「ハミルトン・フィールド」第三十
三連装機自航船第二十号機ハ飛行艇二七機、
士官二十名、下士以下一百七名、及「ミシガ
ン」ノセルフリッジ・フィールド」第一追

原本不明瞭

45

Dec. Dec. 1739

No. 43

要員四所島第十七編隊（乗行員二七名、士官二四名、下士以下三三〇名）ノ同島在地、兵員セル庭其ノ役ノ情報ニ依リハ「ハミルトニアイールド」所長副隊員一七七名ハ、一月二十日ニヨ、又「セルフリッヂ・ハイールド」所長副隊員二五四名ハ一二〇五日ニ度ニ失れ、ニ御遺シト御レモ「ニコルス・ハイールド」ニ留メセラレタルニ經ケリ。

(2) 右參照

力士ノ如シ

(1) 参照

「ニコルス・ハイールド」所長メモノト第廿十號空母船で、同艦載機、巡洋艦等、悉く本艦（ニセヤム）船内を運送中、且ニナセテ、最初二千馬力中隊、三千七百機、
「クライア・ハイールド」船内ノモノト要機械中隊（十三機）及第二十八爆撃中隊（十三機）

(2) 米海軍航空隊
「カビテ」要港ニ第一〇一哨戒機中隊（十二機）（舊 V P 二一隊）及無一〇二哨戒機中隊（十二機）（舊 V P 二六隊）ヨリ成ル

原本不明瞭

44-2

第一〇三號秘書アリ。

ミ比島獨逸事務官

「サフラン、カスルード」販在ノモノ一箱
七日便中附（本署機附）

「セア」紫者勿所在ノモノ一箱六月四日早

（ナム）

（ト）新利子五尋ナニカアキ入季モル精氣ニ登レハ
在此半島事務官處ハ馬足刺前万「ルスバノス」
御事務独逸事務官ヲ督督申カル故ナリ

（ハ）昭和十六年二月二十七日「ヌヤムソン」國政

委員ハ近ク此處ヘ曰返事ニ付申候（三の松、
銀座六五五）着候ノ旨書明セリ

（ト）同四月下旬入手セシ情報ニ依レハ駐此米軍
看張ノ久泰、日責其便向ヶ通事務官申出カ莫
得組立便局セル外題名提ニ米國カリ「ホノル
ルマニ港内ニテ通事務官取扱ク通報セル事ニシテ
則空軍ノ有スル威勢事務ハ昭和十五年夏「ホ
ノルル港自由采葉セタナニ初」「ランソリテー
カツド」通稱モ此物也）又新嘉坡ニ空輸セラ
シス真夜辰用セラン后レバ約ニ十二機ナル旨
新嘉坡輸送セラレダリト云々

（ハ）同四月既自經書語、ローマ四月四日「シド
ニー、テンダラ」紙筋のハ陸北在米陸軍

70.4.4

Def. Doc. 1739

原本不明瞭

Ref. No. 1739

No. 45

ハ更ニ通牒板及取回板ノ増強ヲ行ヒタルガ右
ハ私印及奉カ國境勘定ノ私署様項ニ致り官軍
ニ局來及「ボルネオ」ニ近接シ通牒板等之送
如使用ヲ許可セリトノ報ニ即クト云ハルト
接定セリ

陸軍兵方ノ増強

(イ) 昭和十五年八月二十九日、内閣府、陸防軍並
鐵道軍三十九萬六千人、機械等軍備擴張費又
爲是急々之必要ニ應シ元々軍事本部より為爲
舍ハ長假ニ開催シ得ハシ) トノ詔第二十二三日
詔令(通牒セルヲ以テ(二十八日大統領就任)
今後凡そ通電軍ノ増強セラルヘキコトニ付ニ
無ガラス

(ウ) 土民兵ニ付シテハ各團體連隊ニ於テ監視團體
ヲ行ヒ附リ、本年二月三日開闢地ニ於シハ東
島御軍司令官監督官「グラナード」少將ハ尚能
使ニ五ヶ月餘ノ入替ヲ務ヘル比其人數備兵中
約五千名ニ賛シ再發集ラ得シ、更ニ一ヶ年未
國庭屯軍ニ於テ調練ヲ行フヘキ旨意表セル通
ナリ

(参考)

比島ノ日本兵方ハ通電軍ト構セラル土民軍七
千三百名並ニ米國ノ國屯軍三千七百名ヨリ成リ。

4046

Def. Doc. 1739

兵船ニハ「サンテヤゴ」（馬尼刺）「ジョン、ヘイ」（「ボヤガ」）、「スダックエンバーク」（「バンバンガ」號）、「ミールス」（「コレモドル」）、「マッキンレー」（「リザール」號）、「ベネイクト」（「サンホアンガ」）及「マニラ」參云候アリ。

(一) 昭和二六年二月二十六日奉行同様ハ米艦軍

省ハ過數奉國籍送ラ命シタル佐官助官級將校

六十名ノ旨自命令ヲ取消セル旨支比島土民

軍ヘ兵在約六千一ヲ無加スル所發申ト得ヘラ

ル旨報セリ

(二) 陰月下旬入手セシ情報ニ依レハ米艦軍部隊二
〇〇〇名（内將校一七名）ハ軍用船「リバブ
リック」號ニテ同月二十二日「マニラ」ニ到
着セリト尙ニ、三週間内ニ軍用船「リシント
ン」號ニテ更ニ増派部隊到着スヘキ旨報ヘラ
レ后ル越ナルガ其員數ハ二、二〇〇名ニシテ
正月中到着ノ豫定ナリト「マニラ」ヨリ放送
セラレタリ

(三) 四月十六日北京鐵局監ニ依レハ米國北京駐屯
軍一五〇名（「ダーフォード」司令官者等）ハ
五月下旬同地ヲ引揚ケ崇興島、上海經由「マ
ニラ」方面ヘ向フコトナリト云フ

45-2

10.47

Def. Doc. / 739

(~)

西月初、入奉セシ情報ニ依リハ比島監軍ニ於
テハ庄比采監軍ノ比島副兵尋覇若集トハ
別個ニ目下該籍兵ヲ召集シツアリ其目的ハ
海外撫近ノ為ナルガ如ク應召兵數名ノ旨ニ書
スレハ右該起地ハ布能、春捲、新嘉坡ナル
ナリ

(イ) 四月十八日「マニラ」發同監軍ニ在レバ同地
「テーリー、ブランチ紙ハ比島官道ヨリノ
情報トシテ最近庄比采監軍ト比島政府ト
ノ間ニ比島監軍ニ行ヒ來タル義勇團體ヲ承
監軍ニテ引受クルコトニ決定セル旨報シ所
ル庄石ニ依リ從來財政廳ノ慶牛浪シ左ル彼
國者ノ致ヲ從前過年四萬人ニ復歸増員スル
コトトナリ未自得モ既ニ軍事教官ノ致ヲ専加
シ后り近々比島各地ノ六合調停所ニ改善ヲ施
シ新舊課税辰ノ實施ニ備フル速ナリ

No. 48

Def. Doc. 1739

(4)

防衛施設ノ強化

- (イ) 昭和十六年三月十日「ダニラ」發同盟ニ依レバールソン「島北景」「アベリ」飛行場ハ最近完成正式ニ開場シ同航空局及「カガヤン」「呂蓄局ニ於テハ」「アバリ」前方八十若干ノ「ツゲガラオ」ニモ新飛行場新設ニ決シ近々着手ノ既定ナルガ「ルソン」北部ニ於ケル飛行場ノ開發ハ同地方政府設台場ニ接近シ屢々開墾上種メテ重兵機サルル旨報道セ
- (ロ) 三月中免入手ノ情報ニ依レバ
- (一) 「ミンダナオ」島「スリガオ」州北岸「プラセル」沖小島内側ニ「クリンタ」建設
中 漢文
(二) 「カカヤン」及「スリガオ」間遠隔ノ橋
梁設タ余地
(三) 上ニ信號所新設
(四) 「タラウン」山(「ダニラ」裏手)ニ
見張所新設
(五) 「バフン」庄屯所ニ水道敷設工事を開始
セリト云フ
(ハ) 四月初入手セシ情報ニ依レバ「バフング」

46-2

P649

Def. Dec. 1739

河口示國草軍居地ニ於テ四月四日六時
思ハルル大砲（砲身三米位）數三十門ヲ撃
揚セシ趣ナリ

(二) 台湾總督府營業局ノ入手セシ報事
バ「スピツタ」號一隻「ミングエン」及
「インガラン」號方面ノ貿易地等ニ於テハ行
人及比人ヲ撤退セシキ防備監視ニ事目ナリ
有機ナリト云フ

(三) 四月下旬入手ノ報事ニ載セバ「アムサ」號
即「コレヒトオル」號空ノ航行於彼ノ強セ
ス「ペーパス」號之ノ防備監視ヲ強セ
タルタルズモハ四月二十一日未海五時半
前後金馬島ノ海軍巡邏艦等計數十隻
船ルト云フ前此既近地及航行場域散見
ノ爲四月二十日八時半海面航行至泰一ツリ
タバードニテ「マニラ」ニ到着セシ説ナリ
三月十三日「マニラ」義同盟ハ比島議會ハ
三月十二日一九四二年度國防豫算ヲ秘密
ニテ審議シタルガ尙ヘラル所ニ依レバ其
内容ハ砂糖消費稅銀及兵費及昇平復切下ニ依
ル差金約一億比ノ大額分ヲ武昌輸入、海上
補備減充等ニ充當セントスルモノナル
通報

原本不明瞭

47-2

No 50

Dec. 1739

(5)

(下)

三ヶ月下旬入手セシ情報ニ依レバ最近飛行機、
軍政府ニ於テハ右圖防強化費ノ費用許下方
考査中ノ趣ナリ

四月下旬入手セシ情報ニ依レバ最近飛行機、
自動車其他軍需品ト認メタル貨物ノ示圖
軍用船ニ依ル比島向島送達セル趣ナリ

(上)

(イ) 非常時企划局 Emergency Planning Board
務官ハ新規民衆委員ニ於テ非常時ニ於ケル
此島市長保険ノ為容年十月以來未比共同ニ
テ非常時企划局 Emergency Planning Board
ナルモノヲ結成シ未算部當局ト協力シテ比
島ノ防衛對策ニ當リ是ル旨發表シタルガ同
局ハ未長西衆合議所、比島商業會議所、未
比島政府關係者等ヲ以テ委員ヲ構成シ高等
幹部官吏政官「カト・スワエル」大佐ヲ委員
長トシ(一)食糧供給委員會(二)輸出委員會(三)醫
藥器具品供給委員會(四)交通委員會(五)救護
社委員會(六)勢力委員會ニ其事業ヲ分擔セシ
メ居レリ、尚「セイヤー」高等幹部官ハ三
月十八日「タルナント」底比島軍司令官
ヲ招致シ右企劃局ノ委員セル段時ニ於ケル
市民防衛衆ニ關シ島嶼シタルガ國防費未ハ

原本不明瞭

Def. Dec. 1739

- (四) 二月二十四日「マニラ」右者米人領二百三十九名ハ杀人而方委員會へ *An American Consular Commission to inquire into the massacre at Manila* ナルモノヲ告成シ今後ノ同様暴行ニ威スベキ體方策ニ關シ協議セリ。
- (八) 五月下旬入テノ情報ニ依シバ此其大體軍事監督ハ比島在地總及領事「ストック」*Stock* 来申ナリト云フ
- (五) 「ミッドウェイ」「ジョンスタン」「ペルミラ」「ローズ」「サモア」「ウェルミラ」「グアム」一語島米國太平洋軍事基地トシテハ前記布達所全ヲ云々シ等ズ今假リニ太平洋ノ地圖上ル所ナルガ右ノミヲ以テシテハ防備ノ元ニ「ミッドウェイ」島ヨリ始マリ「バルハートバー」(布達)「ジョンストン」「バルミラ」「ローズ」「サモア」「ウ

No 52

Def. Doc. 1739

(イ)

エーク」「グアム」諸島ヲ貢オ「オヤビ
テ」(比答演)ニ至ル様ヲ指オ更ニ右様
ヲ「シンガポール」ニ迄延長スルトキ大
体米國ノ意圖シ居ル太平洋防禦線ヲ察知
スルコトヲ得ヘシ

尙前記布桂及比答演ヲ除ク諸島ノ軍備狀
況ニ關シテハ詳細不明ナルモ入手情報ニ
依レバ

(ロ) (イ) 昭和十五年十二月二十一日華府署 U P ハ米
國海軍省ハ同日附ヲ以テ「バルミラ」島ノ
海軍省ノ管轄下ニ移ス旨發表同時ニ同島ニ
ニ燃料貯蔵、信號施設、道路工事進行中ナ
ルコトヲ明カニシタル旨、及米海軍當局ニ
於テハ目下布桂ヲ起居トシ該界島由新嘉坡
ニ到ル軍事的海上通航開港計畫ヲ極秘裡ニ
達メツワアリ「バルミラ」島ヲ海軍省管轄
下ニ移シタルハコノ計畫實現ヘノ第一歩ナ
ル旨報道セリ

昭和十六年二月十一日大統領ハ大西太平洋
洋ノ海軍基地強化策ヲ提出セシメタルガ
右ニハ「グアム」島ノ基地強化策トシテ四
百七十萬弗及「サモア」諸島中「ツツイラ」

4P.2

No 53

Ref. Doc. 1739

(ハ) 同二月十八日米國大統領ハ「ミッドウェイ」「ジョンストン」「バルミラ」「ロード」「ツツイラ」「サモア」「群島」「ウエーク」「グアム」「ノ福島」「キングマンリーフ」「クレブラー」「島」「ウナラスカ」「オースカ」「カネオヘ」「島」「赤壁」等ト共ニ海軍防衛區域ニ指定シ同日ヨリ九十日以降等ノ許可ナキ限り船舶及航空機ノ立入ヲ禁セリ
(イ) 尚「コディアック」「アラスカ」及「スピツク」灣(比答賓)ハ三月下旬ニ至リ前記防備區域ニ追加指定セラレタリ
(二) 同三月四日「サンディエゴ」登報道ニ依レバ新式裝備ヲ有スル海兵二個部隊(人員約千五百名)ハ航空母艦一隻輸送船數隻ニ分乗シ最近同地ヲ出發セル處行先極秘トセラレ居ルモノ一枚ハ「サモア」及「クリスマス群島ニ向ヒタルモノナリト藉シ居レリ
(ホ) 同三月四日新聞報ニ依レバ「アメリカン」「フレシメント、ライン」ノ「フレシメント

pg 54

Off. Rec. 1739

(1) (一) 英領軍事基地
(平) 海軍新舊操練場

軍港並ヒニ軍事施設
第二次歐洲大戰前既ニ大艦隊ノ基地トシテ補給
修理ニ遺憾ナキ設備ヲ有シオリタルモ開戦後更
ニ擴張工事ヲ施シ其ノ擴張ニ努メツアル狀態
ナリ。其ノ被役シツツアル勞働者ハ支那人一萬
六千人、士人及馬來人二萬五千人ナリト傳ヘラ
ル

クーリッヂー號ハ米國軍艦矣然ニ登用サ
ルルベシトノ尊アルトコロ同社側ハ之ヲ否
定セリ
右ハ米國艦隊が布達、「ダム」、此島
等諸島ニ對シ軍隊輸送船ヲ必至トシ居り且
最近「ペスレヘム、スチール」造船會社社
長ガ目下容急に隻ヲ軍隊輸送船ニ改裝中ナ
ル旨述べタルニ述クモノナル趣ナリ
尙同船ハ三三、四〇〇噸長サ六〇〇呎、乘
客員數千二百名ニシテ神戸ヨリ十六日羅府
ニ入港セルガ乗客八百名ノ大部分ハ極東引
揚業人並中華人ナリシ也

49-2

No. 55

Def. Dec. 1939

軍港防備ノ要塞トシテハ

一八時砲（射程三十浬）

一門

（「ロスアンゼルス、タイムズ」ニ依
レバ「フラン」「ウビン」島及諸島

ニ通ズル海峡入口近クニセキ、アリ
ト報ス）

一六時砲

三門

一五時砲

三門

一四時砲

三門

一二時砲（「ロスアンゼルス、タイムズ」ニ依
レバ「フラン」「ウビン」島及諸島

ニ通ズル海峡入口近クニセキ、アリ
ト報ス）

九時砲

三門

其他中大小艦砲

三門

高射砲

三門

要ニ同様ノ裝備ガ「ブクム」「ブラカン、マテ

イ」兩島及ビ「フォート、カニング」「チャ

ング」「カトン」「バシル、バンザン」ニ施リ

レル趣ナリ

其他敵前上陸防止ノ設備トシテ左ノ如キモノヲ

設ケタリ

50-1

（四十六度、

射程西萬呂）

51

No. 56

Def. Doc. 1739

(乙)

- (イ) 東西兩岸ノ防備ハ著シク強化セラレ「ウエスト・コースト」防ノ右側ハ三百米毎ニベトン
「トーチカ」構築セラレ「スワンフ」中ニモ
鐵筋ニ像條洞ヲ通ラシ「バンダーン」河口ニハ
鐵筋コンクリート製ノ重荷五個ヲ設ケ、六丘
奥丘上ニハ五・二時海岸砲三門ヲ増置シ同島
正面ノ防備ヲ強化セリ
- (ロ) 南部海岸ハ鐵筋、「タンク・トラップ」鐵條
網設置セリ。ヘ「ロスアンゼルス・タイムズ」
所報
- (ハ) 「ジヨホール」陸橋ノ右側ナル「クランデ」
河口ニ新ニ海水牆ノ基地及七義立像斜面ヲ築
集スペク工事ヲ進メツツアリ
(ニ) 「ジヨホール」海喫ノ東側草港側並ビニ「ジ
ヨホール」河ニ對シ一級航行ヲ禁樂セリ
(ホ) 「シンガボール」東南正面五里及ビ草港入口
海面ニハ鐵雷多枚ヲ敷設シ之ヲ封鎖セリ
- 同島ハ西東艦隊ノ根據地ナルモ第二次歐洲大戰
前ニ於テハ艦隊ノ中香港、支那方面ニ碇泊スル
モノ多ク「シンガボール」ニハ多數ノ艦艇ガ長
期ニ亘リテ配備セラレタル事稀ナリシガ第二次
大戰勃發以來英海軍當局ハ西東艦隊ヨリ、「ノ
常備艦隊

57-2

Def. Loc. 1739

No. 57

(甲)(二)

「フオーカ」、「リバーブル」、「バーミングガム」ノ三巡洋艦ヲ本國ニ返航セシメタル當現在
「シンガポール」常備ノ巡洋ハ僅少ニシテ該國
新西兰方面ヨリ歐洲、「アフリカ」ニ向フ船隻
ノ護送ニ用フル艦ノ出入アルノミナス

空軍司令部

(乙)

空軍

度、

長來、香港ノ空軍ヲ統轄シ

空軍編成及ビ現有勢力左ノ如シ

「セレタ」航空隊（飛行機）

十三ヶ中隊

（二ヶ中隊昨年
五月奉賜國威）

「セレタ」飛行隊

三ヶ

（一ヶ中隊昨年
五月奉賜國威）

「テンガ」航空隊（飛行機）

七ヶ

（一ヶ中隊昨年
五月奉賜國威）

「サンターランド」遠距離飛行隊三ヶ

（一ヶ中隊昨年
五月奉賜國威）

空軍醫兵員

五千

機械ニ關シテハ正確ナル事判明セザルモ練習機ヲ
合シテ約六〇〇機ナリトノ報告（一五、六、五）
アリタル處其後「シンガポール」當局ノ發表ニ依
レバ左ノ如ク増強セラレタル趣ナリ

一五年七月「ノースロップ」双発爆撃機（米國製）
五〇機

一五年八月「コンモンウェールズ」偵察機（米國製）
四〇機

1058

Def. Doc. 1739

「スピッドファイヤ」戦闘機（米国製） 100機

100機

「コンソリデーテッド」爆撃機（米国製） 「ロッカヒード」爆撃機（米国製）

100機

一六年二月「コンソリデーテッド」爆撃機（米国製）機数不明

「コンソリデーテッド」長距離爆撃機

三

尙米國製「コンソリデーテッド」及ビ「ロッカヒード」二〇〇機ハ發表セラレタル如キ方法ヲ以テ米國ヨリ輸送スル事ノ技術的ニ因難ナル點等ヨリ推測シ極メテ少數到着セルノミナルベシト思料セラレ、大体英當局ノ發表ハ誇大ナル宣傳ニ過ギズ、現有ノ第一線機ハ「スピッドファイヤ」戦闘機、「ブレンハイム」爆撃機等ノ新鋭機ヲ含ム二五〇機程度ナルベシト観測セラル

但シ同島ノ航空隊ノ新鋭機ハ次第ニ米國製ヲ以テ置換サレツツアルハ事實ナルモノノ如シ

(丙) 飛行場

「セレタ」

「クレンヂ・テンガ」

「シンガボール島」

第三軍用飛行場

其他半島各地ニハ支那軍要ノ敷設ニ依リ分散基地ヲ設クベタ工事中ナル處等ニ「ジョホール」州「ケルマン」及ビ「ケダ」州「スンガイバタニ」ノ二基地ハ大規模ナルモノニシテ、又「ビナン」ハ

57-2

No. 59

Def. Doc. 1739

最近印度洋方面ニ對スル作戦根據地トシテ重視セラルルト共ニ「シンガポール」ノ第二線根拠地トシテ目セラレ陸海空軍ノ施設着々トシテ進歩中ナリ

（以下次頁ニ接テ）

No. 60

Def. Doc. 1739

(3) 陸軍

陸軍ノ昭和十五年六月現在ニ於ケル構成左ノ如シ

重砲兵旅

一ヶ旅

王國第七重砲兵聯隊 四ヶ中隊

王國第九重砲兵聯隊 四ヶ中隊

八ヶ中隊

裝備
砲
六九三吋榴尾

王國砲兵 高射砲第二十二山脈聯隊分遣隊

ブレン野戰砲兵聯隊

分遣隊

対戦車砲 聯隊

分遣隊

王國第三高射砲聯隊

二ヶ中隊

香港シンガポール第一高射砲聯隊三ヶ中隊 (總三百門以上)

香港シンガポール第一高射砲聯隊一ヶ中隊

セイ耗高射砲聯隊

探照燈隊

三七耗高射砲聯隊

王國聯隊第二大隊

王國聯隊第二大隊

マンチエスター聯隊第一大隊

三ヶ大隊

ゴートン高原兵聯隊第二大隊

新編
テレ音機、機械
高炮步兵砲

サウザーランド高原兵第二大队

英兵四ヶ聯隊

印度兵二ヶ聯隊

六ヶ聯隊

工兵、要塞工兵

四ヶ中隊

マドラス地雷工兵第十五戰爭中隊

輔助兵科

歩兵旅團

一ヶ旅

一師混
成

52-2

Def. Doc. 1739

17. 61

補助兵科 王國通信段

軍機、牧師、商科、兵器、軍需ノ別科隊

以上總兵力三萬ト輸セラレタル處其後十一月迄
 ニ六回ニ亘リテ約一万五、六千ノ印度兵及ビ
 州兵ガ輸送セラレ來リ、更ニ本年二月末迄ニハ
 漢洲、新西蘭方面ヨリ五回、「コロンボ」經由
 ニテ印度方面ヨリ二回ニ亘リ約一万前後來着シ
 三月ニ至リテハ英本国ヨリ空軍砲兵、歩兵、機
 械化部隊若干到着セリ。「シンガポール」營房
 ハ英本国ヨリノ派兵ヲ大戰勝後最初ノモノニ
 シテ英國ノ余裕ヲ示スモノナリト宣傳シ居レリ
 面シテ之等「シンガポール」ニ集中セラレタル
 軍隊ノ中若干ハ歐洲方面へ移動セシメラレタル
 實事アルニ被シ現在ノ總兵力ハ較勇軍ヲ除キ約
 五万程度ト概算サル。

(4) 章事豫算

一九三九年度馬來章事豫算（單位千磅）

海軍	七〇〇
陸軍	四九〇
空軍	七二〇

Def. Doc. 1739

(乙)

常備艦隊
「キヤンベラ」
「オーストラリヤ」
「バース」
「シドニー」
「ホバート」

（巡洋艦）
一〇〇〇（噸）
七〇〇（噸）

(1)(=)ル・
(甲)海軍計
(イ)海軍
(ロ)海軍港
其海軍基地

「シドニー」軍港トシテノ需要ヲ備フ
「チャーピス」
「ダーウキン」
「ブリマントル」
「メルボルン」
「チャーチ、サウンド」

一九一〇、

右ノ如ク馬來ニ於ケル軍事費ハ馬來政府負担ノ
義勇軍及其他軍隊ノ経費ヲ除キ一千六百万弗ナ

53-2

no. 6.3

Def. Doc. 1739

「アデレイド」

(ア)

三一〇〇頃)

驅逐艦 五隻

二隻

護送艦 五隻

二隻

其他 五隻

二隻

(2)

(イ) 陸軍

兵力

該洲ハ第二次歐洲大戰以來歐洲、シンガポール方面へ招喚ノ兵力ヲ輸送シタルモ現在同九萬五千ノ國防軍ヲ有スルカ更ニ之ラ二十五萬ニ増強スヘク蓋々リ八萬乃至九

之等艦艇ハ現在軍隊輸送船及ゼ商船ノ護送ニ任シオルモノニシテ其ノ據屯區域ハ「シンガボール」潔洲間並ヒニ、「フリマントル」、「モーリシアス」島ナリト定メラレオル越ナルモ懸ラク英艦ト向向シテ之ニ當リオルモノト推察サル。

該洲ニ於ケル船合ハ總テ小規模ノモノナル為大型鐵船ノ建造ハ不可能ナルモ、驅逐艦級ノ艦船ハ相當建造シ得ル處目下「トライバル」級ヘ一八七〇噸一五一隻ノ驅逐艦ヲ目標トナシ居レリ。

No. 64

Def. Doc. 1739

(ロ) 萬ノ新軍隊ヲ編成スル事ニ決セリ（一五、
六、一六）

壯

丁

數

源海ニ於ケル兵役ニ服シ特ヘキ壯丁及ヒ骨
年數左ノ如シ（單位千人）

一二才一八才

三七一

一八才一六才

四八二

二六才一三五才

四七二

計

九五四

三五才一六〇才

九七二

(ハ)

最近ノ動向

豫測政府ハ取争遂行上ノ諦聞機関トシテ政
府黨、労動黨各三名ヨリナル戰時評議會ヲ
設置シ氣意其ノ能率化ヲ圖リツツアルカ本
年一月ニハ政府ハ左ノ如キ裝甲師團ノ編成
ヲ決定セリ

裝甲師團 一裝甲旅團 二、豫備團 一
一裝甲騎兵團 一、補助騎兵 一

又北方「ダーラウキン」方面ノ防備充實ニ意

ヲ用ヒツツアリ、空軍、陸軍兵舎擴張ノ爲

労動者多數ラ同方面ニ入り込マセタル模様

ニシテ、將來大規模ナル軍事基地トナルヘ

54-2

No. 65

Def. Doc. 1739

(3)

シト恩付セラルルカ現今ニ於テハ陸軍約四千、小連「ブレン・キヤリオ」戰士三〇、空軍約八百人、「スピットファイア」三箇中ほアルモノノ如シ尙二月十日米海軍ノ「オブザーバー」ノ森加派送決定セラレタリ

空軍

第二次歐洲大戰勝敗前ニ於ケル空軍ハ微力ナ
ルモノナリシカ開戦後英本国或ハ米國ヨリ相
當機ノ制覇權力供給サレタル様様ナリ尤モ正
確ナル復字ハ剣印セス

向採氣士、射手、偵察員等二萬六千人ヲ造成

セントスル空軍許認アリ

英領北「ボルネオ」

(1) 空軍擴張

三月十七日英帝國總督兼駐軍司令官ハ英領
北「ボルネオ」義勇、編成ヲ命シ、四月一
日ヨリ三月三十日ノ間三十日ニ亘り訓練ラ
實施セシメタリ。

又四月一日「ボルネオ」總督兼軍司令官ハ
馬尼拉會議ノ途次「サンダカン」ニ來リ一
泊セリ。右ハ同會議ニ於テ英領北「ボルネ

原本不明瞭

55-2

オ」ノ防備ニ關シ豫メ當局ト打合セヲナス
爲ナリモノト推察セ。

(2) 都市防備

最近英官局ハ同地方ノ防備ヲ次第ニ強化シ
シメツツアル模様ナル處都市防備大抵左ノ如シ

(イ) 「クダツ」

昨年十二月「クダツ」及夫ノ背後ナルコタ・バル」ヲ防備地帯トシテ兩義シ、
印度兵ヲ増置セリ。

(ロ) 「ゼワセル」

警備隊五、六百名アル他勇じ若干ヲ有

(ハ) ス

右機械二〇〇本其他も勇兵一五〇名アリ
少佐級ノ英人士官就卒シ近畿軍械所
見付監督ニ着ニシテアリ、
所用部隊を制方面シ増強シカセテノ如ク
英國艦ニ、古ラボ艦モ一、モーリー、ソテー
サム、ラ島襲シツバアマニ、威脅

No. 66

Def. Doc. 1739

No. 67

Def. Doc. 173 8

(3)

セラル。

(二) 以上ノ三地方防備ノ爲近ク即度兵一千ヲ一
シンガボール」ヨリ移駐セシメル趣ナリ。

向最近「シンガボール」ヨリノ船便ニテ兵
器、弾薬等ヲ移築經ニ運ヒオル様様ナリ

空軍

空軍ハ常置セラレ居ラサルモ最近「シンガボ
ール」ヨリ爆撃機數台ヅツ飛來シ帝國領事館
奉行所爆撃ノ銀杏等ヲナシ居ルトノ報告アリ

「シンガボール」ヨリノ距離ハ

「サンダカン」迄

八〇〇哩

「ミリー」迄

五五〇哩

同飛行場トシテ舉ケ得ヘキモノ左ノ如シ
（イ）イ「ケシリ」施設ハ大ナルモノニ非ス

（ロ）「クチ」五十「エーカー」ノ小耕種ノモノニ
シテ周囲一帯ハ地盤弱ク擴張ニハ相

營ノ時日ヲ要スヘシ

（二）（ハ）「ビントロ」

臨時用ノモノナリ。

以上ノ如ク英領北「ボルネオ」ニハ要塞等永
久的軍事施設存セス軍事上重要ナルモノニ非

no. 68

Def. Doc. 1739

(1) (2) (3)
新海軍西面
海軍基地
艦隊
「オークランド」
アキレス」(七、〇三〇噸)
レアレダ」(七、二七〇噸)
五 一
陸軍其線智艦
「カボール」方面へ輸送セリ。
若干ノ軍艦ヲ有シ、最近一部ヲ歐洲、シン
第二次大戦前ニハ各種合計十七機ノ空軍ヲ有
スルニ過サリシカ、最近多少増強セラタル
シト思料セラル。

サルモ、最近航意防備強化ニ努メツツアル模様ナリ。

56-2

No. 69

Def. Doc. 1739

五言律詩

六

(一)「爪哇」(機械部は多ク機動性ニ由ムラ特徴トス)	「バタヴィア」及其附近	約一六〇〇〇
「マラン」	「バンドン」	約一六〇〇〇
「マヘラン」	「スマトラ」	約一〇〇〇〇
「スラバヤ」	計	約二〇〇〇〇
		合計二〇〇〇〇
(二)「スマトラ」(司令官鹿森道、マコモラジヤー ンニアリ)	尙司令部出張所ノ如キモノ「メタ	

No. 70

Def. loc. 1739

149

(三)

「アチエ」州及「メダン」附近	約四五〇〇
「バンカラーン」野砲隊西ヶ中隊	約二五〇〇
「バヤニリ」村（「バンカラーンブランタル」ノ北方約二糺）總音機一砲隊二ヶ中隊高射砲	約二五〇〇
「バタン」及其ノ附近	約二五〇〇
「バレムバン」反「ジャムビ」約二五〇〇	約二三〇〇
「リオ」州	約二二〇〇
計	約八八〇〇
「ボルネオ」（司令官駐在地、「バンジヤルマシン」）	約六〇〇
「バンジヤルマシン」附近	約二〇〇〇
「バリクババン」	約二〇〇〇
「タラカン」	約二〇〇〇
「ボンティアナ」	約五六〇〇〇
大東地方（司令官駐在地、「マカツサル」）	約二五〇〇
「マカツサル」	約二五〇〇
「メナド」（註一）	約二五〇〇
「アムボン」	約二五〇〇
海岸砲ニ高射砲ニ高射機関銃（最近同埠附近ノ備蓄ハ著シク強化セラレツツアリ）	約二五〇〇
タルナテ	約二五〇〇

57-2

Ref. Doc. 1739

No. 71

「マノイリリ」及「ファクフアタ」約三〇〇
「クバン」
計 約三〇〇
元九〇〇
六八三〇〇

以上ノ中以州人ノ古ムル留合ハ屢數ノ約二割ニ過キス
印ニハ上記並正規兵力ノ番號勇軍及都市警衛隊アリ
主トシテ歐洲人一部ノ華僑ヲ以テ編成セラル
其ノ附近ク遠方番組モ組織セラレントシツツアリ何レ
モ機械化裝備ニ努力シツツアリ
野外警察隊ハ小範武裝ヲ有シ既往兵力ヲ補強スルモノナ
リ

(2) 海軍
尚「ソロ」「ジヨクジヤ」「バリ」「マヴラ」ニ合計約

五ヶ大隊ノ土人師隊アリ

昨年八月和爾本國方面ヨリ若干ノ艦艇漂流セラルル
ト共ニ海軍兵學校モ「スマバヤ」ニ移轉サレ和爾海
軍ハ殆ンドスペテ自印ニ改申セラレタリ

然レドモ獨軍ノ和爾本國後入時ニ突ヒシ建造中ノ船
艦補充ハ困難ニシテ米米及南米等ヨリノ購入計畫モ
實現ヲ見ルニ至ラズ、艦艇補充ハ一頃度ヲ來シ居ル
現狀ナリ、又昨年四月該印自民壽氣會ヲ通過シ本國
該會ニ移サレントセシニ萬七千噸級巡洋戰艦三隻ヲ

Def. Doc. 1739

No. 12

主体トスル艦隊銳「スラバヤ」軍港擴張集ハ一朝ニシテ不可能トナレリ、斯ル海軍力ノ不足ヲ蘭印ハ専ラ海、陸ノ航空兵力増強ヲ以テ蘭ハントシツワアリ尙蘭印ハ昨年六月ヨリ「スラバヤ」、「バリクババン」、「タラカン」附近ノ海面ニ機雷ヲ敷設シ十一月ニハ「バレンバン」海岸要塞地帶ニ本年二月ニハ「ベラワン」港ヲ要塞地帶ニ指定スルト共ニ重要港灣ノ陸上防備ニ狂奔シツアリ海軍兵力中其ノ乗組員ノ約九割ハ歐洲人ニシテ訓練モ相當行届キ侮ルベカラザル實力ヲ有ス

(一) 兵 力

巡洋艦	四
驅逐艦	八
潛水艦	一六
敷設艦、掃海艇及其他	一九
計	四七

上記ノ外

高速魚雷艇	七
警備船	約二〇
海兵隊	大佐ヲ長トスル一隊
尙上記ノ外巡洋艦	敷設艦、英本国ヨリ現
航サレタルコト公表	サレ本表ニ加ヘアルモ他ニ

58-2

No. 73

Def. Doc. 1739

(3)

(イ) 航空
陸軍航空

- (二) 海軍基地並配備
「スラバヤ」軍港 「シンガポール」ト共ニ要塞化ス
「バタヴィア」要港
「タラカン」要港 「バリクババン」ト共ニ敷設
「アムボン」要港 前進根據地
「スマトラ」 「スムナツブ」作業地
「カリマタ」海峡 「ガスバル」海峡 燕巣ヲ以テ戒守
上記ノ外下記諸港ニハ度々醫備艦艇來リ醫械及
爪哇 「メラ」 「チラチャツブ」
「スマトラ」 「サバン」 「コタラジヤ」
「ペラワン」 「バレムバン」
「ボルネオ」 「バンジャルマシン」 「バリ
クババン」
大東地方 「マカッサル」 「メナド」 「ケ
マ」 「サンギヘ」諸島 「タルナテ」 「マ
メクワリ」 「スクアフアク」 「クバシ」
「ブトン」島

59-2

Dec. Dec. 1739

40.74

(一) 兵力配備

航空隊配置 格納庫收容可能機概數 駐屯機種 備考

「アンデイル」

九〇

各種機

「カリジヤチ」

六〇

同右
練習機多數

「トリリタン」

四〇

爆擊機 (格納庫一二〇機)

「ナムバス」

四〇

各種機

「マオスバティ」

四〇

(不詳ナレド存在ノ可能増大)

「スマラン」

南方

「タラカン」

一五

(格納庫建設中)

「アムボン」

一五

(「ヘルマヘラ」島及其ノ南部諸島ニ付テハ「ドベロ」兵力約五〇、「ワヤブラ」「バチャン」島、「オビ」島、「ライウイ」「サナナ」島、「サンナ」、「ブルー」島、「ナムリア」ノ各所ニ飛行基地ノ外無電送受信所ノ設備アリ

「セレベス」

(格納庫建設中)

計

約二〇〇

右ノ外本年一月末東部爪哇「マティオン」及「マオスバティ」トノ中間地點ニ陸軍飛行場完成セリ貰サ五十萬坪、格納庫五(一ヶ一三機)現在機數五〇
外領ノ主ナル飛行場ニハ陸軍機(主トシテ「マルチン」

No. 75

(口) 軍流空 航空隊所在地	
(一) 兵力配備	(二) 計
「スラバヤ」	約一八〇
「バタヴィア」	ハ〇
「ヘタンジョンブリオク」	一〇
「タラカン」	一〇
「カカス」「トンダノ」	湖南岸
（飛行艇浮標二〇、同基地駐在將校四〇、駐屯兵力三〇〇）	一〇
「アムボン」	一〇
「タルナア」	一〇

60-1

Doc. 1739

(二) 使用機
爆撃機巡回機械ネ三機宛駐屯ス

種類別判定第一級機數	其　他	「マルチン」一六六型双發爆撃機	「ロツクヒード」二一二型爆撃機	「カルテイスシヤウク」七五單座戰闘機	「コルホー」ヘン」FセK五一練習兼偵察機	「ダグラス」六A一三B輕爆
約一五九	一五九	約一六六	約一二二	約一八一	約一五九	六A一三B

61

no. 76

Def. Doc. 1739

「チバタンジヤン」湖 (計畫中)
ヘ「バンドン」南方「チウンチャ」湖匯
「チラチャップ」 (格納庫計畫中)
搭載機 計 約一三九

推定第一線機數 約一三九

飛行艇 二七

水上機及造載機 三〇

計 五七

上記ノ外下記諸港ニハ軍用飛行艇水上機屢々
着水シ附近一帶ノ警戒及土人ニ對スル示威飛
行ヲ實施ス

「爪哇」

「バゲンティット」湖 (ガル) 北方約

八架

「ブニン」湖 (スマラン) 南方約四

〇架

「カリムンジャワ」島

「スマトラ」

「サン」、「ラワン」

「ラバット」(トバ) 湖

「ボルネオ」
「ボンティアナ」、「バリクババン」

大東地方

60-2

No. 77

Dec. 1739

(一) 「マカツサル」、「テルナテ」、「サンギル」方面、ヘ「タナル」ニ「ガソリン」貯蔵所一三萬立トアリ、「ミナハサ」一帯、「ファクフアク」、「マノクワリ」、「クバン」
ヘ「バンカ」、「ビリトン」、「ビンタン」島及小「スンダ」諸島方面ノ海軍艦ヲ以テスル警戒ハ不明ナリ

(二) 使用機

「ドルニール」D。O。二四飛行艇
「ドルニール」ワル 飛行艇

「ホツカ」水上機

「カタリバー」B。D。Y五型

(三) 其ノ容年十二月末米國ヨリ「カタリバー」B.D

(4) Y五型飛行艇六〇機貢印ニ空輸セラレタル管軍兵工廠「スラバヤ」ニ海軍工廠アリ弾薬及輕砲銃ノ製作ヲ行ヒ航空機ニツキテハ「バンドン」及ニスラバヤ「バタヒア」「スラバヤ」ニ造船所ヲ有スルモニ〇〇〇〇乃至三〇〇〇頃ノ敷設船程度建造シ得ルニ遇キズ

No. 78

Def. Loc. 1739

(註一) 一 (最近情報ニヨル)

「メナド」地方軍官憲ハ兵員増加航空隊増強等ニ征奔シツアリタル處最近未召集豫備兵約一千名ノ召集ヲ行ヒタル結果同地方面防備ノ兵員総数ハ三八七〇名(義勇兵ヲ含ム)ニ達セリ

其ノ兵力記信狀況左ノ如シ

(一) 「メナド」	步兵	約	二二八〇
「メナド」	装甲車隊	一〇〇	一七〇〇
「メナド」	輕機銃隊	一一〇	一一〇〇
計			四九二〇

(二) 地方分遣隊 步兵 約

分遣隊所在地

「九二〇

(一) 「ミナハサ」義勇兵	「アムラン」	「トモホン」	「エルマティディ」
石ノ人種別左ノ通り	「トンダノ」	「カワソカワソ」	「ラシゴアン」
第二世支那人	二五	二五〇	「カカス」

蘭人
土人
蘭人

尙最近「メナギ」港ニ於テハ各種軍需品ノ揚陸盛ニシテ兵舎・倉庫等ノ新設著シク又新道路ノ開設

61-2

Def. Dec. 1739

12.79

並ニ道路ノ修繕頻繁ニ行ハルルト共ニ土人ニ對ス
ル示威行軍モ盛ニ行ハレツツアリ

「メナド」軍司令官ハ從來大尉ナリシ處最近少佐
トセリ

附錄　福東等ニ南方問題ニ關スル日米兩國政府
ノ態度聲明（要旨）

(一) 昭和十五年四月十五日、蘭印問題ニ關シ新聞記

者ノ質問ニ對スル有田大臣メ回答（蘭印問題ニ

關スル最初ノ公式聲明）

「若シ歐洲戰禍力和蘭ニ波及シ蘭印カ其影響ヲ
受クルコトトナラハ日本ト南洋諸島方及他ノ東
亞諸國ノ有無相通、共存共榮ノ維持増進ニ支障
ヨ來タスノミナラス東亞ノ平和及安定ノ上ヨリ
モ好マシカラサル蓋熊トナルヘシ右見抄ヨリ帝
國政府ハ歐洲戰爭ノ激化ニ伴ヒ蘭印ノ現狀ニ何
等カノ變更ヨ來スカ如キヨ無ノ發生ニ於テハ深
甚ナル關心ヲ有スルモノアリ」

(二) 昭和十五年五月十七日、前記有田聲明ニ對應ス
ル「ハル」長官ノ聲明

「平和的手段ニ依ラサル蘭印ノ内政干渉又ハ現
狀變更ハ南洋地方ノミナラス太平洋領域全面ノ
安寧平和及安全ニ害アルモノナシハ勿右ハ一九〇
八年十一月三十日ノ日米兩國交換公文及一九二

24. Dec. 1739

16. 80

(二) 一年十二月三十一日、日英米佛四國條約ニ基ク
一九二二年二月四日附石點圖ヨリノ和華政府宛
公文ニ明言セラレ居レリ」

(三) 昭和十五年五月十一日、蘭印ノ、現狀維持ニ旨
スル係國政府ヘ、申入レニ當スル情報部長談
「帝國政府ハ義ニ蘭印ノ現狀變更ヲ來スヘキ事
目、發生ニ就テハ深甚ナル誠心ヲ有スル旨宣明
スルト共ニ右ノ次第ヲ和蘭政府ニ通告シソノ了
解ヲ得タル處」今次戰局ノ和蘭ニ波及スルニ至
リタルヲ以テ十一日在京蘭國公使ニ對シ宣ネテ
シ帝國ノ本問題ニ對スル誠心ニ關注者ヨ喚起ス
ルト共ニ米及伊ノ兩中立國代表者ニ對シテハ右
ノ如キ申入ヲ爲セル旨參考トシテ運興セリ」

送

(四) 昭和十五年六月二十九日、南洋諸大方ヲ含ム大
東亞共榮區建設ノ意圖、表明セル有用大臣ノ放

62-2

No. 81

Off. Doc. 1739

(五) 新秩序ノ建設ニ邁進シ居ル處歐洲及等ノ成行特ニ南洋ヲ含ム東亞ノ諸地域ニ及ホス影響ニ付テハ信ニ深甚ナル注意ヲ拂ヒ居リ此等諸地方ノ運命ニ對シテハ東亞ノ安定勢力タル帝國ノ使命ト責任トニ顧ミ重大ナル心ヲ有スルコトヲ言明ス

(六) 昭和十五年七月六日、「アーリ」大統領秘書官カ代リテナセル歐亞共一ノ「モンロー」主義ヲ適用スルコト然ルヘシトナス「ローズヴエルト」大統領ノ談話

「米日ハ被征服國ノ領土ヲ獲得セサルモ、右領土ノ處分及行政ハ全赤道共和國同ニ於テ決定セラルヘキモノナリト信ス、米國政府ハ佛印ノ處分ニ對シテハ右地方カ亞細亞ニ斯ルモノナルニ付何等發言ヲ要求セス右地方ハ豆細亞諸國同ニ於テ其處分ヲ決定スヘキモノナリト思考ス」

昭和十五年七月十一日、有田「グルー」非公式會議ノ際米大佐ノ手交セル書物中東印及太平洋ノ現狀維持ニ關スル公文交換案ニ對スル米國政府見解

「米國政府ノ太平洋地方ニ於ケル歐洲交換國ノ現狀及領土ノ現狀維持持續ニ關スル公文交換ノ提議ニ

No. 82

Def. Doc. 1739

言及セラレタル六月二十八日ノヘ曰下ノ一〇頭陳述ニ於テ曰下ハ非交戦タル日矣爾曰カ本間題ニ付何等カノ協定ヲ締結スルハ不介入ノ立場ヲトリ居ル日本ニトリ微妙ナル關係ヲ招來スヘキコトヲ表示セラレタリ然レトモ米曰政府トシテハ其示度セル公文交換ハ日本ノ歐洲戦争不介入ノ態度ヲ確實ナラシムル爲多大ノ貢獻ヲ爲スヘシト思ハルノミナラス米曰政府ノ提案ハ目下歐洲ニ於テ進行中ナル騒亂ノ太平洋ニ於ケル有害ナル影響ヲ縮少セントノ希望ニ出テタルモノナリ」云々

(七) 昭和十五年七月十六日、濱綱公路及佛印鐵道開鎗問題ニ關スル「ハル」曰務長官ノ意見表明

「濱綱公路及佛印鐵道開鎗ノ報ニ接シタル處右カ事

實トセハ世界貿易ニ對スル不當ナル障害トナルヘシ」

(八) 昭和十五年九月四日、佛印開鎗ニ曰スル米曰政府ノ態度ヲ闡明セル「ハル」曰務長官聲明

「最近米曰政府ヲ始メ日本政府ヲ含ム數ヶ曰政府ハ太平洋特ニ貿易及佛印ニ曰スル現狀維持ノ原則尊重ヲ表明セルカ日本ノ對佛印後通報手交ノ報アリ、未タ公電ニ接セサルモ右ハ營政府ノ眞視スル所ニシテ右事實ナリトセハ當曰與論ニ及ホスヘキ影響ハ蓋シ憂フヘキモノアリ」

63-2

(土)

昭和十五年九月二十三日、日本軍ノ偽印達駐ニ
對スル「ハル」曰る長官ノ見解表明
現状維持ノ原則ハ強迫ノ下ニ假ヘサレツツア
ル送右ノ如キ事態不承認ノ旨國政府態度ハ恐
次表明セラレタル所ニシテ何時如何ナル方式
ニセヨ偽備ノ對日讓歩ヲ容認セス」

(十)

昭和十五年九月二十七日、日獨伊三國條約ニ關
スル「ハル」曰翁長官ノ見解表明
三國同盟成立ハ過去數年間存在セル事態ヲ何
等變更セルモノニ非ラス右事態ヲ單ニ明確ニセ
ルニ過キサルモノナリ、本件同盟條約締結力其
ノ途ニ在リタル當國政府ノ能ク察知シ居タル所
ニシテ官邸政宗ハ右ヲ充分考慮ノ上決定セラレ
居タリ」

(十一)

昭和十五年十月五日、松岡大臣ヨリ「グル」
大便ニ手交セル三國條約ニ關スル書物
「今次三國同盟ハ特定口ヲ目標トスルモノニ非
ラス日獨伊三國ノ結合ハ他國ヨリノ攻撃ヲ受ク
ル極旨ヲ以少シ、世界混亂ノ擴大ヲ防クノ世界
平和ニ對スル貢獻トナリ吾ヘシトノ意圖ニ出テ
タルモノニシテ帝國ハ右條約ニ依リ南洋ヲ含ム

(九)

昭和十五年九月二十三日、日本軍ノ偽印達駐ニ
對スル「ハル」曰る長官ノ見解表明

No.84

Ref. No. 1737

(主) 大東亞ニ於テ新秩序ヲ作ラントスル意圖ヲ重木
テ爾開セリ、大東亞新秩序建設ハ南洋ヲ含ム東
亞谷地方トノ恭存共榮關係ノ樹立、右地域ニ於
ケル自由平等ノ移民貿易企圖ノ確立ヲ意味スル
モノニシテ該區域ノ征服擇取、他國ノ通商企業
ノ拡張ヲ企圖セス而シテ右ハ或可ク平和的方
ニ依リ且現狀ニ不幸ナル其更ヲ加ヘシテ之ヲ
實現セント意圖シ居ル次第ナリ」

(主) 昭和十五年十二月二十九日、日廣伊三臣ノ新秩
序廷説ニ言及セル「ローベルト」大統領ノ體

透漏談

「亞細亞ノ指導者ハ世界新秩序ヲ掲言シ居ルモ
其眞意ハ自由無ク宗教無ク希皇無キ古キ最惡ノ
處政ヲ後盾スルニアリ所詩新秩序ナルモノハ歐
洲合衆國又ハ亞細亞合衆國トハ凡ソ緣近キモ
ニシテ生命、自由及威嚴ヲ譲設スヘキ自尊心アノ
ル人々ノ集リニ非ラス其ノ人類ヲ征服シ奴隸化
スヘキ國家ノ非神聖同監ナリ」

(主)

昭和十六年一月二十一日、帝國議會ニ於ケル松
島大臣ノ演説中漏印錦印及泰國ニ言及セル箇所

64-2

No. 85

Ref Doc 1737

(古)

印傷印等ハ地理的情勢其他ニ依リ本邦ト緊密不可分ノ關係ニアリ從來右ヲ因襲シ來タレル事態ハ純ク返之ヲ廃止シ相互ノ繁榮ヲ促進スル爲眞係互助體氣ノ設定ヲ期セサル可カラス爾印ニ對スル經濟交渉ノ爲ノ我全體ノ派遣、及容年八月ノ本大臣及臣日傷國大使間交換文書ニ基ク東京ニ於ケル日、節交渉ハ前記見合ヨリ實行セラレタルモノニシテ殊ニ後者ハ頗ル友好的闇氣ノ往ニ達致中ナリ、次ニ日泰兩邦ニ就テハ客年六月後我ノ間ニ友好中立條約調印セラレ二月二十三日「パンコツク」ニテ批准交換ヲ了シタル是兩國ノ親善關係ハ益々緊密ヲ加ヘツツアリ、同國ニ於テハ今次傷印ニ於ケル失地回復運動力澎湃トシテ起ツ目下同國ノ軍隊ハ傷印軍ト國境ニ於テ對峙シ衝突、殺ノ機械ナルカ、斯カル紛争ハ東亞ノ指導者タル本邦ノ到底無心タリ吾サル所ニシテ本邦トシテハ其解消ノ一日モ遠カナランコトヲ希望スル次第ナリ」

昭和十六年三月十一日、泰傷印國境紛爭調停傳成
立ニスル外務省局該

No 86

Ref Doc 1759

「大東亞ノ安寧、靜謐ハ如何ナル犠牲ニ於テモ之ヲ穀保セントスル帝國ニトリ泰佛印紛争ノ如キ事態ノ發展カ一大痛恨事タリシハ勿論ナルカ夫ト共ニ右騒亂ヲ利用シ大東亞共榮園確立ノ帝國ノ聖業ヲ妨害セントスル第三國ノ策動ヲ帝國カ絕對ニ歎過シ得サル次第ハ敢テ多言ヲ要セス帝國ガ本年一月二十日兩當事國ニ對シ正式ニ調停申入レヲ行ヘル所以ノモノ亦實ニ此處ニ存ス幸ヒ右ハ兩國政府ノ直ニ受諾スル所トナリ三月十一日調印ノ運ヒトナレル處右ニ依リ、一步譲レハ大事ニ至ラントシタ紛争モ茲ニ解決ヲ見ルニ至リ兩國間ニ和平親和ノ關係力回復セラルト共ニ帝國ト兩國トノ共存共榮ノ強靄ナル紐帶ハ一段ト強化セラレタル次第ナリ

尙其間第三國中ニハ自家ノ陋劣ナル心事ヲ以テ亂リニ幻影ヲ齋キ我國ヲ誣ユルニ名ヲ調停ニ藉リテ利ヲ收メントスルモノトナシ調停成立ヲ極力阻害セント企テタルモノアリタルカ此等ノ策謀ハ盡ク雲散霧消シ茲ニサシモノ難問題モ出度ク解決セルハ我方メ懇度ノ公明正大チリシニ依ルモノナリ」
(五) 暦和十六年四月十四日、日蘇中立條約調印ニ關スル近衛首相談

「德ニ政府ハ日獨伊三國同盟條約ヲ締結シ世界的戰亂ノ擴大ヲ妨止シ右條約ヲ極旨トシテ大東亞全

65-2

裏面白紙

Ref Doc 1739

57

(六) 局ノ平和ヲ確保セントスル不退転ノ決意ヲ中外ニ
表明シタルカ之力爲ニハ日蘇兩國力永續的基礎ノ
上ニ平和及友好ノ關係ヲ鞏固ナラシメ以テ上記同
盟條約ノ精神ヲ擴充強化スルコトカ必要缺ク可カ
ラサルハ言ヲ俟タス、政府ハ此ノ信念ニ基キ蘇聯
邦トノ間ニ國交ヲ根本的ニ調整センカ爲豫テヨリ
交渉ヲ重ねツツアリタルカ今周松岡外相ノ「モス
コ一」訪問ヲ機トシ双方ノ詰合ニ急進展ヲ見茲ニ
中立條約ノ調印行ハレタリ本條約カ日蘇國交上期
期的意義ヲ有スルコトハ勿論、世界平和ノ促進ニ
モ資スル所大ナリト信ス

(六) 昭和十六年四月十四日、前記條約成立ニ關スル
「ハル」財務長官公式聲明
「日蘇中立條約ノ意義ハ過大評價セラレ居ル處右
協定ハ兩國間ノ既存狀態ヲ文書トナシタルニ過キ
ス、米國政府ノ政策ハ本條約ニ依リ何等變更ナキ
コトハ論ヲ俟タス」

22.8.12

Def Doc No. 1482

五
六

4-4

南太平洋ニ於ケル英米ノ對日包圍陣

南洋局 第二課
(一六、七、一)

裏面白紙

類別	經濟上ヨリ見タル英米ノ對日策動
事例	米
鐵 其 他 一	<p>「英國ハ泰米ノ對日輸出ヲ封鎖セんカ爲昨年末泰「ライ ス」會社ニ對シ泰米六十萬噸ノ對馬來移入ヲ發注セリ 佛印ハ米ノ對日輸出ニ因シ不作ヲ理由トシテ協定量ノ 被額ヲ企圖シ既ニ六月分十萬噸ヲ半減スルニ至リタル カ更ニ最近七八月分ニ對シアモ契約量ノ半減方申入レ タリ</p>
般 鐵 其 他 一	<p>「英國ノ策動ニ依リ「ニューカレドニア」ハ昨年末「ニ ッケル」鐵、「クローム」鐵ノ對日輸出ヲ禁止セリ 臺灣ニ亦其直後日本向屑鐵輸出ヲ禁止セリ 一月上旬香港ハ「ブリキ」屑、屑鐵、麻袋等ノ對日輸 出ヲ制限シ更ニ六月三日「ウォルフラム」、食子ヲ 制限品目ニ加ヘタリ</p>

英米ノ對 佛印策謀	英米、蘭 印協同對 日策謀	政治上ヨリ見タル英米ノ對日策動 事例
一、舊來佛印官房長「ジュアン」大佐ハ密カニ新嘉坡ニ到り 同地英當局ト船舶輸送問題ニ關シ折衝中ナリシカ本年一月 中旬兩國間ハ航海通商條約ノ成立ヲ見タリ	一、英蘭濠洲ノ駐米使節ハ二月下旬「ル」大統領ト會シ帝國ノ 南進阻止策ニ就キ協謀セリ	一、英蘭濠洲ノ駐米使節ハ二月下旬「ル」大統領ト會シ帝國ノ 南進阻止策ニ就キ協謀セリ
一、駐日英大使ハ帝國ノ南進ニ對スル對抗手段ニ關シ二月下旬 意観具申シ特ニ英領馬來及緬甸ニ於ケル兵力ノ増強、對日 貿易制限強化ノ如キ經濟制裁ノ手段ヲ力説シ之カ爲ニハ米 国政府ノ政策ニ協調スルコトノ必要ヲ進言セリ	一、英、加、澳、米ノ大公使ハ對日經濟禁輸方法研究會ヲ開 行シツツアリ	一、英蘭濠洲ノ駐米使節ハ二月下旬「ル」大統領ト會シ帝國ノ 南進阻止策ニ就キ協謀セリ

石油
一、英國ハ二月下旬米國ヲシテ泰國向石油ノ輸出ヲ制限セシメ 以テ泰國ノ對英協力ヲ弱要シアリ
一、佛印當局ハ日本向「ゴム」ノ輸出量ヲ日本國內消費ノ最少 限ニ制限スヘク三月上旬頃蘭印及馬來間ニ於テ協定ノ締結 ヲ策セルカ其ノ裏面ニハ英側ノ策動アルコト當然ナリ
一、英國ハ佛印ノ對日「ゴム」輸出ニ拘ヒ馬來ヨリノ輸出量ヲ 減少セシメントシ遂ニ五月十六日日本及國「プロック」向 輸出ヲ全面的ニ禁止セリ
一、米國モ亦佛印森生「ゴム」ノ最大量ヲ買占メ以テ對日壓迫 ヲ弱化センカ爲六月上旬之カ調査ニ着手セリ

英支合作	<p>但一方ニ於テハ依然國境方面ニ於テ兵力ヲ以テスル成勝 ヲ繼續シアリ</p> <p>一、華慶新外交部長郭泰祺ハ英國ヨリノ舊途華府ニ於テ又六 月半布新嘉坡ニ於テ夫ガ米英首腦部ト會見シ合作問題ニ 關スル協議ヲ爲セリ</p> <p>一、緬甸鐵道敷設ニ關シテハ本年三月下旬英支固ニ協定成立 シ日下之レカ促進ノ爲細部的專事焉ニ關シ折衝中ナリ</p>	英米ノ對 泰緬聯	<p>一、英米ノ日泰緬間ニ關スル策謀ハ帝國ノ泰、佛印國境調停乗 出以來活潑晉ハレツタル處ナルカ特ニ抗日及共產華橋、 親英要人等ヲ買收シ泰内部ニ擾亂ヲ企圖シ或ハ馬來ノ根據ト シ「ビアン」政權ノ侵漁ヲ圖ル等相當惡辣ナル手段ヲ弄シ アリ</p> <p>一、英ハ近時泰國ニ對スル極端ナル經濟壓迫ハ却ツテ同國ヲ離 反セシムルモノナシ懷柔ノ一手段トシテ馬來ヨリ若干ノ石 油ヲ供給スヘク六月上旬英泰間ニ諒解成立セリ</p>
------	--	-------------	--

		英、米、法、荷ニ太平洋協同防衛ニ四スル諒解成立
二、三	六	昨年十月馬來、濠洲、新西蘭、印度、緬甸ノ各代表及枢 密防衛總司令官新嘉坡ニ會同防衛計畫ヲ策定ス
二、六	六	昨年十一月新嘉坡ニ於テ印草將校ト共ニ諭謀會議開催 且新嘉坡及「バタヴィア」ハ連絡將校ヲ交換セリ
二、一七	六	太平洋協同防衛ニ關シ華府ニ於ア英、法、葡會談
二、二二	六	澳洲、新西蘭、荷印各代表者新嘉坡ニ會シ協同行動計畫 協議（註泰米武官モ出席）

軍事上三引見外九英米ノ對日壓迫

卷一百一十六

七

- 二、合計額中括弧内ハ傳印及泰子陰キタル數ヲ示ス

合 計		
五三一〇〇〇 (四七九〇〇〇)	一一〇三二〇〇〇 (九三七〇〇〇)	三、屬母一、潛 母一、 計三七
一一〇三二〇〇〇 (九三七〇〇〇)	一一〇三二〇〇〇 (九三七〇〇〇)	三、屬母一、潛 母一、 計三七
一一〇三二〇〇〇 (九三七〇〇〇)	一一〇三二〇〇〇 (九三七〇〇〇)	三、屬母一、潛 母一、 計三七

六一七	署次	二、六	三、一二	英ハ支那側ノ「ゲリラ」部隊ヲ指導スルノミナラス前貢ニソノ指導者養成學校ヲ建設シ且英自ラモ日、英ノ場合支那側ト提携スヘキ英造艦隊ヲ經皮セントス	支那ノ飛行機工場ヲ印度内ニ移轉ス	本春
-----	----	-----	------	--	------------------	----

日本軍、防備強化ハ特ニ本年初頭ヨリ活躍トナリ印度、歐洲ヨリ既ニ三個師團内外ノ陸軍反相營救ノ米國軍ヲ増強シ有力ナル一部ヲ泰國々境方面ニ集結シタリ

逐次移動ヲ開始シ現在其ノ兵力一万二、三千ニ達ス

米空軍「コンロー」少佐以下十名重慶空軍援助ノ爲先發

映トシテ「マニラ」ヨリ香港ニ向フ

四一九	三、三	二、一九	二、一八	駐泰英公使ハ泰首相ニ對シ「英國ハ日泰軍事同盟經濟協定ニハ通對反對ナル旨申入ル
四二〇	四二四	三一九	三一九	泰洲ハ陸、海、空三軍司令官並ニ「ボツバム」英領事司令官ヲ招致シ泰洲防備計畫ヲ審議ス
四二一	四二五	四二〇	四二〇	英支軍事協定調印英ノ對支援助及編ノ協同防衛議定馬尼刺ニ於テ和蘭外殖民相「セイバー」高等辦務官、陸海軍長官、英泰東總司令官「ボツバム」會談

馬尼刺會發ニ於テ英、米、印三國ノ軍事協定締結及新嘉坡ノ共同使用並英支協同作戰等ニ關シ米ノ協力ヲ促ス

英ハ新嘉坡ニ於テ商港へ支那側ト協同作戰ヲ謀ス

英、支合辦航空會社ハ緬甸ニ航空機組立用搭載庫ヲ設立ニ決ス

一、比島

(イ) 米ハ目下比島ニ航空基地擴張工事中ニシテ三四月後ニハ其ノ收容能力ハ現在ノ一倍半乃至二倍ニ達スヘシ
米國ノ比島ニ派遣シアル第一線航空兵力左ノ通

戰闘機	八〇機
攻撃兼偵察機	一三機
飛行艇	二六機
偵察機	一三機
計	一三二機

(ロ) 米ハ亞細亞艦隊ヲ逐次増勢シ來リシ處今後モ潛水艦及驅逐艦ハ
馬尼刺ノ艦艇ニ對スル補給修理施設ノ建設ニ伴ヒ増加スル傾向
ニ在リ而シテ極東ニ在ル米小型艦艇ノ増加ハ對米作戰實施ヲ著
シク困難ナラシムルハ勿論ナリ

二、英領馬來

(イ) 新嘉坡ヲ中心トスル英領馬來ニ在ル空軍兵力ハ時日ノ經過ニ伴
ヒ増加シ既ニ本年初頭ニ比シ二倍ニ増勢セラレタリ
右増勢ノ傾向ハ目下繼續中ニシテ三ヶ月後ニハ更ニ現在ノ一倍
半トナル見込ダナリ
現在空軍勢力左ノ通

燃爆機	六八機
雷爆機	二八機
戰鬥機	五六機
飛行艇	一〇機
陸上偵察機	八六機
計	二四八機

(ロ) 英國ハ歐洲戰爭開始以來英領馬來ノ航空基地海岸防禦ヲ強化シ
橋梁破壊準備ヲ完備シツツアリテ時日ノ經過ニ伴ヒ新嘉坡ヲシ
テ雖攻不落ノ堅城タラシムヘク努力中ナリ
(ハ) 在新嘉坡然延竚ニ陸上守備兵ノ増加ハ比較的少シ

四
卷二

材印ハ米國機チ購入シテ其ノ空軍兵力（陸、海軍別）ヲ増勢中ニシテ今後三ヶ月間ニ約百機輸入セラルヘシ
右機材ノ増加ニ隨スル如ク航空基地ノ擴張、搭乗員ノ養成、實施中ナリ

何時印ニ於ケル陸上守備兵力並ニ艦艇ノ增加ハ比較的緩慢ナリ

裏面白紙

文書成立ニシスル證明書

自分ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セル日本語ニ依り
印刷セラレ一四頁ヨリ成ル「南太平洋ニ於ケル英米ノ對日包圍陣」ト
スル印刷物ハ日本政府（外務省）ノ經費發行ニ係ル文書ノ一ナルコトヲ
證明ス

昭和二十二年六月四日 於 東京 林

馨

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

同 日 於 同 所

立會人 潘 部 聰 鳥

裏面白紙

文書ノ資料ニ關スル證明書（訂正）

自分、外務省文書課長 林 謹啓ハ茲ニ添付セル日本語ニ依リ印刷セラレ一四頁ヨリ成ル「南太平洋ニ於ケル英米ノ對日包圍陣」ト題スル印刷物ハ昭和十六年七月外務省西洋局第二課ニ於テ編纂發行セルモノニシ當時外務省ノ所有シ居リタル外務省在外公館報告（公信及公電）所附著出版物及新舊又ハ通信記録ヲ資料トセルモノナルコトヲ證明ス

昭和二十二年七月三十一日

於東京 林 謹啓

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ為サレタルモノナルコトヲ證明ス

同 日 同 所 ニ 於 テ

立會人 露 部 勝 馬

Def. Doc # 1482

五
(0)

Page 1

ERRATA SHEET

Paragraph 1, line 2 - Add word "Great Britain" after word
"Japan".

正誤表

辯護側文書第一四八二號第一頁
第一節二行目「日本」ノ次ニ
「大英帝國」ト挿入シテ下サイ

裏面白紐

22-8-12 24

Def Doc No. 1500 5-4

海軍文書 第一五〇〇一四一四

證據第一五九號よりの抜粋

合衆國議會

眞珠湾攻撃調査共同委員會に於ける趣取

ホワイトハウス ワシントン

一九四一年五月十日

大統領への覚書

支那の航空機計画

私の昨日提出した支那に對する航空試験案に請する當下の考證に關する添付せる書類が當下に取つて何か疑問あるものではないかと思ひます。表面の無い分は當地の支那國派遺員一行の準備によるものであり、他方はホーンベック博士が書いたものである。

ローラークリン・キュウリト署名
ローラークリン・キュウリト證言

此の空軍は日本の両方進攻の面に脅威を與へる事とならう。凡ての日本の行動、即ち臺灣或ひは海南島への集結、支那、シヤム或ひはそのより西部に至る通商船送、印度支那を通じての兵力移動、或中日本空軍のトンキン湾や支那支那への集結は組織的に監視されるであらう。更に重要なることは、兵と等日本側の行動は常に攻撃と牽制行動に晒されるであらう。

東南アジアの地形は日本をして、有力なる日本の敵空軍の右の如き行動に萎々しめるである。ビルマ風境と雲南省の間の高原地帯に大体位置を占めて右の如き空軍は、ハノイに集結せる日本の空軍に到達するには三五〇マイルも飛行すればいいのである。ハノイには幾百と云ふ飛行機がての地方で利用可能な僅かな飛行場に一杯になつてゐるのである。

更にその空軍は日本の軍事輸送船や貨物、海南島、バーセル諸島に於ける兵力集中を妨げる事とならう。右空軍は此等の島々には容易に到達し得る距離にある。右空軍は又容易に西印度支那やシヤムに於ける日本の飛行以、軍隊攻撃は又船舶の乗組を攻撃し得るのである。

シンガポールは西部太平洋及び印度洋へ通じる要點である。その位置は、フィリッピン諸島にお尋ねなく東部アジアの支配を決定する。今日迄日本の取り巻つた凡ゆる方策はシンガポール通軍準備の意圖を表示してゐる。

シンガポールが十分要塞化されてゐるとは云へずから火力が弱へられるならば、シンガポールの懐かぬ英國陸海空軍は長い間日本の艦隊空襲軍部隊の正面打撃に耐へる事は出来てゐる事が假想される。

日本は最近の日露協約によつて今演習に至る少くとも精銳十萬師團と約五百の第一級強を、他の地域の作戦の爲に使ふ事が可能となつた。

シンガポールは危機や紛糾を喰す合衆國空軍の干渉で救はれるであらう。

然しながら、合衆國空軍の干涉が無くとも、日本のシンガポール攻撃や南洋進攻を阻止する有力なる手段又攻撃された主要島シンガポールを有效に防禦する助けとなる有力な力量が存在する、其れは支那に小數間も効果的な空軍を新たに設ける事である。

よつて、十一月一日迄には五〇〇機の全効力の行動準備が可能となるであらう。尚ほ十五分の割合で飛行機の補充が實施さればならぬであらう。其の頃迄には作戦も次第に進歩し、雨季の終りには全効力は凡ての目標を攻撃する事が可能とならう。十一月の初めからは六ヶ月の間はビルマ、雲南の邊には晴天が續き、これにより廣範囲な作戦が可能である。期くして準備工作は悪天候の季節に巧に完成され、若し直ちに決定指揮が取られて必要な資源的方策が講ぜられるならば、右空軍はその適切の季節に軍事行動を開始する準備が出来上るであらう。その実際の方策とは、飛行機、機械、人員及び機中の準備（船詰の問題を含む）の準備を意味するのである。

内地に回りつめる軍事士及び海上輸送を手掛ける許可は既に得られた。

日本軍は全支那に亘つて散らばつて居る。そして此の空軍がゐるなら、彼、支那正規軍の主体は之によつて十分な成功的自信を以て反攻勢に出る事が出来るであらう、然しこれは現在は出来ない事で、新義にして必要な統合兵力が謝與されて始めて可能な事である。中支に於ける日本陸軍の補給線は長い通路たる揚子江以外にはない。揚子江の補給線は奥地まで活躍する空軍に取つては理想的な目標となるのである。新空軍の設置と共に支那軍は逆襲に出る事が可能であり、その主目的は支那に於ける現今の日本軍を制する爲のみならず爆力な堵塞性を速減的に派遣せしめる事を諦めなくせしめる事となるのである。

最後に日本の主要工業地帯即ち竹戸、京都、大阪の三都市域は横浜と同様に支那の現在の飛行場から逐次で攻撃され得る點である。

右の月度の目標は三五〇の追撃機と一五〇の爆撃機から成る五〇〇機の空軍に依つて有效且つ成功性に達成される。西方の侵入港からの現在の戦況により頗るの如き空軍は以前で供給途絶するのである。そして若しは急的に約三五機の D 3 空軍が開元されるならば、右道路

は二度に保證される事とならう。アメリカ語言の支那語言航空會社は次の幾な見積りを行つてゐる。「右の開示によつてビルマ飛道話點から更にビルマルートの最も困難な地域の上空を毎月四〇〇回の附加的容費を示り述べるべらう。」と

五〇〇機の全勢力を集結するには左の三段階によつて達する事が可能である

第一期 この時期に於ては現在海上にいる一〇〇機の ⁴⁰ が支那に到着する、現在勧誘志願を申出中の操縦士や地上整備員は既に成るに至る。七月にけ追加機械は支那への輸送等にビルマルートの設置を開始し得るべらう。

第二期 若し區間に決定指揮官が付せられ、そして更に一〇〇機の飛行艇と同様の乗組員を補足する爲に周囲な半島が選められて三月中旬に右の飛行艇又が送られるならば、九月に何時でも行動に参り得る二〇〇機の軍事機と一〇〇機の飛行艇より成る兵力の編成が可能である

第三期 六月七日に於て一五〇機の運送機と五〇機の飛行艇を用る事にて

参考
参考更に操縦士五百十人及地上整備員として待機第三百の追加募集に許可が下り
れ該部隊兵員は七月末には現地に出来ることになる。中國に於て利用しうるものとして千二百の中国人操縦士と多数の地上整備員があり、その内三分の一は練習者、残りく三分の一は中國運転者、やはり一層の訓練を要するものであるがこれら中国人の操縦士、地上整備員の在することにより部隊の外国人成員の入替を実現することが可能となるのである

今秋この兵員と飛空機の活動によつて呼として決心せる日本軍の南方移動を妨害したり或は困難にしたりし得るばかりでなくこの運動が即一実現するとしても該部隊を始終警戒攻撃することによつてシンガポール及び印度洋島防衛に對してその進路を決するが如き功効を與へることができるであらう

中国に於ける有効な作戦は飛行機による敵の進路の封鎖、掩護、救援等を含む猛烈な討撃の下に行はれるべきこと

は二度に保證される事とならう。アメリカ語言の支那語言航空會社は次の幾な見積りを行つてゐる。「右の開示によつてビルマ飛道話點から更にビルマルートの最も困難な地域の上空を毎月四〇〇回の附加的容費を示り述べるべらう。」と

五〇〇機の全勢力を集結するには左の三段階によつて達する事が可能である

第一期 この時期に於ては現在海上にいる一〇〇機の ⁴⁰ が支那に到着する、現在勧誘志願を申出中の操縦士や地上整備員は既に成るに至る。七月にけ追加機械は支那への輸送等にビルマルートの設置を開始し得るべらう。

第二期 若し區間に決定指揮官が付せられ、そして更に一〇〇機の飛行艇と同様の乗組員を補足する爲に周囲な半島が選められて三月中旬に右の飛行艇又が送られるならば、九月に何時でも行動に参り得る二〇〇機の軍事機と一〇〇機の飛行艇より成る兵力の編成が可能である

第三期 六月七日に於て一五〇機の運送機と五〇機の飛行艇を用る事にて

かかる計画の次の如し

第一回

所要の行動

一、支那ロツクヒード、ハドソン河 機械 河上

二、P 40 遊撃機 百機

三、P 43 遊撃機 百機

赤旗兵員 上記の内 P 40 百機は已に運び、中西両り飛行中

一、飛行士 百

二、歩哨星辰飛行士 百六十

陸 以上現在飛行中

陸上上の諸目的

一、航空基地 ビルマルート 陸上上の給油品、機械等に飛行中の給油品

二、雲南附近工業、鉄道、港等々の防衛は次の方法による

a、追撃機を各地區に行動させる

b、爆撃機にする反撃作戦

c、路上の諸目的

現在征用目的に使用中の日本空軍の一機をして印度支那に在る日本軍基地の防衛及び雲南の反撃作戦に對して向うさせるやうにするこ

時期未定

六、P 40 遊撃機百機は一九三一年七月早々初飛作戦を開始するも可なり

四志願兵隊

- 一、左記飛行機の初期兵力の維持
- a ビ一型〇型追擊機 百機
 - b ビ一型三型追擊機 百機
- 二、左の分類、逐式並に擧げたる飛行機の追加進撃
- a ビ一型三型若しくは碧七型追擊機 百機
 - b ビ一三九型追擊機 五〇機
- 三、空失機を月々規則的に補充することによりロックヒードハドソン、ビーエーハチ型飛行機百機

二、ロックヒードハドソン型の爆撃機百機並にビーエーハチ型追擊機五〇機、若し無
縁なく入手出来れば九月早々作戦開始の運びとなり得る。

第二段階

新軍隊行進

- 一、左記飛行機の初期兵力の維持
- a ビ一型〇型追擊機 百機
 - b ビ一型三型追擊機 百機

年
月
日年
月
日

シンガボールは今米國の一連明白な直達命令の細點からしても實に重要である。若しもシンガボールが防守する支那に對する警備（不充分な是又弱りにならぬロシアよりの西北ルートを除いては）は完全になるであらうし日本が支那を打ち取ることは容易さきらう。シンガボールを占

施設の防衛に適用せしめるこそ。又之を支那内地に於ける施設作戦に適用せしめるこそ
二、在支日本軍の大砲火を余憾なくせしめる如き作戦を支那軍に教らせることが出来る事にすること
三、印度支那以南の派遣軍の作戦を懸念するため日本の輸送と輸給船を破壊すること
四、日本の軍需生産能力を奪ひ且つ其の經濟製造の維持に缺くべからざる物資の生産を不能ならしめるため日本の工場を破壊すること

確定時期

一、一九四一年十月末日迄に海空兵力は三百機より五百機（造艦機三百〇機
修理機一百〇機）へ増加を完了すべきこと

ビルマルートとシャンユンの鐵道が完成される頃にはそして之様一九四二年の六月迄に出現されるごく現地に一千機の飛行機近く機體造成せんとする丘力は如何なるものでも難航出来る機能力が充分に發揮るのである

法定図面での立案履歴表

蘇州	杭州	廬州	吉安	馬尼ラ
七三〇	一、一五〇	一、〇六〇	一、〇二〇	一、四六〇
一、〇六〇	一、四八三	一、四一〇	一、三六〇	一、一一一
一、〇八三	一、五一〇	一、四三五	一、三八三	一、七八〇
一、三五三	一、七八〇	一、六九〇	一、六四三	二、〇一〇

一九四〇年十二月四日

一九四一年四月二十三日改訂

13

力^トを自由に利用する^トことが出来る^トであらう。合衆国はオーストラリヤ^トニュージラ^{ンド}と^タ々^タく結ばれてるが兩國の安全は危険に瀕するであらう。之に加へて日本が印度の大半源に近く^トが容易に^トなる^トと^タれ^タこれら^トの多様な發展を通じて日本の合衆国に對する^ト力^トが増加すること^トは目立つてくるであらう又中南米に於ける合衆国の經濟的^トめがては政治的に合衆国は自國商品に對する日本市場の多くを失ふことになるしそれのみ^トでなく合衆国がアジア並に大洋洲地域の^ト蘭^ダ、^タニ^タ、^タニ^タ、^タニ^タ、^タニ^タである

一一一五一一

15

せした場合日本が蒙受する所の萬方の安寧に對する^ト事^トに就いては既に^ト記されてる。吾々自家のアーリツビンに於ける地政^トそれは經濟的にも^ト政治的にも普通一般に考へられてゐるよりもはるかに價値あるものであらうが^トそれが^ト何^トはそこまで譲ることは勿體であらう

然しかばシガボールが日本^トの手に落ちることはそれが支那の抵抗力に對して反撃す^ト效果の面でこそ最も決定的に合衆國の直接的な利害に（英帝國が生き残ることに對して合衆國が持つ利害の外に更それに加えて）^ト守ましからぬ^ト影響を及へるであらう。もし支那が内^トをぐるま^ト今日以上に在^トに於ける合衆國の勢力を^ト讀む^トことは難しくなるであらう。合衆國の歴史的な抗東蒙鐵^ト其の^ト末に於ける總體的な^ト前途^トは^ト難しく危険に顯するであらう。支那敗北の後^トたる結果の多くのものが合衆國の威信に加へられる斯る打撃の影響の一〇として合衆國々民の士氣^トアメリカ^ト整軍備の士氣^トを著しく低下せしめるであらう。福東に於ける日本の勢威に對抗する力^トとして殘るものは唯ロシアのみとなるであらう。支那が崩壊すれば日本は東亞^ト東方地位を自由に^トするであらうし支那の天然資源^トと人

14

85-1

84-2

て一我々が何々に又は共同で必妥とする物を、日本が英國及我國に對して——我國は英國の最大の兵備製造者であり供給者であるが——自由に賣るとは到底期待出来ないであらう。

六、諸方面に寧ろ易々支容れられた（そして日本の東方の侵略が成功するならば、ドイツの敗北の可能性は非常に少くあるであらうといふ前に譲げた理由を考慮せずして成立つてゐる）且対に對する保證は假りにありとしても極く少ない、その見解といふのは、若しドイツが敗北したとするならば、英米兩國又はそのいづれかにとつて、兩國の注意と努力が大陸上及歐洲の諸問題に集中してゐる間に日本が進出し得るかも知れない地點から日本を追出すことは容易な事であらうといふのである。今次の戰爭中に於て若し日本が巨額の代價へ註入一そ得ふことを要せずしてシンガボールを占領する事が出來るとしたならば、日本帝國は戰爭の末期に於て現在の日本より遙かに有刀な國家とあるであらう。さうなつた暁の日本に對抗して成功を收め得る程英國はその時に有力であらうといふ假

五、日本は進んで同地域の産物を英國及我國（中國）へ賣るであらうし、又其れ故我國（及英國）の經濟勢に不利な影響を與へないだらうと云はれて來た。滿洲及北支に於ける英米貿易の運命は我國（及英國）の輸出貿易が必ず受くべき運命を決定し得る事件を決める日本の能力が、平時に於て我國、其他の産物を獲取し得る事件を決める日本の能力が、平時に於て我國にとつて有善であるか否かは我々の誠心を以安としたい所である。現在及遠く近い将来は戰時である、現在行はれてゐる戰争に於て日本が交戦には参加してないまでも獨伊兩國の判然たる協同者であるばかりでなく米國も亦公然と英属及中國を援助しつゝある。（註七）

日本はドイツの同盟国である間は又同明確である限り、ドイツの英國を撃滅せんとする企圖を援助せねばならぬし、又日本は英國の一般的及び特種的抵抗作戦を頑強せんとするドイツの企圖を支持しなければならぬ。其の結果として、若し日本がシンガポールへ即ち、アジア及南洋の真大なる天然資源へ通ずる最も重要な水路を掌握するとしたならば、東洋の戰略的資材の内へ我國の參々増大しつゝある要求につれ

定に對して何か保證はあるであらうか同様に、日本國民を太平洋の西側に彼等が建立した諸島諸から逐ひ出す目的だけで、米國民が吾んで事の際に續々及海外作戦に赴するかどうかといふ事も亦疑はしいであらう。

一九四一年（昭和十六年）七月三十一日 真理堂、蔵介石主席より米國大統領宛の電報

（序略）全中國資産を凍結の支配下に置かれ慶しとの余の要求に應ぜられたことに對し深く感謝申します。此れは凡ゆる方法で中華を援助せんとする貴下の希望を更に發揮してゐるのであります、そして眞の意図に於て中國々民の希望を更に發揮してゐるものであります。

貴政の日本の全資産を結の處置は極端に弊する一大痛楚となるであらうと確信致します。

中華政府は此等の事に關して、侵略と申ひつゝある友交國の殆どが歩調を整へた行動をとるに至らしめた事に付て貴下及貴下の政府に對して深く感謝致します。

中國の駆逐力を強化し、極東に於ける軍事的威嚇に對応する爲めに貴下に對して別の要請を致しましたが、之に對しても被否の時に於下が御留意下さる事を確信致します。

蔣介石

(署名)

此等の抜粋は米國威爾斯・モルト・アンド・カンパニーによる
委員會監修書類第一五七號乃至第一七二號の廿九部うち第四八九、三
四九〇、三四九一、三四九二、三四九三、三四九四、三五〇一頁よりと
つたものである。

22
宣傳

辯護書類四〇一(四七)

四月二十四日 ハル國務長官演説

E 2852
Def. Doc. No. 401 (470)

一九四一年四月二十四日ノ演説ニオキマシテ、ハル國務長官ハ不幸ニシテ多
く心配ノ事、ハルノ本質及吾々自オノ國ニ取ツテ其意味ヲ把握シテ居
ハ云ヒマシタ餘リニ云多數ノ人々ハ現在ノ國争ハ單ニ
アル、ソシテ終戦トモナレバ敗勝國ハ賠償ヲ徵收シマ
スガ幕ク點ダハ敗國チシテ多少トモ軌跡ノ開始スル前ノ狀態ニ置クダラウ
ト思ツ石居ルノテアリマス。此ノ考ヘ方ハ后シ侵略者達ガ戦争ニ勝ツタナラ
バ「全然誤ツテ」居ルコトニナルテジョウ、即チ所謂征服者達ハ彼等自身ノ
方一全テノ被征服國民ノ領土、主權、及所有物ヲ取上ゲテシマウテアリマセ
ウシ、彼等ノ自由、權利、法律及宗教ヲ根絶シテ各國人民ヲシテ奴隸ニセ
トシテ居ルノテアリマス。

長官ハ又侵略者達ハ唯平和ヲ欲シナイノミテハナク文字通り平和ヲ信ジナイ
ノデアリマス、平和ト云フ言葉ノ欺瞞的保護ニカクレテ彼等ハ寛大ナル攻撃

22
軍使

辯護書類四〇一(四七)

四月二十四日 ハル國務長官演説

E 2852
Def. Doc. No. 401 (47)

一九四一年四月二十四日ノ演説ニオキマシテ、ハル國務長官ハ不幸ニシテ多数ノ人々ハ世界大ノ危機ノ本質及吾々自オノ國ニ取ツテ其意味ヲ把握シテ居ナイト申シマシタ、彼ハ云ヒマシタ餘リニモ多數ノ人々ハ現在ノ國争ハ單ニ普通ノ地域的ナ戦争テアル、ソシテ終戦トモナレバ敗戦國ハ賠償ヲ徵收シマスガ非ノ過失ハ敗戦國チシテ多少トモ軌跡ノ開始スル前ノ状態ニ置クダラウト思ツル居ルノテアリマス。此ノ邊ヘ方ハ若シ侵略者達ガ戦争ニ勝ツタナラバ「全然誤ツテ」居ルコトニナルデジョウ、即チ所謂征服者達ハ彼等自身ノ方一全テノ被征服國民ノ領土、主權、及所有物ヲ取上ゲテシマウテアリマセウシ、彼等ノ自由、権利、法律及宗教ヲ喪失シテ各國人民ヲシテ奴隸ニセントシテ居ルノテアリマス。

長官ハ又侵略者達ハ唯平和ヲ欲シナイノミテハナク文字通り平和ヲ信ジナイノデアリマス、平和ト云フ言葉ノ欺瞞的保護ニカクレテ彼等ハ寛大ナル攻撃

海ノ幅ハ少々時間チ吾々ニ籍スカモ知レマセンガ夫ハ吾々ニ安全性ヲ與ヘルモノテハナイノデアリマス。安全性ハ他ノ平和友好國民ト聯合シテ如何ナル侵略者チモ海洋ノ支配ヲ達成セシメザルヤウ諭防スルタメノ吾々ノ能力カラノミ由來シ得ルノデアリマス。

或人々ハ侵入者ノ軍隊ガ此ノ半球ノ境界ヲ越ヘル迄ハ吾國ハ抵抗スル必要ナシト主張シテ居リマス之ハ單ニ侵入國家共ガ他ノ四大陸及ビ海洋ノ完全支配ヲ獲得シ、斯クシテ敵テノアリ得ベキ政治的利益ヲ獲得スル迄ハ合衆國ヲ含ム此半球ノ抵抗ハナイデアラウト云フコトテ意味スルダケテス。彼ハ此ノ「全ク近視眼的」³テ薄メテ危險ナルも「³」ト思考シマシタ。即チ專ノ在り方ハ問題ナク此半球ト此國ノ安全性ハ何處デモ抵抗ガ最モ效果的デアル「抵抗」ヲ獎勵シテ居ルコトヲ示シテ居ルノデアリマス。

自由愛好國民ヘノ援助及吾々ノ利益ヲ確保スル活潑ナル政策ガ或侵略者ヲイラ立タセテ吾々ヲ攻撃セシメザルカドウカノ問題ニ關聯シテ長官ハ如何ナル國民テモ單ニ吾々自身ヲ防禦スルノガ吾々ノ政策デアルト云フダケノ理由デ吾々ヲ攻撃シナイデアリマセウ、侵略者甚ハ吾々ガ彼等ヲ威撫セント試ミタ

力ヲ蓄積シマシタ、彼等ハ平和的旅行者又ハ貿易家ニ襲撃シタ以擧除ヲ浸入サセマシタ。

彼等ハ謀報、怠業、宣傳ノタメノ機關ヲ設立シマシタ、彼等ハ情惡ト不和ノ種ヲ撒カウト努力シマシタ、彼等ハ所謂「平和」デアツタ國々ヲ弱メルタメニアラユル種類ノ經濟的攻撃、賄賂、收箱ヲ借用シ遂ニハ軍事行動ガ容易ニ征服ノ任務ヲ完結シ得ルニ至ラシメタノデアリマス。其型ノ平和ハ「陷阱」以上ノ何者デモナインテアリマシテ其本質ノ性質ガ理解セラレナカツタ時多ククノ國民ガ世界征服ヘノ此ノ運動ノ初期ノ試験ニ落チ込ンダモノデアリマス。長官ハ警告シマシタ。誰ガコノ戦争ニ勝ツカハ吾々ニ對シ「運命的相違」チナスダラウ、即チ吾々ニ敵對スル他ノ四大陸ト失ワレタ海軍ニ對シ吾々ノ背チ墜ニシテ追求上ノ最後ノ自由ノ國々ヲ獨リテ守ルカ、又ハ吾々ハ秩序アル世界ニ吾々ノ處ヲ持シ得ルダラウカノ差異デアリマス。英國ノ敗戦ハ吾々トハ關係ガナイト感ジテ居ル人々ハ其結果トシテ起ルヘキ侵入者ニ對スル海洋ノ委任ガ吾々自身ノ國防及安全ニ途方モナイ危險ヲ創リ出ステアラウト云フ窮貨ヲ看過シテ居ルノデアリマス。

ト云フ丈デ吾々チ其儘ニシテ置カナイデアリマセウト云ヒマシタ。征服者ノ哲學ニ於キマシテハ攻撃ガ容易デアリ便利デアルト見ラレ且彼等ノ目的ニ役立テバ如何ナル時、如何ナル場所ヲモ間ハズ一ツノ攻撃ハ正當化サレマシタ。「確實ナル力」ニヨル他ハ吾々ノ安全止ノアリ得ベキ安全保護ハナイノデアリマス。心配シテ居ル人々ノ憂慮ト疑惑ヲ鎮タル最善且唯一ノ方法ハ吾々ガ吾々ノ力ニ於テ立チ其自己防禦ノダメニ出來ル丈此國民ヲ裝備スルト云フヘリクルス的困難ナ仕事ヲシテ居ル一人ノ男子トシテ造ムコトデアリマスト彼ハ宣言シマシタ。

保護ナキ國民的緊急狀態

希望シテ送ラレテ居ルコト、彼等ガ近寄ラナイテ居ル谷一日ハ吾々ニヨリ多クノ大砲、タンク、飛行機、船舶ヲ建造スベキ時間ヲ與ヘテ居ルノデアルコトヲ宣言シマシタ。

大統領ハヒトラーガ此戰争ニ於テ勝ツタ場合ニ在スルテアラウ狀態ニツイテ警告シマシタ。獨逸ハ其自身ノ選擇ニヨル處偏政府ヲ設定シ全然其意思ニ從ハセルデアリマセウ、獨裁政權ハ其世界ノ被征服者ノ奴隸化サレタ人々ヲシテ彼等ガ其時組織シツツアル組織即チ太西洋及太平洋ノ支配ヲ得ントスル意圖ノ下ニ海軍及空軍ヲ作ルベキ組織ニ無理ニ入レ込ムテアリマセウ。

經濟的諸メツケハ西半球國民ニ同ク傳リツツアルデアリマセウ、アメリカノ労働者ハ米國以外ノ他の世界ノ奴隸勞働ト競争シナケレバナラズ労働組合ヘ「歴史的遺物」トナルテアリマセウ、アメリカノ農業、工業、商業、農業ノ全組織ハ完全ナ統制ニ直面スルデアリマセウ、商業、工業、商業、農業ノ全組織ハ無茶苦茶ニセラレ駁トサレルデアリマセウ吾々ノ人力ノ永久的役用が必要トナリ吾々ノ資源ハ永久的ニ軍備ニ注入サレルデアリマセウ、吾々ハ此ノ

ト云フ丈デ吾々チ其儘ニシテ置カナイデアリマセウト云ヒマシタ。征服者ノ哲學ニ於キマシテハ攻撃ガ容易デアリ便利デアルト見ラレ且彼等ノ目的ニ役立テバ如何ナル時、如何ナル場所ヲモ間ハズ一ツノ攻撃ハ正當化サレマシタ。「確實ナル力」ニヨル他ハ吾々ノ安全止ノアリ得ベキ安全保護ハナイノデアリマス。心配シテ居ル人々ノ憂慮ト疑惑ヲ鎮タル最善且唯一ノ方法ハ吾々ガ吾々ノ力ニ於テ立チ其自己防禦ノダメニ出來ル丈此國民ヲ裝備スルト云フヘリクルス的困難ナ仕事ヲシテ居ル一人ノ男子トシテ造ムコトデアリマスト彼ハ宣言シマシタ。

保護ナキ國民的緊急狀態

一九四一年五月二十七日ローズベルト大統領ハ「保護ナキ國民的緊急狀態」ノ子注テ宣言シ、而シテ同日ノラジオ演説ニ於キマシテ世界ノ局面ノ發展ニ照シ合衆國ノ政策ヲ継続シマシタ。此演説ニ於イテ大統領ハ吾々ハ民主國ヘノ吾々ノ援助計畫ハ吾々自身ノ安全保障及吾々ガ住マント欲スル種類ノ安全且文明ノ世界ヘノ冷靜ナ開心ニ基づケラレテ居ルコト、吾々ノ送り出シタ資材ノ各一弗ハ獨裁者共ヲ吾々自身ノ半球ニ近寄セナイコトヲ

大統領ハ吾々ハ基民徵収ヲ次ノ如ク契約シマシタ
吾々ハ積極的ニ何處デモ必要ナ場所デ 全テノ吾々ノ費用ヲ以テヒトライ
西半球ヘノ彼ノ征討ヲ擴大セントスル全テノ企圖ニ抵抗スルアリマセウ
吾々ハ海洋ノ支配ヲ獲得セントスル彼ノ全テノ企圖ニ積極的ニ抵抗スルア
リマセウ 吾々ハアメリカニ對スル攻撃ノ基地トシテ使用セラレルアラウ
如何ナル地點カラモヒトライ主義ヲ近寄セナイコトノ死活的重要性ヲ主張ス
ルデアリマセウ。吾々ハ英國ノ如クヒトライ主義又ハ其勢ニ武力ヲ以テ抵抗
シテ居ル英國及總テノ國ニアラユル可能ナ援助ヲ與ヘルデアリマセウ、吾々
ノ哨戒ハ大英帝國ヘノ必要物資ノ到達ヲ確保スルヨウ助力シツツアリ且草
ノ商品ヲ受護スルニ必要ナ全テノ附隨的應置ガ取ラレルアリマセウ。

大統領ハ云ヒマシタ、アメリカ大陸ニ在ル吾々ハ自分自負デ果シテ如何ニ
何時、何處デ吾々ノアメリカノ利害ハ攻撃セラレ又ハ吾々ノ安全性ハ脅威
サレルカヲ決定スルデアリマセウ。吾々ハ吾々ノ宣戰ヲ戰略的軍事的地點
ニ位置セシメツツアリ且攻撃ヲ反撲スルタメ夫等ヲ使用ヘルノラ堅壁シナイ
デアリマセウ。決然トシテ大統領ハ獨立宣言ノ署名者ノ言葉ヲ繰返シマシタ

ナチノ「來ルベキ物ノ在リ方」ヲ受ケ入レナカツタシ又將來トモ許サヌデア
リマセウ。

権勢力ハ彼等ガ先づ海軍ノ支配ヲ獲得セザル限り世界征服ノ目的ヲ成就シ
得ナイデアリマセウト大統領ハ云ヒマシム。若シ彼等ガ海洋ノ支配ヲ獲得シ
得ナイナラバ彼等ハ「確カニ敗ケ」テアリマス。大統領ハソコテ「大西洋ノ
戦」ニ於ケル危険ナル狀態ヲ記述シマシタ。彼ハ暴風シマシタ商船ノナチニ
ヨル沈没率ハ英國ノ造船所ガ此等ノ船ヲ代替スル造船能力ノ三倍以上デアリ
マシタ、其ノ率ハ當時英米兩國ノ合同商船延長數ノ二倍以上デアリマシタ。
此ノ危機ハ吾々ノ大造船計畫ヲスピードアップシ增大スルコトニヨリ且海洋
ニ於ケル損失ヲ切下ゲル機助力スルコトニヨツテ對抗出來ルト彼ハ云ヒマシ
タ。彼ハ、吾々ハ北及南大西洋ノ水域ニ古々ノ哨戒ニ造賀ニ益々多クノ船ヲ
附加シツツアルト發表シマシタ此等ノ船ヲ飛行機ノ目的ハ「海上、海中及海
面上ノ攻撃者ノ出現」ヲ警告スルニアリマシタ。

即チ「神ノ精神ノ保護ニ固ク信頼シテ各々ハオ互ニ吾々ノ生命、吾々ノ財
産及吾々ノ尊體ナル名譽ヲ各人ニ對シ譽フモノデアル」

「平和ト戰爭」ヨリノ抜萃

官廳出版、米國國務省

一〇〇一一〇三頁

12.8.12 ②

8月1900-B-1 (2)

11

文部省立圖書入出庫記録

(七號A)

私ハ輸出新開社一調查記入書一在庫モノナル様な」新開社セル印太陽二十
萬タレタ。Place Document No. 1900-B-1-5 (米の収穫と貯蔵、今之
光輝草紙用紙ノソノ紙ナシクノ紙也。以下十五件) ナシ新開社運送手
昭和十六年七八月十一日発行「東京朝日新聞通商記事」第十九回「ア
マリ語ス

昭和二十二年四月一日

於 畠口新開社

面 25 第 1

右署名捺印ハ私ノ面所一於テナサレタルモノナル「ト」ハ念珠ス

昭和二十二年八月一日

新開社

面 25 第 1

新開社

朝日新聞 東京 (昭和十六年七月二日 抜萃)

米の参戦を示唆、今こそ海軍を用ふべき秋
ノックス長官声明

【ボストン三十日発同盟】 第三十三回国各州知事年次大會は三十日木スーンで舉行されたが、右會議に對しルーズベルト大統領はメツセージを送り、「われらの國の力と軍隊の力をとしてわれくのステーツマンシップアミ試みるべき日は近付いてゐる」と發したが、席上ノックス海軍長官は米國の参戦切迫を示唆して次の如く言明した

D.D.1900
B-1~1

「今こそ討つべきときである。今こそ大西洋からドイツの脅威を除去するためには吾々の海軍を用ふべきときである。獨ソ開戦により米國は世界紛争の成行について決定をなすべき機會を神かう與へられた。米國が歐州戦争勃発以来建造して来た臣大なる戦争機械を動かすことになれば米國は必ずや独伊を敗北せしめることが出来るとあらう。これには犠牲が必要であるが現在の割合で英國船舶が喪失され行けば世界支配の勝利はヒットラーに歸するであらう。今年に入つて五箇月間に英側の商船に損失數は約三百二十万トンに達してゐる。かかる商船損失がこう割合で行けば行きつくところはヒットラーの勝利あるのみである」

33

眞珠灣政事聯合調査委員會記錄合衆國々會、信七十九議會第一會期
R・E・ターナー提督ノ證言、一九四五午十二月二十日(木曜日)
ヨリノ証言

ターナー提督

シテ、私ハアメリカ、英國及和蘭當局内閣ニ行ヘレ
ルニ。ヨーロッパ(ヨーロッパ) 八一ノ概略ヲオ語シスルコトガ好カラウト思ヒマス、
新ガタスルアサアダケル英國トノ最初ノ交渉ハ泰國ヘ十月二十三日頃、
(大英帝國政府) 官「トーマス」海軍中佐ガ行ヒマシタ

問答題

ソレハ何年デスカ

ターナー提督

一九四〇年十月デシタ。ソレハホンノ添リサ入レタダケデシタ。十一月
十六日ニ海軍作戰部長カラノ電報ニ應シテ「ハート」提督ノ幕僚長「バ
ーネル」海軍大佐ガ「シンガポール」ヘ行キ彼等ト試的會議ヲシマシタ

眞珠湾攻撃合同調査委員会記録合議團々會、第七十九議會第一會期
R、E、ターナー提督ノ證言、一九四五、十二月二十日（木曜日）
ヨリノ發言

ターナー提督

ソノ御質問ノオ答ヘトシテ、私ハアメリカ、英國及和清當局内閣ニ行ハレ
タスベテノ會議へ五二八一ノ機密ヲオ話シスルコトガ好カラウト恩ヒマス、
「シンガポール」ミオケル英國トノ最初ノ交渉ハ泰國へ十月二十三日頃、
行ツタ我が大使館附武官「トーマス」海軍中佐が行ヒマシタ

副艦長

ソレハ何年デスカ

ターナー提督

一九四〇年十月デシタ。ソレハホンノ添リヲ入レタダケデシタ。十一月
十六日ニ海軍作戰部長カラノ電報ニ應シテ「ハート」提督ノ幕僚長「バ
ーネル」海軍大佐ガ「シンガポール」ヘ行キ彼等ト試験的會議ヲシマシタ

ガコノ時ハ何等ノ公約ヲモセヌヤウ指令サレテ居リマシタ。コノニツノ予

ジ會議ニ開シテ其作サレタ旨意ハアリマセン

次ノ會議ハ今讀マレタシタ發動ノ意圖ニ應じテ行ハレタノデスが一九四一年一月十四日カラ十六日マテ「バタビヤ」デ和蘭宣傳司令言ト「バーネル」毒氣大佐ノ間ニ行ハレマシタ。コレラノ會議ノ結果ノ大略報告ガコノ毒氣大アリマス、ソシテ私ハマダ毒氣面ハ御覽ニナラナイト思ヒマスガ最近ソノ會議ノ記錄ヲ手ニ入レマシタ。シカシソ、レニヘ特別私ノココニ附言スベキ

キコトハ記載サレテ居リマセシ

ソレカラ我々ハ、英國ト和蘭ガ連ニ「シンガボール」デ一九四一年二月ノ下旬ニ會議ラスルコトニナツタトイフ知ラセワ受ケ取りマシタ、「バーネル」毒氣大佐心コノ英國會議ニ出席シ勿論政治的或ハ具体的紅軍公約ハ行フコトナク既ニ試験的命令方法ヤ合同又ハ個別ノ試験的作戦方法及地域ニ對シ又通信技術ヤ情報ノ交換ニ關シ皆意ヲ表スル種段ヲ與ヘラレテキマシタ。

コノ會議ノ結果ハ大シテ決定的ノモノデアリマセンデシタ。

次ノ會議ハ「シンガボール」デ一九四一年四月十九日頃ニ開カレマシタ

Def Doc No. 500 R-4

コノ會議ニツイテハソノ開催ヲ命ジタ手紙一通及コノ會議ニ關シテ英國諸隊長カラノ手紙否認書ガ一通アリマス。只今ソノ手紙ガ提出セラレタコノAOB案文ハソノ會議ノ結果デアリマス。

ミツチエル氏

ソレハ會議第五〇號デス

ターナー提督

コノ案文ニハ多クノ反對スペキ點ガアリ、一九四一年七月三日海軍作戰部長及陸軍の該隊長ハ當初ニオケル英國合同の隊員會議手紙ヲ以テコノ草案ヲ全般的ニ拒否シ我々改メテ意見ノ一致ヲ見ウルヨウナ指令ヲ出サレシ事ヲ眞諦シマシタ

更スルニ反對ハ、ハニツアツタノデス。信一ハソノ草案中ニ我々ニトツテ望マシクナイ政治的ナ含意ガアル限界線アリマス、モウ一つノ反對ハヘ九一九一ソノ計算ガ余り現實的デハネク、多クノ點ニ於テ該國間ノ協力ヲ促進サセルトハ思ハレナカツタコトデアリマス

ミツチエル氏

失禮デス。今提督ノ旨意サレタ一九四一年七月三日附海軍作戰部長及陸軍

参謀長ニカラノ「シンガポール」提督ニ反対シタ時ハ翌年六十五歳ト
シテ既ニ提督サレテキマス
ドウゾオロケ下サイ

一ナ一提督

右ノ具體提田ノ結果トシテ當地「ワシントン」デ我ガ代表及英國代表トノ
間ニ會談ヲ行ネタ後、英國參謀長ハ一ツノ協約ノ草案ヲ提案シタ「ADB-12」
ト署スル文書ヲ提田シマシタソノ日附ハ一九四一年八月デアリマス、コノ
提案ハ全面的ニ望マシトイフモノデハナカツタガ殺々ノ者ヘニ近ヅイテ
キマシタ、ソノ協約草案ニ基ク交渉ハ十一月ニ新任英國陸軍司令官「フイ
リップス」提督ノシンガボール到着マデハ遂行運タルモノデアリマシタ
主唱者、主トシテ「ハート」提督ト會談ヲナシ、「ハート」提督ハ、彼ノ
日附デハ十二月六日コチラデハ十二月五日ニ我々ニ電報ヲ寄送シ、一兩日
中ニ起ルベキ戦争ニ備ヘテ司令ソノ他ニツイテ、フイリップス提督ト打合
セタコトヲ通知シテ有マシタ。
95-2

Def doc No. 1500 R-4

ソノ打合セハ、現今ノ修正及び注意書ヲ附シテ十二月七日ニ海軍作戦部長
ニ承認サレ、——コレハ單ニ海軍ノミノ協定デアリマシタカラ——八日ニ總
報官登セラレタノデス

コレラノ書類ノ中ニハ政治的或ハ具体的ナ事本公約ハ全然アリマセンデシ
カ、コレハ行動計畫デアリ、或ハ合衆國ガ委員シタラトイフ協定ニ基づク
行動計畫トモイヘルモノデ、ソノ時關係當局ノ承認ヲ得テ始メテ有效トナ
ルモノテアリマシタ、
海軍長官陸軍長官大統領等ハ國務長官ト同シクコノヤウナ會談ガ時々開カ
レタコトヲ云知シテハキマシタガ A.D.B書類ハ一ツモコレラノ人々ニハ提
田サレナカツタノデス

Def doc No. 1500 R-4

一九三一頁一一一九三三頁 「眞珠灣攻撃」第四部



22-2-12 27
Def. Doc. No. 1500-E-5

辯護文書一五〇〇-一五-一五

眞珠湾攻撃調査共同委員會議事録

アメリカ合衆國第七十九國會第一議會

シャーマン。マイルス米陸軍少將證言抜粋

一九四五年十一月二十九日本曜日

ゲセル氏

又他方書證第三十三號に於ける判斷は作戰地域配布の目的を以つてではなく參謀本部の清報に資するため製作されたものでありますか

マイルス少將 参謀總長及び參謀本部のために。

ゲセル氏

では此の通り！參謀總長及び參謀本部の資本と任務は何ですか

マイルス少將。

陸軍清報部全組織の長でありましてその清運、擴張及成果に關して責任を有しました。即ち私は參謀本部情報部を代表してゐたのであります。

ゲセル氏

ゲセル氏
マイルス少將

た。彼は吾が大使館付武官、觀察者、海軍省他の省から吾
吾が樺東に關して得た凡ての情報を受けてゐました。又可
成枯竭しつつあります。在樺東民間會社、新聞社からの情
報並に當然傍受の心術で得た情報を彼は受けてゐたのであ
ります。

では彼は誰に對して責任を有して居ましたか。

3

彼が直接責任を有してゐたのは情報課長に對してです。當
時はヘイス・クローナ大佐が課長であります。然し該課

中には現在駐將當時のベット中佐指揮下の情報科もありま
した。該課は世界各地の情勢に關する情報を貯め込んで
ました。私は當時之を情報課の心臓とへ二〇七五」と申してゐ
ました。該課はG.I.及び陸軍長官の兩者のために情報圖
を有していました。總ての特殊な研究の網は此の特殊な課
から提出されます。

貴下の證言より推察しますに、該課は情報課樺東科と情況

98-1

ゲセル氏

マイルス少將、
謹言私は吾々の所謂情報課も分析判断評價された報導を
提供することに私の重點を指向して居りました。が、そ
の他にも日々多忙でした。

では樺東情報課を取扱ふためには貴下の情報部の中に於て如
何なる關係にありましたか

マイルス少將

情報課樺東科は當時ブラットン大佐の指揮下にありまし

2

97-2

判斷及研究作製のため緊密な連携の下に活動して居りました

たか。

Dof, Doc, No. 1500-K-5
Dof, Doc, No. 1500-K-6
マイルス少將
ゲセル氏

その通りであります。

所て、貴下はその間に於いて若干の情報源を有しておられたことをお察しになりました。

又、は織と言はれたことをお察しになりました。又、は織と申されました

4

がその際に、貴下は大佐警官を掛けられました。又、は織と申されました

がその際に、貴下は大佐警官を掛けられました。

マイルス少將
マイルス少將
マイルス少將
マイルス少將

ました。日本情係が入りました。支那にはマーグルノダ¹ 槍に何處から情報を得ました。支那にはマーグルノダ¹

将軍指揮下の使節團があつて吾々に情報を提供してゐました。シンガポールではクリ

戒地に若干の觀察者があつて吾々に情報を提供してゐました。シンガポールではクリ² がつた。又勿論ハワイ、フィリッピン部隊の參謀部には情報部

將軍指揮下の使節團があつて吾々に情報を提供してゐました。シンガポールではクリ

がつた。又勿論ハワイ、フィリッピン部隊の參謀部には情報部³ 将軍指揮下の使節團とも呼び得るもののは既に作

ア大佐以下の特務機關とも呼び得るもののは既に作

ア大佐以下の特務機關とも呼び得るもののは既に作⁴ てあつた。彼に與へるべき資金は殆んどありませんでした。彼に與へるべき資金は殆んどありませんでした。

たが、彼は少くとも極東に於ける英特務機關との協提を促

てみました。たが、彼は少くとも極東に於ける英特務機關との協提を促

てみました。たが、彼は少くとも極東に於ける英特務機關との協提を促

てみました。たが、彼は少くとも極東に於ける英特務機關との協提を促

てみました。たが、彼は少くとも極東に於ける英特務機關との協提を促

進しました。吾々は勿論、特に國務省及海軍省と及その他の機關、在ワシントンにあつた陸軍武官、便箇時に英軍人(二〇七六)と情報交換を致しました。

而して此等情報課が極東に關する材料を提供した情報源であつたと思ひますが

その通りであります。

マイルス少將

ゲセル氏



原 本 不 明 瞳

解説文書一五〇〇一A-1

合衆国第七十九回会議一〇〇二於ケル。其の政事の合間に本議會に提出
第三十三號ヨリノ松井

提出會第十三號

コロンビアニワシントン陸軍會G1ニヨリ議會セラレタル實質問題會

口一九四一年七月十一日 議員一議員上ヨリミタル信件定(速記)

一九四一年七月十一日

二 葵帝國

西印度（シンガポール地區）ニハ約四ヶ縣相当アリツノ六二ヶ縣相当ハニハ
印度兵、一ハオーストラリヤ兵種リハ地方軍ナリ、香港ニハ英軍約
一族數及ビ地方軍數部殿アリ同地區ニハ英軍空軍ハ約十三機數テ有
ス又時ニ少數英ノ海軍兵力アリ

四 行動方針

將來敵側ヲ許サヌ軍備ノ進歩ニ致リ軍勢ニ等スル迄ハ空襲及ニワタ
ツテ陸軍作戦テ行ヒスル。又總ユル手堅テ用ヒテ可云的速力ニ合衆
國ヲ攻撃セシメントスル

ヘ「尼珠島攻占」於十四卷一三三五頁ヨリ一三三九頁マデ

Def Doc No. 1500 A-5

解説 論文書第一五〇〇號 B 1 3

合衆國軍事報告七九題合第一切

兵庫海政軍備合議委員會建議書第三三七、抄本

證紙書類第三三七

ワシントンワシントン州議會書第12章予想情報
件名 諸國ニ才スル日本ノ動向（概要）

一九四一年七月十七日

參謀長宛覺新

者名 諸國ニ才スル日本ノ動向

二 告部ノ支那ハ今詞企ラレタル日本ノ行動ハ一一多分ニソノ 深思
議會主義同ナルモニコレ亦般略上防禦的性質ヲ有シ、主トシテ該

Def Doc No. 1500B-3

22-8-12 29

11

1

101

100-2

2

辰ニ日本ニ必要トセラル、漆画及鈴印ヨリノゴム、錫、米ノ供給ヲ
英米勢力ニヨリ断タレザルコトテ企圖スルモノト思ズ。

G-12 次席・議長代理

合衆國陸軍少將

シャーマン・マイルズ



22-8-12 30

Def Doc #1500-C-3

104

11

翻譯側文書第 一五〇〇號 C-13

合衆國議會第七九議會第一期

眞珠灣攻撃聯合調查委員會證據書類第 三三號

證據書類第 三三號

ワシントン(州) 陸軍省 G-1 款 軍事思想情報

(四) 一九四一年七月十七日

件名 日本軍追加兵力動員ニ關スル件

一九四一年七月十七日

參謀長宛覺察

件名 日本軍追加兵力動員ニ關スル件

三 日本軍主力ガ可動ノ豫備軍ヲ持タズシテ支那ニ釘付ケセラレ且シベ

リヤ軍ガ關東軍勢力ニ約倍スルヘニ至三〇ヶ師團對十二ヶ師團一

師實ニ鑑ミ渤海國內日本軍ノ増強ハ、

如シ 當然ノ豫防手段ナルガ

G-2 次席參謀長代理

Def. Doc. #1500-C-3

真珠灣攻撃

第十四卷

戰時計畫局縮寫

一三四二一一三四三頁

合衆國陸軍代將

シャーマン、マイルス

103-2

Def. Doc. No 1500-D-3

韓護側文書第 一五〇〇一 D 一三

真珠湾攻撃共同調査委員會證談題類

第三十三號證言——米國國會第七十九議會

第一時期

記録書類第三十三號

ワシントン G. C. 證言番号 3-12 作成陸軍情報判継。

(5) 一九四一年（昭和十六年）七月十八日、主題、日本の新内閣

1 , 3 , 九九 一九四一（昭和十六年）年七月十八日

參議院に於する覺書

主題、日本の新内閣

一、一九四一年（昭和十六年）七月十八日附東京及の合同通信、至急報は近
衛公は高度實業主義的新内閣の主要人物を選定したと傳へて居る、概要な
る椅子は次の如く報ぜられて居る。

いへは、豊田提督が商工大臣としての旅行を終へたばかりであり、日本の外國貿易及國內經濟の憂ふべき状態に就て熟知して居ることも併せて記憶されなければならない。それ故、新かる外國貿易が日本産業の活力の素であるに鑄み彼が外務大臣として外國貿易の状態を改善する様な意圖を採ることが期待される。

米國陸軍代將

G-1 2、參謀次長代理
シャーマン・マイルズ

なる稱子は次の如く與ぜられてゐる。

總理大臣：：：：近衛公爵

陸軍大臣：：：：東條將軍

海軍大臣：：：：及川提督

内務大臣：：：：平沼男爵

外務大臣：：：：豊田提督

二、右の内初めの四名は前内閣よりの留任者である。豊田提督は松岡副外相大臣に交代したのである。

三、豊田提督は波旁爵齊藤提督（一九三六年～昭和十一年）首相在任中暗殺される一の子分であつて、徳義と考へられて居る。彼は聰明にして、才幹ある武官で、兵艦に就する専門家として、且外交特に對英外交に於てかなりの識識を有する人切として知られて居る。

四、新内閣は非常に國家主義的なものとして考へられるが、實人が外務大臣就任した場合に疎かせられたやうなものよりは多分に開拓、且保守的であると考へられる。しかし日本の前途は更に促進されるであらう。之に就



22
萬葉

107

辯護圖文書第四〇一號(五)

大西洋憲章

（ハセヤマ・ヨウジン・ザシ）
（セイセイ・ヤウジン・ザシ）
（セイセイ・ヤウジン・ザシ）
チヤーチル首相は、一九四一年八月海上で會見し、
地租借法で規定する如く、合衆國の軍隊の爲め、又
ある諸國の爲め、軍需物資を供給する問題を全面的
に検討した。

X
X
X
X
X
X

E 2854
Def. Doc. No. 401 (51)

106

C-80

裏面白紙

辯護文書第四〇一號(五)

22
萬鶴

107

大西洋意寧

E 2854
Def. Doc. No. 401 (51)

C-82
ルーズベルト大統領とチャーチル首相は、一九四一年八月海上で會見した。この會談で二人は、土地租借法で規定する如く、合衆國の軍隊の爲め、又激しく侵略に抵抗してゐる諸國の爲め、軍需物資を供給する問題を全面的に検討した。

X
X
X
X
X
X

106

2
高橋

譲文書 四〇一(五二)

ロシアに対する援助

一九四一年八月十五日ルーズベルト大統領、チャーチル首相の共同メッセージがソヴィエト社会主義共和国人民委員長ヨセフ・スターリンに送られた。このメッセージの中で大統領並びに英相は兩國がソヴィエト聯邦を援助すべく最善の方法について協議し、
に要請される供給品の最大限度をソヴィエート聯邦に示す。
力し交わしたこと及びソヴィエート聯邦向け多數の
送り出されており更に近い将来もつゝ多くが送られる筈であることを言明した。共同資源の分配について關係諸国を
急速な決定に到達しうる立場に置くためにルーズベルト、チャーチル兩氏は三國政府代表者達の會合でモスクワで開くことを提案した
「勇敢にして搖ぎないソヴィエト聯邦の抗戦」がヒットラー派の敗北に如何に致命的なほど重大なものであつたかを充分に知つてゐる。兩氏は「われわれの共同資源の今後の分配計畫問題については

高橋

翻譯訓文書 四〇一（五二）

ロシアに対する援助

一九四一年八月十五日ルーズベルト大統領は、チャーチル首相の共同メッセージがソヴィエト社會主義共和國邦人民委員長ヨセフ・スターリンに送られた。このメッセージの中で大統領並びに英蘇相は兩國がソヴィエト邦を援助すべく最も効果的な方法について協議した。最も緊急に要請される供給品の最大限度をソヴィエット邦に出し貿易が既に通り出されており更に近い将来もつゞ多くが送られる答であることを明示した。共同資源の分配について關係諸国を急速な決定に到達しうる立場に置くためにルーズベルト、チャーチル兩氏は三國政府代表者達の會合でモスクワで開くことを提議した。「勇敢にして搖ぎないソヴィエト邦の抗戦」がヒットラー一派の敗北に如何に致命的なほど重大なものであつたかを充分に知つてゐる。兩氏は「われわれの共同資源の今後の分配計画問題については

教諭且即座に「行員せねばならぬ」と考へてゐる。この會談は同窓
され、その後間もなくモスコウで開催された。

アメリカ合衆国 国務省 政府出版局

「平和と戰争」 一〇八頁より抜粋

文書
立
高

文書成立ニ關スル證明書（七號A）

私ハ朝日新聞社調査部長ノ職ニ在ルモノナル茲茲ニ添附セル曰本語ニ于書力

レタル Defense Document No. 1900-B-1-15

米の參戰を示唆。今、こそ海軍
アメリカ合衆國
(アーヴィング)

メス長官聲明、以下十五件ナル新聞記事抜萃、昭和十六年
月發行ノ東京朝日新聞紙掲載記事ノ寫ナル「トヲ證明ス

昭和二十二年三月一日

於朝日新聞東京本社

西島芳二

右署名捺印ハ私一面前ニ於テナサレタルモノナルコトヲ證明ス

同日於同所

立會人 朝日新聞東京本社

調査部次長 反本

泉印

101

高橋

文書成立ニ關スル證明書（七號A）

私ハ朝日新聞社ノ調査部長ノ職ニ在ルモノナル處茲ニ添附セル曰本語ニ于書力
レタル Defence Document No. 1900-B-1-15(米)の參戰を示唆、今こそ海軍
を用小ベシ秋、リックス長官聲明、以下十五件)ナル新聞記事抜粋、昭和十六年
七八、九、十、十一、月發行ノ東京朝日新聞紙掲載記事ノ寫ナル「トヲ證明ス

昭和二十二年三月一日

於 朝日新聞東京本社

西島芳二

右署名捺印ハ私ノ面前ニ於テナサレタルモノナル「トヲ證明ス

同 日 於 同 所

立會人 朝日新聞東京本社

調査部次長 反本

泉印

DOD 1900-B-3

刊 夕報 朝日新聞 京東

昭和十六年八月二十六日(抜粋)

東亞の破局到来せば 英米は提携と豪語 英首相対曰誹謗の暴言

〔ロンドン特電二十四日是〕チャーチル英首相は二十四日夜全世界に向けて放送演説を行い、先般の大西洋上における英米會見の成功を謳歌し、ソ連軍の頑強なる攻撃ぶりを稱賛するとともに、例によつてドイツ軍占領下の諸国民を煽動する一方、支那事変を誹謗し日本に対する英國の態度に言及して東亞における英米協力の意図を明かにした。チャーチル首相は先づ、ルーズベルト大統領との大西洋会談、おどびハ項目の共同宣言について、英米両国の協調を述べた。

いかほる大國でも、國民のために穩健な生活を營んでゆくだけの手段を他国の方によつて剥奪されるといふことは、全世界特に英米両国の不利とするところ

ころであり、この哀われくは完全に見解を同じくした。ナチス専制破壊による共同の目標とする英米両国は大西洋会談において、この目的達成のために必要な具体的な策を取組め直に活動を開始して、と述べたが具体的な内容について語らなかつた。

灰にソ聯軍の善戦およびソ聯人民の果敢なる態度に対しても歎賞の感謝を表明モスクワにゐる英國駐事大使節は赤軍組織の能率および裝備の優秀性について報告し未だた。

と述べ繰返してオソ援助を確言した、さらに欧洲における被占領國々民に対する個人的メッセージを放送、彼らを煽動するとともに、過去の経験にも拘らず英國は必ず彼らを救助すると述べた、しかして日本に対する態度について左の如く述べた。

残酷極まる虐殺行為が欧洲大陸で組織的に行はれてゐる、しかし武力侵略に

よつて荒廢せしのうれ苦難を受けてゐるゝは独り歐洲大陸のみでほい。過去五年の未きにわたつて日本は、新政洲の顯現を氣どるヒットラー、ムッソリニの流儀を蔑視せんとして、支那を侵略し五億の住民を苦しめ奉つて、日本軍はその膨大な土地を彷徨じつゝ何らの効果もない征旅を繰けて、その行くところに放火と爆撃と荒廢とな致し、しかもこれを支那事變と稱してゐる。今や彼らは、支那の邊の華北へまで手を伸ばし、傍めにヴィンターフラニスから錦印とも取つて、その行動によつて日本は秦を脅威し英法間の連環、行進三三ガキとも謂へて英國の保護下にあるアフリカに脅威を以つてゐる。これに歛止しけりんばならぬこと明かである。

【B】一平和的解決をみるためめあらゆる努力が挙げられるであらう。米国は公平かつ友好的に解決に到達せんとして無限の忍耐をスマ多才もぞあらざりたる日本との合意的協議に対する最大限の保障を日本に與へんとするもりである。

我々はこれらが交渉が成功することを衷心にから希望する。しかし序がうるは、これだけはいはねばほりぬ、すばはう、カ一これらは望みが水泡に帰してしまふやうなことであれば、我々は勿論我々自身を躊躇なく米国の味方とする。

舊稿

成 立 二 關 ス ル 證 明 書 (七號A)

(スル) (スル) (スル)

部長ノ職ニ在ルモノナル處茲ニ添附セル曰本語ニ于書力

Document No. 1900-B-1-15(米の參戰を示唆。今、)と海軍
を用小ベ久秋ノツクス長官聲明以下十五件ナル新聞記事抜萃昭和十六年
七八、十、十一、月發行ノ東京朝日新聞紙掲載記事ノ寫ナル「トヲ證明ス

昭和二十一年三月一日

於 朝日新聞東京本社

西 島 芳 一

右署名捺印ハ私ノ面前ニ於テナサレタルモノナル「トヲ證明ス

同 日 於 同 所

立會人 朝日新聞東京本社

調査部次長 阪 本 泉

PO # 1900-B-4

舊稿

文書成立ニ闕スル證明書 (七號A)

私ハ朝日新聞社調査部長ノ職ニ在ルモノナル處茲ニ添附セル曰本語二三書力
レタル Defense Document No. 1900-B-1-15(米の參戰を示唆。今ノソ連軍
を用小ベ久秋ノツクス長官聲明、以下十五件)ナル新聞記事抜粋、昭和十六年
七八十、十一月發行ノ東京朝日新聞紙掲載記事ニ寫ナル「ト」證明ス

昭和二十一年三月一日

於 朝日新聞東京本社

西島芳一

右署名捺印ハ私ノ面前ニ於テナサレタルモノナルコトヲ證明ス

同日於同所立會人 朝日新聞東京本社

調査部次長 古本 泉印

刑 朝 三 新 聞 京 東
昭和十六年八月二十六日(金)

米の対日交渉豫想 英・對米宣の一途

(ロンドン二十四日発同盟) ナッケル首相が放送演説中で日本に關し今ま
にほり強硬措辞を專したことは異常な注目を惹いてゐるが、他方日米平和解決
方につき言及したのに鑑み当地消息筋は米国政府が卒先対日交渉に參出すこと
はいよいよ明瞭と見て、も解してゐる。しかし英國および歐洲はルーズヴェ
ルト大統領が大平洋において和戦いざれに決するかによりこれに從事することを
一らうと見られてゐる。何れにしても東亞にあける万一に備へあらゆる対策を講
ぜられるものと見られる。したてロンドン消息筋はこの演説に對しつづり
00年と見解を有してゐる。

○○ チマーチル首相の演説は日本に対し東亞の情勢に關する英政府の態度を闡明

しに最後の言明である現在の英國の対日方策はつぎの二点に要約される

第一 日本が泰國その他南方に進出になければ英國政府は東亞に戰禍を波及す
る面避すべく努力する

第二 もし日米間に戰争が始まれば英帝國は即座に米国に勧告して日本と戦ふ

111
72

文書成立二關スル證明書 (七號A)

アーネスト・ヘンリクス
監査部長ノ職ニ在ルモノナル處茲ニ添附セル日本語二三丁書力
(アーネスト・ヘンリクス)

監査部長ノ職ニ在ルモノナル處茲ニ添附セル日本語二三丁書力
(アーネスト・ヘンリクス)
americana No. 1900-8-1-15
右の參戰を示唆、今こそ海軍
を用ひべべ候、ノウクス長官聲明、以下十五件) ナル新聞記事抜粋、昭和十六年
七八、十、十一月發行「東京朝日新聞紙褐載記事」ノ寫ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年三月一日 於 朝日新聞東京本社

西島芳二

右署名捺印ハ私ノ面前ニ於テナサレタルモノナルコトヲ證明ス

同日於同所 立會人 朝日新聞東京本社

監査部次長 西本 泉

DDA1900-A-1

三

22

文書成立二閑スル證明書（七號A）

私ハ朝日新聞社調査部長ト職ニ在ルモノナル茲茲ニ添付セル日本語二三書力
レタル Defense Document No. 1900-B-1-13(木)の參戰表示候。今、そ海軍
を用ひて、秋、ノツクス長官聲明、以下十五件)ナル新聞記事抜粋、昭和十六年
七、八、十、十一、月發行ノ東京朝日新聞紙掲載記事ノ寫ナル「トヲ證明ス

昭和二十二年三月一日

於 朝日新聞東京本社

西島芳二

右署名捺印ハ私ノ面前ニ於テナサレタルモノナル「トヲ證明ス

同日於同所 立會人 朝日新聞東京本社
調査部次長 西本 泉

朝日新聞 東東

昭和十六年八月二十七日(抜粋)

帝国を誹謗

ダフ、クーパー豪語

〔サンフランシスコニ、十五日発同盟〕シンガポール赴任の途にあるダフ、クーパー、英ランカスター公領尚書は十五日当地に到着、コンモン・ウエルズ、クラブの午餐会に臨み、同氏夫妻は廿六日当地発のクリッパー機でシンガポールに向ひ、登するが、氏は右午餐会席上日本の南進政策を誹謗すると共に帝国の勝利を強調丘の如く述べた。

DOBB-1-5
英國は日本が若し東亞において英國を攻撃する場合日本をやつつきける計画は一年以前に出来て居て、英國にとってはダンケルク歎が最も深い底だつて、それが又該局は英國の勝利に帰して居り、日本が攻勢に出るのは今となつては既に時代を失してゐる、すなはち英國の優勢の證左を挙げれば左の通り

一、一年前より開始されドイツの空襲に対し英國は常にこれを撃退し圧倒的勝利を得てゐる

一、最初の大氣球攻撃せしめんと企図した、独空軍の夜間空襲は失敗し、一方空襲はより大規模となり、ついで五ハーベント程度に過ぎない

一、伊早、ラスエで運河攻撃の挫折とイタリア、リビア両の兵站線の喪失

一、ドイツカヌエズ制覇失敗

米新司法長官任命

〔ワシントン二十万総同盟〕ルーズベルト大統領は今回大審院に轉出した、司法長官ロバート・マクソミ氏の後任として理友長、ランシス、ヒツドル氏を任命した。

米駐泰公使赴任

〔ワシントン二十万総同盟〕ルーズベルト大統領は廿五日グラント前住

裏面白紙

公使の後任としてウイ国に赴任するウイリー、エス、マツク氏を招致最後の指
令書へたが司公使は即夜赴任の途に就いた。

D0元B-1-5

萬代

D.D. 1900-B-6

スリーリード
アーチストラム
（本邦新規）

■ 成立ニ關スル證明書 (七號A)

右署名捺印ハ私ノ面前ニ於テナサレタルモノナル「ト」フ證明ス
同日於同所

昭和二十一年二月一日
於朝日新聞東京本社

西島芳二

右署名捺印ハ私ノ面前ニ於テナサレタルモノナル「ト」フ證明ス
同日於同所

立會人 朝日新聞東京本社

調査部次長

阪本

泉印

117

萬葉

文書成立二關スル證明書（七號A）

私ハ縣原新聞社ノ調査部長ノ職ニ在ルモノナル處茲ニ添附セル日本語ニテ書力
レタル Defence Document No. 1900-8-1-15(米の參戰を示唆、今こそ海軍
を用小ベシ秋、ノツクス長官聲明、以下十五件)ナル新聞記事抜字、昭和十六年
七八、九、十、十一、月發行ノ東京朝日新聞紙掲載記事ノ寫ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年三月一日

於 朝日新聞東京本社

西島芳二

右署名捺印ハ私ノ面前ニ於テナサレタルモノナルコトヲ證明ス

同日於同所

立會人 朝日新聞東京本社

調査部次長 西島芳二

泉印

明 言 新 聞 社

昭和十六年八月二十八日(抜粋)

米と共同動作 新西蘭首相声明

新西蘭首相声明

(ワシントンニナ六日共同盟) フレーザー、ニュージーランド首相は二十六日記者會との會見で、現下の東亞情勢は一觸即發の危機にあると前提しなり。チュー・ジラードは政府の一版圖として東亞において米國と完全に共同歩調をとつて事にあつては用意あるじつきのごとく表明した。

チュー・ジラードは米國と如何なる共同防衛協定もも締結する用意がある。チュー・ジラード、豪州、蘭印、米國の四国政府は東亞に於いて緊密な共同動作を採りつゝある、従つてチュー・ジラードは此等諸国が軍事基地を共同で使用する件につき同意を表した。チュー・ジラードは日本よりの「危險」を感じてゐるが、「万一日本との衝突が発生した場合は英帝国は米國と共同歩

謝をとる」とつてキマードの首相の聲明を完全に是認するのである。

Pacific

Des. No. 1500-0-5

EFIS

22-8-12. 34

11

特種側文書第一五〇〇一〇一三

合衆國為七十九評會第一會期に於ける廣島爆攻撃共同調査委員會、證據
文書第三十七號拔萃

證據文書第三十七號

基礎的證據、電報類

(十五)

海軍作戰部類 一九四一年（昭和十六年）八月十四日附

作戰關係 合衆國艦隊司令長官

(十五) 機密

一九四一年八月十四日

發

海軍作戰部

作戰關係 大西洋方面軍司令官

情報關係 通信系統十一—十二—十三、 通信第十四—十五—十六、

一四二—五五號

先に北大西洋にみつた「オレンヂ、シップ」や南大西洋航路を航行の密

118-1

178.

柑搭載船はマゼラン跡由日本に歸還中。大西洋岸の船は油槽船四隻のみ
米國に向け航行中の船は皆無、北大西洋向の船もなし。南米西海岸にあ
る船は概算十七隻。ロスアンゼルスよりパナマに向ふ船皆無。日本は急
速に世界航路よりの脱退を字成中。定期航行は廢止され、中國及日本の
海以外にある大部分の船は本國行。パナマ運河通過の拒絶、輸出統制
制限、燃料補給及港湾施設使用の拒否、妙に麥金凍結等の手段に依る米
英、蘇の壓迫の結果海運の再開の時期は不詳。

(「眞珠灣攻撃」第十四卷第一四〇一頁)

22-8-12 35

Def. Doc #1500-F-3

拂曉四番類一五〇〇一F-1三號

眞珠湾攻撃調査ニ關スル共同委員會作成

密證第三三號ヨリ抜萃

米國第七十九議會第一會期

密證第三十三號

陸軍省G-1二作製

陸軍情報部狀況判斷

(華府・ディストリックト・オブ・コロンビア)

九、一九四一年八月十六日

極東狀勢ノ展開ニ關スル件(抜萃)

I.B.一一二

一九四一年八月十六日

參謀總長宛覺

極東狀勢ノ展開ニ關スル件

(三)前段第一節ニ概述セル政策ヲ採用シテ以來日本ハ印度支那ノ軍事的經濟

的支配ヲ獲得シ、泰國ニ對スル軍事的經濟的要求ヲ強力ニ推進シ、且重要此ノ上ナイ種々交渉ヲ脅ヤカス形勢ニ在リ、其上「バイカル」湖以來ノ約四十万ソ聯軍ニ對抗シテ、在滿洲東軍將兵ヲ大略六十万ニ増強シタ。然シナガラ、日本ノ侵略政策ノ造成ニハ不利ナル以下諸國ガ現狀勢ニ斯タニ加ハハツテキル。

- (イ) ソ聯征服ニ關シテ立テラレタル獨創計畫ハ失敗セリ
- (ロ) 英米ハ日本向出禁出ヲ宣言セリ
- (ハ) 英國ハ日本向出禁出ヲ宣言セリ
- (四) 西南太平洋ニ於ケル米英蘭軍事兵力ハ著シク増強セラレタリ
- (オ) 英米ハ對ソ援助及更ニ對文援助ノ強化ヲ約言セリ
- (ヘ) 直接日本ノ名ヲ擧ゲザルモ、権輪圖トシテノ日本ノ地位及ビ其ノ征服地ノ保持ニ關シ、多大ナ脅威ヲ與ヘル八ヶ條ヨリ成レル計畫ニツキ、米大統領及ビ英首相間ニ意見ノ一致ヲ見タル旨發表セラレタリ。

(五) 前記第一節及二節ニ續述セル日本側ノ決意ニモ拘ラズ、尙モ日本政府ニ於テハ合衆國ヲ、少クトモ暫時ノ間、戰爭ニ捲キ込マナイヨウニ體別ナ外

交的措置ヲ講ズルノニ咨カナラザル形跡屢然タルモノガウカガハレル。獨逸ガ希望スル程度ノ措置ニ因ルコトヲ、日本ハ好マヌコトガ察セラレル。今ヤ米國ニヨツテ執ラレタル斷乎タル政治的態勢ニ對シ、或程度ノ讓歩モ已ムヲ得ナイトスル氣運ガ日本側ニ動イテキル形跡ガアル。尤モ、今ノ所尚モ、是等讓歩ハ多分ニ將來ノ會議、交渉ノ如何ニカカツテ居ルモノデアル。

(六) ココニ於テ采ズルニ、我方ニ於テ、軍事的並ビニ經濟的國力ヲヨリ強化シ、以テ日本ニ對シテ強力ナル外交政策ヲ展開スルナラバ、夫ガ時ヲ繫グニハ景善ノ機會デアリ、太平洋ニ战火ノ擴マルノヲ最モ能ク防止シ等、遂ニハ三日島定ヲ改綱ニ導キ得ルモノデアルト本局ニ於テハ信ジテ樂ハヌ。斯くて合衆國ニ於テハ、専々強力ニ力ニヨル外交ヲ推進スペキハ自ラ明白デアル。

米國陸軍議院

參謀次長代理 G-I-2

配布先

大統領
陸軍長官
參謀總長作戰部
海軍情報部
エビツク大將

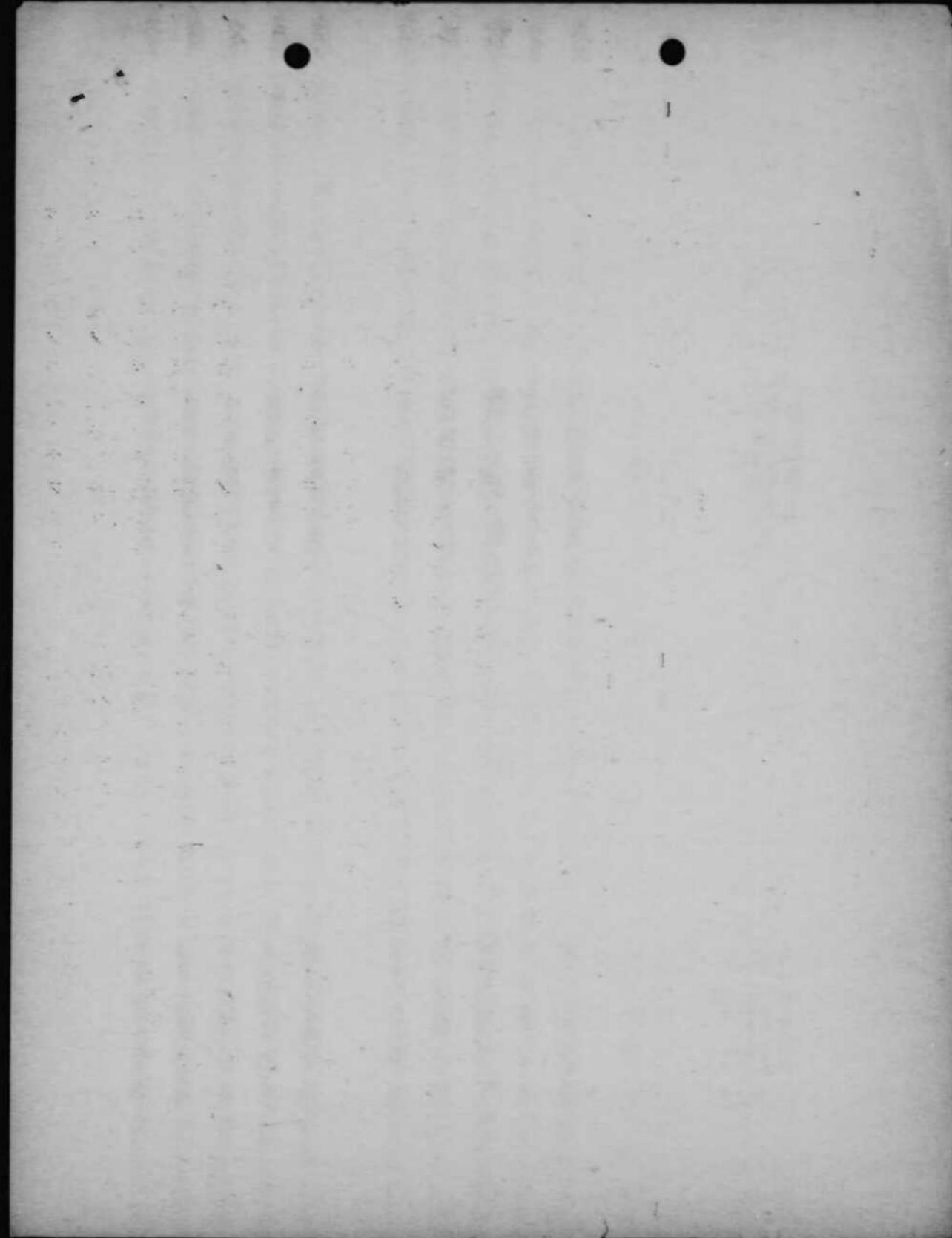
米國陸軍議院

參謀次長代理 G-I-2

配布先

陸軍次官

海軍情報部
エビツク大將



翻譯側文書第1-500號 1G-13

眞珠灣攻撃調査合同委員會一米國議會第79回議會第一會期、
證據書類第三三號抜萃。

證據書類第三三號

ワシントン陸軍省 G-12 作成、陸軍情報部判断

(一〇) 一九四一年八月二〇日

主題、中國の抗戰

一九四一年八月二〇日

参考標題へん覺書

主題、中國の抗戰

四、宋將軍の訪問は確かに我々が他の出所から得た情報即ち當地の中国人
人、及び多分重慶の中国人も、自分達が此の大きな舞台から忘れられ
つつありはしないかといふこと、我々が日本と相對立してゐる現在の
立場から動かないで居られないかも知れぬといふこと、そして對支援助
が將來一層困難となりはしないかといふことを危惧してゐる。ここ

戰時計畫部（？）

（「支那事變」一編十四卷第一三四七—一三四八頁）

が確かであることを示すものである。

而、本部は、中國の抗戦に対する我々の深い關心及對支援助方針に關する政府高官に依る公けの聲明の形式に於て中國に對し可成りの精神的支援が與へられることを信ずる。近く中國に軍事使節を派遣する旨の公式發表が提案されてゐる。併し斯かる精神的支援は日米間に現在する貿易的な關係に對する之が影響に敵して考慮されねばならなかつたであらうと認められる。

署名

シャーマン、マイルス

署名

シャーマン、マイルス

G-12、參謀次長代理

米國陸軍代將

總務科

科長

陸軍次官

科長

參謀總長

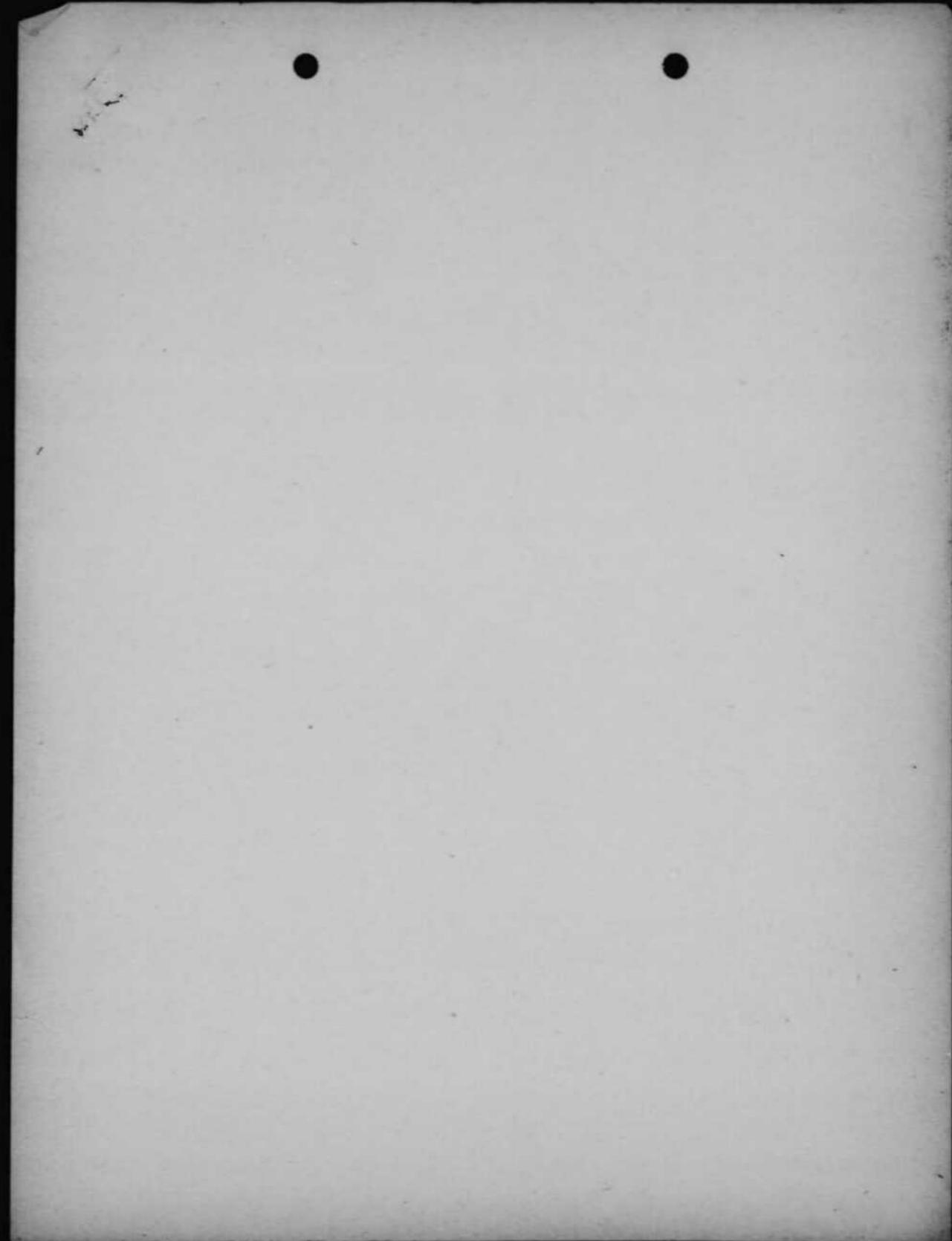
科長

カーリー氏

科長

マツクリード大將

科長



立候御文書 1500-H-3

一七八十九年正月廿二日 諸侯の會議

吉良家春謹書于十三日

敬啟者 甲子正月

アーヴィング・ラムゼー

アーヴィング・ラムゼー

(本件の摘要)

アーヴィング・ラムゼー

アーヴィング・ラムゼー

日本 大使館書武官及通事の會議

一、一九〇一年（明治三十六年）八月二十八日午前日本大使館書武官及通事の會議

開きを廻りくして日本大使館書武官及通事の會議

正 2856
Def Loc No. 1500 H-3

123-1

原 本 不 明 瞥

防衛省文書 1300-H-3

昭和十六年三月三十日
防衛省文書 1300-H-3

東京、三十三階

東京、霞ヶ丘、霞ヶ丘 G 2 階

ワシントン、D. C.

(一) 一九三一年（昭和六年）九月一日 大使館附武官と
は同様の意見 一九三一年（昭和六年）九月一日
の意見は表題摘要

（二）一九三一年（昭和六年）九月一日 大使館附武官と
は同様の意見 一九三一年（昭和六年）九月一日
の意見は表題摘要

Def Doc No. 1300 H-3

123-1

により本件は前回の書類に記載、ヨ、8、ブテツトン大使を訪問した。

以下私的訪問にてするブラットン大使の手記である。

「二箇月前と私は同様の手で十八年目にその手紙の下に交わ

しました。

従つて彼女の書簡は次ぎの如き考文且して「公武相談」をねづ
れに一通以上のものであります。大體彼は日本勝利も亦日本との戦
争を早く方先攻め手をを示し且て日露の内情を眞に瞭解せら
しめるべく努力しつゝあると述べた。一時萬字の書簡中、彼は第
二は次の書き出味の如を述べた。

イ、本日の書簡が反覆す御用の事本件は以前に付ての件を
適用し語りて居る事

ロ、西支、朝鮮半島、大連、大連、貴國の事は日本一概の内情を
確認して居る事

ハ、日本は軍艦移転といふ事大きな問題を生じた事

ニ、貴君は往々にして本邦の威儀の下を置かれて之を御親にひ天皇の命令を乞うとする事。

ホ、日本は無理に断られてしまつた。親王以上に難堪されれば日本は貴君の事務が取れぬ被せざる。のと依いへそその口説的名言と云ふの義に該能ざるを知る事。

その結果本邦ではござる保護を受ける事が本邦に付ての事へ
ちやといふ事に付て専門家が大統領と会見に來るとしても、同
様に其の事務を了し専門家にはの意見を尋ねられてはほほ次の
如く断つた。親王は貴君が大統領と会見に來るとしても、同
様により接觸を許すると言ふに付ては親王は代議する後者に付て
来るべきである。貴君を多くに於ては承認する事無く承認する事
大統領の同意を付しのざる事を私の意見として述べた。

貴君は貴君の為の意見を多く承認する事直な意見の表明の
出来た事を見ひ且、今後においても更に多くの會見する機會を得
たいとの希望を述べた。

訂正

訂正理由	撮影ミスの為	
訂正個所	直前の / コマ取消 / コマ再撮影	
訂正年月日	平成 18 年 11 月 30 日	
このフィルムは、上記の理由で取消又は再撮影し訂正しました。		
撮影者	福崎伸一郎	印
受託責任者	神奈川県横浜市中区210番地 富士写真フィルム株式会社 代表取締役 古森 重隆	印

におり本の御代官の御用印を長々、さ、ブレットン大佐を訪問した。以ては内閣行にござるブレットン大佐の手記である。

「一回飛行と云ふとは當時の事で十八年間の日々の飛行の下に交は

きました。

往つて我々の空襲は最初の爆撃機たる無敵艦「空母翔鶴」を始められた一連のものであつた。六月三日敵機百機も東京大空の晴

ほを肆く万機雲な手袋をはまし皇太閤の胸を眞に愛好する
しるべく努力しつゝあると述べた。一時萬葉の古歌中白眉精
士は次の趣き意味の詩を述べた。

イ、本日の報道新聞が及ぼす調子の言ふ事本の時代たゞの音を
想起し餘る。ヨーロッパ、大英米一大陸の全般民族日本は其の影響を
受けて居る。

ハ、日本は天皇の御といふ體大き見ゆをいたしました。

ニ、貴君は主々にして軍部の統制下を離れ之が御前に天皇の命令を奉表とする事。
ホ、日本は強ひ離せられて居る。現在以上に駆逐されば日本は
戦争の夢が最も嫌せざる。のとはいへその「御名前」と「御身
の邊に」嫌ざるを要むい。
名の御名前では、何なる保護を乞うが本二度目に御足を高へ
るかといふ時に即し事方直へに私の御見を尋ねられては次の
如く答つた。即ち近習公事が大統領と言ふに來るとしても、朝
命により御見に蒙る事するときには御見を代理する後官相を尋て
来るべきである。此等をよくに見ては承認する事を得ず又
大の恩を蒙れしるざる事ではの意見として述べた。
吾國清れ様はの前の立場からを快く受け入れ事度な意見の交換の
通じた事を知り且、今後においても更に数多く會議する機會を得
たい運営道を述べた。

Def Doc No. 1500 a-3

上
記
事
件
は
本
部
の
主
要
事
件
で
す

5

Def Doc No. 1500 a-3

記念日ハ

シヤアマン・マイルス

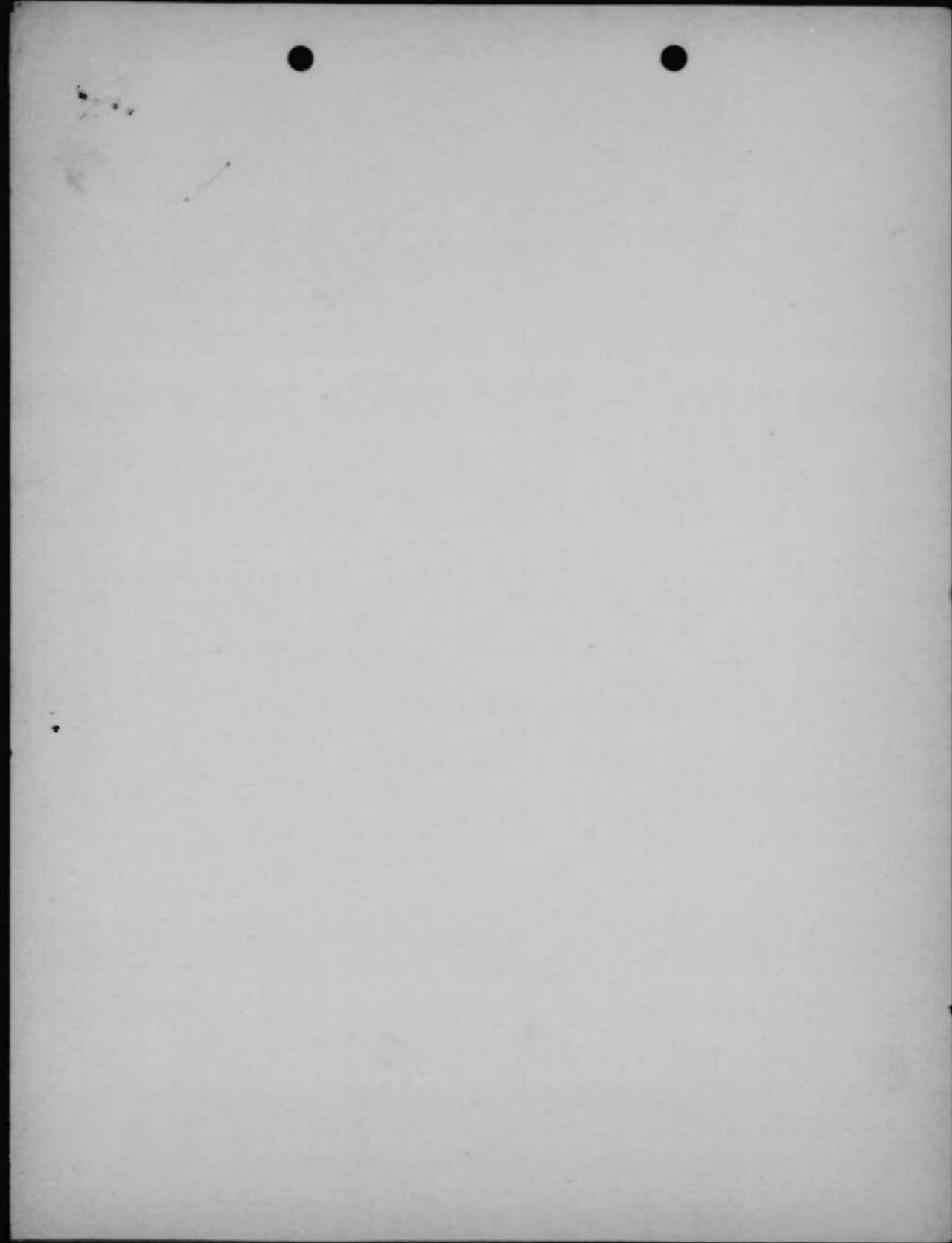
ムニタ・ミヨシ時

シタ・ミコト

以の方としても個人として非公式に訪問でも発んでは候と會見する旨申候した。一
 二、西田謙次は日本大使との接觸前に現在進行中の會議に朝
らかに立ち寄りて居る。必ずしも彼は日本大使館にて日本政府が
公使は實業者を力せる爲め此處を代理して居るのである。
 何か政治的立場が主張されるのを恐れての如きをしておられて
 申る所申へなかつた。

124-2

4



撫 譲 倒 参 番 一 五〇〇 一 一 一 三 號

日本 攻車調査ニ關スル 共同委員會ノ參議
第三三號ヨリノ抜萃

米國第七十九議第一會期

書證第三三號

作製ニカヽル

況判断

華府 デイストリフクト・オブ・コロンビア

I - B - 二二二

一九四一年九月五日

參謀長宛覺書

世界狀勢ニ關スル定期情況判斷要略ニ關スル件

C-86

REF ID: A000-1-3

舞護側參照一五〇〇一一三號

米珠賛政事調査ニ關スル共同委員會ノ會議
第三三號ヨリノ抜萃

米國第七十九議第一會期

書籍第三三號

陸軍省 G 12 作戰ニカ、ル

陸軍情報部 情況判斷

華府 デイストリクト・オブ・コロンビア

I - 3 - 122

一九四一年九月五日

參謀長宛發書

世界狀勢ニ關スル定期情況判斷要略ニ關スル件

五 日本の經濟

米國陸軍准將
參謀次官代理 G-1-2

米國、英國及蘭領東印度ニヨリ經濟的利害ヲ受クルヨリモ不利矣トナルコトノ
事爲、日本ノ經濟事情ハ徐々ニデハアルガ、疑ヒナク惡化ノ一路ヲ辿
ツテキル。日本ハ、常ニ戰爭資材ニ乏シク、十分ナ外國爲營取引ニ事
缺キ、外國貿易ハ不足シ勝チデアツタ。輸出禁止ハ是等右ニ述ベタルモ
ノノ不備、不足ヲ臻大セシメルノニ大イニ役立ツテキル。前述ノ缺陥ハ
深刻ナモノテアルガ、夫ガ致命的トナルノハ悉ラク一九四一年十二月一
日以降ノコトト既ハレル。日本ハ亦、支那ニ於ケル・臺灣・ニ即時スル
種々ノ財政問題ニ煩ハサレテキル爲、矯正的舉措ヲ執り得ナイデキル。
六ヶ月以上ニ亘リ、猶豫ガ日本ニ與ヘア居ツタ技術的援助モ、モハヤ今
デハ獨逸ノ勢ソ攻撃以前ノ時程ニハ期待シ得ナイ。此ノ攻撃ノ爲、日本
ハ獨逸ヨリ接觸類及戰爭器材ヲ受クルノヲ阻バマレテシマツタノデアル。
麥麴問題トシテ、日本ハ今ヤ、亞細亞ニ於ケル・英美國・計畫遂行上ヨ
2

リ見フ、三國協定ニヨリ經濟的利害ヲ受クルヨリモ不利矣トナルコトノ
方ガ多カツタノズハナイカト疑ニテ持チ始メテ來タ。總括輸出運送ハ
獨逸トノ同盟ヲ正當ヅギロノニ多大ナ困難テ見出シテキル。

・共華國・ハ到底燃楚シテキルトハ云ヘナシ。努力不足ノ窮迫、十分ヲ
ル交道ノ便宜ノ缺如、及ビ彈制的ニ甚クハ設得サレテ・共華國・ニ參加
セシメラレタ入々ノ間ノ協力ノ十分ナラザルモノガアル爲ニ・共華國・
ハ正ニ分裂ノ危機ニ瀕シテキル。

米英ノ日本向物資ノ輸出禁止ニ蘭領東印度ガ許加シタコトハ、經濟的ニモ
亦日本ノ威信ノ上カラ云ツテモ、致命的ナ打擊デアルコトハ疑ヒテ容レ
ナイ。泰國ヲ背景ニシテ舞台裏ニ於テハレル日本對英文ノ經濟的ナ鎧セ
リ合ハシタ・重要性ヲ加ヘルデアフウ。然シ最近ノ情報ニ依レバ、日本ノ
銀行融通業ハ泰國銀行ヨリ新タニニ五〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・
メテキル。一是ハ日本ガ泰國ニ於テ購入セル諸物品ノ支拂額定ノ至モ
現ニ八月初メニ催り受ケタル三・七五〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・
分デアル・古來ヨリシヤムノ金融チ司レル嘗ぬ文那人ノ勢大ハ看過スル
ワケニハ行カヌ。

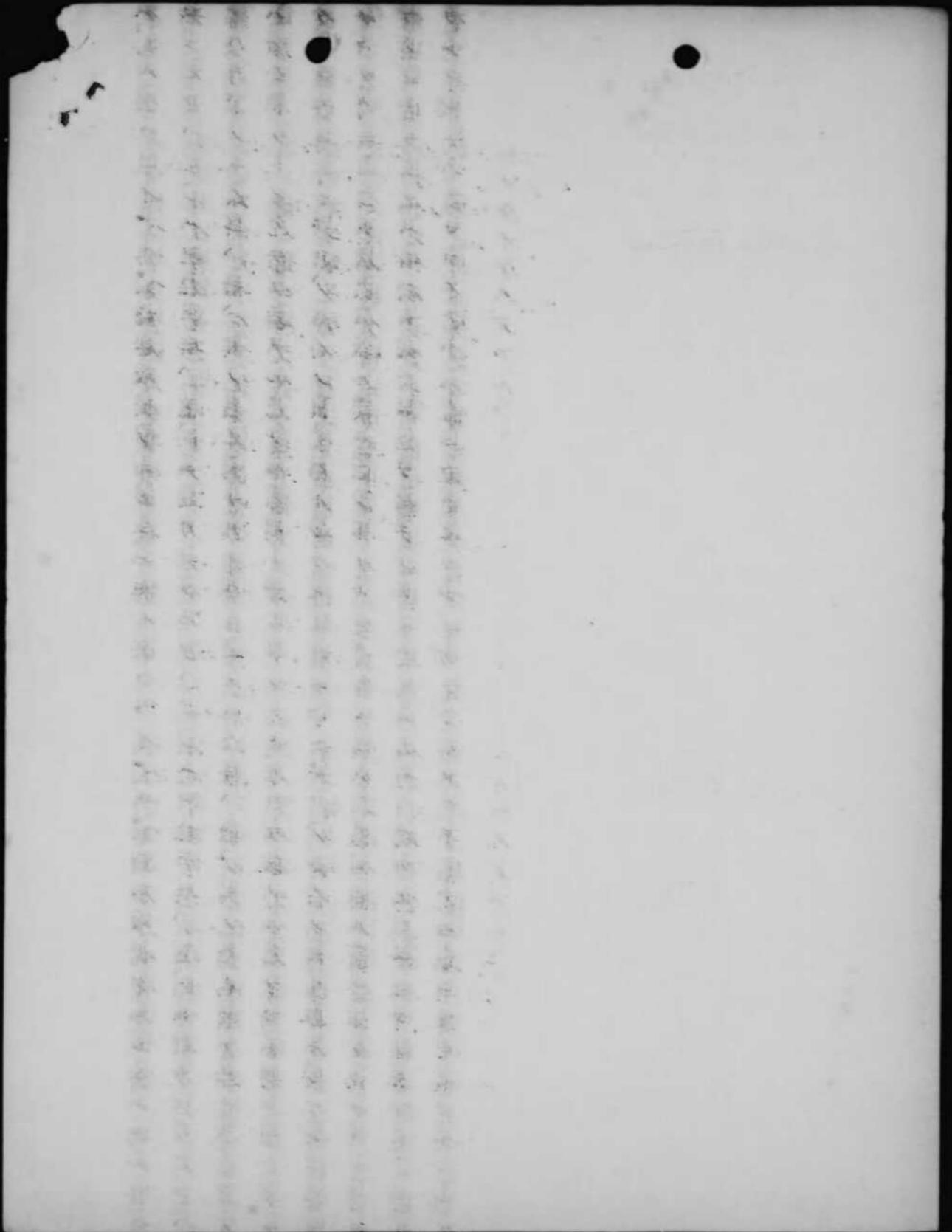
ニハ外國トノ爲替取引ヲ缺ク事ハ出來ナイ。外國爲替取引ヲモツニハ外國貿易ヲ行ハネバナラヌノデアルガ、コレハ現在一所、末端ニ切り詰メラレテキル。貿易ノ杜絶ノ爲、日本ノ諸原料、即ち其ノ根本的ナ生活安寧ノ爲ニモ又其ノ戰爭遂行能力ニトツデモ死活ヲ制スル益ノ諸原料ハ澈渢ヲ示シテキル。日本ノ經濟的福祉ニ關シ、其ノ原料ノ供給源トシテモ又其ノ輸出品ノ市場トシテモ、米國程重要ナ關係ハ在ル國ハ二ントナインデアル。斯クシテ、輸出禁止ニ依リ米國ハ有利ノ地位ニ立ツ譯デアルガ、其反面此ノ爲ニ日本ハ手ヲ打ツテキ極メテ不利ナ地位ニ立タセラルノデアル。

經濟戰ノ進行度ハ極メテ緩慢ナモノデアルカラ、假ニ日支間ノ戰爭ガ解決サレテ支那ガ原狀ニ復歸スルニシテモ、東亞ニ於ケル日本ノ經濟的優位ハ依然トシテ尙動カシ難イモノデアル故、經濟的輸出禁止措置ガ夫自体トシテ極東ニ於ケル日本ノ行動ヲ左右スルニ至ルニハ尙數ヶ月ヲ要スルモノト思ハレル。

輸出禁止ノ究極スル所、日本ハ強壓、甘言等ノ手段ニヨリ英、米、蘭領東印度等ニ試シ說得ヲ試ミ輸出禁止ニヨンテ製ムレル舊暦ヲ義和ゼント努力スルヨトヘモトヨリノコト、東亞ニ於イサ一端ノ援助ヲ獲得セント努力メザルヲ得六イコトトナラウ。日本ハ米國ト戰爭ニ訴ヘテ迄モ其ノ經濟的諸目的ア誠威セントハモトヨリ欲シナイノデアルガ、又同時ニ、是等目的ノ達成ガ其ノ對外政策ニトリ本質的ニ缺クベカラザルモノデアルト意識シテキル。

事實ハ、依然トシテ、日本ガ其ノ製造工業乃至ハ大規模ナ戰爭準備ヲ

支ヘルニハ重要諸原料ニ事缺ク點變リナイノデアル。夫等ヲ獲得スル爲



無議例文書 一五〇〇一七一三

第七十九次會議會第一期

漢蘇兩政軍合同調查委員會審議第三十三號拔萃

案證 第三十三號

ワシントン陸軍省、G-1作製 軍事情報考叢

(十七) 一九四一年(昭和十六年)十月二日

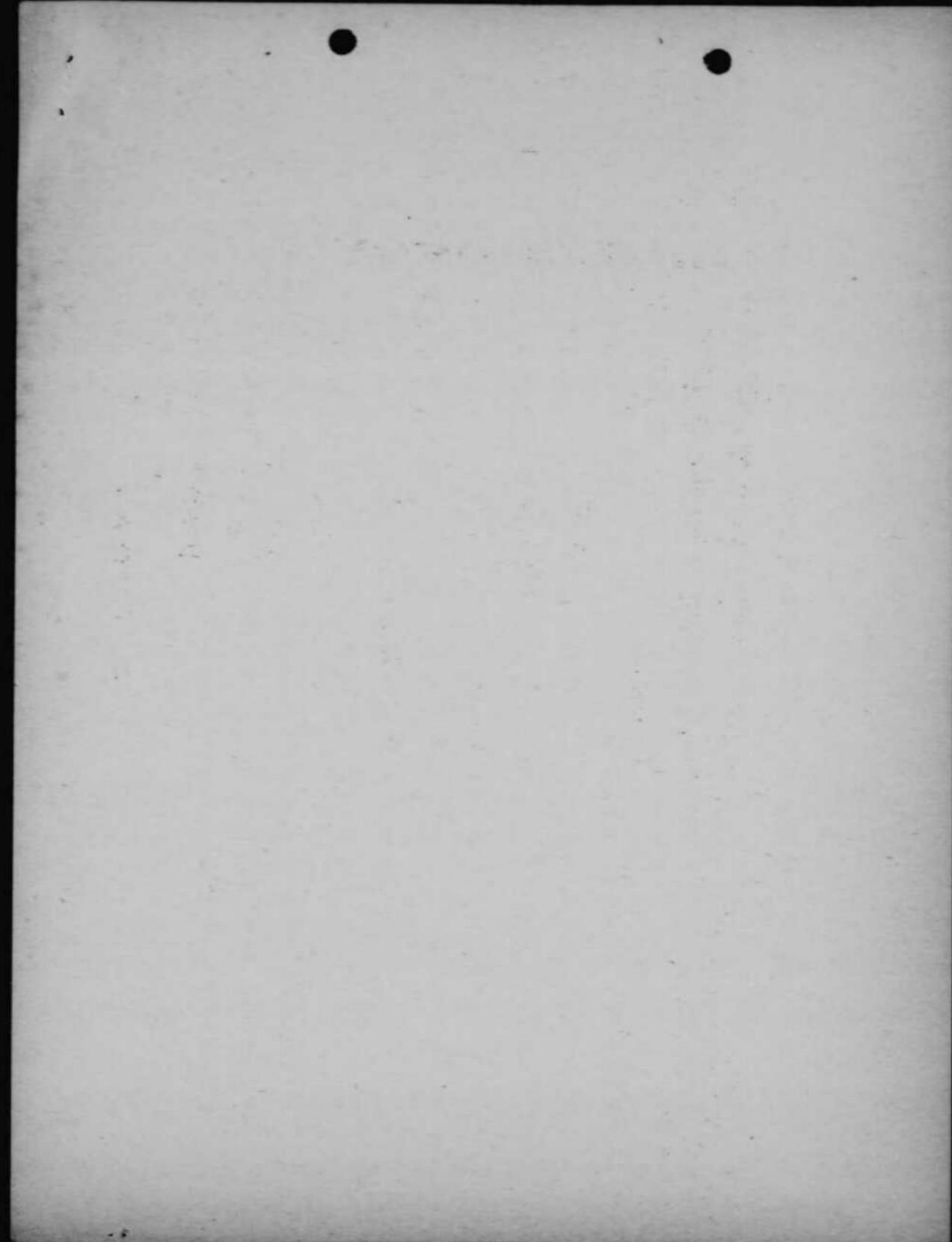
題目・日米關係。(拔萃)

I・B 一三五 一九四一年(昭和十六年)十月二日

參謀總長宛電書

題目・日米關係

五、本課は、現日本内閣は支那より軍隊撤退の命令を實施し得るほど強力でない。但し米朝の壓迫下に於てはその方向に傾く可能性はあると信ずる且實際問題として、我國作戰計畫實施の段階に於て、支那に於ける戰鬪停



裏面白紙

G. E. D. O. N. NO 1500-1-J-1

(13)

止に續く日本側二十一箇陸軍二十箇獨立旅團、航空機一千臺の撤退は米國の爲には極めて不利である。かゝる事蹟が日本に歸還するときは恐らくは軍部による無頭政治のみが継続し得る、懲警的性格を帯びたものとなる。之等軍國主義者は日本に於ける中庸分子を駆逐排除し之に替へるに如何なる民主主義國とも外交關係締結能力も無く且反之を好まざる盲目的愛國主義的不穩分子を以てするであらう。

六、以上述べた事よりして、少くとも現在の所出来る限り多數の日本軍を支那に釘づけしておくことが必要と思はれる。

言換れば、我々は直ちに日本軍隊の支那撤退を實現せしむるが如き計畫を打切るべきであつて、更に又支那に對しては支那が日本の大軍を相手にし之を牽制することを繼續し得る武力及び意志を保持するに足る援助を我々の能ふ限りにおいて與へねばならないのである。

十一、此の情勢に現在の日本内閣が適應する事は先づあり得ないので我々の遙むべき路は我々の直前に横はつて居る。

我方於て參々軍事的經濟的懸迫を強化することを含めた、強力なる對

裏面白紙

Gef D o n H o 1 5 0 0 - J - 3
日外交施策が、時を経ぐ最善の機会であり太平洋領域に於ける争國防止の最良の方法であり更に結局三國條約を分裂せしめる最大の希望であると當認は信するものである。

今米國が益々強力なる「武力外交」を行すべき事が同様に指摘されるのである。

参謀次長代理

陸軍大佐

ヘイース・A・クローナー

G 1 2

裏面白紙

配布先ハ

大本領。

参謀長官。

参謀次官。

陸軍副次官。

参謀次長。

海軍情報部長。

エムビック陸軍少将。

(「真珠湾攻撃」—第十四卷—三五七頁—三五九頁)

G e t D o n N O 1 5 0 0 - 3 - 3

秘書官事務一五〇〇一七一一

第七十九米國會議會第一會設

琉球護攻聯合同調委員會 參證第三十二號

參證第三十二號

自昭和十六年七月八日至九月七日陸軍省ハワイ關事信奉
一九四一年（昭和十六年）十月十六日海軍作戰部長より

キムメル其他宛。題目。日本内閣の要決。

起草者。OPI十二。

海軍作戰部長より。

收信者。インガソル。

日附。一九四一年十月十六日。

送達先、左ノ類ニヨリ

CINCLANT

CINCPAC

CINCAF

裏面白紙

一六二二〇三 ○九〇五三四

日本内閣の辭職は事態を重大化した。新内閣が若し成立するとすればそれは甚だしく國家主義的且反米的のものにならう。

若し近衛内閣が留任するとしても結果に於ては、内閣は、米國と。委

協を含まざる新しき割合の下に行動するであらう。

何れにせよ日、蘇間に戦争の可能性は極めて多い。

且又、日本は現下の自己の窮状に対する責任を米國及英聯に於して居
る無日なば此等兩國を攻撃する可能性がある。かゝる可能性に鑑み、
貴下は、諭旨の意図を御済せず、又、日本に對する挑りぬけ行爲とならざ
る範圍に於て準備行動を行ひ、その他然るべき警戒策を講ぜられたい。

第二及び第三の受信者は、清江の陸軍地區當局に御禁されたい。
受領報告の事。

機密

(眞珠灣攻撃叢書第十四卷、一三二七頁)

22-8-12. 41

DEF DOC 1500-P-3

アメリカ合衆國第七十九議会 第一期
眞珠湾攻撃調査合同委員會 書證第三十七號ヨリノ抜萃

書證第三十七號

基礎的書證トシテノ傳達書

一九四一年十月十六日 「（アミカ）」「へ、（譯者註「ヨリ」）
ノ誤リカ？」

宛ハ全商船

（アミカ）

（アミカ）

（アミカ）

（アミカ）

（アミカ）

（アミカ）

（アミカ）

（アミカ）

（アミカ）

太平洋内ニアル合衆國全商船ニシ以下ノ急告ヲナス

135-1

合衆國船艦ニ對シ日本が敵對行爲ヲナス可能性アリ。太平洋内航行中ノ合衆國商船ハ左ノ如ク行動スペシ。中國近海、支那海又ハ蘭領印度近海内ニアルモノハ直チニ「マニラ」「シンガポール」又ハ北蘇州ノ何レカノ港灣へ、北太平洋ヲ西航スルモノハ「ウラジオストツク」向ノモノヲ除キ總テホノルルニ向フコト。但シ比島嶼近ニアルモノハ比島ニ航行スペク、「ウラジオストツク」向ノ船ハソノママ航行繼續。「ホノルル」向ノ場合モ航行繼續。北太平洋ヲ東航ノ場合ハ航行繼續。南太平洋ニアル船舶ハ航行繼續、南米沿岸ヲ航行、或ハ合衆國ト南米西岸ノ間ヲ航行中ノモノハ繼續東部太平洋沿岸航行中ノモノハ總テ航行繼續通常ノ貿易路ハ避ケルベシ。

(「真珠灣攻撃」) 第十四卷 一四〇二頁

辯護側文書第一五〇〇一九一三

米國第七十八回議會第一期ニ於ケル真珠灣攻撃調査
共同委員會ノ書證第三七號証拏

晉證

昭和一六年一十月十七日海軍作戰部長宛
平洋艦隊司令官

一九四一年十月十七日

三機密

作戰部長ヨリ

作戰關係一太平洋艦隊司令長官

情報報

一七一四五八號

(意譯)

長距離陸軍爆擊機ヲ以テ「ヒリツビン」諸島増援繼續ノ重要ナルニ由リ
長官ハ「ウエーク」及「ミッドウェー」ニ於ケル飛行場ノ安全ニ付出來

辯護側文書第一五〇〇一九一三

米國第七十八回議會第一期ニ於ケル真珠灣攻撃調査
共同委員會ノ書證第三七號

書證第三七號

電報ノ基本書證

四 一九四一年（昭和一六年）十月十七日海軍作戰部長宛

作戰關係一太平洋艦隊司令長官

四 機密 一九四一年十月十七日

作戰部長ヨリ

作戰關係一太平洋艦隊司令長官

情報報

一七一四五八號

（意譯）

長距離陸軍爆擊機ヲ以テ「ヒリフビン」諸島増援繼續ノ重要ナルニ由リ
長官ハ「ウエーク」及「ミッドウェー」ニ於ケル飛行場ノ安全ニ付出來

Def, Doc 1500-Q-3

奪ル限リノ注意ヲ拂ハレタシ

(真珠灣攻撃第一四卷一四〇三頁)

136-2

2

22-8-12 43

Def. Doc. No. 1500-R-3

米國第七十九議會第一期ニ於ケル眞珠灣攻撃調査共同委員會ノ書證第三
七號 括弧三

審 證 第三七號

電報ノ基本的書證

四

一九四一年（昭和十六年）十月二十三日海軍作戰部宛

作戰關係 1 太平洋艦隊司令官、第一二、第一四、第一六司令官

官、聯合軍艦司令官

機密 1 一九四一年（昭和十六年）十月二十三日

海軍作戰部ヨリ

作戰關係 1 太平洋艦隊司令長官第一二、第一四司令官、聯合軍

艦司令官、第一六司令官

情報 報 1 ダアム海軍要港第一、第一三、第一五司令官

二二二二五號

(章)

(署)

137-2

Ref. No. 1500-R-3
追テ指令スル迄陸海軍ノ太平洋輸送船、軍需輸送船其ノ他多量ノ重要軍需貨物搭載船ハホノルル及マニラ間往復共讓期セラルベシ。認可航路ハ上記ノ船舶ノ航行ヲ逕延シ護衛ナキ「トーレス」以南係由ノ航行ヲ余分ニ延長スルモノナリ太平洋艦隊ノ護衛要求ヲ最少限辰ニ止ムル爲之等船舶ハ船團ヲ組ム様豫定表ヲ編成スルヲ要ス。太平洋艦隊司令官ト聯合軍艦司令官トノ間ノ協議ニ從ヒ聯合軍艦司令官ハ太平洋艦隊司令官ヨリ護衛ノ任ヲ適時適所ニテ引受けベシ、其ノ飽ノ太平洋航行米國船ノ一隻護衛ハ小官電報第一六二二五八號ニ記載セル航路ニ鑑ミ今回ハ之ヲ許可シタルモノト看做サズ。「グアム」行貨物ハ同港行商船ニ荷物搭載ノ場合ハ正當ノ航路ハ必テ認ム。「グアム」行貨物ハ同港ニ入港スル當道ヲ或ルベク少ナカラシムル爲之チ棄港シ積荷スルヲ要ス。

Ref. No. 1500-R-3

真珠灣攻撃

第一四卷一四〇三頁

立會人

文書成立ニ關スル證明書（七號A）

ミハ新開社ノ調査部長ノ職ニ在ルモノナル處ニ添附セル日本語ニテ書力
D.R. 1900.8.15. 本の參戰を示唆。今、そ海軍
ス長官聲明、以下十五件ナル新聞記事抜キ昭和十六年
七八十九年八月發行「東京朝日新聞紙掲載記事」寫ナル。トヲ證明ス

昭和二十二年三月一日

於朝日新聞東京本社

西島芳二

右署名捺印ハ私一面前ニ於テナサレタルモノナルコトヲ證明ス

同日於同所

立會人 朝日新聞東京本社

調査部次長 阪本 泉

D.R. 1900-B-7

65

萬勝

文書成立ニ關スル證明書（七號A）

私ハ朝日新聞社ノ調査部長ノ職ニ在ルモノナル處ニ添附セル日本語ニテ書力
レタル Defense Document No. 1900-B-1-15(米の參戰を示唆。今こそ面軍
を用ふべキ秋、トツクス長官聲明、以下十五件)ナル新聞記事抜、昭和十六年
七、八、十、十一、月發行ノ東京朝日新聞紙掲載記事ノ寫ナル「トヲ證明ス

昭和二十二年三月一日

於朝日新聞東京本社

西島芳二

右署名捺印ハ私ノ面前ニ於テナサレタルモノナル「トヲ證明ス

同日於同所 立會人 朝日新聞東京本社

調査部次長 古本 泉

刊夕朝日新聞東京・昭和十六年十月二十二日（抜粋）

太平洋共同戦線

豪首相完了を聲明

〔ニューヨーク特電廿日發〕東條首相が組閣第一聲として鉄石の團結を聲明したのに對し、キヤンベラ未電によれば、二十日九時、清浦首相はこれに相應するかの如く、米、英、蘭印、ニューシotland、遠洲五箇國の太平洋共同戦線交渉が完了した旨發表した。同情報によれば、五箇國は、對爭擴大の場合における「廣汎なる協力」につき意見の一致に到達したと報れ。右交渉には主としてボバム英極東軍總司令官、ケーリントン本豪公使、ペーミ堅委豪公使、カトチシ豪首相等を當つたと傳へてある。

D.D.1462
B-1~17

22
高橋

ノルマドロイ 脱ベルト等の種

(十號ア)

私ハ蘇聯の監視一員として、蘇聯に在りてはナレテ監視官セラーノ本部にて。

智力アソルテ Defense Document No. 1700-B-1-5 (米の參謀本部監視官) が強調せらるべ以次、ノルマドロイ脱ベルト等の種類を記載する。二十日共にノルマドロイ脱ベルト等の種類を記載する。二十日共にノルマドロイ脱ベルト等の種類を記載する。

ノルマドロイ

ノルマドロイ脱ベルト等の種類

面書物一冊

ノルマドロイ脱ベルト等の種類

ノルマドロイ脱ベルト等の種類

面書物一冊

ノルマドロイ脱ベルト等の種類

ノルマドロイ脱ベルト等の種類

ノルマドロイ脱ベルト等の種類

刊
朝
日
新
聞
京
東
昭和十六年十月二十二日

（支那）

實質的な協力　　（遠山）相声明

（シドニーニートル同盟）　英米、蘭印、意、法、比利時、ニューシーランドの六国は太平洋共同戦線の結成に対する打合せを完了したと承認されるが、右に「モーカーチン遠山相は多く語るを避け二十日次り切く表明した」。

六国間の協力の程度は実質的なるものであつて、將來の極東情勢は満洲に対する重大なる脅威を構成するものであることを繰返し警告しきる所なり。然し現在までのところ太平洋の情勢には変化がなく日本又は今後も懸念されるであらう。余は目下シドニーに滞在中ハオバウム駐華公使より同月廿九日会談し、またケーシー駐米公使および目下ロンドンに向ひつゝあるベイ、英特派使節とも電話で打合せした。

D.ロ#1100
B-1-2

立候

又 記 成 立 二 頃 ブル 登 明 書 「七號A」

調査部長ハ「職ニ在ル王ノナル處立ニ添附セル日本語三三書力
（本年十月）
current No. 1400-B-1-5（木の參戰を示唆、今こそ海軍

クス長官聲明、以下十五件」ナル新聞記事抜至昭和十六年
七八・十一・一日發行小東京朝日新聞紙掲載記事」寫ナル「トヲ證明ス

昭和二十二年二月一日

於 朝日新聞東京本社

西 島 芳 二

右署名捺印ハ私ニ面前ニ於テナサレタルモノナル「トヲ證明ス

同 日 於 同 所
立會人 朝日新聞東京本社

調査部次長 阪 本 一

泉

A.D.#1900-B-9

A.D.#1900-B-9

文書放立ニ關スル事明言。(七號A)

私ハ朝日新聞社調査部長ト職ニ在ルモナル奉ニテ所セル日本語二三書力
レタル Defense Document No. 1700-B-1-5(木の書類を示唆)今ヘテ福軍
を用ふべく秋ノソクス長官聲明以下十五件ナル新聞記事抜字昭和十六年
七八月十一日發行于東京朝日新聞紙獨裁記事ニ寫ナル「トヲ證明ス

昭和二十二年三月一日

於朝日新聞東京本社

西島芳二

右所記捺印ハ私ト面見ニ於ニナサレタシモナル「トヲ證明又
同日於同所立會人朝日新聞東京本社

調査部長坂本 泉海

刊 夕
朝日新聞 京東 昭和十六年十月二十六日(扶手)

米海軍長官対日暴言 遂蒙てめむ

(ワシントン特電[二十四日電]) 米海軍長官ノックス氏は二十四日海軍横濱支那艦造業者カ一團に対し演説を行ひ、日米關係にヨキ左めことへ述べた。東亜情勢は極めて緊迫してゐる、我々は日本がその膨脹計劃を断念する意圖を有しないこと考へるもし日本が右の政策を遂行すれば、中國に向けうる道は不可避であらう。

なほノックス長官は右演説において、対ソ援助問題につき次つて述べた。赤軍をしき戦闘を繼續させることは、我々が軍事に参加しないに若ち大なる最も重要な事柄カ一つである。ソ聯に軍事的支援をするには「ルハーリスク、ウラジオストスク、イランクニ」のルートがあらが、右のうちナウもめである。

D.D.#1900
B-1-9

ラジオ、ルートは東亜情勢次第で今後引続く有用であるかどうかは向難である。さうにイラン経由ルートは、一万二千マイルの航海を含み、さらに物を陸路輸送するに當つてイラン横断の鉄道施設を要する必要があり、従つてアルハンケリスク、ルートが大きなハンティキヤツフに拘らず最善なり

143-2 143-1

弁護側文書 第一四〇〇一一五

合衆國議会

レコードナンバー

ナッシュターナー

調査共同本員会審問ノト

第十四部 一〇六三及一〇六四頁

スターク海軍大將の要請によりシニアマン海軍大佐は十一

月一日（土曜日）午前八時半に開催。極東情勢を計議し、國務

務有會議が執られ、行動上（ヨ）声明を行つた。シニア

マン海軍大佐は蒋介石とマグレーダ大将より未だ電報を

結果の會議を開いたと説明した。鹿文は日本の雲南

経由中國攻撃に対する米國が日本に警告を發すやうに

促し、又米國は大英帝國に日本に対する敵対を今一層支

持する所を促すべき事と提案したものである。彼は大統領

のチャーチル氏との海上会談よりの帰途後、八月十七日に大統

領は日本に対し、これまで日本が侵略行為に至于る場合には

米國は儘量行動に立ちざると得り、（ヨ）最後通牒を

發したことと指摘した。彼は更にハル氏は我々又持へる

「称は警告」ならぬ「命令」も仕方がない、（ヨ）意見で

あり、又彼は軍需局は國務有がこれ以上の警告を發すことを支持する用意があるかどうかを知りたく思ふと

述べた。第二回目の會議は國務有が於一九三九年二月二日（日曜日）

弁護側文書 第一五〇〇一五

Ref Doc 1500-c-5

合衆國議会

真珠湾攻撃調査委員会質問

拔萃

証據書類第十六一、第十四部 一〇六三及一〇六四頁

米國が極東に於ける中國援助行動 |

スターク海軍大將の要請によりニアマニ海軍大佐は十一月一日(二曜日)午前十時半、極東情勢を討議した。國務有會議で執られ行動に対する声明を行つた。ニエマン海軍大佐は蒋介石とマケルーダ大將トリニに座報を結果この會議を開いたと説明した。電文は日本の廬南経由中國攻撃に対する米國が日本に警告を發するやうに促し、又米國は大英帝國对中国に対する敵対を今一層支持するやう促すべき事と提案した。ものでも彼は大統領のナッシュ氏との海上公談より帰還後、八月十七日に大統領は日本に対し、シルヒー日本が侵略行為に立てる場合には米國は處置行動を取ることを得ると、うる最後通牒を發したことと指摘した。彼は更にナッシュ氏は戦争が支持されるに称せ警告ならぬうなことを述べた。意見とするのを支持する用意があるかどうかを知りたく思うと述べた。第二回目、會議は國務有於て十一月二日(日曜)

No. 1

144-2

Ref Doc 1500-C-5

(日)午前開催、ヨウ崎英國は泰國にて飛行機を送る。(ヨ)
事及日本に対する内への移動に対する諮詢を受ける。

事未提示され。

エニアシン大佐は陳述に従事して、スターの海軍大將は日最近、重慶電報局の海軍省見解と誤り上りた。ミシカーソル海軍大將は現状に因する個人的評論を述べた。議論説概略は左通りである。

- 一、敵目前に決定した極東情勢に関する決議事項。
大西洋ドミニオン等の事及び太平洋に於て止むを得ず戦い場合に制限竹取裏努力を尽す事と、うなづく。
この政策は米英参謀会談報告書ABC-1に掲載された。
- 二、太平洋に於ける主戦場、戦備上最も大切な船舶量を決定するのである。その船舶量は大西洋及び他の重要地域から廻りなくはならないであろう。
- 三、太平洋に於ける米國参戦は米國の英國に対する援助に著しく影響するであろう。
- 四、太平洋戦争維持、汽船、油槽船、軍需たゞての國內に深刻な石油不足を起すであろうし、又補助駁船と十分な補給度には米國艦隊を太平洋に於ては維持する。ことは出来ない。
- 五、最短航路線は本邦統治領に側面に日本に攻撃し易い、極東海域への通路を利用し得られるもつて他に二つある。一つは対洲を経る。他一つは希望

No.2

Def Doc 1500-c-5

奉上様のとおり

六艦隊が福島に移動する假定のも、シラ・シングルトン海軍
とも修理施設が、船渠はあるが、洋上修理は大手は機械是
施設現存しない。

七、マニラは現在ノガ硫磺島、通事は防空防禦の不充分為、艦
隊より安全な根據地ではな。

八、評論は日本は三才西に攻撃を開始する事の可能であると
指摘した。即ちロシア、オランダ、又は慶南原國ト又ヨリ半
島付いてある日本、これら二作戦一つ或はそれ以上有ります
から、其事は考慮するが米國一態度は次第もあらず、
である。即ち日本がオランダ或は英國及びオランダの地、何れかに
対し攻撃を行ふ場合、米國は必ず攻撃下抵抗すべきで、日本
がベトナム或は雲南經由支那に對する攻撃を行つた場合
米國は宣戰と布告すべきで日本

九、觀察はヨーロッパに於ける米國軍兵力増大が珠江潜水艦
及公陸軍兵力増大に関する事の有効性は、米國若極
東に於ける攻勢行動は延期すべきであると續んである。

十、情況討議の中、ニクーリン海軍大將は、重車部門に屬す
了海軍部隊修理場に於て不在為現在の艦隊兵力は非
常に不利な状態にあり、現在は早速の週月以降機会に
思はれるとして指摘した。更に國務省會議にソシ説明しなむ
ニニアマン大佐は、國務省は嚴重なる警告は發しませんで
す。も米國が即時行動と云ふことは、文書であることは考へば

Ref Doc 1500-C-5

と述べた。これが同様に彼はオーランペー氏の声明書を証上
げた。マーテル大尉は國務省が日本で敵に向う軍事行
動によって打敗することを考へると思ふと口述した。

マーシャル陸軍大將は極東に於ける周囲から日本海軍
があつて又、彼は、下に、海軍は現在大西洋に於ける支那軍
であると、主張され相手の考慮を拂へべきであると考
へた。彼は日本当局はまだ現情勢の下で極めて態度を
決寛へられない、と、情報を知りて、彼は得た情報では日本
支局が十一月二十日までに國策を決定するものと予想される事と
思はせた。次いで彼はマーテル陸軍大將、極東に於ける米國軍
兵力、今折表を添え上げ、陸軍航空部隊との現駐屯
地マリヤンキリ移動ゼーの三危険を強調した。増大された
陸軍航空部隊がマリヤンキリにゐる限り、アリゼニド付し或
は南支那海に本拠地を置く行動は非常により危険性作戦と言
ふのである。彼の確信であった。

彼は十二月半ば迄にアリゼニド於ける陸軍部隊は
非常に兵力に乏しいである。しかし、主自身日本軍工作戦を
妨げず效果があるとみり、と確信してゐた。

No.4

22-8-12 44

機密側文書第1500-1-13號

「真珠灣攻撃共同調査委員會」合衆國第七十九議會第一
會期 證據文書第33號 括弧

證據晉頤第33號

ワシントン市陸軍省 G-2情報第2課調査の軍事諜報局

(二二)一九四一年(昭和十六年)十一月二日

題目 G-2(情報第二課)の樺東状勢判断(括弧)

一九四一年十一月二日

ダヴリュー・ピー・デイーの參謀副長の爲の覺書

題目 G-2(情報第2課)の樺東状勢判断

(状勢圖並に通信示圖に付 B.C. の各圖参照)

ダヴリュー・ピー・デイーの參謀副長の口頭によるば頃に感じ、下記
の事項がG-2の樺東状勢判断として本日提出される。
中國に於ける四ヶ年の争の後、今や日本は軍事的にはアジア大陸

に余りにさがり過ぎ、諷諭的には危険であり、心理的には日本の統

治構造の四分五裂に気づいてゐる。

弱りきつた日本からドイツ及中国へ米國を一つの大脅威たる日
本に引き込むことを望んでゐる。

日本は又國と和を交へることを懲りないがそれでゐて、日本の政治

運営状況は直接受動を要求してゐる。

(後者)

G-2 証明文書

米國代行

シエルマン・マイルズ

裏面白紙

新訂伊文書一五〇〇一乙一四

米國第七十九國會第一會期、眞珠島攻撃、門杏共同委員會報告第十六號
よりの抜萃

聯合委員会

ワシントン

郵

講事錄、一九四一年十一月三日

米國の極東に於ける援支行營、スターク海軍大將の要請により、シ
ュアマン海軍大佐は、十一月一日土曜日午前の聖路易會議の開決に門
して聴明をなした。右會議に於ては、東の狀勢に關し對話が行はれた。
シュアマン海軍大佐は、會議の開催されるに至つたのは、蔣介石及び
マグリーダー大將のからのメッセージがあつたからであると述べてゐ
る。そのメッセージは、日本が雲南を通じて支那を攻めせざる様日本に
に警告を發する事を合衆國に促し、又英國を勧説して、尙一層日本に

Def. Doc. # 1500-Z-4

ref

Def. Doc. # 1500-Z-4

對する反対を援助せしめる様合衆國に進言したものである。

同大佐は、大統領がチャーチルとの洋上會議を終了して歸るや、八月十七日「若し日本が尚も侵略を事とする場合には合衆國はこれに對して應戦を探る事が必要となるであらう。」との勧告通牒を日本に爲したことを見出しえる。更に同大佐は、ハル氏が日本に此の上警告を與へてもそれを我々が取付けする力がないならば結局無駄であるとの意見を抱いてゐると述べ、これ以上の國務省による警告を支持する用意が宣部當局にあるかどうかを知りたいと布告した。第二回會議は十一月二日日曜日國務省で開かれ、その會議では、英國往泰國に飛行機を送るべきであるといふ事及び日本のシベリヤ進出に対する警告を發すべきであるといふ事が提案された。

シニアマン大佐の提案に引續き、スターク海軍大將は重慶よりの最近の急電に関する海軍省の判断を朗説した。インガーソル海軍大將は情勢に關する個人的見解を説明した。その概略は次の如くである。

イ) 数ヶ月前なされた極東狀勢に關する決定は、主要な努力は大西洋

- 概略に於てなすべき事、及び若し太平洋でつけねばならぬ場合には或る限度内の攻勢的努力に止むべしといふ事である。右の改訂は合衆国、英國参謀會議報告書より一一に述べられてゐる。
- (四) 太平洋に於て大なる侵奪努力を爲すには、莫大なる艦隊を駆し、それは大西洋及び他の主要地域から補給せねばならぬであらう。
- (五) 太平洋に於て合衆国が戦争を行ふ様になれば合衆國の英國に対する援助力に蒙し大なる影響を及ぼす事とぞらう。
- (六) 太平洋の航路を支持して行くには油料船の舊はだけを考へても、合衆國に於て重大な油不足を招來するであらうし、補助船や十分なる必需品の供給がなければ合衆國は太平洋に於て維持が不可能である。

附 命短交道路が委任統治諸島を仰面に據へてゐるので日本の攻撃をやり易い。日本東地域へは他の二つの交道路が利用出来る、即ち一つはオーストラリア経由で他は喜望峰經由である。

Def. Doc. # 1500-Z-4

ルに於て何の修羅場地も利用出来ない。造営所はあるとしても、修

葺に必要な機械、施設は現存してゐない。

下 マニラに於ては砲台泊地に警戒防護施設が十分でないから、今のと

ころ建設にとつて安全な基準たり得たい。

右の考察に於ては、日本が五つの方向即ちロシア、フイリッピンに付し、雲南省、泰、に、更にマレーに對して攻撃を行ひる事を擬定してゐる。日本が以上五方の一つ或ひはそれ以上の作戦を開始しなくてはならない。合衆国は行進は次の如くあるべきである。日本の攻撃がフイリッピン方面に於て、蘭領土へ向けられた場合には、合衆国は日本の攻撃に抵抗すべきである。日本の攻撃がシベリヤ、泰、ひは雲南省を対して支那へ向けられた場合には、合衆国は宣戦すべきでない。斯くてしてなると結果的には次の様になる。即ち、合衆国は、フイリッピン諸島に於けるその兵力が増強されて、特に潜水艦や陸上部隊の増加されて、軍隊登立ついなる迄は日本に於ける攻勢を延々すべきだといふことである。

Def. Doc. # 1500-Z-4

インガーソル海軍大將は、情勢を鑑じて、現在の保険兵力枚重る重更額の海軍艦船が修理工廠にいる爲非常に不測な立場に置かれてゐることを指摘したとして現在は氣氛を起すべき時刻ではないといふ事が感ぜられた。更にシニアマン海軍大佐候國務省、たとへ無意を報告が發せられるとしても、合衆國が直ちに行動を取る事が必要であるとは考へない、と述べた。これに照應して彼女ホーンベック氏の聲明を朗讀した。

インガーソル海軍大將は、國務省が軍事行動に於て日本を脅威視の中に砾り得ると考へてゐる様に思つた。

マーシャル大將は、通東に於て軍事に捲込まれるとすればそれは主として座敷であり、この假定の下に海軍が今日大艦隊で襲つてゐるといふ事實に懼意を拂ふべきである、と感じた。即大將の有する情勢によれば日本當局は現狀勢下に於ては未だ行動を取るべきだといふ決定に達してゐない様である。

彼の受け取つた情報は、日本當局が十一月五日迄には國貸の決定を見

裏面白紙

るに至るかも知れぬといふことを示してゐる。次に原大尉はジロー將軍による板東に於ける合衆國軍兵力狀況の分析を朗讀し、フイリツビン諸島に於ける陸軍航空兵力を現地點より改めせしめる事の危険を明瞭した。増強された陸軍航空兵力がフイリツビンに在る限りは日本のフイリツビン諸島又は南方に對する作戦が甚しく危險なものであらうとは彼の所信であつた、又十二月中旬迄にはフイリツビン諸島の陸軍兵力は著しく強化されるであらうし、その事自身が又日本侵略を阻止する效果を持つであらうと、いふことも彼の所信であつた。

111111111111111111

署記、G、B、C、陸軍大佐
W。P。スコベイ

先任委員の要求により、一九四一年十一月五日に予定されてゐた調會は本日宣傳省第二〇〇三番室に於て行はれた。會は午後三時四〇分に開かれた。

出席者、

海軍作戦部長
海軍大將 H. R. スターク (司令)
参謀總長
陸軍大將 G. C. マーシャル
海軍少將 次長
海軍少將 R. E. インガーツル
副參謀長
陸軍少將 ウィリヤム・ブライデン
航空參謀副長
海軍少將 H. H. アノールド
航空局長
海軍少將 J. H. タワーズ
戦術部參謀副長
海軍少將 L. T. ゲロー

裏面白紙

機電作戦部機動計画部

海軍大佐 O. M. リード

(海軍少尉 R. K. ターナーの代理)

参記
鶴見大佐 W. P. スコビー

(「魔珠の攻撃」第十四卷第一、〇六二—一〇六四頁)

支那

機密閣參照第一五〇〇號五

D&P Doc#1500-Q-5

合衆國第七十九議會の第一會

眞珠灣攻撃共同委員會

證據書類第一六號の拔萃

昭和十六年十一月三日

機密要件に付する覺書

（アーネスト・ルソン）

（スミス、モード）

（スミス、モード）

の防衛と共に中國に対する最も效果的な援助は
軍によつて乘かれつゝある。空軍及び海軍
の基地としてのルソン島の安全は陸軍及び海上部隊の援兵到着によ
つて近々相當確保されなければならぬ。至急に昭和十六年十二月中
頃即ちフイリツビン空軍が日本軍の作戦に對し絕對的脅威となる頃軍
事上の立場から強力なる外交及び經濟的脅迫が加へられるかも知れな
い。出来るなら強硬なる外交的及經濟的脅迫は昭和十七年の二月か
三月まで延ばす事が有利である。

立場

DEPD000-1500-Q-5

(C-94) (B)

聯合國審證第一五〇〇號四五

合衆國第七十九議會の第一會

眞珠灣攻撃共同審問會

證據書類第一六號の摘要

昭和十六年十一月三日

委員長に対する覺書

主題　板東義清の答

(1) シンガポール及び東印の防護と共に中國に對する最も効果的な援助は
今日フィリピンへの着兵によつて極かれつゝある。 空軍及び海航
隊の基地としてのルソン島の完全操縦車及び地上部隊の渡兵到着によ
つて近々相當確保されなければならぬ。 至急に昭和十六年十二月中
頃即ちフィリピン空軍が日本軍の作戦に對し絕對的脅威となる頃軍
事上の立場から強力なる外交及び經濟的取扱が加へられるかも知れな
い。 出来るなら強硬なる外交的及經濟的威迫は昭和十七年の二月か
三月まで延ばす事が有利である。

その二月三月頃はフィリピンの空軍力が計画された敵に遣して居り更にサミア溝田の安全航空路が開通して居るのであらう。

(e) 中國に對する資材後勤はロシア及び英國の必需物調査と相俟つて進められなければならぬ。

(g) 中國に於ける空軍義勇隊に對する援助は之を實行出来るだけ強化し又促進しなければならぬ。

陸軍代將

谷謙次長代理

エル、テー、ジエロー

22-8-12. 47

辯護側文書 第一五〇〇一〇一二號

合衆國議會第七十九議會第一會期眞殊等攻撃照至共同委員會の第十六號賠償書類

證據書類 第十六號 (a) マーシャル陸軍大將及びスターク海軍大將が大統領に宛てたる「極東情勢に關する調査」と題する一九四一年十一月五日附書翰

證據書類 第十六號

陸 海 事 省

署
印

○一三〇〇一二 ワシントン、一九四一年十一月五日

大統領宛書翰

題 目 総東情勢に關する調査
海軍作戰部長及陸軍參謀部長は極東に於ける實事情勢を、特に重慶駐在大使、マグルーダ使節團及び合衆國海軍部官より最近入手せる諸情

報に基き、これが再調査を行つた。

これらは、蒋介石の信する所として日本軍の昆明攻撃が切迫してゐること及び外部よりの軍事的援助に合衆國及英國兩空軍利用による軍事的援助こそこの脅威を挫滅せしめる唯一の希望であると指摘してゐる。國務長官は日本軍の昆明及びビルマ公路攻勢に対する政府の

探るべき態度に關し忠言を求めて來た。

日本のビルマ公路攻撃が成功すれば中國中央政府にとつて極めて深刻なる打撃となることは殆ど疑ひが無い。これが爲め同政府今までの有效なる軍事的抵抗の崩壊すら生じ、かくして日本側の「支那事變」解決に至るであらう。若しビルマ公路の利用を喪失するならば、合衆國及英荷兩國の援助は、數ヶ月間に亘り深刻なる創痍を蒙るであらう。また中國政府の抵抗が停止すれば日本軍はその中國駐屯の必要が信じられず、それではその撤退に要する充分なる時日が経過した後、之を他に補用することが出來ぬ。

日本軍隊が豫定の攻撃を行ふ爲め、北部印度を基地としてその兵力を集中するに約二ヶ月以上を要する。但し攻撃作戦の結果はこれ以前に行はれるやも判り難い。略々三百哩に亘る難路及び連絡の不充分等にて、昆明進撃は困難を極めるものとならう。補給線維持も容易ではあるであらう。故に中國は防禦に有利なる地勢を利し、地上部隊のみによりこの攻撃を挫折せしめる好機會を有つことにたる。但しこれはこれら部隊が質量共に充分なるものとしてのことである。

海軍作戦部長及び陸軍參謀部長が考慮に入れた問題は、合衆國軍が日本軍のビルマ公路遮断を阻害するため日本に對し攻撃的軍事行動に出た際合衆國がその大義名分を明かにし得るか否かといふ點である。兩部長はかくの如き行動は如何に爲裝をこらしても総局戦争になるであらうと考へる。

以下の所大太平洋に於て無制限な侵略的作戦を行ふことが出來ない。

これをひとも爲には海防部長に刺り當てられた艦船を除く海軍艦船の全てを大西洋より引揚げ以て海軍を減化する必要がある。太平洋艦隊の

無制限の攻撃には莫大なる商船を必要とするが、これは目下戦没中の重要と看なされてゐる任務よりこれら商船を引導ることによつてのみ可能であらう。海に及び商船勢力を大西洋より引揚ければ、その結果、英帝國は、近き将来に於て大西洋の戰斗に敗れることになるかも知れぬ。

□存在する唯一の板東に於ける對日戰爭計畫は、英國及オランダと協力して防戦を行ひ、以つてフイリッピン、英領及び荷領東印度を防禦するに有る。フイリッピンは目下強化されつつある。現在の陸海空軍混成部隊の兵力により之等諸島に對する攻撃は極めて困難なものとなるであらう。フイリッピンに於ける合衆國の空軍兵力及び潛水艦兵力は一九四一年十二月の半ば頃までには臺灣以南に於ける日本軍のいかなる作戦にも警戒せる脅威となるであらう。フイリッピンに於ける合衆國陸軍航空部隊は、一九四二年の二月乃至三月迄には計畫通りの兵力に到達してゐるであらう。この脅威の實力は其時までには、フイリッピン南北兩地域に於ける日本軍の作戦を阻害する上に決定的な要素となる點にまで增强されてゐるであらう。この時までには六個陸軍のシンガポール強化も完成

- されてゐるであらう。有り得べき日本軍の作戦に對する南方全地域の防衛總兵力はその時までには印象的な大きさにまで達するであらう。
- (a) ビルマ盤路が閉鎖されるが如き時期に至るまでは、對日戰爭を惹起する恐れをもつて介石に援助の手を差し延べることが出来る。かゝる手段とは即ち、對日經濟壓迫の繼續、貸與の形による武器供給の増強、米國軍勇猛に対する援助繼續及これが増強である。
- 海軍作戦部長及陸軍參謀部長は次の結論に於て一致してゐる。
- (b) 米英連謀會談に於て一致を見た基本的軍事政策及び戰略は依然として妥當である。兩國所期の目的はドイツ引倒にある。日本を敗北せしめても、ドイツが依然として不敗である時は、如何になすべきかはいまだ決定を見ない。但し如何なる場合にも無制限なる攻撃的戰争を日本に挑むべきではない。何故ならば斯かる戰争は最も危険なる敵ドイツに對する大西洋脅威するが如き時までは、板東に於ける海軍勢力を獨立し、日米戰争

を擡げろべきである。對日軍事行動は次の如き事件の一つ或はその一つ以上が生じた場合にのみこれを行ふべしである。

合衆國、英帝國、或は蘭領東印度の領土、乃至はその委任統治領に對する日本軍隊の直接的戦争行爲。

(1) 東緯百度以西或は北緯十度以南の泰、乃至はボルトガル領チモール、

(2) 東緯百度以西或は北緯十度以南の泰、乃至はボルトガル領チモール、

ニューカレドニア、或はローヤルティイー諸島に對する日本軍の捕入

(3) 對日戦争を擡げることが出來ないならば、現在の戦争計畫の戰略的線に沿ふべきである。即ち事行動は、領土保持及日本の經濟的地位弱化

を目的として、主に防禦的たるべきこと。

(4) 世界の陸略上、日本の昆明進撫、前述の場所を除く秦進入、或はロシ

ヤ支那はもとづれも合衆國の對日干渉を正當化しないであらう。

(5) 寶島の對日壓迫を除き凡らゆる可能なる援助を中國中央政府に與へなければならぬ。

(6) 對日戦争遂行を決定するに際しては、外交、經濟、軍事各方面に亘る完全なる統一行動を合衆國、英帝國及蘭領東印度が共同して行ふべきである。

6
7

海軍作戦部長及び陸軍參謀部長は頃東に於ける合衆國の政策は右の結論に基づく可しと建議する。

特に次の點を建議する。

中蘇に於ける對日干涉の爲めの合衆國之餘派遣は之を認可せざること。

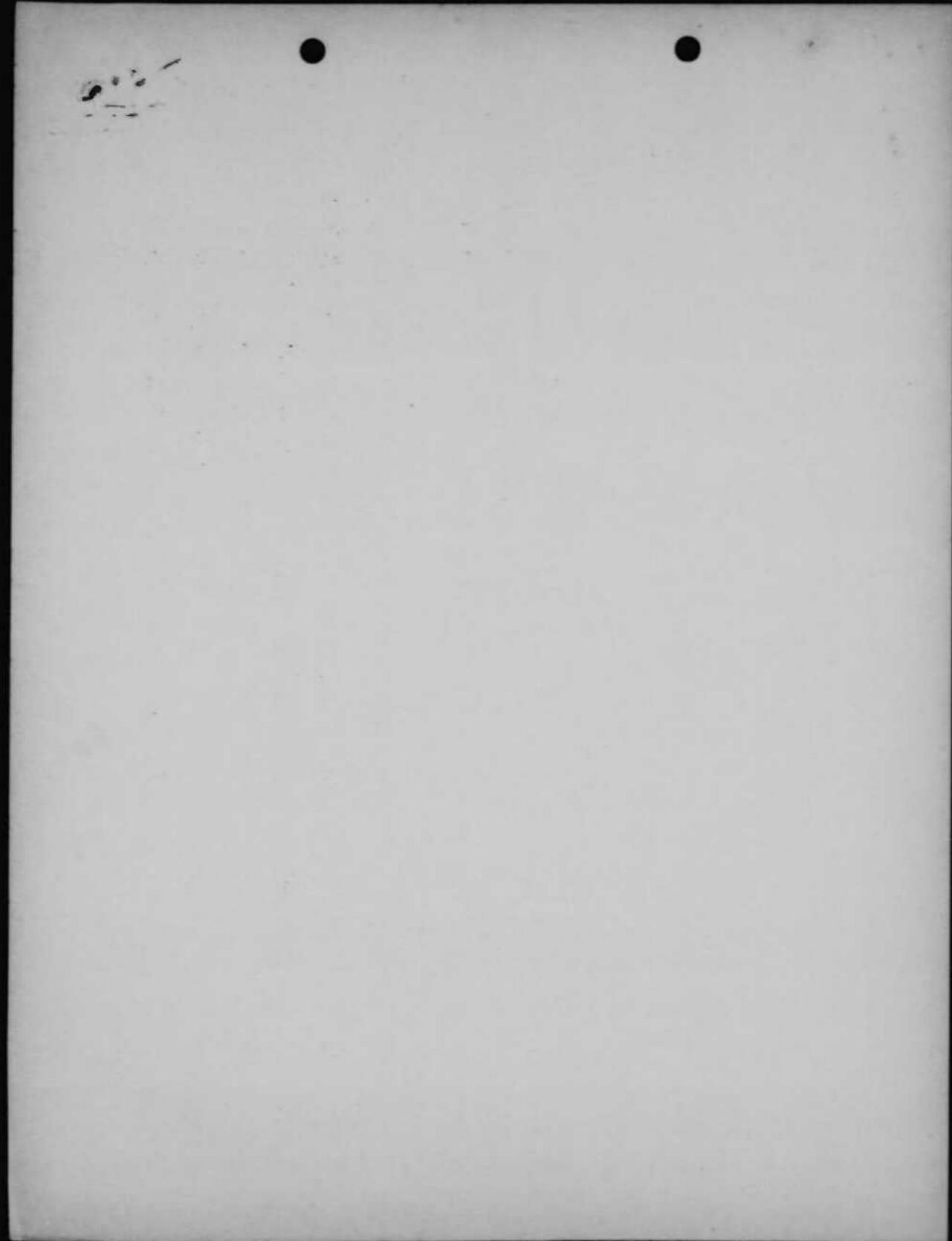
中國に對する轉質的援助は、ロシア、英國及自國軍隊の必要に應じて之を増強すること。

米國華勇軍に対する援助は之を廢止し、可能な範囲に於て最大限に増大すること。

對日最後指揮を發しないこと。

陸軍參謀部長

海軍作戦部長



裏面白紙

熱蘭西文書 一五〇〇一四一五

眞珠灣攻撃調査共同委員會ニ於ケル「デヨーチ・シード・マーシャル
大將ノ證言抜萃」合衆國第七十九議會第二期一九四五十二月十二日
キーフ氏（E. W. KEEF）

一九四一年一月十日貸與法案へ開會ニ提出サレ、一九四一年三月十二
日法律トナリ我等ハ直子ニ英國及ビ後日ノ我等ノ連合軍ニ對シ同法ノ
許可付給チ開始セリ。ソウテヘナカツタデスカ、

マーシャル大將
ソウデシタ。本當ノ援助、貴殿ガ御記憶サレルナラバ。

マーシャル大將
正確ナル數字ハ想ヒ出シマセン。シエンノート大將ノ書ニ行動スル
空軍ノタメ飛行機チ得ルタメノ運動ハ特ニ記憶シテ居マス

キーフ氏
シエンノート大將ハ合衆國空軍ノ前將校アハナカツタデスカ。

裏面白細

マーシャル大將

ソウデシタ。彼ハ蔭職シタト私ハ信ジマス

キーフ氏

辭職シテ蒋介石ノ空軍司令官トナリマシタ。

マーシャル大將

支那政府ニ奉職シマシタ

キーフ氏

彼ハ彼ノ命令ノ許ニ飛ブ相當數ノ米人ヲ支那行ノタメ徵募シマシタ力

マーシャル大將

シマシタ。

キーフ氏

合衆國政府ハ彼レニ飛行機ヲ供給シマシタ力

マーシャル大將

私ハ財政的打合セニ付テハ記憶シマセンガ私自身手帳ヲ始メ後デ實行
サレタ詳細ヲ提案シタコトハ知ツテ居マス。

裏面白紙

キーフ 氏

多分雲等ハ支那ニ借款ヲ與ヘ支那ハソレニ依リ飛行機ヲ買ツタノデハ

アリマセンカ

マーキャル大將

私ハアレヌ謝シテハ返事ヲシナイ事ヲ好ミマス

キーフ 氏

ワカリマシタ

「眞珠灣攻撃」第三部 ページ一、三八三一、三八四

(口供書)

原籍地ヲカリフオニヤ州バー・バンク、フレデリツク街九四一ニ有スル在
リチャードソンハ宣誓ヲナシ、左記ノ通り口供シ
キタスルタラタク(サ)

(本件は後手)

Def Doc 1911
合衆國海軍デ第二級氣体測手トシテ勤務シテイマシ
ノリカ人義勇隊從軍ノ中込ガ受附ケラレティタノヲ
知リ、ニューヨーク市チャーチ街九〇ニ於テ徵募事務ヲ擔當シテイタア
アーヴィング司令官ニ申込ラナスタメ海軍ヲ免除サレ解職サレマシタ。
一定ノ最低限度ノ等級ヲモツタ兵員ノミヲ受付テオリ、完全ナ訓練ブロ
グラムガ實施サレル筈デアルコトヲ私ハ聞カセレマシタ。一九四一年八
月ニ私ハ中國トングルニ到着シ、シエンノート、代將直接指導ノ下ニ大
体五ヶ月間嚴格ナ訓練ヲ受ケマシタ。

私が到着シタトキ約百名ノ米人ガ航空各部門ノ訓練ヲ受ケテイマシタ。
ソノ後他ノ組モ到着シ、カクテ吾々全グループハ約二百五十名ノ米人ヲ

33

(口供書)

原籍地ヲカリフオニヤ州バー・バンク、フレデリツク街九四一ニ有スル在私、ランドール・S・リチャードソンハ宣誓ヲナシ、左記ノ通り口供シマス

一九四一年以前私ハ合衆國海軍テ第二級氣体測手トシテ勤務シテイマシタ。當時中國勤務アメリカ人義勇隊從軍ノ中込ガ受附ケラレティタノヲ知リ、ニューヨーク市チャーチ街九〇ニ於テ徵募事務ヲ擔當シテイタアーヴィン司令官ニ申込ヲナスタメ海軍ヲ免除サレ解職サレマシタ。一定ノ最低限度ノ等級ヲモツタ兵員ノミヲ受付テオリ、完全ナ訓練プログラムガ實施サレル筈デアルコトヲ私ハ固カサレマシタ。一九四一年八月ニ私ハ中國トングニ到着シ、シェンメント、代將直接指導ノ下ニ大体五ヶ月間嚴格ナ訓練ヲ受ケマシタ。

私が到着シタトキ約百名ノ米人ガ航空各部門ノ訓練ヲ受ケテイマシタ。ソノ後他ノ組モ到着シ、カクテ吾々全グループハ約二百五十名ノ米人ヲ

有シティマシタ。

訓練用ニ使用セラレタ P-140 戰闘機約百台アリ、訓練期間ノ終了時ニハ約三十五台被撃サレ、從ツテ部隊ハ喪失六十五機ヲモツテ行動シマシタ。

ソノ後吾々ハ三中隊ノ編成ヲモツテトンヅーヨリ昆明へ飛來シマシタガコノ昆明ハソノ後別名「フライング・タイガー」トシテ知ラレティタコノアメリカ人義勇隊ノ本部トナツタノデアリマス。

吾々ハ測候所ヲ管理シ、中國人ノ援助ヲモツテアル測候圖ヲ作成シ、操縦士ノ任務達成ニ當テマシタ。

無電装備ハ優秀デアリ、吾々ハ常ニ日本ノ航空機ガ任務ニ出發スルヤ否ヤソノ企圖サレタ日本軍ノ空襲ニ關スル報告ヲ受ケ、ソノ時吾々ノ航空機ハ日本軍航空機ヲ阻止スルタメ派遣サレルノデシタ。吾々ノ部隊ハ公算ニヨレバ總計約四百五十六台ノ日本飛行機ヲ中國ニ於ケル戰闘ニ於テ擊墜シマシタガ、ナオ他ニモオソラク實證シ得ナイ遺憾機ガアツタ見込

デス

アメリカ人義勇隊ハ一九四一年十二月ノ宣戰布告後シエンノート代將監督下ニ於テ約六ヶ月間行動ヲ繼續シマシタ。作戦ハ前述ノゴトキ方法ニ於テ行ワレ、同隊ハ正ニ同様ナ方法ニ於テ行動ヲ續ケタノデアリマシタ

昭和二十二年（一九四七年）一月十日

於 東京

供述者 ランドール・S・リチャードソン

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

ス

同 日 於 同 所

證 人

サミュエル・A・ロバーツ

譯 譲 人

宣 誓 書

良心ニ從ヒ眞實ヲ述べ何事ヲモ默認セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ

誓

捺印名 ランドール・S・リチャードソン



22-8-12 49

Doc. No. 1500-V-4

密語側文書 第一五〇〇—マ—四

米國々令に於ける眞珠灣攻撃聯合調査委員会調査
提出番號第四七號よりの抜萃

(受信電文)

T/E? 六電文は他への連絡に先立ち嚴密に解讀せらるべし。 (S.O.)

發信者電碼より N/R 經由

一九四一年十一月三日附

午後八時四十八分受電

國務長官

ワシントン

四三五 十一月三日 午後五時 (第一部)

十一月一日午前十一時附、國務省(譯者註: 以下二字ノ意味不明)余の
四三一號を參照せられ度し

Def Doc No. 1500-V-4

胡適に昨日發信された 總帥より大統領宛の聲明の寫しが外交部長から只
今送られてきた、胡適は勿論之を國務省の便覽に供するであらう。若し無電で
其の電文を反復するやう指令がない限り私は航空便により本文寫しを送達する
事の聲明は形式は異なるが内容は最初に外交部長が契約して私に傳へたる處を續り
はない。

宋だ日本が印度支那から雲南に對し、困難な侵入を開始するといふといふのは
は確實でない、然し如何なる場合にも日本空軍大勢力が印度支那を基地とし
て支那領土内のビルマ道路に對し又アメリカ又は其他に豪勇空軍が中國領空
内に入りたる時之に對して行動を發するであらう事は確であると余は信ず
るものである。

(受電)
D E S 本電文は他への連絡に先立ち嚴密に解讀せらるべし (S O)
發信者 166-2
一九四一年十一月三日附
四日午後六時四十五分受信
國務長官
ワシントン
順位

(受電)

Def Doc No. 1500-V-4

勿論、雲南に對する日本側攻撃が大敗を喫するならば狀勢は極度に於ける目
本の野望を抑止するに大いに有利に展開するであらう。
若し雲南に對し英米合同空軍部隊を派遣する事が可能であり實際である事
が判明したならば之を日本の大集中空軍力に對應するに足るべく十分強力の
ものとしなければならない。

K L P
ガウス

通達しました。

「『私が十分に信頼を有する處の情報によれば、日本側は昆明を占取し英國及び米國に對する中國の信道路を遮断すべく印度から雲南を攻撃することに意を決してゐます。』這情は既に着手せられて居り攻撃は近々に行はれるであります。この見解では、之は北方又は南方に『敵を打へん』とする彼等の政策の第一段階なのであります。この故に私は現下の諸狀勢を成度まで貴下に御報知すべきであると思ふのであります。『未來を左右する力の多くは貴下の手中に有するのでありますから一歩下に充分の了解を促す事が實に私の義務且つ権利である』と感じて居るものであります。

「『一度昆明が奪はせられたならば日本側にトつては背面攻撃を一ける一切の委慮がなくなるであらりませう。私は、昆明占領は日本が中國に對して行つてゐる侵略戦争の單なる一個の目的であるばかりでなく又日本を別の新しい企圖に向つて解放するのに必要な第一段階たつであるといふ事を貴下は誰よりも先に認められうでめらうと信にします。』

若し日本側による雲南侵略が成功すれば、恐らく中國の士氣は非常に影響され且つ直接的抵抗を行はざるに必要な物資の供給は不可能になるであらう。然しながら、それは、之が支那に於ける日本の問題を速かに解決する結果を齎すものとは信じない。日本は尚ほ無期限に中國に於て大軍を維持しなければならぬ見するであらう。

（通信終り）

ガウス（署名）

B.B.

ヘーリ氏より手文一九四一年十一月四日、午前九時三十分 SKH (11/4/4)

一九四一年十一月二日 言慶より電報

（ファイルより受領 H.E.P.）

親展
ルナズベルト大統領宛蒋介石總帥の通信

「現下の急速なる二戰勝負の進展は中國に於ける軍事動向全般を憂慮せしめる處れあるに鑑み私はウインストンチャーチル氏に対し左の如き見解を

而して來りつゝあるひが如何に致命的に貴國並に我國をも含めた太平洋沿岸の國々全体の安全性に關係を有するかを貴下は第ト御承知であります
「」貴下は、私が見聞防禦に最善を盡す事に周違ひは無く且私の軍隊が昆明を守り得るト貴下に御報告した時は之を信じてよいトイふことを御存じです。然しげ下は、私同様、私が空軍力を有しない事實を知つて居られます。而して空軍力無しに、軍は強大なる軍力を有する軍隊と對して何を爲し得るありさせうか、地圖を一瞥すれば若し昆明が陥落したら中國は外部からの供給途断たれてしまふであろうことを分るあります。加之、中國の軍隊並に國民の士氣は既に墮つてあります。我友好諸邦は我國に手を貸す事の出來ない東部」線に在つて我等の士氣は四ヶ年以上も保たれて來たのであります。然るにこの『』線のみで、我が全國民も知る如く我國を我が友好國の軍隊が手を伸せば瓦に遣せんばかりの距離に接近して居り、しかも、此の『』線に於て、日本軍が勝利を占むる事となりますならば國民は大いに脅

6

威を感じずるであります。さうしたら、抗戦力の質的崩壊といふ點がこの長期戦始つて以來初めて起るであります。

「」既に四ヶ年以上中國は約五百萬の兵力を『』線に留め、漸くして日本の人力を一定の場所に固着せしめてきました、

之は何故であるかと、ふたて貴下は明瞭に御分りであります。これにて下並に其他の我友邦諸邦が既に認められた事であると思ひます、若し昆明が陥落したならば日本は總ゆる警戒を捨て全努力を他の地點に向ける事が出来るであります。故に迫りつゝある『』は單に中國一個の勝敗の問題ではなく太平洋の平和と保全の成否にかかる問題であります。實際、歐州へ第一戦の成敗如何も繋つて此處に在するといつても過言ではないのであります
「」若し中國が自らの必要とする空軍力を持つてゐたならば私は中國が侵入者に打勝つ力母のある事を確信して居りますから、貴下に對して懇請する事はしないでせう。然し我々は中國に對する日本側の壓迫に對抗すべき空軍と呼び得るものは何等有つてゐないのであります。日本側は彼等の最も立派を強

Def Doc No. 1500-V-4

力なる空軍を用ひてくる事は必定と思はれるのであります。

然し若し我國に於て日本空軍が阻止せられ又は破碎せられるといふやうな事があれば私が斯しま企圖ト呼んだ處のものを開始すべき日本の方は大いに被殺されるでありませう日本の空軍は常に存在するであります。然しながら空に於ける勢力はくしては日本は多くを爲し得ず、之無にしては日本の機大計畫は終りとなるであります。この時から日本は政治的經濟的逼迫によりつて屈服せしめらるやうになるでせう。それありますから、又戦争で別の場所で日本軍が犯したうな誤ちを我々に犯さしめないで下さい。而して私は日本に對して開戦宣言をして下さいと願つてゐるのであります。私は日本軍が企圖してゐるやうに我等をして我方を一つ一つ、せしめて下さい單に、空に於ては我國は敵に對抗出来ないものである事を明かにし、之が何を意味するかを貸下に語り、且つ一つの教育方法を示唆せんが爲に、私自身の置かれてゐる立場について貸下に明瞭に了解して頂き度いと欲するのであります、且下訓練中のアメリカ義勇空軍は非常に優秀であるが規模が非常に

171

Def Doc No. 1500-V-4

小さいのであります。我の此一の説明はやうやくに在るイギリス空軍がアメリカの海軍を備て行動を起し、アメリカ義勇空軍並に既存の中日空軍を支援するであらうといふ事であります。我國空軍は中日空軍の一部として協力するか、又は一個の国際空軍としての役割を取る事が出来るであれませう。而してその結果は中國を救ひた手算を計る事となるであります。

「貴下は一晩して、この問題に一方に於て歐洲及アジア中部で非常に勇敢に貢献をもめる貸英日を更に、日本との間に捲込をやうにならうと思ひに来るかも知れません。が私は別の零へ方をしてゐます。中日が抵抗力を固いと考へます、然しこち中日の抵抗力を併除もたなば日本は自分に都合のよい方針を以つて都會のよい時代、空襲を擴張するはありませう中日の抵抗力が頗るか否かは暫時に引し只今私が公演したやうな行動によつてへりまいか。何故かといへば、に今後の民族主義方針の運命が掛つてゐる所以でありますから、中日は抵抗の最ももたれた段階に達してゐます。

陸路よりシンガポール及びそれ等に接続する敵を中國が防き得るか否かは、今までからつて、指南針等に對するイギリス、並にアメリカの國力如何に依存してゐるのあります。若し日本軍が此處に於ける我々の『線』を打破する事が出来るならば我々は即ち日本と連絡せられ難い國の、アメリカと印度支那、印度との間の西海岸の連絡の全體は新した方法により、新しき方向から大なる會議を受けるあります。私は實際に先見の明ある者は必ず、中國に對する當の云つたかき想議が實れられるべきであると主張するであらうといふ所信を、私の全力を擲して、實證が度いのであります。この結果として、斯かれるのは日本の敗北と被侵略國が餘地無く外の何物でもありませ
一反私な意見は當時マガルノダカリ、右の官能中の作戦圖を討議し、私が國
事務院にさへ決定的議案を有するものと考へてゐる事額を當下に仰へて
貰ふキ、彼に頼みえもたゞに加へて頭に私な自分の左の如き確信を力説致
も度いのです。而、日本に歸属すべき英國の決定は眞正アメリカの
指導と現実的影響に致つ得る、眞ひかへば、アメリカがこの共同作戦に
もより根本的に必要たのであります。

蔣介石（署名）

陸路よりシンガポール及びそれ等に接続する敵を中國が防き得るか否かは、
今までからつて、指南針等に對するイギリス、並にアメリカの國力如何に依存
してゐるのあります。若し日本軍が此處に於ける我々の『線』を打破する事が
出来るならば我々は即ち日本と連絡せられ難い國の、アメリカと印度支那、印度
との間の西海岸の連絡の全體は新した方法により、新しき方向から大
なる會議を受けるあります。私は實際に先見の明ある者は必ず、中國に
對する當の云つたかき想議が實れられるべきであると主張するであらうといふ
所信を、私の全力を擲して、實證が度いのであります。この結果として、斯か
れるのは日本の敗北と被侵略國が餘地無く外の何物でもあります。
一反私な意見は當時マガルノダカリ、右の官能中の作戦圖を討議し、私が國
事務院にさへ決定的議案を有するものと考へてゐる事額を當下に仰へて
貰ふキ、彼に頼みえもたゞに加へて頭に私な自分の左の如き確信を力説致
も度いのです。而、日本に歸属すべき英國の決定は眞正アメリカの
指導と現実的影響に致つ得る、眞ひかへば、アメリカがこの共同作戦に
もより根本的に必要たのであります。

近衛は日本へ渡り、その間の内閣は

内閣の御用印

171-2

九月十九日、内閣は、大正天皇の御意に依る。此の内閣の御用印

新内閣、内閣總理大臣

内閣の御用印

新内閣

長野外務省

12

Dec 2 1900, 10:00 AM

支那事變に於ける本邦の軍事、日本がこれまで道徳を切斷すべき
立場を明確に示す所要文書を記す。この文書は、支那事變は實質上は、中國省、
新潟県の通報を踏まず、支那の方面で、支那事變は實質上は、中國省、
新潟県の通報及び航行権が、外國へ飛んでしまった、これが捷報し支配すること
が出来ますのであります。この空軍は、支那事變は實質上は、作戦に積極的に

參加する所と、その結果を述べて居ります。

且つ、大連管轄と、大連を本拠とする軍事は、三日以内にビルマ道徳を
切斷の所要文書を示す。日本は、三日以内にビルマ道徳を切斷すべく
諸連絡機關の手を、大連管轄の手を、日本は三日以内にビルマ道徳を
切斷する所要文書を示す。又、日本は、三日以内にビルマ道徳を
切斷するに及ぶ、陸上兵力を所有してゐるが、空軍支持を必要とするであ
らうと想ひたのである。

此は、かゝる所要文書を、ビルマに於ける有力なる英米空軍が義勇軍の形で
侵攻もして、最も多く存れる事で、存する事で、居ります。中國の飛行場並に
飛行機にて、外國の支那に向うでは何事も云つて居ないのであります。
且つ、飛行機にて、外國の支那に向うでは何事も云つて居ないのであります。

172-1

23

Def Doc No. 1500-V-4

もう一つの點を指摘しなければならません。マツタヒュー陸軍少佐が勧告することは米英兩國が日本に對し「目的行動を取る事、約言すれば日本と寧て上國を交へる事であります。我國が斯く縋ゆる輸送困難の障害を受けつゝ遠く西部長南省に軍需裝備を輸送するよりは、むしろ日本にはんとするならば、既に設置せられてゐる我基地から日本の補給路及び本土基地を攻撃し、かくして日本の關心をヒルマ道路から逸らす方が賢明でありませうであらう。

(署名) R・A・ブーン

A・H・マキコラム代理

配布 E D N I 宛原文並に寫し一通、寫し第一號及び二號
 00-OP-16- 開及 第三號
 OP-10/11- 調査 第四號
 OP-18- 調査 第五號
 P11- 調査 第六號

Def Doc No. 1500-V-4

日本は既に不揮發支那に據て十萬頭での兵力もや有つてゐません。日本が本の用子口當に難航の爲めに甚だ多く死んで來るかは謎であります。然るに我々は皆は食ひ足りぬ事を嘆息するのである。現在の餘中兵力を保持し、中國に於ける現地の守備隊を維持し、而る事、當時にさるの軍需に對する進攻の爲に何千百頭の兵士を殺されると考へらるるのであります。

日本に於いては所謂「軍需」は「軍需は以ふ意涵を有する哉」といふ事であります。又に曰道し乍露面の政府は既に近傍にて買收されたそれを何より買收される事からふ感が強められてゐます。若し斯の如き事では發生する事無希石、英國又はアメリカが日本に對する軍需を販賣する爲に殆ど何事も爲し得たのであります。しかしこの事には猶豫根たないのであります。或文書の仕務も直接交渉に入れたがれ以まりません。又彼等は援助の約束を要べられ、本被參包會は即ちふたりを出でて後方に引退り而して投草の到達を急ぐトハシテ、前が非常な事かのであります。この理由から中國に於ける事に多くを御東したいかないと思はれるのであります。

R P M 五三四二

一九四一年十月二十八日

午後二時四十二分

殺り〇一〇一

順位

發信地：重慶

宛先：T P O R A M N I S C A

第二十八番 十月二十八日

第一部特に陸軍長官及び參謀長の決意あり度し、私はマツクモーランドを伴ひ我々の到着以來不輒であつた大総統に、今日面會しました。音信並に友説交換の後彼は、僕節派遣に關し難い謝意を表明しました。

僕節の目的に對する彼の反応を見る爲に、私は武器貸與法による物資並に努力の援助を有效ならしむべき方法に對する自分の考への概略を話しました。私は武器貸與法を適用するについての五つの異なる軍事上の問題を示唆し我々僕節がその解決に對して協力し得ることを述べました。それは印中日英同日航空計画（即ち再編成に關する機雷の輸給）原料の補給、新裝備に対する訓練及び維持等であります。

Def DOC NO.1500-V-4

第二部、彼は之第五つの問題を含めて、斯の如き解決方針に對する満足の意を表明しそれを早速に僕節とのうちの最も必迫せる問題として取上げました。彼は確かに中國空軍力を無視しチエノルトの義勇軍を算へるに足る唯一の空軍であると言及して、露骨に僕節が彼の防空部隊を引継ぎ之を指揮し、發展せしめて欲しいと思つてゐる事を述べました。

彼は彼の空軍を繼承すべき高級の空軍將校を派遣して呉れるやうに力を籠めて懇請しました。

私は之等諸同日に口し意見を述べる機會がありませんでした。彼は非常に熟して来て、もう一つ、即時援助を乞ひ度い緊急問題があると申しました。詳細は後刻報告

第三部、日本軍は印度支那から昆明を攻撃しビルマ道路を切斷すべく用意をして行はれる予期してゐます。彼はこの攻撃が十一月の末までに出来るが但しその爲には空軍の支援を要するのであると云ひました

Def DOC NO.1500-V-4

Def Doc No. 1500-V-4

それから、彼に質問に答へてもし空軍の援助が與へられるやうならば日本に打撃つ兵力は持つてゐるト強調しました。蔵總帥は若し昆明を失へば中國はもう抵抗すべき地を持たないトを執拗に云ひましたが正にその通りであります。彼は事態を深刻して次の段に論じました。即ち、昆明は太平洋に對する鍵であり、若し其地が陥れば中國も敗北する事になり之に對して必然的にマレー一帯が攻撃されるであらう。さうすれば必ず太平洋戦争が始る。若し中國が持耐へる事が出来れば太洋も波を立てずに済むかも知れないと。然しへその爲には一中国に對して空軍の援助が與へられなければならないのであると彼は繰返して云ひました。英國側はアメリカの飛行軍部隊を抑強すればならない。總帥は口に出してさうとは云ひませんでしたが、かういふ方法べきである。英國側にこのやうな行動方針の必要な事を納得せしめなければ外には間に合ふ援助は與へられないものである事を説いてゐるものと推測されました、彼は、アメリカの飛軍については、一度も、またどんな種類のものについても言及せず危急の情報を訴へて英軍空軍の支援のみが中國及び太

18

174-2

太平洋の平和を教ふ事が出来るのであると繰返し申しました。

第二節 それから總帥は私が陰悪な情勢を直ちにワシントンへ知らせ且つ、彼の防禦戦を援助するシンガポール空軍の使用尽可能ならしめるベイロンドンと折衝することを大統領に懇請するやう志に直接依頼しました。同時に又彼は私に對して個人的に同様の旨をシンガポールの英軍總指揮官に傳頤して呉れるやう依頼しました。

彼は日本の方進出はアメリカの権益に反するものと思考せられるといふ旨を記した或る施政聲明文を適用して、我が英政府が昆明に對する日本軍の攻撃を斯の如き觀點から解釋を下す事が出來、さうする事が誤を犯せぬ為解説を力説しました。もつと悪い事には、昆明攻撃一は日本が中國の自ルマ道路が陥れ中國の抵抗力が排除されば、アメリカが中國と通商する権利も侵害されるであらうと彼はつけ加へました。

第五節、彼はそれから次のことの大統領に勧告することを懇請しました。

Def Doc No. 1500-V-4

Def Doc No. 1500-V-4

が攻撃されたならば大手兵力を以て英國を支援する保障を負へたけれども、
英門側は若し昆明が攻撃を受けても英門側が覺悟きれない限り中國に對して
空の援助をする保証は出來ぬと答へたと證明しました。

私は總帥のこの要求を空軍長官に傳達し得るといふ事を告げました。

私はこの今見に先立つて先づ昆明攻撃の蓋然性に關して無線電文を起草し
て置きました。刻下の狀勢はこの蓋然性を強く指摘してゐます。若し昆明攻
撃が成功すれば中國の抗日は終焉を告げることとなるのは疑もないことであ
ります。又有効的な空軍援助がなくては、日本軍がこの決定的攻撃に成功す
る可能性のあることも全く間違ひのない所であります。

第七節、昆明は一時的ではあるが、太平洋への要害地となつたと云つて過
言ではありますまい。中國空軍には全然戦闘的價値がありません。アメリカ
義勇軍は、それ自身の為では、現在の空軍力と現在の陸の裝備とを以てして
は、所期の效果を收め得ることは出来ません、且又と、數ヶ月間は昆明空軍
を守へることも出来ません。計画中の費用及び材料は増加を計つても、それ

Def Doc No. 1500-V-4

即ち日本に外交的脅迫を加へる事及び、英國を誘つて協同で昆明攻撃は我々
の利益に反するものと考へられるといふ警告を日本に與ける事であります
こういふ方向をとれば日本は所念するであらうと彼は信じて居りました。
狀況斯の如くして、私はこの今見を自分が行動する権利を與へられてある方
向に向けた機会がなかつたのであります。私は一度機會を把へてビルマ道路
に對する作戦缺如の危険性を指摘し英門側が全面的に援を與へるか否かに
拘らず彼の交通狀態を改良する事が防禦成否の鍵であることを述べました
私は更に、英國が支援拒否の理由として、ビルマ道路の現在の狀態に於ては
も知れないと彼の注意を促しました。道路に關しては我々は依然せ
ば改修の爲に技術一的功力を提供する用意はあるけれども政治上の諸雄せ
る諸同道は中國人自身によつて解決されなければならぬであらうといふ点
を明にしました。

第六節、總帥は、彼が我國にわたり英國大使との間に空軍援助問題を取上げ
た事を私に告げました。齊夫人は側にあつては、中國側は若しシンガポール

原 本 不 明 跡

176-2

位では量に於て少に過ぎ、時間に於て競争に失するのであります。有效的な
對支援助に現在間に合ふものは、僅かにシンガポール駐屯英空軍だけである
それに又多分比島から編成部隊を派遣することも間に合ふでありませう
私はこの会見の内容に就き吾が國大使と討論しましたが、彼はこの無口電
文を一讀されました。

マグルーダー

以上のお尋ねは、衆議院眞珠湾攻撃共同調査委員会審問第十五部
共同委員会監督官類第百十四頁より第八十七號に至る「一四七六頁、
一四七七頁、一四七八頁、一四七九頁、一四八〇頁、一四八一頁から
であります。

裏面白紙

178

機譯側文書一五〇〇一五

廣州湾攻撃調査共同委員會提出「クラーク」調査報告
證據書類第五號投票！合衆國第七十九議會、第一期

正寫一行動寫：無電

A G 三八〇三（六一二五一四一）二〇

二一五四三

A B

六二〇二

一九四一年六月二十六日午前八時陸軍省着

マニラ發、里亞モ須一二二五號 六月二十三日

下記ハ「プリンク」ヨリノコトノ察報系譯ナリ。六月十九日、二十
日、英國極東司令長官ト支那海軍長官（毛將軍）ヘ日本ガ英艦ニ對シ
作戰ヲ起ス場合ノ協力ニ就キ討轟セリ。日本ガ香港、馬來半島ノ際ハ
英艦ハ下記支那空軍基地ヨリ日本ノ海上追給、陸上軍、海軍及佛印
ニ於ケル日本基地ヲ攻撃スル計画中ナリ。

裏面白紙

南寧北緯二十三度東經百八度三十分

柳州北緯二十四度二十分東經百九度二十分

桂林北緯二十五度二十分東經百十度十分

芷江北緯二十七度三十分東經百九度四十分

衡陽北緯二十七度 東經百十二度三十分

支那側ハ之等飛行場ニガソリン、爆弾ヲ貯蔵スルコトニ同意ス

支那ハ英國ガ下記ノ地域飛行場ヨリ臺灣及ビ日本本土ヲ直接空襲スル事
ヲ提案セリ。

溫州、寧波府、建德

英領ハ下記地域ニ於テ日本軍ニ對シゲリラ戰チ促進スル意向ナリ

宜昌、荊州、漢陽、湘潭、長沙、岳州、南昌、亳州、九江、蘇州、常
州、太平、廣東、江門、支那海 I SHANGHAI

約ハビルマニ於テ七月第一週英支幹部會合ニ於テ取締メラルル筈、

オリア署名 グルナート

「眞珠灣攻撃」第三四部一六六頁)

22-8-12. 5/2

Def Doc No. 1500 Y-4

辯護側文書第一五〇〇號一四一四

眞珠灣攻撃調査共同委員會提出證據第十六よりの抜萃
合衆國第七十九議會第一會期

國務省

ワシントン

機密

一九四一年十一月十日

大統領宛書翰

十一月四日中國大使より傳達せられたる十一月二日附の蔣介石總統發貴
下宛信書に對する貴下の返書草稿を同封致じたるに付御考慮を煩はし度
候。なほ本返書に御異議なくば、貴下におかれては當地駐在の中國大使
を招き、同使に本返書手交の上蔣介石總統へこれが傳達方を要請するを
以つて然る可きと存じ候。

署名、ハル

書信草稿在中

179-1

る印度支那よりの同省侵攻には、充分なる準備と廣汎なる作戦を必要とすべし。同時に貴軍に於いても、各方面に亘り準備装備配備などを適切に行ふの重要な事は吾々の確認する所なり。目下の情況では、政治的軍事的經濟的の諸點より世界の情勢を考慮に入り、現在吾等の爲し想る最も有效なる寄與は、中國への貨物輸入を促進し、且米國義勇空軍の編成を人員並裝備の兩方面より容易ならしめるといふ點に沿つて行ふものがこれであると思考する。貴下も御承知の如く、吾國は目下、多方面よりの需要及び幾多關係方面的需要に應じなればならない。吾國は現在、中國、大英國のみならずオランダ、ソ聯其他自衛上緊急に裝備を必要とする二十數ヶ國に物資を送りつゝあり。更に吾國自身の国防計畫、特に目下急速に増大しつゝある陸海軍の需要は、大量且急速なる裝備を必要としてゐる。然し乍ら余は貴國使用の物資増大促進を造成する爲全力を盡すでまう。また一方吾等は最も實際的な手段を以て相互の努力を有效地に結集せんがため全局面及び現下の重大なる問題に關し英國政府と意見の交換を行ひつゝあり。

十一月四日當地駐在の貴國大使を通じ余に傳達せられたる十一月二日付貴幹、並にこれに先立ちて十月三十日テー、ヴィー、スーング博士を逼む余に傳達せられたる貴幹は、共にこゝ數日間余の手許に所持し居れり印度支那よりする日本軍の昆明攻撃の消息は貴下か特に吾等の注意を喚起致し居るも、これが吾方に依り生じたる事態は夙に吾等の關心を抱く所なり。さきに挙げたる最初の貴幹余が受領するや、商務省、陸海軍省の高官を初めとする本政府官吏は、本事態の根底に結たはる諸問題の全局面に對し、急報構想を新たにするため、直ちに會談を開きたり。この對昆明陸上作戦準備は、政局の切迫を思はすが如き點にまで進歩し居るものとけ思はれずとの結論に程なく達したり。困難なる地勢及び雲南に於て貴軍陸上部隊が爲し得る強勁不撓の抵抗みらは、陸上部隊を以てす

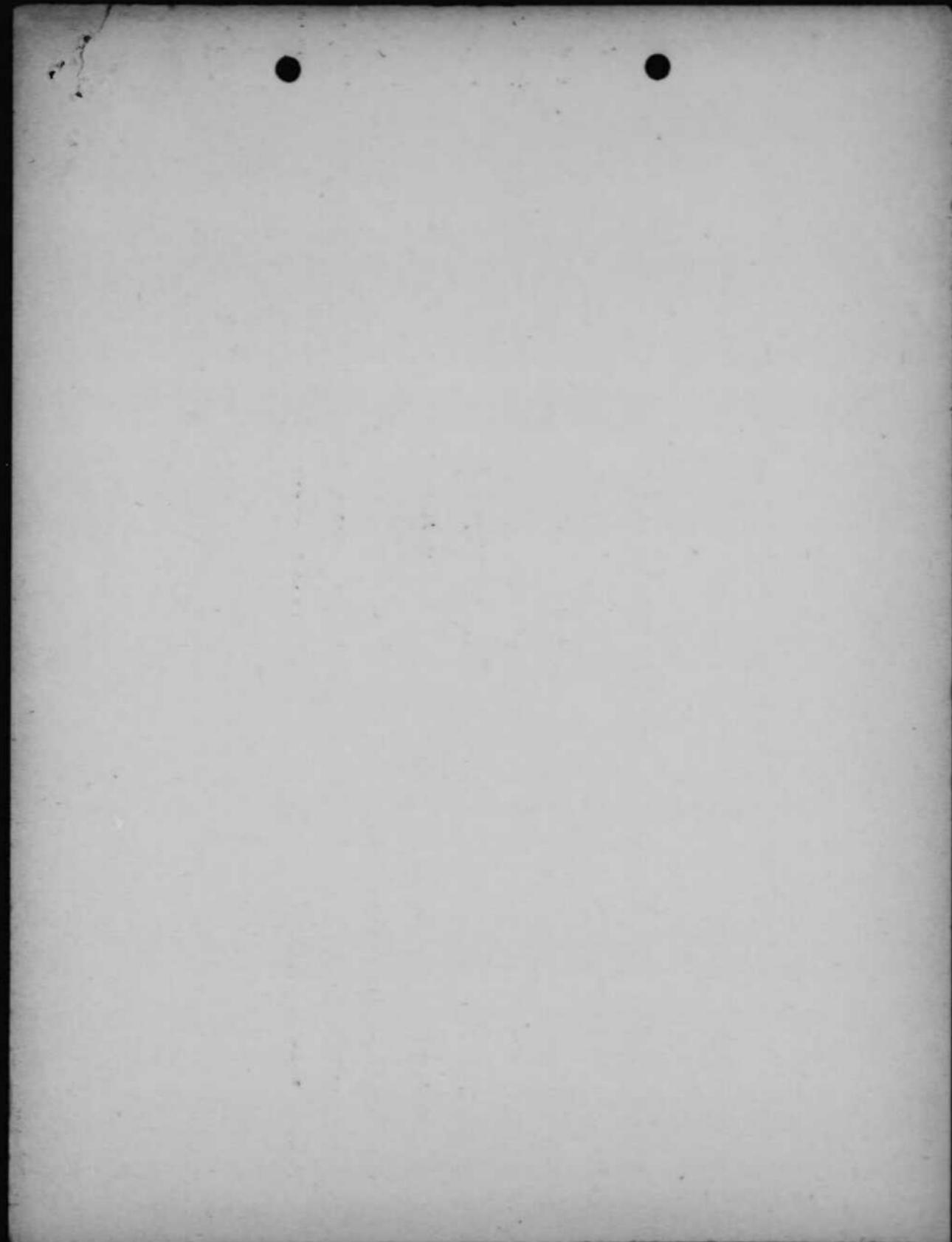
つけ、廣汎なる政治的緊張並切迫に對し、また今日起り得べき大小の事件に對し、且つ又、不利益となり得、且つなるらしき事柄の重要性と利益となり得且つなるらしき事柄の重要性とを比較考量することに對し深甚なる考慮を拂ふといふ特別なる義務を合衆國は擔つてゐるものと余は考へるが、貴下も余と同感なりと信ずる。今や世界斗争は、幾多の場所に於て、物質的・精神的兩方面の各種様々の武器によつて遂行されてゐる。征用軍に對する抵抗も幾多の形態を採る。恐らくは、この抵抗に携はる吾々全ての努力即ち中華、合衆國、其他多數國家の努力は、各國が何れも再び安全を得吾が國民が再び平和的建設的事業にその全思考全努力を傾け得るに至るまで、長期に亘り繼續支持さるべきものである。

現在の事態及び本信書の題目たる諸問題は今後も引續き余自身並吾國の不斷の注意を集めることを貴下に對し確信するものである。

上述の如き措置は、英國が目下疑ひも無く考慮しつゝある措置と共に、雲南省防衛強化を目指す貴國の懸命なる努力と時を同じうして採擇履行されたるものにして現在近づきつゝあるやも知れざる昆明攻撃の脅威に對する健全なる防衛措置なりと余は考へるものにして、貴下に於かれても余と同感なるものと信する。かかる事態に間接に影響を及ぼすもの、フイリッピン諸島の米國陸海防衛軍は、目下若々と増勢されつゝあり、また、ハワイの合衆國艦隊は、印度支那よりする日本の如何なる軍事的中國侵入にもその側面に位増し居るが故に、全局面に於て嚴然として意義重大なる要素となつてゐる。更に目下增大しつゝあるイギリス、オランダ両國の防衛準備の南方諸領土に於ける立場もこれと同じである。本政府は幾度か日本政府に對し侵略と征服の手段を探る場合これに附隨する各種の結果の生じることを指摘して來た。

今後も適當なる機會ある毎に、この見解を日本政府に印象附けることを繼續するであらう。

現下の世界情勢に於ては、合衆國の考慮する各措置並にその決定をみる



Def Doc No. 206 E-120

(Wd)

22

辯護圖文書第二百〇六號（百二十）

チヤーチル速刻宣戰を盟ふ。

米國にして日本との戦争に巻き込まれんか、英國の
出でずして布告されるだらう、といふ聲明を公にし
よる率直なる聲明を聞くと、日本が更に臆測する餘
地が残らないので、聞く者が嬉しくなるのである

題して「在日中の十年間」といふ前米國大使グルーの日記よりの抜萃。
第四七八頁より

183

裏面白紙

鳥羽

辯護團文書第二百〇六號（百二十）

チャーチル速刻宣戰を盟ふ。

一九四一年十一月十一日

チャーチルは、若し米國にして日本との戰争に巻き込まれんか、英國の宣戰は、直ちに寸時を出でずして布告されるだらう、といふ聲明を公にした。斯かる英國首相による率直なる聲明を聞くと、日本が更に臆測する餘地が残らないので、聞く者が嬉しくなるのである

題して「在日中の十年間」といふ前米國大使グルーの日記よりの抜萃。
第四七八頁より

Def Doc No. 206 E-120

(Wd)

舊稿

スリーベン (12)

大藏省圖書

(七號A)

ヨウル (12)
(昭和十六年)

Document No. 1900-B-1-15 (米の支給と示威、手引)

七時半頃に至るべく、ソウスエスト方面、以降十五キロ、ナム新羅記事校舎、
昭和十六年七八月十一月実行ノ標 (新羅記事校舎) がナル」と、

『總照入

昭和二十二年四月一日

於 番号書類原本社

西 方 一 條

右圖文書印ハ私ノ面前ニ於テサレタルモナルトフ。證明又

正 月 一 日

立派人
新羅記事校舎

板 大 一 順

DD # 1900-B-12

(七號A)

私ハ該函件正本一通、其の複数複数、附註セシ印水記付
體力レターペース Document No. 1900-B-1-15 (米の移籍料) 事
火連隊が正本ノテ、一通ハハマニ、墨、ミトナ(因生)アノ前記に於
昭和十六年十一月廿一日正本一通ハハマニ前記に於
『該函件

昭和十六年十一月廿一日

於 諸江城御殿町六社

西 錦 方 一

右署名は印ハシ、通題「於」ナヤレタル事より、ナル「ト」ハハマニ

五 日 於 丙 申

諸江城御殿町六社 証 大 事

ト 年 三 月 二十日 十二時 拙著

D.B.-1-12

東西へ艦隊の増派可能

英首相の見透した強がり

「ロンドン特電十一日發」日米開戦の場合英國は一時間を出でずして対日宣戰を行ふ。といふマンンロー、コウスにあけるナヤーナル英首相の演説について、英國紙は最も眞實可信の日本新聞よりとしてこれを全的に支持し、米國側の反響とともに大々的に報道してゐる。日米交渉破裂の場合、英國は米國と行動をともにするといふ英政商の方針は、すでに八月二十四日のナヤーナル放送演説で明らかにされたものであり、別に耳新しるものではなく、十四の演説もその方針に基く繰返されたに過ぎないが、太平洋が和戦の岐路に立つてゐる時だけに重視されてゐる。ナヤーナル首相は此によつて今後の日米会談に際し米國の西便を立場を支持することとに、日本に参戦の冒険なることを説き、日米会談

を英米に有利に展開し、日本の参戦を防止せんとした苦肉の策たることは明かであるが、他面においてABCDF戦線を鼓舞し、万一に際するその決意を強化せんと努めたものとみられてゐる。すなはちナヤーナル首相は英國海、空軍の充實を説き、殊に英艦軍は今や大西洋上における米艦隊との協同、ビスマルク号の撃沈、新苗駆逐艦、航空母艦の就役により、何時でも強力なる艦隊を印度洋太平洋に派遣し得ることとなつた、と述べたがこれは豪邁も手博と懸念され東亞方面における英艦軍の強化を殊更に誇示したもので、太平洋戦争の場合最も困難な立場に立つ得いある箇所方面の不安に対し、これを力づけたものと想像される。さらにナヤーナル首相が重慶の抗戦力を讃美し、支那の自由獲得のための抗戦が失敗することは、世界文明に最大の災害であると述べた露骨な対日敵性言辞についてテノリ……テレグラフ紙はそれは英帝國が支那の獨立自由を護護する美にあつて、大日本内閣は英方針遂行に完全に一致したことと示すものである。となしてある。

裏面白紙

辯護側文書一五〇〇：二二

眞珠灣攻撃調査共同委員會ニ於ケル「デヨーデ・シード・マーシャル大將

ノ證言」抄率一合衆國第七十九議會第一期一九四五年十二月八日

マーシャル大將

我等ノ解スル處ニシレバ本計畫ハ支那海ノ南部ニ於ケル日本ノ可能性
アル件既ニ對抗者シトスルモノニアツム

(三八二五) フアリグソン上院議員 (FARISON)

開戦前チャーチルガ十二月七日至米相加ニ聞スル限り日本ガアメリカ
ヲ攻撃シタ場合彼等ハ一時間或ハ二時間以内一時間ハドウテモヨイガ

トニ參戻スルト云フステットマンチ威脅シタ事實ヲ御存ジテシタカ。

マーシャル大將

左後ナステートメントノアヴァコトテ思ヒ出シマス

フアリグソン上院議員

其ノステートメントハ當時本計畫ニシテナサレタモノニアツム

Def. Doc. No 1500-U-5

マーシャル大將

ワカリマセン

ファーダソン上院議員

布畦ガ攻撃サレ候ノミテ彼等ハ参戦スルノダツタデシヨウカ

マーシャル大將

其レニ對スル返事ハ出來マセン

ファーダソン上院議員

或ハ一方的計畫デシクカ

マーシャル大將

一方的ノモノデアリタトハ思ヒマセン

ファーダソン上院議員

本件ニ關シ亞ナタノ御意見テ一寸知リタイノテスガ

マーシャル大將

「連合國領土或ハ其ノ委任統治領ニ對スル日本ノ直接軍事行動」トア
リマス。ソレハ一般的ステートメントデアツテ布畦モフクミ得マス。

裏面白紙

「直接軍事行動」トハ如何ナル内容ノモノナリヤトノ正確ナ定義ハ可能デハアリマセン。技術的ニハ戦争行爲テモ小事件ハ外交手段ニ依ツテ解決スル事ハ可能テス（三二〇六）。斯カル小事件ガ戦争行爲ナルヤ否ヤチ決定スル事ハ日係政府・ナスペキト認メラレテ居マス。

フーグソン上院議員

私ハ本計畫ガ十二月七日前ニ實地サリシャ密ヤチ發見セシトシテ居ルノデス

マーシャル大將

本計畫ガ實施サレナカタ事ハカデス、ソレハ履行サレタコトガナカツタカラデス

フーグソン上院議員

第二十五ページノ下部最終ノ一（6）ヲ讀ンテ下サイ

マーシャル大將（讀ミナガラ）

連合國ニ依リ裝備サレ指揮サレシ文部武裝グリラ軍ノ行動。英國政府ハ既ニカカル行動ヲ組織的ニ編成スル措置ヲ採レタ、合衆國政府モ同

機ノゲリラ軍ヲ組織編成スル事ヲ勧ム

ファーグソン上院議員

我等ハ此ノ計画ヲ實行スルタメゲリラ軍ヲ組織編成シマシタカ

マーシャル大將

私ノ知ル範囲ニ於テ、私ノ記憶アル限り十二月七日前ニハ組織編成シマセンデシタ。支那ニ物資ヲ送ル以外ノコトテ私ガ確カニ記憶スル事ハ空

軍猛虎部隊モシテ諸シヨ事アス

ファーグソン上院議員

義勇飛行隊テスカ

マーシャル大將

ソウテス。私自身彼等ニ飛行機ヲ得ル行(三二三七)ナトツタカラテ

ス

ファーグソン上院議員

義勇飛行隊トハ何テスカ

マーシャル大將

裏面白紙

190
義勇飛行隊トハ飛行士ト義園機P 40ヨリ成ル部隊テ義園機ハ合衆國ガ供給シタモノト思ヒマス、而シテ其ノ部隊ハ合衆國陸海軍ノ義勇飛行隊ガ操縦シタモノテシヨウ。又飛行家モ参加ノタカモ知レマセンガ、私ハ十分難信ハアリマセン。

彼等ノ或若ハ教練將校テ現役ヲハナレタノハ支那政府ノ雇人タリ得ルタメシタ。

飛行機ハ入手シマシタ。本件ニ關シ何方利公同協ノ問題ガアリマスカ

フアーツソン上院議員

ソウテス

マーシャル大將

飛行機ハカーチス會社ト英國トノ契約ニ基キ入手シタ事ト思ヒマス。本契約ガ履行サレタ場合會社ハ當時入手シ特ル記分品チ使用シ十日以内ニ直チニ着手シタナラバ爾後數ヶ月内ニ一定數ノ飛行機ノ作製ハ可能アシタ、然ラザレバ組立方法ハ變ツタデシヨウ。カーチス會社ト英國ノ行動チ制限セシ本契約ノ取決メニ依リ我等ノ政府即チ陸軍省全般特ニ航空隊

裏面白紙

關係者ハ契約條項以上ニ此等飛行機ヲ製作スベキヤ否ヤノ問題ヘ三二三七ノヲ左右スル事ガ出來マシタ同題ハ支那ノタメニ直チニ飛行機ヲ入手スル事デシタ。

入手出來ル過剰ノ材料ヲ以ツテ製作シ得タ飛行機ノ完成モ三四ヶ月デハ出來ナカツタデシヨウ。

英國が追加飛行機ノタメ利益ヲ算ル根リ其レヲ取消スコトモ出來ヌ、或ハ私ガ言ツタ様ニ通商的立場カラ英國ニ行ク皆ノ完成飛行機ヲ直チニ支那側ニ引渡スヨウ要求モ出來マシタ。而シテ在庫資材ヨリ製作シタ追加

飛行機ハ後日英國ニ擷取ラシメル事モ出來タ。

(三二三九) 私ハサムナー・ウェルズ氏ト會見シマシタガ彼ハ英國ト話合セチツケマシタ。即チ上記ノ條件通り英國ハ承知シマシム。一月廿二月ニ五十臺チ入手、二月廿三月ニ更ニ五十臺チ入手シマシタ。此等飛行機ハ英國部隊用アリ極東ニ送ラレマシタ。支那人ニヨリ徵募サレムル飛行士及ビタマタマ後席將校ヲ除役サレタ者ハ極東ニ行キマシタ。

本件ニ因シ次ニ思出スコトハ前記ノ立場カラ飛行機ハ英國トノ契約ヲ變

更シテ入手セシモノノ我國ガ統轄ト彈采テ準備シナケレバナラヌ狀況ニ
アルコトガ判ツタノデス、然カモ之等ハ入手難ニテ飛行機ヲ武装スルタ
メニ非常ニ困難チシテマシタ。

コレガ私ノ記憶スル限り一九四一年十二月七日前ニ於テ上述ノ程度ニ編
成シタ唯一ノハツキリシタ部隊デシタ。

ファーブソン上院議員

コレガ證據五十號關係ノ點靈チ明カニシタモノデシクカ。

マーシャル大將

左徵トハ思ヒマセン。實際ハ宋子文ト又鄧空軍司令官トノワシントン訪
問ニヨルモノアス。彼等ヲ私ノ家ニ靈食ニ招待シ其ノ折狀勢ニツキ印象
的證明チキキマシタ。此ノ如キ行動ガ良果ヲ結ブ事チ感ジタノテ直チニ
資材入手ニ着手シマシタ。コレハ本計画トハ河等謂ふナク、今此處ヲ私
ガ陳述スル事ハヘミニ四〇ノ讀キテス。

「眞珠灣攻撃」第三部一二二八一一二三〇頁

萬葉

(七號A)

秘文書高麗王は一通金部長一聲 在ルモノナル處五二添附セル日本譜二年
 ハーマーイー(ハビ) Document No. 1906-B-1-15 (米の參観表示略、今ハ
 ノーブス長官アズ、以下十五件)ナル新聞記事報等、
 +十一月發行ノ蒙が朝日新聞社説等ノ篇ナル「ト

ラ語訳入

昭和二十一年四月一日

公使館領事に付

函、鳥居

右署名捺印あり、面頭三字ナサレタルトナリ「ト」ラ語訳ス、

田中同所

主事、

日本領事館本社

日本

民

192

193

鳥居

(七號A)

私ハ鐵道無許可一號車内乗車一票五円セナナル事由(西暦清七二四年八月一日)
書カシヘシ Police Documents No. 1304-B-1-15 (米の参考)示唆、今ノ
火連軍を匪ふべく候。ノーベル事件アリ。以ト十五日。ナル前記事後等、
田紀十六年七月二十日正午三時半乗車事由新開鐵道記事ノ記載ナリ。

「ノーベル」

正午三時半乗車

「ノーベル」

西、朝鮮、中國

正午三時半乗車

「ノーベル」

正午三時半乗車

192

ヨヨヨ千月東京昭和十六年十一月十三日 拝呈

D.D.B-1-13

英艦意航

ダフ クーパー

特使誘示

アルボルン特電十二日發 目下瀛洲來訪中のダフ・クーパー英極東派遣特使は

十二日メルボルンにおいて太平洋問題に言及し、次のことく表明した。

戰雲は今や太平洋を賣かんとしてあるが準備なれる英國の手によつて戰爭が防止されることを希望する。チャーチル首相は大型戰艦が可能なる破局の中心へと意航しつゝあると語つたが、その到着によつてすべてが、去せらるるであつう。

高橋

D.D.900-13-14.

文書成立ニ關スル證明書
（十號A）
アーチー・モーリー
部长ノ職ニ在ルモノナル處亞ニ添附セル日本語三字書力
マサムラ・カズオ
マサムラ・カズオ
（大日本政府）

右署名捺印ハ私ノ面前ニ於テナサレタルモノナルトヲ證明ス
同日於同所立書人 朝日新聞東京本社
西島芳二
調査部次長 交本 泉町
昭和二十一年三月一日

於 朝日新聞東京本社 西島芳二
右署名捺印ハ私ノ面前ニ於テナサレタルモノナルトヲ證明ス
同日於同所立書人 朝日新聞東京本社
西島芳二
調査部次長 交本 泉町
昭和二十一年三月一日

D.D. 900-B-14

195

2 高橋

文書成立ニ關スル證明書 (七號A)

私ハ新開社ト調査部長ト威ニ在モナル處並ニ添附セル日本語二三書力
レタル Defense Document No. 1900-B-1450. 本の參照を示唆、今ノソニ軍
を用ふべ久秋、ツックス長官聲明、以下十五件(ナル新聞記事抜粋昭和十六年
七、八、十、十一、日發行)東京朝日新聞社記事ト寫ナル「ト」證明ス

昭和二十一年三月一日

於 新開東京本社

西島芳一

右署名捺印ハ私ニ面前ニ於テナサレタルモノト「ト」證明ス

同日於同所

立書人 新開東京本社

調査部次長 文本 泉

刊夕朝日新聞 東京昭和十六年十一月十四日 摂

02.08-1-14
196

東亞領土の防衛と兵力増強の急務

議會開院式

英國皇帝御詔

「ロンドン特電十一日發 英國王ジョージ六世は十二日英議會の開院式に臨み 左のべく米國の対英援助を稱讃し、さらに一般問題に対するのち本題の事 態に言及された。

米國はわが國民なりびにわが同盟國に対し史上に比類なく焼滅をもつて軍需品を供給しつゝある。東亞における情勢の展開はわが政府の甚なる注意を惹きつゝある。これらの地域におけるわが領土を防衛するため兵力を増加することは極めて必要である。

高橋

22

文書成立ニ關スル證明書（七號A）

私ハ縣時新聞社調査部長ニ職ニ在ルモノナル處茲ニ添附セル日本語ニ于書力
レタルDiplomatic Document No. 1900-1901-12-12ノ件の參照唆唆唆唆唆唆唆唆唆唆
を用ひベテ秋ソツクス長官聲明以下十五件ナル新聞記事抜粋昭和十六年

七八九、十一月發行ノ東京朝日新聞紙掲載記事ノ寫ナルトヲ證明ス

昭和二十二年三月一日

於朝日新聞東京本社

西島芳二

右署名捺印ハ私ニ面前ニ於テナサレタルモノナルコトヲ證明ス

同日於同所

立會人 朝日新聞東京本社

調査部次長 菊本 泉印

（菊本 泉）
（菊本 泉）

D.D. 1900 B (15)

荷内

2.2

文書成立ニ關スル證明書（七號A）

私ハ縣原新聞社調査部長ノ職ニ在ルモノナル茲茲ニ添附セル曰本語ニ三書力レタルDokument No. 1900-18-11-12(米)の戰を示唆。今、そ海軍を用ひベテ秋、ノリクス長官聲明、以下十五件」ナル新聞記事抜き、昭和十六年七八、九、十、十一、月發行「東京朝日新聞紙過載記事」寫ナル「トヲ證明ス。

昭和二十二年三月一日

於朝日新聞東京本社

西島芳二

右署名捺印ハ私ノ面前ニ於テナサレタルモノトヨ「トヲ證明ス

同日於同所立會人朝日新聞東京本社

調査部次長枝本

泉印

書 手 三、手 書 月 五 二十一 年十一月二十三日 萩原

DD#B-1-k

英極東監督會議 英海相
G. E. G. M.

ロンドン二十一日發回 航空水面上に於ける英國陸軍の増強については眞剝的
報道が主であつたがアシタサンター英海相は二十一日規「實質的な増強の事實
を確証したる通報」を下した。

英艦隊は云々とおこなはして現実實力を増大し、東洋方面に於しても多少の增
派を行ひ得る所によつて、此上規「實質的増強」であるが、これ以上眞体
的内情をわかつて説明することは出来ない。

197

Def. Doc. # 1500 L 5

（102）
貿易税取扱事務課長官の職務執行に付する事務の執行

税金の支拂いを一括り

（102）

（102）

（102）

（102）

（102）

（102）

（102）

（102）

（102）

（102）

（102）

（102）

（102）

（102）

（102）

（102）

（102）

（102）

（102）

（102）

（102）

（102）

（102）

原
本
不
明
瞭

198

Def. Doc. # 1500 L 3

（ 1020 ）
日本國實業局總裁大藏大臣、諭以日本之財政事務

於一九〇〇年六月一日奏請

（ 1021 ）

日本國實業局總裁大藏大臣奏請

（ 1022 ）

日本國實業局總裁大藏大臣奏請

（ 1023 ）

日本國實業局總裁大藏大臣奏請

（ 1024 ）

日本國實業局總裁大藏大臣奏請

（ 1025 ）

日本國實業局總裁大藏大臣奏請

（ 1026 ）

日本國實業局總裁大藏大臣奏請

（ 1027 ）

日本國實業局總裁大藏大臣奏請

（ 1028 ）

日本國實業局總裁大藏大臣奏請

（ 1029 ）

日本國實業局總裁大藏大臣奏請

（ 1030 ）

日本國實業局總裁大藏大臣奏請

（ 1031 ）

原 本 不 明 瞥

鳥居

198-2

チヨモト二月十五日第二回目。今度はスル事に付く事無く大ナルコトヲ
聞ケタル事タニ。其物をテ、即ち近似外ニ在リニシタル而後は尾行
會ヨリ太平洋方面へタメ過度ノ事はナシアリ。此ノ賊船モノ也良
キ事ス。二二四号令部ハ義理テ二月八日此ニ當面セシムベシ前文ナセ
ノツトノ如き事はナシダガアリ。又テ「ノツト」ノ如き語ヲテ十二
月十五日越ニ「ホノルル」ニ該滅シシムベタ事シツヅアリ。ツノ後身ハ
「エリス」島の東方海城ヨリ「トレス」島表ヨリルヤウセテサル。トレス上
会員國、即ち日本・米英・オランダ等ニ於シテは水手会員トス。ト雷斯ニヨレバミネハ
船水手手帳持テアルヲ想キ。彼若者ハ或ニテ開リ書シト音ズラル尙古通ノ宗
教アル。其後ノ西方海城周辺ノ航行公則シト法ハル。邊境兵力修造ノ必
要アリトセバ道者ナル也。此間之ノ下ヨ「テノ・ベルナルディ！」ト言ヘノ
大國統領ナルヲ得兼トス。

「此は御用紙也。」と云ふ。

機密文書 第一五〇・四一二

眞珠湾攻撃調査共同委員會書類第三二編ヨリノ抜萃 合衆國
第七十九回會の第一期

寄 聲 第三二號

陸軍省及ビハワイ四ノ通信

一九四一年七月八日ヨリ九月七日迄

(5) 一九四一年十一月二十四日 海軍作戦部長ヨリキムメル等宛件名、奇
犯攻撃攻勢懸念ニ對スル警告

(E) 招石

起奉者 O.P. 1十二

受信者

00M12
00M13
00M14
00M15

發信者 海軍作戦部長

作戰關係

CINCAF
CINPAC
COMPT

餘同者 インガーツル

情報關係

SPENAVAD ライドン
CINCLANT

11月11日

GROB III

日米會談ガ開キニ成立スル見込ハ極メテシイ、コノ信勢ニ加フルニ
日本政府聲明並ヒニ日本海軍及ビ陸軍ノ活動ハ我々ノ意見デハ、フイリ
ツビン諸島又ハグアム島ノ攻撃ヲ含ム何レノ方向ニテモ奇襲攻撃居勤ノ
オソレアル事ヲ示ス。參謀長ヘコノ急信ヲ一聴ノ後、會議ヲ表シ各作戦
ヘシテ、ニ對シ、ソノ位置ヲ陸軍上級士官ニ報告スルヤウ要請シテ牛
ル。配三島追シタ狀態ヲ糾セシメナイ爲ニ又ハ日本ノ行動ニ拍車ヲカ
ケル爲ニ板橋必取デアル。アム島ニ對シテハ別ニ報告サレルデアラウ、
陸軍省 W P D 及ビ O P I 十二宛寫シ。他ニ配布セズ

八百十四卷「復珠満攻撃」一章 第一三二七頁—一三二八頁

萬葉

合衆國第七十九議會第一期

琉球 攻撃調査合同委員會公報第33號ヨリノ抜萃
公報第三十三號

華府、陸軍省、行司製作ニヨル宣章指判定

一九四一年十一月二十六日

日本海軍機動部隊

一九四一年十一月二十六日

參謀長ヘノ覺書

前十二時四十五分、海軍機動部ヲ迎ジ得十四機

バツタモノデアル。

一、日本海軍機動部隊ヲ過去一ヶ月ニワタリ編成シツヴァツタ。

ソノ構成班次ノ如シ。

二、第二船隊ニ第二艦隊司令長官ノ担任下ニアリ。(二艦隊ハ主トシ

テ強力ナル深洋駆逐カラ成リ、大体我ガ偵察ヘニ相當スル)

寫真

Def Doc No. 1500 L-3

合衆國領七十九艦會第一拂

琉球・攻撃調査合同委員會各艦第三十三號ヨリノ拔萃
番號第三十三號

華府、陸軍省、行進製作ニヨル軍事指揮判定

一九四一年十一月二十六日

四日ヤ日本海軍機動部隊

一九四一年十一月二十六日

參謀長ヘノ覺書

四日日本海軍機動部隊

以下人情報々、本日午前十二時四十五分、森田博哉ヲヨシ第十四萬
軍司令官ヨリ受ケ取ツタモノデアル。
一、日本ハ進軍機動部隊ヲ過去一ヶ月ニワタリ編成シツツアツタ。
ソノ構成班次ノ如シ。
a、第二艦隊ニ第二艦隊司令長官ノ指揮下ニアリ。(右二艦隊ハ主トシ
テ強力ナル巡洋艦隊カラ成リ、大体我ガ偵察ニ相當スル)

テ強力ナル部隊方行動ヲ準備シツツアル可能性アリ、而シテ、ソノト。一アハ、バラオ及ビマーリヤル群島方面ヨリ出所スルヤモ計り難シシアーマン、マイルズ

合衆国海軍
参謀次長代 G-2

印 布先 聰吉 案

參謀次長 、 、 、
情報科
東司
記録課

(眞珠湾攻撃) 第十四卷 一三六六頁)

を、第三飛行コロハ、以前ノ中日沿岸にて航行デアリ、第一、第二ノ基地部立ヲ有シ、既々ノ小艦船カラ成ツテキル。
二、聯合空軍ノ大型航空母艦含ム
又信三則逐飛行、第七筑空、第五潜水等ヲ含ム。而シテ、三
つヨリ成リ行一飛行ヨリ分離セル。第一モアルモノノ如シ、
上記所算レ重巡洋駆十四隻、輕巡洋駆四隻、航空母艦十隻、輕巡洋
駆三隻、輕巡洋駆二隻、驅逐艦二十四隻) 潜水艦二艘(潛水艦十
八隻) 及支艦三隻(機列)
二、聯合航空隊ハ台灣ノ高雄ニ集結シ數段ハ海南島ニアルモノノ如シ。
第三段ハ高雄及ビ台湾西方澎湖諸島中ノ馬公ニ向ケ日々近海ヨリ
出動シタル模様ナリ。第二飛行カラノ後部立ハ恐ラク現在偵察飛行ト
シテ南支へ向ケ航行中デアル。「マーシャル」群島ニオイテ潜水艦
及空母ノ強度集結アリ、コノ行動跡段中ノ他ノ諸分隊ノ現在ノ位置
ハ不明デアル。

上記報告ニ基ク第十四海軍司令官ノ判定ハ、南東アジア方面ニ於



C-105
Def. loc. p 1500 - N 2

E 2858

辨、書、第一五〇〇一N-2

アメリカ合衆國第七九議會

真珠灣攻撃共同調査委員會第一回

證據書類第三二よりの抜萃

證據書類一第三二

ハ日より九月七日迄の陸軍省ハワイ間の通信

二十六日 副官部長よりシオートへ偵察任務に關

(6) 秘

アメリカ旅送協會八三一 米國政府

一九四一年十一月二十六日

コロンビヤ地區ワシントン一九四一年十一月二十六日 二四九P

ハワイ局シャフター艦隊 通信司令部

指揮將官 四六五 第二十六

B-124型飛行機二機特別撮影飛行の件

22
E 2858
机稿

辯、書、第一五〇〇一N12

アメリカ合衆國第七九議會

真珠灣攻撃共同調査委員會 第一回

證據書類第三二よりの抜萃

證據書類 第三二

(6) 秘
アメリカ放送協會八三一 米國政府
一九四一年七月八日より九月七日迄の陸軍省ハワイ間の通信

(6) 一九四一年十一月二十六日 副官部長よりシオートへ偵察任務に關する件

アメリカ放送協會八三一 米國政府
一九四一年十一月二十六日
コロンビヤ地區ワシントン一九四一年十一月二十六日 二四九P

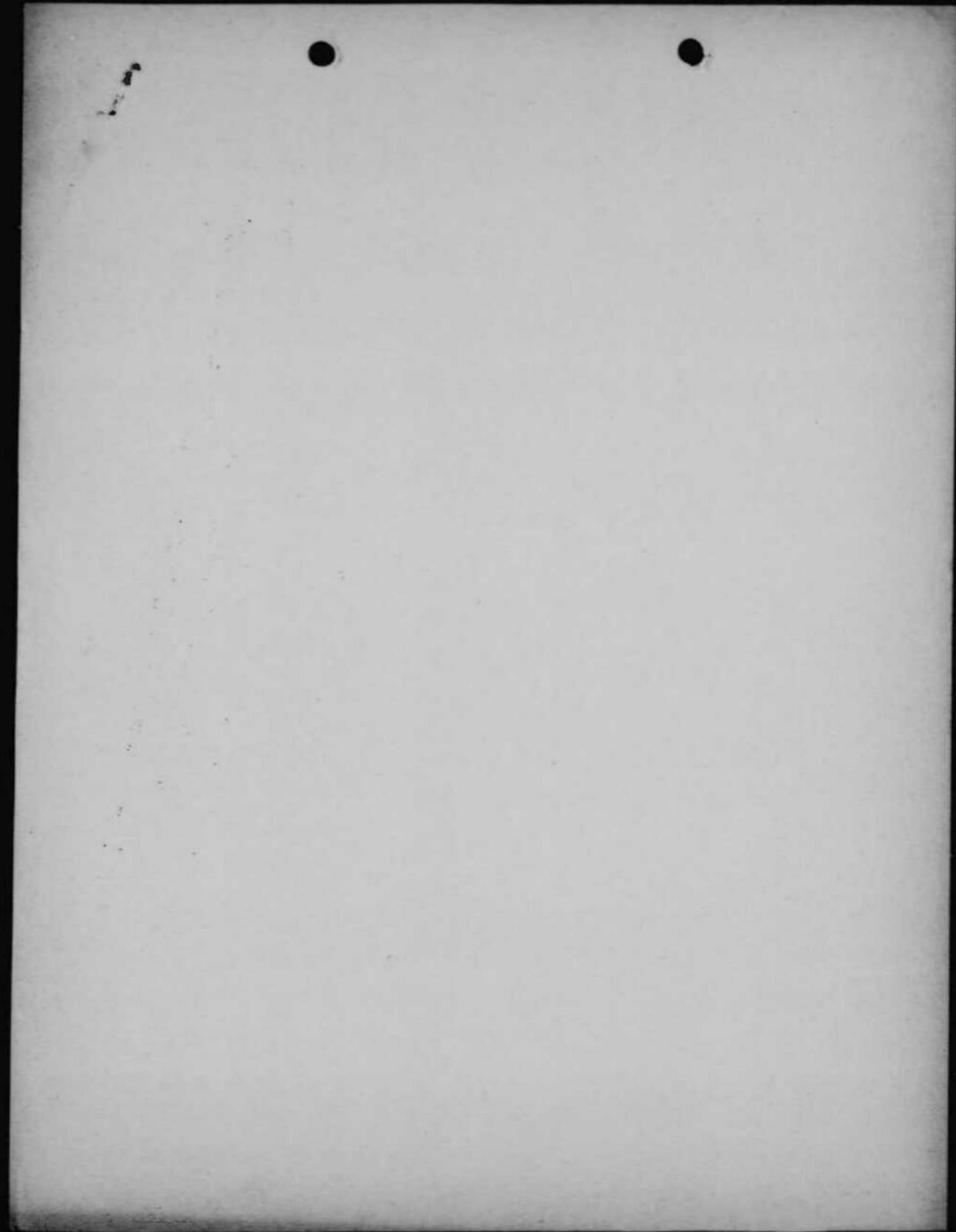
ハワイ局シャフター艦隊 通信司令部
指揮將官 四六五 第二十六
B 一二四型飛行機二機特別撮影飛行の件

軍大將、海軍作戦部長、陸軍省に送付すべし。B-12四飛行機二機がホノルル離陸の際は確實に弾薬を充分に補給せよ。

アダムス

(眞理堂文庫蔵書第十四卷一三二八頁)

カロリン群島のトラック島、及びマーシャル群島のヤルート島撮影の爲操縦士に指示を與へられたし。観覧偵察は同時に行ふべし。潜水艦を含む海軍艦船、飛行場、航空機、大砲、兵舎、兵營の數及び地點に關する情報を求む。操縦士には強固に防禦工事が施され、人員配置されてゐる島々につき警告されたし。撮影及び偵察は高高度にて遂行すべく、又附近を旋回又は停滯すべからず。最高高度及び速力を用ひオレンヂ航空機を避けよ。萬一航空機により攻撃を受けた場合は、自衛の爲にはその全能力を發揮すべく乗組員に指令せよ。二名の操縦士及び副操縦士はホノルル到着後注意事項を受ける爲キンメル海軍大將と會見するやう、指示すべし。葛一ウエー・キ、ヤルートとモレスビー間の距離が遠きにすぎぬなら、B-12四型航空機一機はウエー・キよりヤルートに飛びウエー・キに歸つて後、平常ルートに依りボナベを撮影しながらモレスビーを経てフイリツビンに飛行するやう指示せよ。トラック及びヤルート撮影の一日中の最適時刻を飛行士に知らせよ。フイリツビン到着後、撮つた寫真は悉く二枚づつ寫をマフカ・サ一陸軍大將、ハート海軍大將、キンメル海



摺護側文書一五〇〇一八一五

眞珠湾攻撃調査共同委員會證據文書第十七號
合衆國第七十九議會、第一期

證據文書第十七號

一九四一年（昭和十六年）十一月二十七日

安結ヲ見シテ終ルナラバ日本ハビルマールート、タ
イ國、馬來、蘭領東印度、フィリツビン、露領沿海州ヲ攻撃スルカモ知
レナイ。

ロシヤ軍ハ強大デアル爲日本ガ直チニ沿海州ヲ攻撃スル可能性ガアル
トハ殆ド思ハレナイ。最近ノ日本軍ノ行動ハステ南方ヘ向ツテ后々様
ニ思ハレル。
ルソンニ於ケル合衆國軍ノ與ヘル脅威ガ取り除カレル迄拂ハナケレバナ
ラナイ大キナ努力ヲ拂フコトハ馬來及ビ蘭領東印度ニ對スル直接的攻撃

辯護側文書一五〇〇一A-五

眞珠湾攻撃調査共同委員會證據文書第十七號
合衆國第七十九議會、第一期

證據文書第十七號

一九四一年（昭和十六年）十一月二十七日

大統領宛テ 覚書

主題

極東状勢

若シ現下ノ交渉ガ妥結ヲ見ヅシテ終ルナラバ日本ハビルマールト、タ
イ國、馬來、蘭領東印度、フィリツビン、露領沿海州ヲ攻撃スルカモ知
レナイ。

ロシヤ軍ハ強大デアル爲日本ガ直チニ沿海州ヲ攻撃スル可能性ガアル
トハ殆ド恩ハレナイ。最近ノ日本軍ノ行動ハスペテ南方ヘ向ツテ后々様
ニ思ハレル。
ルソニ於ケル合衆國軍ノ與ヘル脅威ガ取り除カレル迄滿ハナケレバナ
ラナイ大キナ努力ヲ拂フコトハ馬來及ビ蘭領東印度ニ對スル直接的攻撃

裏面白紙

ガ防止サレルコト、ナラウ。

ビルマールート或ハタイ國ヲ攻撃スル事ハ日本ニ對シテ他ニ學ゲラレタ
地點ヲ攻撃スルヨリモ六衝突ノ冒頭第一層小ナラシメル所ノ目標ヲ與ヘ
ソシテ主要列強ノ反對ガナケレバ、ソレハ明カニ日本トシテハ可能ナ範
圍内ニアル。

然シ乍ラビルマールートノ攻撃ハ因縁デアリ失敗スルカモ知レナイ。若シ
成功スレバ支那ノ國民政府ハ崩潰スルダラウ。

日本ハタイ國ヲ占領スル事ニ依ツテ、馬來或ハ蘭領東印度ニ對スル作戦
ノ豫備トシテ一つノ限ラレタ戰略上ノ利益ヲ獲得シ、又國內ノ政治的壓
迫ヲ除去シ、ソシテ稍々小度ニデハアルガ外部的ナ經濟的壓迫ヲ除去ス
ルカモ知レナイ。ビルマールート、タイ國或ハフィリピンノ何レニ對シテ

攻撃スルカ現在ノ所豫測出來ナイ。

合衆國ノ立場カラ、現在最モ肝心ナ事ハ時間ノ余裕ヲ得ルコトデアル

相當ノ海軍及ビ陸軍ノ増援部隊ガフイリビンへ急派サレタ。併シ欲シイ

ダケノ兵員ハ未だ到着シテキナイ。増援ノ處置ハ現在續ケラレテキル。

裏面白紙

目下直接的ニ大イニ心配シテキル事ニ現在グアム島附近ラニアル陸軍ノ輸送船團、及ビ丁度上海ヲ出港シツツアル海兵隊ノ輸送船團ノ安全ニ關シテデアル。合計二万一千名ノ地上部隊ガ一九四一年（昭和十六年）十二月八日迄ニ合衆國ヲ出港スル告ニナツテ居リ、此ノ増援部隊ガ戰^争開始前ニフィリピンニ到着スル事ガ大切デアル。

アメリカ側ニ於テ早急ニ軍事行動ヲ起スコトハ國策ニ反シナイ限り避けラルベキデアル。遍延ガ長ケレバ長イ程、全々海空軍基地トシテ此等ノ島々ヲ保持スル保證ガ確實ニナル。日本ガ台灣以南ニ於テ行動ヲ起ストイフ事ハ我々ガフィリピン群島ヲ確保シテキル限り難シイ事デアリ殆ド阻止狀態ニサレルデアラウ。對日戰爭ハシベリアヘノ我々ノ軍需品輸送ヲ遮断シナイ誤ハナクソシテ又支那援助ノ進行ニ支障ヲ來タスコトモ考ヘラレル。

經濟ニ於ケル合衆國、英國及ビオランダノ軍事當局者ハ相互ニ協議ノ結果、日本ガ合衆國及ビ英帝國聯邦ノ領土或ハ委任統治領或ハ蘭領東印度ヲ攻撃スルカ或ハ直接脅ヤカス場合、又万一日本ガ軍隊ヲ東經百度以

裏面白紙

西或ハ北^緯十度以南ノタイ國、或ハ「ボルトガル領チモール或ハニユーカレドニア」或ハロヤルティ^イ島ニ動カシメル様ナ場合ニノミ、對日共同軍事敵對行動ガトラレルベキデアルトイフ事ニ意見ガ一致シタ。

日本ガ雲南或ハタイ國迄手ヲ延バス事ハ或ル點ニ於テ有利ナコトデアル、トイフノハソノ焉ニ日本軍ノ兵力ガ一層分散シ、兵站線ガ長クナリ連結ニ一層ノ負擔ガカ、ル様ニナルカラデアル。

併シ乍ラ東經百度以西或ハ北^緯十度以南ヘノ日本ノ進出ハ直チニビルマ及ビシンガボールヲ脅ヤカス事ニナル。日本ガ此等ノ線ヲ超エテ進出シヨウト企圖シテキル事ガ明白ニナル迄、直チニ戰爭ニ導ク様ナ行動ハトラルベキデハナイ。

次ノ事ヲ勧告スル
フイリピン增援完結以前ニ於テ、若シ日本ガ上ニ略述セル様ナ合衆國、英國或ハオランダノ領土ヲ攻撃スルカ或ハ直接脅ヤカス様ナ事ガアルナラバ、ソノ場合ノミ日本ニ對シテ軍事敵對行動ガ考慮サレルベキ事。日本ガタイ國ニ侵入スル場合、日本ハ合衆國、英國及ビオランダ政府

裏面白紙

ニヨツテ、上述ノ線ヲ超エテ侵出スル事ハ戰争ヲ招來スルヤモ知レヌト
警告サレルベキ事。ソシテ此ノ警告ニ先立ツテハ如何ナル共同軍事抵抗
モ行ハレザル事。此ノ様ナ警告ヲ發スル事ニ對シテ英國及ビオランダノ
意見ガ完全ニ一致スル様ニ直チニ認可トラレルベキ事。

署名 デー・シー・マーシャル

署名 エッチ・アール・スターク

ニユ一六六六五四一一〇〇

(「眞珠灣攻撃」第十四部一〇八三頁)

辯證側文書第一五〇〇一三一四號

眞珠灣攻撃調査共同委員會議事錄

合衆國第七十九議會第一會期

ハロルド・アル・スターク提督の證言抜萃

一九四六年（昭和二十二年）一月二日（水曜日）

チエセル氏

貴官は貴官とマーシャル將軍の署名のある米大統領令十一月二十七日附共同勅書の起案及作成に參加したのでしたね。

スターク提督

さうですね。マーシャル將軍と私がその責任者でありました。

ゲナル氏

さうです。

D·F D o o n 1 5 0 0 J - 4
スターク提督 それは兩軍事計劃部に依り作成されました。

ゲナル氏 それはどう云ふ經緯で書かれたのですか云つて下さい。その

覺得なるものの書かれた理由の記述が尙少し不明瞭なのです。

裏面白紙

スターク提督

元々我々は時間の余裕が得たかったのです。私は極度に時間の余裕を望みました。マーシャルも矢張さうでした。其の點で我々は團結して居ました。之も多分陸軍がもつと正確な情報を貴君は提供出来ると思ひますか。私の記憶では十二月に二萬數千の軍隊の派遣がありましたが斐リツビンには多い兵力でありました。空軍の計劃には私の記憶では陸軍の約六〇〇機が含まれて居りました。それだけのものを現地に持出すことは我々にとつては大したことではありません。又アイリツビン義勇兵も訓練中でありました。

今迄持ち出されなかつた點だと思ひますが、私は六月だつたか七月だつたかハート提督にマニラ湾防備の爲フイリツビン群島に機雷を敷設することを命じたことを述べて構はないと思ひます。事態はきう云ふ作業を完了して置きいざと云ふ場合にあわてない様にする方がよいと云ふ風な處迄来てみると當時私は考へました。然しその第一の理由は時間の余裕を得ると云ふことであり、それが覺書で強調した訳であります。

裏面白紙

デエセル氏

云い換れば貴官の爲して居たことと云ふのは日本の行動に對して貴官
が我國は何か手を打たねばならぬと感じる様になるまで日本の活動をど
こ迄達支得られるかを力説して居たわけです。(一五八三六)

スマーラ提督

さうであります

八真義河攻撃

第五卷 一一九二頁)

D e f D o n o - 1 5 0 0 J - 4

辯護書文書第一五〇〇一九一一二

アメリカ合衆國第七十九議會第一會期に於ける眞珠灣攻撃調査共同委員會の證據書類第三十二號からの抜萃

證據書類第三十二號

昭和十六年七月八日から九月七日迄の間に於ける眞珠灣、ハワイ間の通信

ハ 昭和十六年十一月二十七日マーシャルより西部防衛管區へ題目
警告

昭和十六年十一月二十七日

カリフォルニヤ、サンフランシスコ、夏威夷

西部防衛管區

司令官

日本との交渉は實際終了したよう見えるが、たゞ日本政府が再び交渉繼續を申出る可能性がわづかに想つてゐる。日本が今後如何なる行動を取るか、日本は何時新對行動に出るかも知

辨識文書第一五〇〇一〇一二

アメリカ合衆國第七十九議會第一會期に於ける眞珠灣攻撃事件共同委員會の證據書類第三十二號からの抜萃

證據書類第三十二號

昭和十六年七月八日から九月七日迄の間に於ける陸軍省、ハワイ間の通信

ハ 昭和十六年十一月二十七日マーシャルより西部防衛管区へ題目

報告

昭和十六年十一月二十七日

カリフォルニヤ、サンフランシスコ、マニラ

西部防衛管区

司令官

日本との交渉は實際終了したように見えるが、たゞ日本政府が再び交渉繼續を申出る可能性がわづかに想つてゐる。日本が今後如何なる行動に出るかは豫測し難いことだが、日本は何時、何行動に出るかも知

れないのである。若し戦闘を回避することが出来ないとすれば、日本がまづ第一にはつきりした行動をとることをアメリカは希望してゐる。

相しこの方針を余り段階に解し、却つて貴下の擔當する防衛を危ふからしめるほど貴下の行動を限局することは望ましくない。

日本が敵対行動に出る前に貴下が必要であると思惟される偵察その他の處置を講ずべきである。相しこれらの處置を実施するに當つては一般人民を驚愕させたり攻撃企図を暴露したりすることのないように努めなくてはならぬ。處置をとつた場合は報告されたし。アメリカに於ける破壊的行動に就ての別箇の通信を目下 1-2 第九軍司令管區に送付中である。萬一戦闘が開始された時に、レインボー・ファイブで勅嘗に屬する情報は出来るだけ少許の権限な地位にある將校だけに知られるに止められたし。

マーシャル

C-109 E-2861

Def. Doc. No. 1500-0-2

22

無證聞文書第一五〇〇一〇一二

アメリカ合衆国第七十九回會議第一会期に於ける眞珠湾攻撃調査共同委員會の證據書類第3十二號からの抜粋

證據書類第三十二號

マーチャード（ノル）
スコット・チャーチ（アーヴィング）
（マサチューセツ）

日から九月七日迄の間に於ける陸軍省、

十七日 マーシャルよりショートへ

七祕密
通日...・...・警告

昭和十六年十一月二十七日

司令官

第四百七十二號

T. H. フォート・シャフター・ハワイ總

日本との交渉は實際終了したように見えるが、たゞ日本政府が再び交渉
繼續を申出る可能性がわづかにほつてゐる。日本が今後何をする行動に

C-109. E-2861

Def. Doc. No. 1500-0-2

無題國文書第一五〇〇一〇一二

アメリカ合衆國憲七十九歲宣第一〇二期に於ける眞珠湾攻撃
調査共同委員會の證據書類第3十二號からの抜粋

證據書類第3十二號

昭和十六年七月八日から九月七日迄の間に於ける陸軍省、
ハワイの通信

七月十六年十一月二十七日 マーシャルよりショートへ
返事。・・・・報告

七
祕
密

昭和十六年十一月二十七日

司令官

第四百七十二號

ト・H・フォート・シャフナー・ハワイ

日本との交渉は實際終了したように見えるが、たゞ日本政府が再び交渉
權限を申出る可能性がわづかにまつてゐる。日本が今後何等の行動に

出るかは譲りたくないことが、日本は可時機動行動に出るかも知れないのである。若し敵國を回避するとか出来ないとするならば、日本がまず第一にはつまりした行動をとることを「アメリカ」は希望してゐる。但しこの方針を余りに説話にして貰下の譲答する防衛を危ふからしめる所ど行動を取らることは諒ましくない。

日本が攻撃行動に出る前に發下が必要であると懸念され候察其の邊の位置を講ずべきである。

但しこれらの説話を實施するに當つては一般人民を驚愕させたり或は企圖を暴きしたりすることのないようにならなくてはならぬ。威權をとつた場合は報告されたし。高一戰闘が開始されたとき、レンボーファイブで捕獲された日本に於ける範囲内の我が軍下は執行され度い。この辺に於する説話は出来スがけ少々の誤要だ地位にある将校だけに知らせろに止められたし。

マーシャル

陸軍省通信本部

該艦艇電報を左記に送付せられをし。

・Z・クリアリ・高見、カリビアン防護雷撃。

司令官
眞珠湾攻撃總指揮官

22-8-15 (3.1) 5/

辨
一郎

辯護調査證第一回〇一マ一二號

野村發東郊宛一九四一年十一月二十七日第一二〇號

E 2968
貴賈第八四二號ニ關シ

米側ニ於テヘ豫テヨリノ主張並ニ我方ノ要求ニ依リ關係タル蘭トモ協議中
ナル折柄本月二十四日「ホワイト・ハウス」發表ノ如ク不國ハ在英國ノ蘭政
府ト協定メ上級領「ギアナ」保護進駐ヲ斷行シタルカ右更表ニ明記セル如ク
同進駐ハ米國國防資源トシテ必要ナル「アルミニューム」確保ヲ主眼トシ而
モ平常時ナラハ蘭國政府ガ蘭印ノ兵力ヲ派遣スヘキ答ナルモ西南太平洋ニ於
ケル現在ノ情勢ノ下ニ之ヲ行フヲ得サルヲ以テ米國陸軍ヲ以テ同地ノ「アル
ミニユーム」鑛山ヲ保護スルモノニシテ同時ニ蘭政府ノ招請ニ依リ伯利西爾
モ之ニ參加セル次第ヲ因カニシ居ルニ鑑ミ又發ニ蘭國外招ガ蘭印訪問ノ途次
當迄ニ立寄リ米國政府當局ト協議セル以來米ノ對蘭印軍需品ノ供給及技師ノ
情勢如何ニ依リテハ英米カ前記米伯ノ蘭領「ギアナ」進駐ノ如ク、蘭印ニ於
ケル護謨、錫等ノ國防資源確保ヲ名トシテ之カ保護進駐ノ手段ニ當ツルコト

アリ得ヘキヲ考慮ニ入レ置クノ要アル次第ニシテ往電一一八〇號ニ此ノ事ニ
言及セルモ右ノ趣旨ニ他ラズ (了)

合衆国文書 第一五〇〇號 1-Q-1-2

合衆国議會 第七九議會第一期

真珠灣攻撃聯合調查委員會證據彙編 第三二號

證據彙編 第三二號

月八日

臨宣省ハワイ因住行文書

月七日

件名、警告事項

内要急

一九四一年十一月二十七日發

此島マニラ、末回氣流司令官宛

對日交涉ハ日本政府ノ再開繼續希致ニ一端ノヨウ有スルノミニシテ言及
的結着ヲ得ルハ無誤的ト見ラル（諺話）日本ノ將來ノ行動ハ予測シザル
モ故對行爲ハ隨時發生ノオソレアリ（諺話）敵動行爲ガ若シ達ケラレザル

海軍文書 第一五〇〇號-1-Q-1-2

合衆国議會 第七九議會第一期

真珠湾攻撃聯合調査委員會證據等類 第三二封款草

證據書類 第三二號

一九四一年 自七月八日至九月七日 聞言者ハワイ國在住又

四一九四一年十一月二十七日 マーシャル發マツクアーサー宛

件名 警告事項

(四) 賈無

一九四一年十一月二十七日 稽

此島マニラ、末白板直率司令官宛

對日交渉ハ日本政府ノ再開繼續希望ニ一意ノコト存スルノミニシテ貿易的結着ヲ謀ルハ勿論的ト見ラル（請點）日本ノ將來ノ行動ハ予測シ難ザルモ故對行爲ハ既往發生ノオソレアリ（請點）敵對行爲ガ若シ恐ケラレザル

(再ビ若シ達ケラザル一モノナラバ合衆国政府ハ日本ガ先ニ明瞭ナル行爲ニ出ズルヲ希望シアリヘ讀點一右政策ハ費官ニ對シフイリツビンノ防長ヲ危カラシムルニ至ルマデ如何ナル行動ヲモ禁ズルモノト解セラルベカラズ
(再解セラルベカラズ一) (讀點一) 日本ガ敵對行動ニ出ズルニ先ンジ、所員ノ偵察及其ノ他ノ處置ヲナスベシ (讀點一) (右) 費官ノ諭ジタル處置ニツキ (讀點一) 敵對行爲開始ノ際ハブリリトン時往ニ依リ費官ニ送達セラレタル改正假想計畫第五ニ定メラレタル任務ヲ行フベシ (讀點一)
海軍作戰司令モ同意見、
ハートニ連絡スペシ

秘

マー・シャル

E 2865

Def. Doc. No. 1500 U-4

一九四一年（昭和十六年）十一月二十七日午前九時三十分
頃、長官ハ便者テ以テ私ヲ呼ビマシタ。ブライアン六時半同
席シマシタ。乗合ハ即西ナル電車メツセーデテマツクアーリー

（W.B.S 手稿）

○監次長室へ

△鶴見長宛宛

主題 汽車信號

證言「文書一五〇〇號 u . . . 国

アメリカ合衆国一九四一年九月、長官長官の共同

ヘリコpter（ヘリコpter）

ヨーロッパにて

（ヨーロッパにて）

ヘリコpter（ヘリコpter）

ヨーロッパにて

ヘリコpter（ヘリコpter）

ヨーロッпаにて

ヘリコpter（ヘリコpter）

三日十一号（昭和十六年）十一月二十七日
一年（昭和十六年）十一月二十八日

原 本 不 明 瞬

文書一五〇〇號 u ノ四

アメリカ合衆國一九〇九年一月、政府の政事実行

秘密議會委員會十五號

西十三號

十九三〇年十一月（昭和十六年）十一月二十九日

（新編記録）十九三〇年十一月（昭和十六年）十一月二十八日

總理長官へ

（W B S 手稿）

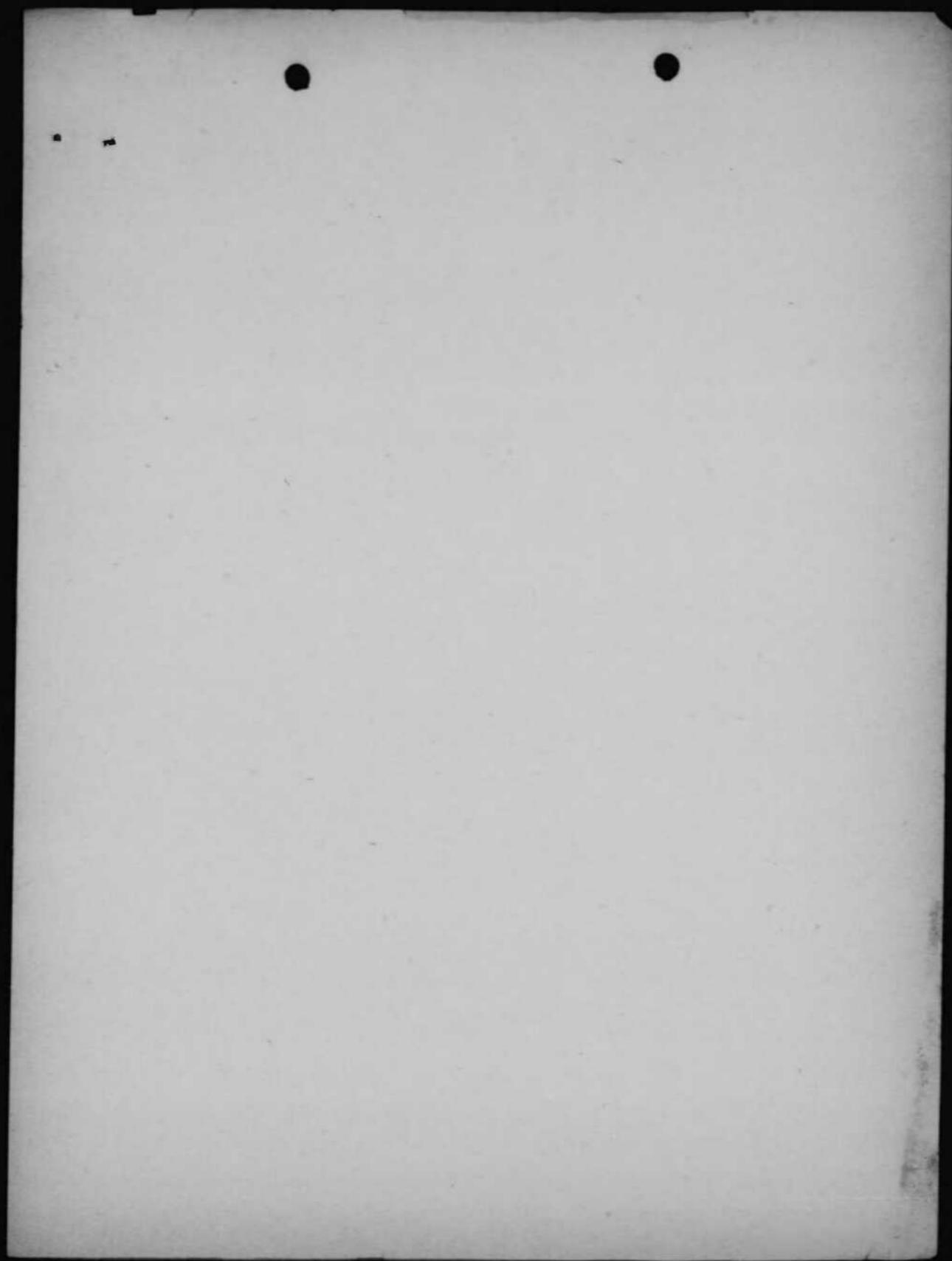
○日本大臣總理

○總理長官總理

主題 電報音勢

一九〇九年十一月（昭和十六年）十一月二十七日午前九時三十分
總理長官總理ハ使者ヲ以テ法ヲ呼ビマシタ。ブライデン大臣セ同
席シマシタ。是ハ即西ナルニシテツヒーデスマツタアトサ

Def. Doc. No. 1500 U-4



原本不明瞭

裏面白細

二

Def. Doc. No. 1500 U-4

大將ニ貴シテ後セラレタル方丈以四アル機密ガナリタルカテ承
知シテ後セライトサレマシタ。私ハ于一月二十日受達ノ難處
に共聞メツセーデノ事テ手はシズニ以下ガ共聞事部員会ニ於テ參
照セラレマシタメツヒーク本末ノ事テ是宣ノヨリニ入レマシタ。
長官ガ私ニ向ツテ車サレルニハ守田大輔氏トハル氏トニ記載テ書
ケテ是イダトハル氏ト記載ナルニハ皆長ハジツタガ再開ノ可能性
ハ先づナイト見ラレルト大輔氏ハアリツビンニ向ケテ成メ
ツヒークテ後シテ教シイトノコトアリマシタノデ、私ハスタ
ク大將ト相談ノ上造作ナル記文テ作成シマスト申シテ候キマシ
タ。

同旨ノ正午近クニ私ハ是事長官は共長官スターク提督三氏ノ會議
ノ席ニ加ハリマシタ。議上デハ是事各司令官反ビセイヤー氏竜
ノメツヒークデニ同シ議々行はレ、マツクアーテー大將トバ
ート大將竜ノ共長メツセーデヘヨ兩隨一ガ自換サレマシタ。各長
官ハ大統領ノタタニ作成ヨト天下反ビスターク大將カラ指図ノ

原 本 不 明 瞳

裏 面 白 紹

アリマシタ余ホテ語ニナツテキマシタ余翁ニルキ夫々經通報告ヲ受ケマシタ。此長官ハ、コノ言ガ大統領が日本ニ賜シテ會議ノ再開始テ要請スルヤウニトノ前宣傳云株ニ議題寺レル恐レハナイト云アコトテカニシテはキディト申チレマシタ。コノ語ニカキマシテハ長官ハ候選テ得マシタ。夫レデ晉身ハ候選情ニ西長官ニ御見ニ候ケルコトニ決メマシジ。

三 メツセーデモ晉身モ同僚共謀ニ支官ノ物語ニ入レマシタ。免職ノ申テ一寸最良シテハドウカト支官ガ長官ナチレタ旨所ガ致所アリマシタ。夫レデ主事テ受ケマシタ通り要請テ歎シマシタ。(略)

(略) おのれは長官に連絡取時 ニル・タイ・ジロ

同書卷二通

○千九百四十一(昭和十六年)十一月二十七日
大藏省宛元書

原 本 不 明 瞭

裏 面 白 紙

○ 甲 九 三 二 十 一 年 (明 和 十 六 年) 十 一 月 二 十 七 日

T
A
G

定 光 敬

(『 藩 総 政 』 一 卷十五 千 四 百 七十一 頁)

辯護側書類一五〇〇一丁一三號

真珠灣攻撃調査ニ關スル共同委員會

書證第三七號ヨリノ抜率1本第79回會

第一期

ル主要書證

月二十七日附、海軍作戰部、關係行動者、海軍
揮官、第十四、十六司令官、太平洋方面司令長

官、太平洋艦隊司令長官宛

(三五)極秘

一九四一年十一月二十七日附

發信者 海軍作戰部

關係行動者海軍沿岸警備隊主指揮官、第十四、十六司令官、太平
洋方面司令長官、大西洋艦隊司令長官

裏面白紙

辯護側書類一五〇〇一丁一三號

眞珠灣攻撃調査ニ關スル共同委員會

書證第三七號ヨリノ拔萃1本異議七十九國會

第一期

書證第三七號

發信電報ニ關スル主要書證

(三五) 一九四一年十一月二十七日附、海軍作戰部、關係行動者、海軍沿岸警備隊全指揮官、第十四、十六司令官、太平洋方面司令長官、太西洋艦隊司令長官宛

(三五) 欄 送

一九四一年十一月二十七日附

發信者 海軍作戰部

關係行動者 海軍沿岸警備隊全指揮官、第十四、十六司令官、太平洋方面司令長官、太西洋艦隊司令長官

裏面白紙

情報通告先 大西洋方面司令官(CINCLAD WEST)

二七一五一九

現行又ハソノ改定商船用暗號ノ解讀ノ危險性アルニ鑑ミ、漸船ノ航路
指定ニ際シテハ祕匿位置ノ使用ヲ可及的遠カニ圖始シ、諸船長ニ對シ
テハ其ノ使用ニ關スル指示事項ヲ通達スル意図デアル。斯カル措置ニ
ヨリ我方諸船ノ位置ヲ樞轉測ニ參照スルコトナク、索制行動ニ關ス
ル諸指令ヲ通達シ得ルカラデアル。

(「眞珠灣攻撃」第十四卷 一四〇六頁)

22-8-13. 3

Def. Doc. # 1500-V 3

新嘉坡專署一五〇〇一五 一三

集郵委員會第七期ヨリ該卷之郵票共十枚
新嘉坡專署一米五仙第十九圖會整

新嘉坡三七號

發售價銀二仙スル

王國發

(三七) 一九四一年十一月二十七日新嘉坡總部、新嘉坡行動者、第一

十三、第十五司令處、新嘉坡工廠、ガム及サモア各長官

(三七) 頒發

一九四一年十一月廿七日附

發售者、新嘉坡郵政部

新嘉坡行動者 第一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十五各司令部
新嘉坡郵政局長、ガム及サモア長官

新嘉坡郵政局先

二七二三三八

(郵 種)

222-1

22-8-13 32

Def. Doc. # 1500-U 5

二七二三三七

本件は競争情報を見出さるべキモノデアル。

番號 情書第 一五〇〇一〇一三

眞珠湾攻撃調査ニ付スル共同委員會製作

空襲第三十七機ヨリノ被弾一米國第七九艦隊、第一雷擊

空襲 第三十七號

空襲證明ニ附スル主要證體

(三六) 一九四一年十一月二十七日附海軍作戦部、警備行動者

軍令部幹部者 太西洋艦隊司令官、太平洋方面司令官宛

(三六) 情報通告先

太西洋方面司令長官 CINCPAC

海軍作戦部 22-8-13 V.O.

-1-

Def. Doc. # 1500-V 5

各司公官ハ
空襲行動及「サボダージ」の行爲ニ備ヘテ又「オレンジ」作戦大ノ
危險極大ニシテ適切ナル安全措置ヲ講ズベシ。専外ヘノ空襲ヲ避
ケヨ。

222-2

-2-

223

太平洋狀勢ノ安定期ラ企圖セル對日交渉ハ終焉ヲ告ゲ、今後數日内ニ日本ハ何ラカノ長期的行動ニ多ルモノト認認サレル。日本軍ノ兵力及ビ備、並ビニ艦載機動部隊ノ編成ヨリ見レバ、フイリツビン、モニ又ハクラ半島、京ハヨラクボル不オニ歟スル海陸空ヨリスル攻略ガ予期サレル。日本西六島ニ示セル作戦遂成ニ備ヘ邁動ナル防禦配備ヲ實現セヨ。本區並ビニ始參局ニモ右ノ旨通報セヨ。始參局ヨリモ同様ノ通報ヲ發令サレツマアリ。ハ委員會ニモ通報セヨ。大體方面、並ビニガム、サモアニ對シテハ急速ニ歛スル力全ノ指置ヲ執ルベキ旨發令シタ。



裏面白紙

英語翻文稿第1500號 R-12

合衆國議會第七九議會第一期

琉球島攻撃聯合調查委員會報告書第三二號

證據卷第32號

一九四一年自七月八日至九月七日駐軍于ハワイ回往復文書

(十) 一九四一年十一月二七日 G-12號ハワイ G-12 完

缺名 G-12 警告事項

(十一) 惡

P-12 war we pretty

ワシントン・D.C. 一九四一年十一月二七日

G-12 ハワイ戻 ハワイ、シャフター要空

四七三一二七日

對日交涉ハ事実上西郷セリ(トメ) 被動行爲開始セラルベシ(トメ)
破壊的行動警戒セラル(トメ) 司令長官及參謀長ニノミ知ラセヨ
マイルズ

「軍事攻撃」第十四卷 一三二九頁

口バート禁賈會報告

Published by:
Japanese Section Language Branch

珠河修二
口バート禁賈會報告
（一頁）

拔萃

華盛頓一九四二年一月二十三日

自賈價

大統領閣下

一九四一年十二月十八日付大統領令ニ依リ委員ニ任命せ
ガ委員四ノ任務ニ就キ次ノ如ク規定セリ。

（四頁拔萃）

合衆國ノ對太平洋問題政策方針外國ノ政策ト相當レザリシコトハ此ニ屬
知ノトコロナリ。是等國家間ノ政策ガ一致スルニ特レバ太平洋ニ於テ
戰爭ノ開闘シ候ラザリシコト亦合衆國務省陸軍省及ビ海軍省ノ意知シ
タルトコロナリ

口バート委員會報告

眞理修編二月スル口バート委員會報告抜粋(一頁)

抜粋

議院 儀 一九〇二年一月二十三日

白聖信

大統領閣下

閣下 下付候ハ一九〇一年十二月十八日付大統領令ニ依リ委員二任命書
ヲレカリ。今ハ我が委員四ノ任務ニ就キ次ノ如ク規定セリ。

第三 (四頁抜粋)

合衆ノ時太平洋問題ノ政界方當外國ノ政黨ト相應シヤリシコトハ既ニ周
知ノトコトアリ。長年觀察問題ノ政黨ガ一派スルニシテハ太平洋ニ於テ
西争ノ因縁シ無ラシヤリシコト亦合衆國務省監察官及ビネン省ノ認知シ
タルトコロナリ

十一月二十七日付陸軍ノ照会（九真放擧）

布署 球地幹指揮官ハ米日外交交渉ガ十月ヨリ十一月ニ亘り引續キ行ハレ
タルヲ心配ヘ居リ其ノ後ノ發展ニツキヲ待機シテアリヤリ。
一九四一年十一月二十七日陸軍參謀總長ハ布署軍管區司令官ニ日本トノ
交渉ハ打切ラルモノ、如ク、續行ノ見込舊メテ甚少アルコト、日本ノ行
動ハ侵襲スペカラザルコト、日本側ヨリノ警聞開始ハ何時イカナル時ニ
モ起リ乍ルコト戰争不可避ノ場合、合衆國ノ先ソシテ聯軍ノ行動ニ出テ
ゲルヲ希望スルコト並ニ軍管區司令官ハ其ノ防備ヲ危殆ニ瀕セシムル力
如ク如何ナル方針ニモ拘束セラル、モノニ非ザルコトヲ錯認セリ。
敵通告ハ敵對行動ニ始以前ト雖モ司令官ノ必要ナリト體ムル情報又ハ其
他ノ方策ヲ講バベキコト、但シコレガ實行ニ當リテハ一般民衆ヲ脅カシ
若クハ其ノ戰闘ヲ蒙受スルコトナキ様行ハルベキコトヲ命令セリ。又軍
區司令官ハ右通告内容ノ傳達ヲ最小限度ノ必要儘クベカラザル將設ニ
限定スルコトヲ命ぜラレ、併セテ司令官ノ實行をル基體ニ就テ參謀總長
ニ報告スベキ命令セラレタリ。

本通告ノ要領ハ軍管區司令官ヨリ太平洋艦隊司令長官ニ通告セラレタリ。

同日（一九四一年十一月二十七日）海軍作戰部長ハ布呂軍管區司令官麾下ノ情報官ニ通告ヲ發シ、日本トノ交渉ハ殆ド打切ラレタルコト、其ノ結果トシニ戰闘行爲發生ノ可能性アリコト並ニ勝中破壊的行動ノ予測セラルベキ司令官及參謀長ニ傳達スハ命令ジタリ。

同日（一九四一年十一月二十七日）海軍作戰部長ハ太平洋艦隊司令長官ニ通告ヲ發シ、本通告ハ實質上戰爭予告ト見做サルベキコト、太平洋情勢ノ安定期間サントシテ努力ヲ拂ヒタル時日交渉ハ端ニ打切ラレタルコト、日六ハ數日内ニ攻撃的行動ニ當サルモノト期待セラルコト、比律賓ノ東、若クハ「クラブ」半島或ヘ又「バルボガ」に沿岸ヨリ同時ニ作戰準備ノ行ハリベキコト日本軍隊ノ兵力及機械並ニ海軍船員部隊ノ編成ニ致り覽知セラルベキヲ傳達セリ。

右通告ハ師團二旅團任務遂行ノ準備トシテ防衛展開ヲ施スベキコトヲ命ジタリ。本通告ハ又「ダム」「サム」及大型船隻ニ於テハ、サボタージュ等ノ通常サル旗幟ヲ施スバク命セラレタルコト並ニ同様警告

ガ監督省ヨリモ發セラレ、アル旨地べ、受信者ハ東ニ海軍監督及陸軍
監督ニ通セスベキコトヲ命ジタリ。依テ艦隊司令長官ハ此通告要旨ヲ布
達、軍管區司令官ニ通セサリ。

(十四頁接續)

十一月二十七日付通告按手後次ノ如キ行動探ラレタリ。

布達軍管區司令官ハ警報係一號ヘ次項ヲ見ヨ)チ十一月二十七日發令シ
右ハ十二月七日拂曉實施セラレタリ。同時ニ司令官ハ毎ヨ午前四時ヨ
リ午前七時マテ空襲警報相ノ活動ヲ命ジタリ。第十回海軍區司令官ハ根
據尼泊爾官ノ本拠ニ於テ全島巡邏經度漫遊ヲ召集シ河岸カノ事務發
生ノ懸念アルヨト此ニ全島警戒態勢ニ入ルベキ事ヲ通告セリ。

艦隊司令長官ハ前輪島ヲ布達群島南方及西方ニ擴充強化ノ目的ヲ以テ、
其ノ間隙中ノ一視テ或ル位儀ニ配備シ、又「寸アフ」周邊ノ作戰地域
内ニ日本海水體ヲ掌握シタル時ハ之ヲ攻撃スペシト命令セリ。如新命令
ハ海軍省ノ司令長官ニ與ヘタル權限ヲニエカル事ノナリ。

(二一頁抜粋)

「オアフ」島攻撃中、合衆國軍艦「アンタレス」號ハ午前六時三十分、真珠灣外禁止區域ニ於テ奇怪ナル物体ヲ望見セリ。此ノ物体ハ小型潜水艦ナリシガ、海軍省戒撃及合衆國軍艦「ウオード」號ハ午前六時三十三分ヨリ六時四十五分ニ至ハ爾、共同之ヲ攻撃、擊沈セリ。

此ノ報聞報告ハ午前七時十二分「ウオード」號ヨリ海軍機械地監視官ノ呼ニ通達セラレ、監視官ハ是ヲ參謀長ニ通告セリ。出動態勢ニアリタル一羅艦艇ハ直ニ之ガ調査ノ爲メ派遣セラレタルガ、此ノ報告ニ基キテ何等警戒令は發令セラレタルコトナカリキ。

(二五頁抜粋)

此ノ信念（日本ニ如斯製造ヲ行フ私思ナシトノ）ハ攻撃ニ先立々復過間前ニ警戒命令ヲ附ノタル通牒ヲ以テ兩司令官ノ姓モヲ喚起セラレタルニ拘らず依然持續セラレタリ。既二十月十六日ノ早期ニ於テ兩司令官ハ日本ガ合衆國領土ニ攻撃ヲ加フベキ可能性アルコトヲ警告セラレ、本

憲政圖書

通告ニ従シ備防手段ヲ講じ準備的處置ヲ操ルベキコトヲ命ぜラレ居リク
リ。十一月二十日ニハ現知西ヤ海官ニ一ノ警報及宣大ナル警告的通
牒ガ届ケラレタリ。更ニ十一月二十七日ニ及ビテハ各駆逐艦指揮官ニ特
シテ戰爭ノ一觸即發ノ危機ニアルサ待告セラレタリ。此ノ警告ハ戰爭ノ
動向ヲ示唆スルモノ以外ノ何物モナカリシアリ。

翻譯原文書 一五〇〇一 v. 二

合衆国第七十九議會 第一會期

眞珠灣攻撃共同調査委員會原文書第322號

翻譯原文書 第三十二號

陸軍省布 開通報、自一九四一年（昭和十六年）七月八日より
至 九月七日

（十五） 一九四一年（昭和十六年）十一月二十八日西郷防衛管區ヨリ
マーシャル宛、主刀ロマーシャル等書ニ對スル返信

（十五） 略

受信 一九四一年（昭和十六年）十一月二十八日 午后十一時十八分

自 カリフォルニア州、サンフランシスコ西部防衛管區要塞地図司令部
宛 ホーリー・シード・マーシャル元帥
十一月二十八日

十一月二十七日ノ鹿島無事ニヨリ採ラレタル以下略
費官無事ハ A D O 、 第二空軍・第四空軍・第九空軍 A D 、 太平洋沿岸軍城
形要區、第十九軍團各司令官、並第十一、第十二及ビ第十五海軍總隊
各指揮官察知候セリ。

全艦口ヲ扼スル時、ハ引継キ人員ヲ起セリ。各船ノ防護ニ一砲兵中隊ヲ參
テ引導キ被成中。サボターデュ莫ノ船敵襲行動ニ對スル防護ヘ弱化サレタリ。
歩兵六大隊及々所連ノ自動車輸送ハ C G H C A 舟第十九軍團各司令官一ガレ
イシボ一五、虹橋五一下ニ於ケル其ノ使命ヲ終行スペク直チニ利用シタル
機、待機シアリ。軍艦巡邏及ビ海軍總隊司令官トノ接觸ハ間接ナク保持セラレ、
全軍勢力ハ保證ニキル。P G P (太平洋沿岸軍城) 形要區及ビ制海形要
區、候ハレインシンボ。五之ヲ事實上完了シ、危険地帯ノ防衛交換ノ端メ所
又一中隊ハエンデエル鳥飼留外人ノ為メ C G N C A (第十九軍團各司令官)
ニ配備セラレタリ。ヘビノ報告ニ開港シ W P L 五二ヲ經シ太平洋沿岸及ビ
日本船舶ヲ含ムベキコトヲ、又ソレニ付小官ノ採リタル通牒ノ所取ヲ於ベ

タル十一月二十五日 C G H C E Q (該司令官) 、第小官ノ無事ヲ詔アリタシ
W L P 五二又ハレインボ一五ノ軍艦段階ノ實施ニハ空軍並ニ陸軍部隊ノ
參加ヲ見ルベキニ付、P G F (太平洋沿岸軍城) ノ防衛ヘ一五 A 一ニ於ケル
空軍作戦ヲ指揮スベキ機関ヲ小官ニ與ヘラルカ又ハ空軍ノ行動ヲ示スベ
キ指令が發セラレ、且ツ小官ニ斯ル指令ノ寫ヲ送達サレンコトヲ力説スルモ
ノナリ。週帝ナク入手セラルベキ軍需品及ビ追回、爆破機ノ甚ダシキ不足ナ
キ限り、一度敵對行動開始セラレンカ本管轄ハ日本ニ制スル限りレインボ
五ニヨヌ制當アラレタル任務ヲ遂行スベク今ヤ英ノ準備代リ。

デウキット指揮官



22-8-13. (4)

Def Doc No. 1500 U-2

翻訳文書一五〇〇一U-12

合衆国議会議事録第一回期
眞珠島攻撃調査委員会証言文書三十三号ヨリノ抄本
略語文書三十二號

陸軍省空同通報、自一九四一年（昭和十六年）七月八日至九月七日
(十四)一九四一年(昭和十六年)十一月二十八日 アーノルドヨリ 布味空襲犯
主犯——サボタードユ

(十四) 誓

證言書四八四、十一月二十八日

優先級並

布味領土シアフター要塞、ハワイ部司令官宛

布味空襲司令官へ達ス。要領次ノ如キ指命テ貴官統領並ニ指揮下ノ
全官衛及び部隊ニ及セラレ度シ、即チ證言旨ノ調査責任ノアリ内ニ

於ケル破壊的行動ニ對シ（第三節中部 5.8.30 - 四五參照）且下ノ
危険ナル状態ハ凡ユル豫防策ヲ直テニ講ズルテ要ス。且ツ又以下ノ
諸項ニ詰フル端メ必要ナル凡ユル附加的要領ガ實ニヨリ即刻着手
セラルルヲ要ス、即チ破壊的宣傳ニ對シ貴官ノ人員ヲ防衛スルコト
簡潔ニシテシ凡ユル活動ヲ防護スルコト、及び貴官ノ施設、財産及び
宣傳等ノサボターデユニ對スル防衛、凡ユル非合法的手段ハ之ヲ記
メザルコトハ様巡シ述べズ。不必要ナル旨教ト宣傳ヲ無ケ豫防策ハ
保安ニ誤クベカラザルモノミニ決定サルベシ。（尚本年十二月五
日又ハソレ以前ニ陸軍空軍長官宛貢ガ是等命令ニ添サキ着手ナレ
タル凡ユル處置ニツキ報告アリ度ン）

署名アーノルド。アダムス

A.F. 第四六一號
秘

—「眞珠灣攻撃」第十四卷 一三三〇頁—

1942-8-13 5(6)

郵政便の證第 一五〇〇一〇一2 番

第七十九回米日親會、第一回日美邊政問題大共開委員会の開催
第三十二號拔革

郵政便の證第 三十二號

一九四一年七月八日より九月七日までの神戸省及ハワイ間の郵信、
(十一)一九四一年十一月二十八日、マッカーサー、マーシャル宛

目次マーシャル報告に対する回答。

(十一)一九四一年十一月二十八日午前四時五十三分

比島、ミニラ

ジョージ・C・マーシャル大將宛

100四號十一月二十八日

貴下の無電信六二四號による訓令に従き、並の偵察は行かと連絡し
て機械、強化された。地上に於ける安全保障対策は既に講ぜられた。
當作の地域の現在の警戒情勢の許す範囲内に於て、防衛完遂の準備は

直轄整つた。院、院の臣には異窓を、連格及格同、並に御篤を「係
が存在してゐる。

秘

マツカトサト

(『珠門攻』第十四卷(一三二九頁)

(和文訳本第一五〇〇一一二號)

第七十九回 桃太郎が一回桃山城攻撃を決意するの段落を第322

話題

新編夷語三十二章

一九四一年七月八日より八月七日までの佐賀島及ハワイ州の旅船

(十三) 一九四一年九月二十八日函館、白浜、ショート港、魚木の舟

(十三) 城崎、新潟

一一 設備を改め 一八九三年九月元夜

リシントンヨリ 一九四一年十一月二十八日午後八時半丁二分半

ハワイ船、シャフター号 内ハワイ深海

二十ノ P 4倍八速四十二分速過した滑行に依り彼等の活動に備えて見ゆる

二重頭の潜水艇をす氣の説亞洲近海内で直ちに行ざる必ずある。(二〇)

三〇乃至四五中の前二節参照

芦守の建造物、通航の休憩、医療對策、警備的宣傳に付する貴種の機

の安寧及び全効能所的の保証を期する爲めに忠厚な凡ての追加的措置を即

されると考へむ。又右は如何なる場合の約言をとつてもよ
いといふ意味ではあらず。専ら空氣は安至保寧にあり、くべからざるもの
で張り、不必至な宣稱、警告を述べべきである。

通報も猶遠々らしめる所、同文の通報を全般送局宛に終了したが右は現在の

アダムス

(終)

（「通報」第十四卷第1310頁）

E 2864
C-119
REF. NO. I500-w-3

筋筋

護國文書一五〇〇一w-3

十七年九月總會第一會議

委員會書記官三十七號

221-ヤー-13(1)

午前四時半から六時半

(大正九年十月)

七號

審議としての憲文集

一三八、一九四一年一月二十八日海軍作戰部長宛

極秘

一三八、

極秘

237-1.

高橋

謹啓文書一五〇〇一w-3

萬七十九米總務會第一金期

軍事調査聯合委員會委員會書面萬一千七百份起

會議第三十七號

並發佈之謹文集

二三八

一九四一年一月十六日、十一月二十八日海軍作戰部長宛

二三八

極秘

一九四一年一月十六日、十一月八日

發信：海軍作戰部長

行動：O O M P N N O P C O M P S N G F

情報：O I N G P A G C O M P N C F

二九〇

一一〇

237-1.

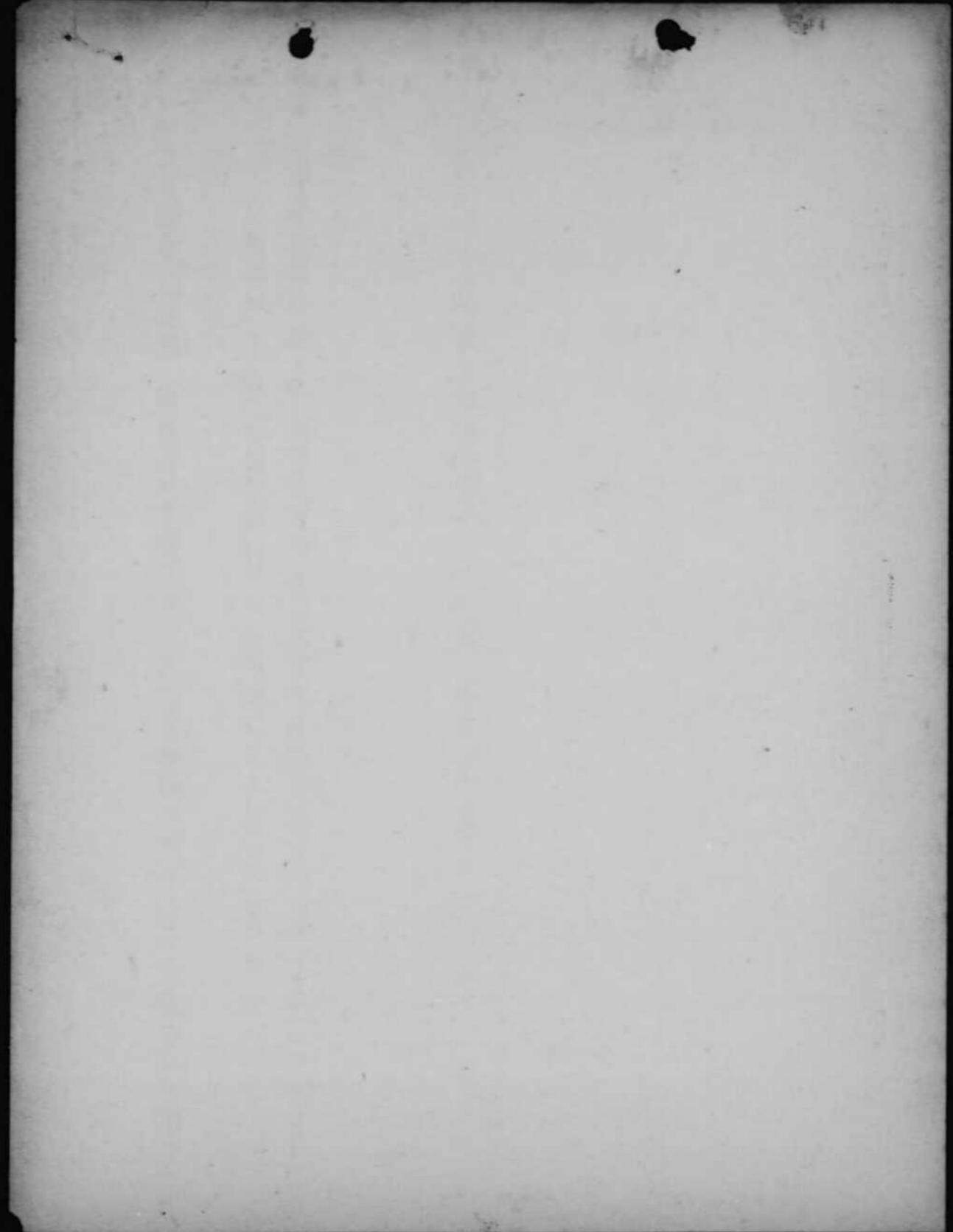
E 2864
C-119
DLF. LOC. No. I500-w-3

三が二七二三三八參照されたし、

陸軍は左の通達を西部防衛司令官に發した。即ち「日交華は日本政府が、今一席就座を申込む可能性が全然ない」と云へないが、先づ軍事上は決裂したものと見はれる。日本は今後如何なる行動を取るか斷定出来ないが、戦争は何時にでも起る可能性がある。若し戦争不可避とするならば日本が最初に明白なる行爲を犯す事を米軍は希望するものである。此の方針は管下の防備を荷かす如き行動範囲に管下を束縛するものである。此解釋されてはならない。日本の政権以前に於て管下が必要と認むる偵察其他の措置を取る事を命ずる。但し之等措置の實施に當つては、一般市民を恐怖せしめ或は企圖を漏洩するが如き事がかつてはならない。採用せる措置は之を報告せらるべし。

米軍内に於ける破壊的行動に就ては G-1 第九部隊監視に別に監視員送中である。若し戦争が勃發せる時は日本に對する限り管下は數名監視定の任務を遂行されかい。本新規通告の配布は最少限度の幹部將校に限定されたし。以上「WPL 五二」は大平洋区域に適用し得ず、又現在東

南太平洋小區域、及バナマ海關沿岸線に實施中の場合を除き、これは太平洋地域には實施せず。
日本が終結な行動を取る迄何等の攻撃行動をも取つてはならない。
開行爲開始の際は、日本に關する限り WPL 四六規定の任務を遂行すべく準備せよ。



證 證 料 一五〇〇一三

眞珠灣攻撃共同調査委員會證據第三十三號拔萃 合衆國
第七十九國會第一議會

證據第三十三號

D.C.、華盛頓聯電省G-12作成陸軍情報叢測

(三七) 一九四一年十一月廿九日 首頁

一九四一年十二月一日より一九四二年三月三十一日に至る定期的情況叢測概略(拔萃一

I、B、一五九 一九四一年十一月廿九日

空隊社長に対する覺書

首題、一九四一年十二月一日より一九四二年三月卅一日に至る定期的情況叢測概略

南領東印度の政府及び人民は母國に忠實を獨立國として確かに而も建

Def. Doc. # 1500-4 3
22-8-B-7



設的に實際的の役目を引き継ぎ果して居た。和田魂の遺訓として彼等は、
 (a) 徒等の監督を再組織した
 (b) 軍備必需品を盛んに製造して居る
 (c) 訓練兵の訓練を活潑に行つて居る
 (d) 全島に飛行場網を擴大した
 (e) 極大なる防衛計画準備につき米英政府と協力した
 (f) 日本との通商條約更新を拒否した

(g) 日本には一九四一年一月一日以來單に油臺貢頃を供給したに過ぎなか
 つた。此油は専を效力を爲して居る蘇聯に對する供給今であつた。
 無實に於て合衆國は可鈔交戰國として將又支那、英領香港及蘭領東印度
 に對する軍需品の努力なる供給源として關心が持たれて居る。我々は泰
 國へ飛台の軍用飛行機を送らんと見て居る。併し此方面は當給の見地か
 らすれば皆二次的のものであらう。如何なる事があつても我々は張潤、
 蘭領印度への輸給が引き抜き出来る様にしなくてはならぬ。又支那に對
 しては我々不安。氣乍ら酒匂ルート經由より多分待給するであらう。而此

裏面白紙

利亞は萬一日本が露西亞を攻撃せば全然遠慮する、寧とだらう
東方に於ける我々の勢力は我々の海軍力と我々の經濟對策の努力と
に歸属する。此二つは何よりも日本が極めて相持として全面的參照すること
と阻止してゐる最も有力な要因である。若し我々が日本との戦争に捲
き込まれ、事あらば我々は海軍と陸軍により日本に對し真剣な攻勢を
とる事が出來るのである。が斯の如き攻撃は見透しのつく期間内では決
定的のものを得ないし後々に勢力を分散してナチの敗北と云ふ我々
の目的から遠ざかる事となるから主作戦的攻勢力の見地からも缺ぐる。

三

シエルマン、マイルス

亞米利加合衆國陸軍准將
參謀總長臨時輔佐官

裏面白紙

分配先――大統領

陸軍大臣

海軍大臣

内務大臣

財政大臣

外務大臣

農林大臣

文部大臣

司法大臣

郵政大臣

農業大臣

工場大臣

通商大臣

鐵道大臣

郵船大臣

鐵道監督官

27

Def. Doc. # 1500-a 5

記録課
公文書課
I · B

(「眞珠湾攻撃」第十四卷
頁一三六八一・三七三)

裏面白紙

辨證文書 一五〇〇一〇一五

セラフ

合衆國第七十九議會第二會期、眞珠灣攻撃共同調查委員會（一九四五年）
に於て行はれたるジョージ・シーマー・マーシャル元帥の證言より抜萃。
ファーガソン上院議員。元帥、貴方はボルネオ、ポート・モレスビー、
其の他に供給された或る物資に關して、先日述べられました。十二月七
日以前に我が軍は同地方に空港を建設しましたか。
マーシャル元帥。現存滑走路を充分改善して空港とし、
しめ得るやうに努力しました。

B-17 を着陸離陸せ

ファーガソン上院議員。それは貴方の命令に基いたのですが、或はその
命令は何所か外から來たのですか。
マーシャル元帥。それはマツカレス元帥に對する私の命令に依つたの
です。
フアーガソン上院議員。それには先だつて、それに關して誰かと相談し
た事がありましたか。

裏面白紙

（四〇二五）マーシャル元帥。確かに相談した事があつたに違ひありません。それをさせる事を私は希望はしてゐましたが、さうするには他の官廳と連絡する必要が生じますから、政府上層官吏の承諾を得なければならぬと感じてゐた筈だと思ひます。

ファーガソン上院議員。それではそれらの政府上層官吏は誰でせうか。マーシャル元帥。それは國務長官でせう。——第一に陸軍長官、國務長官それから大統領でせう。そのうちの一人であつたか全部であつたかは分りません。最も順當なのは國務長官であつただらうと思ひます。

ファーガソン上院議員。そして物資を送るに先立ち、といふのは、爆弾及び弾薬に就て云つてゐるのですが――

マーシャル元帥。はい、さうです。

ファーガソン上院議員。貴方は國務長官、大統領或は陸軍長官と相談するでせう？

マーシャル元帥。私の臆測では勿論、少くとも陸軍長官から更には又恐らく國務長官から認可を得なければマツカーラー元帥にそれらの指令を與へなかつたでせう。それから私は大統領から指令を受けたかも知れな

いが思ひ出せません。

ファーガソン上院議員。元帥、一九四〇年十二月に貴方の目に觸れ、そして、一九四一年四月に修正された聯軍へ提唱の報告（四〇二六）があつたのを記憶しておますか。

貴方の記憶を新たにする爲に、或る書類を、貴方に渡しませう。それを、音讀されなくてはよろしい。唯貴方がさう云ふ報告を、見て見た事がめるか否かを言明し聽る程度に目を通してくださいのです。

それは譯文翻寫の右端に關するものです。

（四〇二七）

ルーカス上院議員

貴方は私に質問させて呉れますか

ファーガソン同

はい

ルーカス同

それは譯文翻寫ですか

ファーガソン同

いえ

ルーカ斯同

それは何の報告中にあるのですか

ファーガソン同

それは元帥

ファーガソン上院議員。それを元帥に尋ねてゐるのです。貴方は元帥

裏面白紙

八

より元に、それを御覧になりたいのですか。

ルーカス上院議員。いゝえ、私はそれが證拠書であるかどうか知りたかつただけです。誰がその報告を作つたのですか。

ファーファソン上院議員。その報告書には署名がありません。

マーシャル元帥。且つこの用紙にはそれが何所から來たかを示す頃書

がありません。

ルーカス議長。無名の報告書に就て、誰かの記憶を新たにさせるといふ事は些か異常な事と私には思はれます。ファーファソン上院議員。若し其万々、それを御覧になれば、それが或る限定された官廳に提出された報告書の寫しだといふことが分ります。そして御軍はさう云ふ官廳の一つであります。

マーシャル元帥。上院議員、どう云ふ御質問でしたか。

裏面白紙

80
Def. Doc. # 1500-0-5
フアーライン上院議員 それに目を遣されたら伺ひます。それは

曾て貴方の目に付いた事がありましたか。

マーシャル元帥 それを見たといふ事を寺に思ひ起しません。日本軍が。。。その地域に日本軍に取つてざんき資糧があるか又どの程度にそれらが破壊されるであらうかと云ふ事に我々が非常に興味を持つてゐた事は記憶して居ります

裏面白紙

(四〇二八)

Def, Doc, NO16000-5
ファーガソン上院議員 思ふに日本が國印に侵入せんと欲した理由の少くとも一つは戦争目的の爲石油を得る事であり又石油に就て石油の禁輸が日本軍を敗北させるかどうかといふことが貴方及び幾人かの官吏の間に問題となつたと了解してもよいですか。

マーシャル元帥 はい。

ファーガソン上院議員 では石油を得る爲にこれらの諸島へ彼等が侵入するのを防ぐ道は一つありそれは完全な準備を整へ彼等が到着するに先立ち或は彼等がやつて来る時にそれらの油田を破壊する事でありその點を彼等に知らせるといふ事に就て何か氣が附いた事がありましたか。以前に此事に就て聞いた事がありましたか。

マーシャル元帥 質問の最初の部分を読んで下さいませんか。

(質問の最初の部分が讀まれる)

マーチヤル元帥 それで充分です。石油の問題は何度も私の注意に上つた事がありました。石油は日本軍の戦争能力に影響を與へ合衆國に對するの石油供給に関する我々の非難に依つて日本人に影響を及ぼし若し彼等がボルネオその他インドネシアの油田を利用出来れば彼等の戦争遂行に影響を及ぼすであらうし又相當長期に亘り石油を使用出来ぬ様に(四〇二九)それらの油田を破壊する事が我々に出来ればそれは彼等に影響したでせうから。これ等の事實がすべて論議され私の辯護する所となりました。又それに関して私も多くの質問をしたと思ひます。

Def. No. K015000-5

「眞珠灣攻撃」第三章、一五一九一一五二一頁

捜護側書類第一五〇〇號一×一三

合衆國第七九國會、第一会期

眞珠湾攻撃調査共同委員會書證第三七號よりの抜萃。

書證第三七號

月二日

切開係聯合軍總司令官宛

「一九、機密」

一九四一年十二月二日

發信海軍作戰部 行動關係聯合軍總司令官

情報關係

裏面白紙

撫護側書類第一五〇〇號一三一三

合衆國第七九國會、第一会期

眞珠灣攻撃調査共同委員會書證第三七號よりの抜萃。

參照第三七號

電報の基礎的書證

(三九) 一九四一年十二月二日

海軍作戰部、行動關係聯合軍總司令官宛

(三九) 機密

一九四一年十二月二日

發信海軍作戰部 行動關係聯合軍總司令官

情報關係

Revised

二 稿 級 二

大統領は、次の件を可及的速かに實行すべきこと、出來得ればこの精氣受取
領後二日以内に實行すべきことを命令する。「同黎的偵察情報船隊」を組織
する爲、三隻の小船を船舶契約すること。合衆國軍艦たるの資格として最少
限度の必要條件は、右の船が海軍將校に依りて指揮せらるゝことであり、小
型の大砲一門及び機関銃一基を据え附ければ充分である。西支那海及びシャ
ム湾に於ける日本側の行動を偵察しうべに依つて報告する目的を完遂する
ため、海軍等級最少限度のヒリツビン人乗組員を雇入れても可なり。一船は
海南島^{ハノイ}、海南島の對岸印度支那^{TN}、その中間に、一船^{カムラン}河^セ
ント・チャツクス岬^{シナガハ}の中間の印度支那海岸沖に、一船はカモウ岬沖に起
用すること。その他の海軍用船は用ひざること。大統領の許可あれどもイサベル號を使
ふに採られたる手段を報告せよ。同時に小官に發し、陸軍及び海軍が空中よ
り又は洋上船船芳しくは潜水艇により、海上に於いて如何なる偵察手段を規
則的に採りつゝありや、小官内製せよ。

而して右手段の效果に関する意見も併せて御覽ありたし。

「一、近珠源氏に第十四卷、第一百〇七頁、

裏面白組

裏面白紙

密函文書一五〇〇一-二-一四

眞森臺灣共通調查委員會監察報告第三十八號
平一一米國第七十九艦
會、第一會議

監察報告三十八號（稿）

延安諮詢行政部

起案特使ティリー・シエー・ビー

G一二卷送查處

接武漢無線電報の件繰

一九四一年十二月三日 次附第四十號

対先 日本東京、米國大使館副總領事官

返還しなく、見出しながら SANTO 次附の件を
記し、署名を捺せよ。SANTO 及
DAVIS 及は取扱手段とし

裏面白紙

てこれら書類が收められ、暗記したる *STANDARD* が用ひらるべき場合を除きこれを保管し候。送ての封信に附ふべし。但の總ての陸軍省對策及監督は直ちに收めし、暗號文字 *CODE* に依り通報せよ。時日亦交渉系平事務組の裁めり。該局者は當下の大便にて言方通告し候れり。

マイルス

22-8-12 11

Def. Doc. # 1500-Z-3

辯護側文書 一五〇〇一二一三

第七十九回國議會第一會期

眞共兩政黨合同調査委員會書證第三十七號拔萃

書證 第三十七號

基礎書證としての電文集

(四一) 一九四一年(昭和十六年)十二月三日 O P K A V 宛

行動 O I N G A P , O O M 一六

(四一) 極秘

一九四一年(昭和十六年)十二月三日

發信 O P K A V

行動 O I N G A P , O O M 十六
情報 O I N P A O , O O M 十四

三一八五五

十二月一日、東京よりの回章第二四四四號はロンドン、香港、シンガポール及びマニラに「紫色旗」「破壊を命ぜり。

バタヴィア機既に東京に發送する。

十二月二日、ワシントンも亦「紫」及び他の諸法式の掲し一部を捺き全部及び機密書類全部の破毀を命ぜり。

二

本日ロンドンの英國海軍省はロンドン大使館の應諾せる旨を報す。

(「眞赤政権」第十四卷 一四〇八頁)

265-2

辯護側書類第一五〇〇號一四一三

第一會期合衆國ノ第七九回留

真珠灣攻撃調査

共同委員會、證第三七號よりの抜萃

二月三日

海軍作戰部、行動調査、聯合軍總司令官
太平洋艦隊司令長官、第十四、十六司令部宛

(四〇) 機密

一九四一年十二月三日

發信、

海軍作戰部

行動調査、聯合軍總司令官、太平洋艦隊司令長官、第十四、第
十六司令部

禁護衛事務官一五〇〇號一Y-1三

第一會期合衆國第七九回會

真珠灣攻撃調定

共同委員會、簽證第三七號よりの微草

書證、第三七號

電報の送達的簽證

(四〇) 一九四一年十二月三日

海軍作戰部、行動調査、聯合軍總司令官

太平洋艦隊司令長官、第十四、十六司令部宛

(四〇) 捷密

一九四一年十二月三日

委信、

海軍作戰部

行動調査、聯合軍總司令官、太平洋艦隊司令長官、第十四、第
十六司令部

情報調査

〇三一八五〇

接受せる最も確実なる情報に據れば、在香港、新嘉坡、バタヴィア、マニラ、華盛頓、及び倫敦の日本外交及び海軍部門に於し、各々其の電信手続表及び通報文の大部分を改棄し、且つ其の後一切の運営をる秘密手續を直ちに撲滅する當昨日、即ち前文著者命令を受せられた。

(「真珠灣攻撃」第十四卷、第一四〇七頁)

高橋

Def. Doc. # 1500-A 4
256

アメリカ合衆国第七十九議會第一會期に於ける眞珠灣攻撃調査共同委員会
附 帰航領第三十七號からの拔粧

陸軍文書第三十七號

五
昭和十六年十二月四日 海軍作戦部宛

作戦關係 東京及バンコツク、エー・エル・ユー・エス・エヌ・エー
（北京及上海エー・エス・ティイ・エー・エル・ユー・エス・エヌ・エー）

（ナニヤラク）

四日

作戦關係

東京、エー・エル・ユー・エス・エヌ・エー・バ・コツク、エー・エル・ユー
エス・エヌ・エー・北京エー・エス・ティイ・エー・エル・ユー・エス・エヌ・エー

作戦關係

アメリカ海軍司令長官、軍艦第十六管区エー・エル・ユー・

エス・エヌ・エー

高鷹

明治文書一五〇〇一A-1四

アメリカ合衆国第七十九議会第一會期に於ける眞珠島攻撃調査共同委員会
同擲彈第三十七號からの証言

明治文書第三十七號

三土 延和十六年十二月四日 海軍作戦部宛

作戦課係 東京及バンコツク、エー・エル・ユー・エス・エヌ・エー

北京及上海 エー・エス・ティイ・エー・エル・ユー・エス・エヌ・エー

三十二 機密

延和十六年十二月四日

海軍作戦部發信

作戦課係 東京、エー・エル・ユー・エス・エヌ・エー・バンコツク、エー・エル・ユー

エス・エヌ・エー・北京エー・エス・ティイ・エー・エル・ユー・エヌ・エー

修繕課係 アメリカ艦隊司令長官、軍艦等十六号 北エー・エル・ユー・エス・エヌ・エー

エス・エヌ・エー

257-2
 宜に本システムを破壊し、破壊し終つたときはジャバーウオツクと書
 いて報告せられたし。osp一八五、六、一七、一八及本システムを陰
 ラマゲすべての登録した公表文書を破壊し、破壊し終つたときは明確にブ
 ラマゲとして報告せられたし。

機密文書一五〇〇一B-4

アメリカ合衆國第七十九議會第一會期に於ける真珠湾攻撃共同調査委員會の證據文書第三十七號からの抜萃

證據文書第三十七號

基礎的證據、電報類

四日 海軍作戦部宛
(大英洋務司)

四和十六年十二月四日

海軍作戦部發

作戰關係 北京及天津海兵分遣隊司令官

情報關係 第十六管區艦隊司令官

○四〇三四三 適宜に本システムを破棄し、破棄し終つたときはジャバーウオツクと書

撫護側文書一五〇〇一B-4

アメリカ合衆国第七十九議會第一會期に於ける真珠灣攻撃共同調査委員會の證據文書第三十七號からの抜萃

證據文書第三十七號

基礎的警報、電報類

四十三 昭和十六年十二月四日 海軍作戰部宛

作戰關係、北京及天津海兵分遣隊司令官

(四十三) 機密
昭和十六年十二月四日

海軍作戰部發

作戰關係 北京及天津海兵分遣隊司令官

情報關係 第十六管區艦隊司令官

○四〇三四三
適宜に本システムを破棄し、破棄し終つたときはジヤバーウオツクと書

いて送られたし。北京及天津の海兵分遣隊は本システム以外のすべての登録した公表文書をすみやかに破棄し、同時に「ブーメラング」と書いて報告されたし。

他のすべての秘密書類に就ても適宜の処置を講ぜられたし。

(「真珠湾攻撃」第十四卷、第一四〇八頁)

258-2
2

22
宣傳

證據圖文書 一五〇〇一〇一四

真珠灣攻撃共同調査委員會證據書類

第三十七號 萩原一長國第七十九國會第一會期

證據書類 第三十七號

（軍機）

一類

年十二月四日海軍作戰部作戰圖係、

軍根據地宛

（軍機）

機密

一九四一年十二月四日

發信者 海軍作戰部

作戰關係 グアム海軍根據地

連絡 大西洋艦隊司令長官、太平洋艦隊司令長官

第十四管區司令部、第十六管區司令部

Ø四二〇一七

22
宣傳

密證付文書 一五〇〇一〇一四

真珠湾攻撃共同調査委員會證據書類

第三十七號 故革一參國第七十九國會第一會期

證據書類 第三十七號

基礎證據通報書類

(四四一) 一九四一年十二月四日海軍作戰部作戰圖係、

ダアム海軍根據地宛

(四四一) 極秘

一九四一年十二月四日

發信者 海軍作戰部

作戰圖係 ダアム海軍根據地

連絡 大西洋艦隊司令長官、太平洋艦隊司令長官

第十四管區司令部、第十六管區司令部

Ø四二〇一七

259-2
2
グアム、聯合軍總司令官、太平洋艦隊司令長官、第十四管區司令部、第十六管區司令部、及海軍作戰部との主要連絡に必要なる最少限の暗號路を保つ現下の諸目的並びに特殊情報に必須なるものを除き、一切の秘密出版物並びに他の秘密分類事項を破壊せよ
一切の保有秘密物件を非常の際に即時破壊出来る如く準備せよ
保有暗號路は報告せよ

真珠湾攻撃

第一回卷一四〇八頁

辯護側文書 一五〇〇一D-1四

真珠灣攻撃共同調査委員會證據書類第三十七號抜萃

米國第七十九國會 第一會期

證據書類第三十七號

基礎證據電報書類

年十二月六日海軍作戰部

大平洋司令長官宛

年十二月六日

發信者 海軍作戰部

作戰關係 太平洋艦隊司令長官

連絡 太平洋艦隊司令長官

○六一七四三

國際情勢並に遠隔の我が太平洋諸島の危険に曝されたる位置に鑑み
現在又は今後現在以上の非常事態発生の際は秘密書類の破毀を被等
に許可し得べし 當面の我が作戦並に特殊情報援助の爲の通信手段

證護側文書 一五〇〇一D-1四

真珠灣攻撃共同調査委員會證據書類第三十七號
米國第七十九國會 第一會期

證據書類第三十七號

基證據冠報書類

(四五) 一九四一年十二月六日海軍作戰部

作戰關係 大平洋司令長官宛

(四五) 極秘

一九四一年十二月六日

發信者 海軍作戰部

作戰關係 太平洋艦隊司令長官

遠路 太西洋艦隊司令長官

○六一七週三

國際情勢並に邊境の我が太平洋諸島の危險に曝されたる位置に鑑み
現在又は今後現在以上の非常事態發生の際は秘密書類の破毀を彼等
に許可し得べし 當面の我が作戦並に特殊情報援助の爲の通信手段



辨護側文書 一五〇〇一四

真珠湾攻撃共同調査委員會證據書類第三十七號

米國第七十九回會第一會期

證據書類第三十七號

基礎證據電報書類

一九四一年十二月六日

第十四司令部

、海軍作戰部宛

(ハセキル)

一十二月六日

發信者 第十四司令部

作戰關係海軍作戰部

連絡

一〇六〇一一四

詔先領事は唯一つの證式を除き總て破滅せるものと信ず。但し

貴方の三號の一八五五は含まれざるが如し。

(「真珠湾攻撃」第十四卷一四〇九頁)

辯護側文書 一百〇〇一三一四

真珠湾攻撃共同調査委員會證據書類第三十七號
米國第七十九回會第一會期

證據書類第三十七號

基礎證據電報書類

(四六) 一九四一年十二月六日 第十四司令部

作戰關係、海軍作戰部宛

(四六)

極秘

一九四一年十二月六日

發信者 第十四司令部

作戰關係海軍作戰部

連絡

1060一一四

相先貴様は唯一つの法式を除き總て被破せらるるのを信ず。但し
貴方第3號の一八五五は含まれざるが如し。
〔「真珠灣攻撃」第十四卷一四〇九頁〕

グアムは、當面の用途及特殊情報に必須なるものを除く總ての
機密密書類其他分類せる書類を破毀すること。但し大西洋艦隊
司令長官、太平洋艦隊司令長官、第十四管區司令部、第十六管
區司令部、及海軍作戦部との緊要通信に必要な最少限度の暗
號手段を保留すべし。非常の際は貴下の保留する總ての分類書
類を直ちに破毀する如く準備し置くべし。保留暗號手段を報告
せよ。

(模珠海攻撃 第十四卷一四〇八頁)

63

貿易税額一千五百磅 Nノ三

アメリカ合衆国每七十九鎗合換一金鎭 一金鎭 政事共同體大為長會議總會額
徵三十三鎗據詳

國稅專額第三十三點

ワシントン監督會 G-12 在威爾斯督銀評價

(二十八) 千九百零一年(昭和十六年)十二月五日

財政部十六年十二月一日ヨリ千九百零一年(昭和十六年)十二月一日ヨリ
英ノ信託ノ定期大通銀額追加(據詳)

(大英銀行等)

ノ△

英國長官覺察

主。一千九百四十一(昭和十六年)十二月一日ヨリ千九百零一年(昭和十七年)三月三十日迄ノ特許ノ定期大通銀額追加

D Ex. D OC. # 1500-N-3

裏面白紙

支那通志一千五百卷ノ三

アメリカ合衆国一七九〇年第一回議事録 政事大綱會議事録

卷三十三

院議事録第三十三號

ワシントン議院 G-12 号 聖公事務局記録

(二十八) 千九百四十一一年(昭和十六年)十二月五日

主権。千九百四十一一年(昭和十六年)十二月一日ヨリ千九百四十二年(昭和十七年)三月三十一日迄ノ議事ノ定期大綱記録追加(次章)

I - B - 錄百五十九號ノA

千九百四十一年(昭和十六年)十二月五日

參議院議事録

主権。千九百四十一一年(昭和十六年)十二月一日ヨリ千九百四十二年(昭和十七年)三月三十一日迄ノ議事ノ定期大綱記録追加

裏面白紙

194

REF ID: 1500-N-5

十九百零十年（明治十五年）九月日本方より開港場ト開港税ゼル三五萬圓ハ
アメリカ他ハアメリカ以外ノ國ニシテ其時或は歲季ニ參加シカラザル事（
但シソ候チ略イテ）アシテ諸國ノ何レ力ヲ攻撃スル時ハ日本方ソノ事ヲ取
スベキコトヲ合意約ニ要求シテキル。併シドイツノ艦隻ニ對スルソシノ商
船ナル既統ハ日本ノ船籍商船等任無テ冷却セシメタ。又田ノ艦隻ミタル
新規號大臣東洋ハ日本ノ既交敵管ニハ變化ガテク、猶輔同理テ守ルモノゾ
アルトモ暖シタガ面モ日本ハヨリ有利ナ立候テ謀保スルタメニ猶猶同體ニ
參スル參務實任テ既開シ更ニ道ンデ同體カラ所遇モスルカモ知レナイ在庄
ガアル。日本ハ支那ニアツテ無異ノ脅迫ヲ抱イテキルガ、英米ノ門京ニ於
ケル兵力增加ト日本ノ支那ニ於ケル依然タル地圖數種ノタメニソノ憂心ノ
以上而ニ既寒行舟テ既スコトニ對シ或々危険ノ件ヲコトニ察ヅイテ太平洋
ニハ専々不利ナニセ也的位地ニ立ツテ來テキル。日本政府首腦ハ今日
日米兩國間ニシテハル全未解換西ノ和平的解決ヲ目撃トスル」燒灼ニアメ
リカチ豈若サセタイ希望デオル。コレハ草ニ有西ニ於ケル日本ノ領土並瓦

裏面白紙

5

DIP.D 00.01503-N- 5
ビ 権 勢 地 国 定 程 序 ノ が ま テ 要 事 ス ル モ ノニ 565
コレ 特 指 指 た ス ル 小 舟 ノ 駆 兵 ハ ド ウ カト 云 へ バ 無 ト 如 何 ン ト そ も 来 ナイ 不 欠
ト 云 フ 番 外 ガ ソ レ ナ ノ デ ア ル 。 变 朝 民 方 吾 ガ ア メ リ カト ノ 和 平 解 交 予 家 メ
テ 行 ツ タ の 解 ノ せ 初 ニ 於 イ テ 日 本 ノ 事 清 門 ガ 皆 々 タ ル 登 諸 予 想 テ リ ギ 動 キ 実
テ ク 起 ト ハ 日 本 国 内 ノ 不 統 一 、 不 決 断 、 一 政 政 局 ノ 亂 亂 紛 纏 等 ノ 有 息 テ 教 モ
ヨ ク 事 云 シ テ オ ル 。 日 本 ノ 政 部 ノ 通 教 派 、 亂 信 會 一 派 ソ ノ 德 お 金 論 既 ハ 現 在
ノ 日 本 政 府 首 領 者 ガ 如 何 ナ ル 重 要 事 步 予 行 ハ フ ト シ テ 云 治 力 反 对 ス ル フ ト ニ
ハ 美 末 ノ 事 モ ナ イ 。 首 領 官 ハ 陸 军 部 デ ア ル ガ 以 ハ 駆 海 軍 乃 至 駆 軍 ナ 亂 信 三
學 者 ノ 墓 石 結 社 ノ 誓 旗 旗 者 デ ア ル ト イ フ コト ハ 出 来 テ イ 。 コ ノ 事 情 ハ 來 自
氏 ソ ノ 他 如 何 ナ ル 重 要 事 ニ モ セ ヨ ソ レ 等 ノ 人 ノ 行 フ 成 功 並 交 事 ニ 計 ス ル 主 ナ ル
摩 磨 ト ナ ツ テ キ ル 。 コ レ 事 情 並 交 事 ガ 駆 事 ニ ハ レ ル ャ ウ ニ ナ ラ ヌ 聞 リ ハ 知
テ シ 墓 ル ト デ ジ タ ハ 步 點 ニ ハ 駆 シ 事 ル 所 デ ア ル ガ コ レ ハ 日 本 政 府 ガ 事 事 ニ 於 テ
ル ノ デ ア ル

裏面白紙

997

日本国民ハ以前ノヤウナ無モナク不安ナ體氣ノ下ニ於等ノ折處「シノ定メ
シフタ運命」ナリト信ズル日本ニ而ヒ依然參ミテ御ケテキル方御等ハソノ運
命ナルモノガ坡等ヲ逃キ行ク先ノ如何テル程ナルカハツキリ類ラヌノデアル
故之上、日本国民ノ體憲危機ノ念ハ弱力ニ急々甚シクテリツツアル、即チ彼
等日本国民ハ現下ノ行路ハ難ニ一撃圖デナクシテ之管用テ一回トスル代トノ
大正季ニ自分道テ別キ入レツツアルコトヲ佈レテキル。若シ日本が開拓スル
トスレバ國民ノ自信ヲ以テセズシテ自暴自棄的ニ競争ニ加ハルコレガ現下ノ
日本ノ情狀デアル

○、經濟。米英蘇印ノ對日實業禁止ノ空々西化シ行クガタメニ日本ノ經濟
高慢ハ除々ニ而そ事實ニ悪化シテキル。日本人ハモトカラ草場森林、運營ナ
ル外國業者、充分ナル外國業者ニシケラギルガ今迄ノ實業禁止ハコノ方面ノ
不足テ參々苦ダシクスルコトニ獨立ツタ
列強カラ日本へ向ケテノ立意及ビ産業競争等ノ供給ハ猶過ノソ指攻逐ノ
タメニ途絶シタ。日本ハ三種經濟同様が政治的ノミテラズ經濟的方面ニ於テ
モア自分ニ直六ナル不利性ナ有等ヲ否シテキルコトニ氣ヅキツツアル

裏面白紙

無能ノ首謀者ハ日獨獨聖正覺化傳教ニ爲々堅苦チ極ジツツアル

日本ノ大東亞共榮體ハ少シモ成功シテキテイ。兵力過度、過度且ツ充分ナル
陸海空軍ノ不足、ゲリラ、義賊等ニ兵力テ以テ乃至兵力ノ威勢ヲ用オテ「國」
内ニ引入レラレタル民衆ノ能力不足ハ日本ガ吾方吾勢ニヨリテ斯々ノ無能的
風氣ガ土ズベシト無能力壓ヲ大ニシテ貪財シタソノ思想ノ宣傳于今日迄猶グ
來ツタノデアル米英荷印ガ對日貿易禁止通行ニ憑ツタ英國ナル共同戰線ハ日
本テ經濟的ニ「屢々タ」。小國寮デスラモコレニ力テ禱テ政治的進歩ノミナ
ラズ實質的進歩ニ暫スル日本ノ脅迫ニ抵抗スルニ至ツタ。貿易禁止ノ結果ト
シテ日本ハ止ムチ尋ズ東亞ニ於ケルソノ支那下地權力ラ今日以上ノ支那予得
ント努力ヲ今後モ津ケネバナヌコトニテ立チ至ルデアロウ。若シ日本ガ
ソノ經濟的目的一達成ヲ目論トシテ驟勝スルトセバ日本ハ破滅ニ遭スルコト
ニナルノデアルガ又日本ハコノ經濟目的ノ達成ハ自己存立ニハ死活ニ關ス
ル程重大事デアルコトニ氣ヅイテキル

日本ハ白團ノ建造工事持ニモ本格的教學ノタメ努力、否蒙財物支給ヲ持

裏面白紙

等スルタメニモ重装備ニ候ケテキル。此處に於ト、産業革命ノタメニ日本ヘ
ノ原科供給ハ幾度かニ少シソノタメ日本ハ被輸半数ノ使用テ能タルニ至リ
タ。ソノ工業ノ多クハ前編同様ニ御ミ、當面給ハ國體強化サレタ、其スルニ
●本ハ經濟的危機ニ直面シテキル。今日ノ情勢デハ大ナル努力于長スル資
源的手段ヲ得ズバナラヌ羽目ニナツテキルガ實レニモ地ラズ日本ガ主導テ
勝利スルトセバ日本ハ自己ニ有利ナ解決ヲ他ニ張要シ得ルニ既ニソノ結果
安材、特ニ石油精煉ノ業態ヲ悉ク兼ヒ桑スコトニナル可能性ガアル。若クテ
日本ノ首腦部ノ決心ヲ轉ラセルノモ主トシテ日本ノコノ經濟事情ニ依ルノデ
アル。コノ問題ハ此所数ヶ月間内ニ日本方解决セキバナラヌ問題デアル
「」
「」

裏面白紙

機密文書 第一五〇〇一八一四

アメリカ合衆國第七十九議會第一回期

議論司政事共議會委員會幹事會

千九百四十五年（昭和二十年）十二月十日、ジョージ・シーキー

マーシャル元帥書

マーシャル元帥 ソレガ當時ノ真相アツタハ私ハ思ヒマセン
上院議員ファーダグスン ソノ事ヲ説明シテ下サズ
マーシャル元帥 番々ハ、二ツノ理由カラ、ヨセナノタメノ比島ヨリ
南方ニ着陸ヲ得テコレニガソリンヲ貰メ且ツ武裝サセタル能カ
スル必長ガアルトキヘマシタコレガ必要トスル現日ノ一つハ、コノ
度ニヨリ布陸カラ空飛ワ行ハナケレバナラヌ専合（三千二百九十三）
若シ飛行機ノ往復ソル地點ガアレバ、機算的有能力ガ大ヒニ加サ
レ、ソノ飛行範囲モ又大ヒニ擴大サレルカラデアリマス

裏面白紙

以上ノ理由カラ吾々ハ、兩様當事は政府ニ對シテヨ十七號收容難華ノ
提案ヲ聽證セヨトノ指令ヲマカーサー大將ニ發シ、又コレ等數密地ニガソ
リン及ビ爆弾ヲ貯藏シ罷クベシトノ指令ヲモ同大將ニ傳シマンタム。

上院議員ファーダグスン、若シ吾ガ國ガ荷モ戰爭ニ入ルモノトスレバ、コレ

管ノ邊境ガ使用サレ、A B C D 実、即チシンガボタル集ガ費並サレルコト

ヲ豫期シテノコトデアリマセウ、左様デハアリマセンカム。

マーシャル元帥、如何ニモソノ程度マデハ左様デアリマス。事實上、A

B C 第一案、第二案ニモ同様ノ事例ガ包含サレテキルノデアリマスム。

上院議長ファーダグスン、成程ス。

マーシャル元帥、此シ B十七號ニシテ、比島ノ基地以外ニ着陸地ガナイ
トスルト、比島ヲ藉地トシテノソノ活動ハ大ヒニ制限サレルコトニナルト
イフノガコ、ニ申ス要點デアリマス、從ツテ、コレハ管理ナ點デアルト私
ハ考ヘマシタ。私ハ自分デ次ノ指令ヲ發シタモ思ヒマス、私ハ左様記憶シ
テ居リマス、ト即チ、コレ等ノ施設ヘラバウル、ボクト・モレスビー、ボ

イト・ダーキン、バリクババ(三千二百九十三) ボルネオ及ビシンガボ 1

裏面白紙

ルノ地點ニ於テナサルベキデアルトーム

上院議員ファーラグスン等曹下ハソノ資料ガ何時コレ等ノ場所ニ存於サ

レタカ知ツテキマスカト

マーシャル元帥。コレハ記録ニ載ツテ居リマスガ私ノ知ル事ニハ、
四月廿日以前ニ材料ノ送達ガ行ハレ、其地開墾ノ工事モ開墾前ニラバウ
ル、ポート・モレズビー、及ビポート・マーキン等ニ於テ送与シヂキマ
シタ。私ノ記憶モ左様デアリマスガ、又記録ニモ記述ヒナク左様ツテ
キル所ニアリマスガ、バリクババン、ボルネオ及ビシンガボール向ノガ
ソリン及ビ爆弾ヲ載ンダ等ヘ一隻一ハ四月廿日ノ辰ニ丁度正ニ出帆セ
シテキタノデアリマス。

(「眞珠島攻撃ト千二百五十一頁、第三部一

裏面白紙

22-8-13 14
272
秘議圖文書第千五百號し、四
アメリカ合衆國第七十九議會第一會期
眞珠灣攻撃共同調查委員會審證第西十四號
審證第西十四號
防禦計畫ノ為シ

目 次

- 一、陸海軍共同基本作戰計畫、「オレンヂ」（千九百三十八年）ミリノ被率
二、陸海軍共同基本作戰計畫「レンボー」（千九百三十八年）ミリノ被率
三、鹿耳嶺共同基本作戰計畫「レンボー」（千九百三十八年）ミリノ被率
四、臺灣製造之軍械、彈藥、火炮等項、總數、總重、總價值、總數量
五、千九百四十年改正布陸防禦計畫ヨリノ被率
六、布陸、共同海岸防禦計畫、對應第七號
七、布陸、共同海岸防禦計畫、對應第七號
八、布陸、共同空氣刀劍算（マーチン・ペリンデヤー動畫）
九、布陸、千九百四十年十一月五日、常備戰備行進于演

裏面白紙

273

- 十、布達局、封城命令第壹號 滅滅防禦
十一、海軍本作戰、レンボー第五號ヨリノ滅軍
十二、太平洋艦隊發着者二十號ルノ四十一（改訂）
或地及ビ作戰地域ニ於テノ時該艦
十三、廿十四年軍々司軍基地局軍事司官品作戰計畫第一號ノ四十一

(一) 海軍共同本太作戰、オレンデ（十九百三十八年）
ヨリノ次第

信一通 指令

コノ西海五英同軍本作戰計畫「オレンデ」ハ、三軍計畫（オレンデ）
ノ凡テ、各軍計畫（オレンデ）ノ凡テ、英同計畫（オレンデ）ノ凡テ、
及ヒ「オレンデ」威脅待ニ必要ナル元氣ノ凡テフ、次ツテ以テ作戰及滿ス
ベキ事ヲフナス。

第二節 假定

コノ作戰計畫ハ、アメリカ、オレンデ同ニ記リ得ル事態ニシテ軍隊ノ
行地ヲ必要トスル如何ナル蓋然的事態ニモ適用スル。蓋然的事態ノ具体

裏面白紙

的確實ヲ據言スルコトハ不可能デアルガ、一聲カニ兒テ次ノ聯合ハ猶豫ガ出来ル。

一、オレンヂトノ開戦ニ先立ツテ或ル期間切迫シハ該系ガ義クガ、コノ開

同中ニ、動員前ノ準備手段ヲ講スルコトガ出来ル。

二、オレンヂニヨル正式ノ宣戰布告ナキ時米艦商行為ガ近進サレルデアラ

ウ。

三、オレンヂ海軍力ニ對スルアメリカ海軍力ノ凌駕ハ米艦隊ヲシテソノ作

戦ヲオアフ西方迄延長スルコトヲ許スニ足リ、第三國ガオレンヂ取ハ

アメリカニ與ヘルガ如キ援助ハソノ如何ナルモノナルモノニモセヨ、

米海軍力ノコノ凌駕ヲ實質的ニ削減スルコトハナイ。

(「眞珠湾攻撃」第十五卷千四百二十三頁)

22-8-12 142
Corrected Copy of
Def. Doc. #1500-K-4

辯證文書第一五〇〇一K-1四

眞珠灣攻撃調査共同委員會議事錄——合衆國

第七十九議會 第一期

レナード。T。チエロー中將ノ證言ヨリノ抜萃

——一九四五年

(昭和二十年)十一月五日

ミツチエル氏。

私ハ、防衛計畫案寫シト題シ空襲ニ對スル防禦ノ問題ヲ直接ニ取扱ツ
タ種々ノ基礎的陸海軍計畫案ヨリノ抜萃ヲ含ンテキルコノ書類ヲ書證第
四四號トスル事ガ此際當ラ得テキルト思ヒマス。
議長。デハ書證第四四號トシテ該チ込マセル事ニシマセウ。
（右關係書類ハ書證第四四號トサレタ。）

ミツチエル氏。貴下ノ前ニコノ書類ノ寫シガアリマスカ。

デエロー中將。ハイ、アリマス。

ミツチエル氏。私へ、貴下ガソレゾレノ項目ヲ逐次調べナガラ、ソレガ如何ナルモノデアルカヲ概括的ニザット述べテ頂キ度イト思ヒマス
第一ハ陸海軍共同基破戦争計破案破一オレンヂ一九三八年一デスガ之
デ間違ヒアリマセンカ。

ミツチエル氏。ソレハドウイフ意昧デスカ。

デエロー中將。ソレハ特ニ日本ニ對スル作戦ニ關スル戦争計破案破デアル事
ヲ意昧シマス。日本ハ「オレンヂ」トシテ知ラレテキマシタ。

ミツチエル氏。第二ノ項目、陸海軍共同基破戦争計破案破ヨリノ抜萃一
レインボウ第一號デス。

ミツチエル氏。レインボウ、第一號トハ何デスカ。之ト他ノ計破案破又ハ
サウイフ種類ノモノト如何ナル關係ガアルカ述ベラルコトガテキマ
スカ。

デエロー中將。ハイ、若シ書類ヲ引用シテ宣シケレバ記憶カラヨリモ良
ク計破案破ノ範囲ヲ説明スル事ガ出來マス。

ミツチエル氏。貴下ハコノ書類即チ書證第四四號ノ基礎トナツテキル
種々ノ計破案破即チ十三項目トシテ索引ニ記サレタルモノ即チソレノ陸
軍省關係ノ部分(ニ六三九)ヲ茲ニ提出サレマシタカ。

デエロー中將。貴下ノ質問ガ了解出來マゼン。

ミツチエル氏。貴下ハ茲ニ提出サレタ之等ノ基礎的計破案破ヲ索引ト照
ラレ合ハサレマシタカ。

デエロー中將。ハイ、イタシマシタ。

ミツチエル氏。書證第四四號ノテスカ。

デエロー中將。サウデス。

ミツチエル氏。内容ノ表中ニ十三項目アリマス。

デエロー中將。ハイ、致シマシタ。

ミツチエル氏。コノ索引記録サレテキル書類全部ガ茲ニアリマスカ。

デエロー中將。貴下ハ目ヲ通サレタノテスネ。

デエロー中將。ハイ。

（二六） オレンヂトハ私ノ申上ゲマシタ通り日本ヲ指ス暗號デアリマス。其文書ハ斯ノ如キ戰爭ニ關スル仮想戰爭ノ概念、陸海兩軍ニ謀セフレタル方策、更ニ又共同委員會ガ本案ヲ承認シテ作り上ダク共同決議、防衛ノ種類ヲ含ンデ居リマス。

ミツチエル氏 ソレデハ其ノ計畫ハ日六トノ戰爭ノ場合ソノ地域内デノドンヲ作戦ニモ亘ツテ居タトイフニデスカ

デエロー大將 ソウデアリマス。

ミツチエル氏 ソレデハ勿論布陸モ含マレテ居タトイフ詳テスカ

デエロー大將 ソウデアリマス。

ミツチエル氏 ソノ地域ノ一部トシテ？

ミツチエル氏 デハ第二ノ項目、即チレンボウ等一覽ニ就ア同様話シテ下

ミツチエル氏。ソレハ私ノ望ム所テス。

キーノ氏。何故オレンヂ案ニ屬シテモ同様ノ方法ヲトランナイノデスカ
ミツチエル氏。テハ、オレンヂカラ始メ我々ガ之等ノ種々ノ計畫案ノ概念
ヲ得、ソレ等ガ何デアツタカ又ソレラノ相互的關係ハドンナモノニア
ツタカラ了解スル事ガ出來ル様ニ委員會ニ對シ概括的ニ説明シテ下サ
イ。

破

チエロー中將。コノ陸海軍共同基 战争計畫案脚チ一九三八年度オレンヂ
ハ全陸軍計畫、オレンヂ、全海軍計畫、オレンヂ、全共同計畫、オレ
ンヂ及ビオレンヂ戰爭ニ對スル全豫備的配備等ガ具体化サレ更ニ敷衍
サルベキソノ基ニワ構成シテ居リマス。

サイ。レーンボウ第一號ノ日附何時トナツテイマスカ

デニロー大將 レーンボウ第一號ハ八月十四日海軍長官代理ニヨリ承認セラ
シタモノデス。

副艦長

八月十四日トハ何年ノデスカ

デニロー大將 一九三九年（昭和十四年）です。一九三九年（昭和十四年）
八月十四日海軍長官代理ニヨツテデス。此書類（二六四二）ハ私ガ戰爭計畫
部ニ記載セアル前ニ出來テ居リマシタ。

ミサキモル氏 ブルハ分ツテオリマシタ。戰爭計畫部一員トシテノ、貴方ニ求
メテおせられ共ノ計資素ハ何ヲシヨウトシタモノカ、又ソレト一九三八年（
昭和十三年）ノオランダトノ關係ハドウデアツタカニツイテ本委員會ニタマ
シ合意の上オ詔シテ下サルコトデセウ。

ミサキモル大將 ハイ

1500 K-4 豊田監督ノ指揮トスル一般的狀勢ハ此ノ指令ガ發セラレタ當時歐洲大戰ガ進行
中デ、他ノ諸國ヲ引キ入レソノ爲軍事行動ノ舞ハチ擬メル可能性ガアツタノ
台 律テアリマス。

合衆國ガ今直グニモ此戰爭ニ引キズリ込マレル可能性ガ経エズ存在シテ居
ル。又歐洲ノ平和ハ、合衆國ガモンロー主義ト太平洋ニ於ケル我ガ権益保
全ノ爲メニ聯合國トハ誰レテ防禦シヲケレバナラクナルダラウトイフ狀
勢ヲ伴フ可能性ガアル。

ミツチエル氏 其ノ計畫案ハ大西洋及太平洋ノ作戰行動ニモ亘ツテ居リマ
スカ

デニロー大將 ハイ ソウデアリマス

ミツチエル氏 同案ハ萬一ノ對日戰チモ假想シテ居マスカ

デニロー大將 ハイ ソウデアリマス。私ハ其ノ根據トナル特別狀勢ニ就
テ朗讀致シタイト存ジマズ。

二六四三、ミヂエル氏 ヨロシイ

デニロー大將 レーンボウ第一號ニ關スル特別狀勢ハ「朗讀」
歐羅巴ニ於ル戰爭ノ終結ニ續イテ獨逸及伊太利ニヨリ兩亞米利加ニ於テ
モンロー主義ノ條文又ハ精神ガ曰演サレテイル。コレニ加フルニ極東ニ
於ケル合衆國ノ権益ニ對シ日本ノ武力侵略ガ行ハレテイル。其他ノ諸國

ミンチエル氏 デハ共同陸海軍基本戦争計画中ノ第三ノ項目レーンボウ
諸石原ニ送ンデ下サイ。先メヘ二六四〇御覽ニナツテソノ日附トソノ
基ノ連署ハ正疏ニドンナモノデアルカ或ハ又ドンナモノデアツタカヲ簡
潔ニ感シテ下サイ。

デニロ！大將此ノ計畫案ハ一九四一年（昭和十六年）十一月十九日を
時總長ト海軍作戰部長ニヨツテ承認セラレマシタ。

取ハ本案ノ其ノ基礎トナツテ居ル一般的假説ヲ朗讀スレバ本案ノ如何ナ
ルモノデアルカハ一番ヨク解ルト思ヒマス、即チ

當初合衆國、英國聯邦ヘエールヲ除ク支那及自由佛蘭西ヨリ
成ル聯合國ハ

イ、獨逸、伊太利、ルーマニヤ、ハンガリー、ブルガリヤ、或ヘ
ロ、匈牙利、伊太利、日本、ルーマニヤ、ハンガリー、ブルガリヤ
印度支那、泰國

ヨリ成ル権輪諸國ト交戦中ナルヨト。

ハ中立デアル。

本案ノ目的ハ敵ノ目的特ニ西半球ノ凡ソ南緯十三度以北ノ領土及水域上
ノ敵目的ヲ打チ破ルガ爲メ海陸軍兵力ヲ最モ效果的に使用スル艦隊備ス
ルニアツタ。本計畫ハ先づ最初ニ合衆國兵力ノ行使ヲ米兩大陸ト
↓南緯十三度以北ノ大陸周邊ノ諸島並ニウラスカ反ミッドウェーを
含ム西太平洋ニ於ケル合衆國領土ニ限ル。本計畫ハ其後ノ西太平洋ニ對
スル合衆國支配幕ノ擴大ハ西半球ニ於ル合衆國ノ軍事目的完成ト相俟ツ
テ出來ル丈ケ急速ニ具体化スル、然シ乍ラ斯ル作戰行動ノ擴大ノ如キ計
畫ハ目下出來テ居ナイ。

此ノ昭和十六年ノ陸軍省作戦計畫、レーンボウ第五艦ハ陸海軍共同基本計畫一レーンボウ第一艦フ基トシテ搭ヘタ陸軍省案アリマス。此ノ中ニハ基本計畫ノ申ニアルモノガ澤山アリマス。即チ戰爭ノ概念、戰爭遂行ノ場合ノ諸假說、兵力配分ノ方法、下位指揮官ニ夫々從屬的計畫ヲ立案セシムル指令、政府内側ノ各省トノ間ニ保持セザルベカラザル統制ヲ含ムデ居リマス。

聯合軍ハ A-B-O-I 一及 A-B-O-I 二ニ隨ヒ艦ヲ行フコト。

假今日本、印度支那及泰國ハ當初戰爭ニ加ハラザリシニモセヨ、之等國専攻ノ可能性アキテニ入レザルベカラザルコト。

艦はヲ移運トスベキ合衆國軍ハ人員彈藥、技術的原料以外ノ軍事上ノ必需品ハソノ純然底ニ於ケル資源ヨリ充當シ得ラルベキコト。拉丁アメリカ共和國諸國ハ（二六四五）破壊的分子取締ノ手段ヲ講メルヨト、但シ直接攻撃ヲ受ルニ至ルニ非レバ非交戰國狀態ヲ存續スルコト、大体ニ於テ是等共和國諸國領海及國土ノ根據地ハ牛珠防衛ノ目的ヲ以テ合衆國軍ノ使用ニ供セラルベキコト

以上ハ大計畫案ノ準據セル假說デアリマス。

ミンチエル氏デハ次ノ項目、陸軍省作戦計畫案一レーンボウ第五艦ニ移

リマセウ・アレハ何デスカ。

デエロー大將 陸海軍共同基本戰爭計畫案ガ出來マシテカラ陸軍ト海軍ト

ハ共同計畫フ基礎トシテ各自別々ニ夫々ノ計畫ヲ建テマシタ。

Def Doc1500 K 4

ミツチエル氏「布庄諸島地域ハ其ノ範囲ノ中ニ含マレルノデセウカ」
デエロー中將「ソウデス、含マレテオリマス」

(二六四六)

ミツチエル氏「貴官ハ其ノ日謝ヲ申シマシタカ」

デエロー中將「此ノ書類ハ承認ノ日附ヲ參イテアリマセン 然シ私ハ
ソレハ確カニ一九四一年（昭和十六年）八月中デアツタト思イマス」
ミツチエル氏「書證第四四號ニハ「一九四一年（昭和十六年）八月、
參謀長ニ依リ承認サルト記入シテアリマス」

デエロー中將「成ル件ソワデス、私ノ書類ノ中ノ何處カニソノ控ヘガ
アルト思ヒマス」

ミツチエル氏「心配シナイデヨロシイ 大体其ノ邊デシヨウ」

デエロー中將「其レハ確ニ一九四一年（昭和十六年）八月ニ布庄ニ向

ケテ發送サレタモノデス、ソシテ其ノ受領書ハ一九四一年（昭和十

六年）九月三日ニ陸軍省カラ轉送サレテ受ケ取ツテオリマス」
ミツチエル氏「次ニ御函キシタイ事ハ一九四〇年（昭和十五年）改正
ノ布庄防護計畫ニ威スル抜萃デス、貴官ハ其レヲ御覽ニナツテ其ノ
書類ノ亞端！仕管、ソレカラ其ノ日附ヲ言ツテ下サイ」
デエロー中將「ハイ、此ノ書類ハ最初石咲ニ於イテ作製サシマシタ、
唯今私ガ申上げマシタ所ノ陸軍省案ニ基イテ作ツタ一ツノ地方案デ
アリマス」

ミツチエル氏「一九四〇年（昭和十五年）ニ地方勵務ノ司令官ニ依ツ
テ作製サレタ一案デスカ？」

デエロー中將「ソウデアリマス」

ミツチエル氏「布庄管轄區ノ司令將官ニ依ツテ作製サレタノデアリマ

(二六四七)

デエロー中將「布庄管轄區ノ司令將官ニ依ツテ作製サレタノデアリマ
ス」

Def Doc1500 K 4

280-1
2/312
279-2

布陸ノタメノ以學便命ガ合マレテ居リマシタレソシテ是等ノ計監業
ハ其ノ當時空音セル防衛構造ヲ改正スベキ他ノ資料ト一所ニ採用サ
レタノデアリマス」

ミツチエル氏「次ニ御武ヤシタイ事ハ布陸ノ共同艦艇（二六
四八）新舊計畫案デアリマスガ、兵レハ何デスカ？」

デエロー中將「此ノ新舊計畫案ニ依ツテ承認セラレ且ツ一九四一年（昭和十六年）
四月十一日ニ第十四海軍監區司令部ニ依ツテ承認サレタノデアリマ
ス」

ミツチエル氏「其ノ書類ハ晉證第四十四號中ニアリマシテ、其ノ單ナ
ル拔萃デハナクテ、全文デアルトイフコトヲ私ハ申上ゲマスし、全部

デエロー中將「遂イマス、コレハ艦艇共同案デハアリマセン、コレハ陸
軍案デアリマス、コレハ案トハ少々違イマス。小官等ハソレヲ防衛構
案ト呼ンテ可ラマス」

ミツチエル氏「アリマシタ」

デエロー中將「ソレハ完速スベキ一つノ目的ヲ含ンデ居リマスガ主トシ
テ第一ニ機動ニ詳細ニ亘り戦争假想ヲ遂行スルタメ方法手段ヲ講ズル
様ニ指令サレテ居リマス」

議長「一寸デエロー將軍ニオタヅ不シマス。貴官ハ、コレハ一九四〇
年ニ作成サレ又昨今貴官ガ早立テラレタバカリノ前項ニ基イテオルト
言ワレルノデスガ前項ハ一九四一年（昭和十五年）八月ニ確認サレタ
様ニ思ハレマス、コノニツノ年月ニ既イテハ何カ相違ガアルノデハナ
イノデスカ」

デエロー中將「此ノ防衛構案ハ一年一回作製セラレ、ソシテ一年一回改
正サレルノデアリマス、コレハ一九四〇年（昭和十五年）度版デアリ
マス。一九四一年（昭和十五年）度版ハ其ノ當時ハマダ完成サレマセ
ンデシタガ、一九三八年度ノ、オレンジ案及ビレンボ案第一號ニハ
3
14

（二六四九）ミツテニル氏、同じく八集申ニアル次ノ事項ハ
ハワイニ於ケル共同軍事演習デアル
(マニデンベリングガ：協定)。
ソレハオレノ種類晉書デアリマスカ。

デセル氏

書類十四編ノ内ス。

ミツテニル氏、アナタハ「ハワイニ於ケル空軍機動ノ研究」ト題シ、ハワイ内閣、シヤフ

ハハワイニ於ケル空軍機動ノ研究」ト題シ、ハワイ内閣、シヤフ
タ一要諦、ハワイ部隊司令官テ通ジテ「ワシントン」空軍基地司令
室宛ニ之出、ケレタモノデ前ニ此件事項十三編ト記セラタモノデ
アリマス。アナタハ其報告書テ審ニ見タヒガアリマスカ。

キーフ氏 ソレハイツノ旨可デスカ。

ミツテニル氏、アナタハ「ハワイニ於ケル空軍機動ノ研究」ト題シ、ハワイ内閣、シヤフ
ハハワイニ於ケル空軍機動ノ研究」ト題シ、ハワイ内閣、シヤフ
タ一要諦、ハワイ部隊司令官テ通ジテ「ワシントン」空軍基地司令
室宛ニ之出、ケレタモノデ前ニ此件事項十三編ト記セラタモノデ
アリマス。アナタハ其報告書テ審ニ見タヒガアリマスカ。

ガ此ノ書道第四十四號ノ甲ニ收メラレテ居リマスレ
次ノ島礁ハ石壁ノ共同海岸地區防衛計畫案ノ附錄第七號中第七號デア
リマス、ソシテ兵ノ占領ハイツデスカ、ソレハ如何ナルモノデスカ」
デエロ！口野一文ノ實例ヲモウ一度繰り返シテ言ツテ下サイマセンカ」
ミツナエル此一文ノ事例ハたびノ共同海岸地區防衛計畫案ノ附錄第七號
デアリマス。其ノ書類ハ如何ナルモノカ、ソノ性質、及ビ其ノ日附ハ
イツデスカ」
デエロー守護「近距離七號ニ對シマシテハ第十四海軍音信司令部ト布時
督輔監司ミ部トニ張り作致サレタ一ツノ地方案ガ附イテオリマスレ
其ノ右附ハ一九四一年(昭和十六年)三月二十八日デアリマスレソシ
テソレハ共用安全方案ト艦隊及ビ氣球飛基地ノ保護トニ處スルモノデ
アリマス」

一四一



裏面白紙

Def doc No. 1500 K-4

デニロー中尉 真誠告白テ見タムテ今思ヒテス夢ガ出来マセシ。
ミツテエル氏 成空長所ガソレニ頃スルモノカラ攻撃寺レナ時
チ朝ノ堡中攻ムニ貰スル「ハワイ」ノ脆弱性ヲ考ビシ、次ニソレヲ取
スル

方族及ご精良ノ中ニ日本使壁也はテ委見スル時メ三三六丁地銀亘行
儀テ行フニ安ハル所行設教チ計謀シタ真告白ジアリマス。

（二六三〇）ミツテエル氏 アナダハ真告時ハ御言ニナカツタノ
デスカ。

デニロー中尉 真告時見タ精テ忠ニ起シマセン

ミツテエル氏 吉野中ノ傳九郎アズノ三日ハ「一九四一三（一九四
六三）十一月五日付ハワイ都レ官時作業順序レジアリマス
ソレテ同ルニアツテソレハ「デアルカチ私共ニ説明シテ下サイマシシカ
今ノ中ニアルモノズス、サキニ地ベラレタヨウニソレ
ハーツノ常陸作業

裏面白組

順序デアリマス。

ミツテエル氏　ニヨツテ加セラレタモノズカ。

ゼエロ一中府　ソレハ市住御用司令モニヨツテアリマス。

ミツニエル氏　司令官自身ノ考ニヨルモノデ、ワシントンカラノ書

合ハナコツメノズス。

ニロード所　ソウダス、司令ヨヨキノモノズス。

ミツテエル氏　ソレハショートは事大説ガ空義也。一月二月三月

令シテ有氣アリマスカ。ソレトモコノ道ハムノ方エヌイデカウカ。

ゼエロ一中府　ソウダス、ソレ等ノ筆致ガ此ノ醫國ニ今マレテカリマ

ス。

ミツテエル氏　前記考一回テ外即カラヤヒテヌアズシテ行ワレル作業

有氣等ズカ。

ゼエロ一中府　ソウダス。

ミツテエル氏　ソノ醫國テ一九〇一（西暦十六年）十一月廿日以降ニヨマシタカ。

ゼエロ一中府　十二月七日以前ニ見タザアモヒ田シマセン。（一一八五）醫國、官記ニ

ヨレバソレハ一九〇一（西暦十七年）ノヨリベニヨタモノト忌ヒマス。

訂正

訂正理由	撮影ミスの為	
訂正個所	直前の / コマ取消 / コマ再撮影	
訂正年月日	平成 18 年 11 月 30 日	
このフィルムは、上記の理由で取消又は再撮影し訂正しました。		
撮影者	畠崎伸一郎	印
受託責任者	神奈川県南足柄市中沼210番地 富士写真フィルム株式会社 代表取締役 重隆	印

順序デアリマス。

ミツチエル氏　此ニヨウテ語セラレタモノズカ。

ゼエロー中尉　ソレハ市達都ニ命令ニニヨウテアリマス。

ミツチエル氏　司令官自身ノオニニヨルモノデ、ワシントンカラノ語

命ニハナツブノズキ。

ゼエロー中尉　ソウズス、司令官自身ノモノズス。

ミツチエル氏　ソレハショートは尋不語ガ壁鏡モ有。一メニメニテ語

命シヌ音威アリマスカ。ソレトセコノ頃ハ本ノ万エイドケウカ。

ゼエロー中尉　ソウズス、ソレ等ノ壁鏡ガ此ノ會議ニ余マレテカリマス。

ミツチエル氏　此議事一切テ外國カラ來テ又デズシテ行ワレル作

ガ壁鏡モスカ。

ゼエロー中尉　ソウズス。

ミツチエル氏　ソノ晩清テ一九〇一年（西暦一千九百〇一年）十二月七日マシダカ。

ゼエロー中尉　十二月七日以前ニ見タアテモヒ出シマセン。（一一、五二）體質、音記、ニヨレバソレハ一元（一千九百〇一年、西暦一千九百〇一年）ノヨリハニミタモノト思ヒマス。

ミツチエル氏 第十項目ハ「戦地命令第一號」テ第十一ハ「運
送基本圖略カラノ抜萃」第十二ハ「太平洋艦隊本部文書ニ C.L. ノ
四一」テアリマス。
 ソレ等ハ海軍ノ書類テアリ、ターナー海軍大將ノ方ガ更ニ充分
ニ説明出来ルノデアリマスガ、此處テノ凍結ヲ完結スル爲ニソレ
ヲ御覽ニナツタ上大綱ドンナ性質ノモノカ説明シテ下サイマセ
カ。
 デエロー中將 ソレハ第十項目テアリマスカ。
 ミツチエル氏 第十、第十一、第十二テス。第十九ガ先づ第一テ
即チ「ハワイ部隊戦地命令第一號」¹、²（海軍防衛一ハ陸軍
日才ヲ言ツテ下サイ而シテ御覽ニナツテ分見ナラソノ大綱ノ性質
ヲ語シテ下サイ。
 ジエロー中將 第十、即チ戦地命令第一號（海軍防衛一ハ陸軍
ノ書類テアリマス。
 ミツチエル氏 ソウデスカ

ミツチエル氏 第十一ハ此文書ガ示スヤウニヘニ五五二「虹」
第五號ラ英豪トシタ海軍ノ書類テアリマス。
 ミツチエル氏 ソレハ「虹」第五號ニ對スル書類テ海上ノ作戦計
畫ニ相當スルモノデスカ ソレト類似ノモノデスカ
 ジエロー中將 ソウデス。ソレハ陸、海軍共同進歩計劃ニアル
命令ニ從ツテ作成サレタモノデアリマス
 ミツチエル氏 次ノ項目ハ第十二即チ「太平洋艦隊本部文書ニ C.L. ノ
四一」改訂一即チ基地及ビ作戦區域ニ於ケル艦隊ノ防衛」
 デアリマス。ソレハイツノ日附テスカ

ジエロー中將 日附ハ一九四一年（昭和十六年）十月十四日テア

リマス

ミツチエル氏 ソレハ誰ノ發令ニヨリ又誰ノ許可ニヨツタモノテ

スカ

ジエロー中將 太平洋艦隊司令官ニヨツテ布告サレタ フ其標題

ガ示シテ居マス

ミツチエル氏 第十三ノ項目ハ第十四海軍區域海軍假想地防衛軍

司令部作戰計畫第一一四一空あり者。ソレハイツノ日 ラスカ

又誰ノ發令又ハ誰ノ許可ニヨルモノデスカ。

ジエロー中將 ソレハ一九四一年（昭和十六年）二月二七日附テ
而シテソレハ眞珠灣第十四海軍區域海軍根據地防衛軍即ニヨツ

テ發セラレタモノデス。

（「眞珠灣攻撃」第三部一〇〇一頁一一〇〇七頁）

286



22-8-13. 142

Def Doc No. 1500 K-4

機種圖書證書一五〇〇號 K-4

(二六四九) ミツチニル氏、同じくハサウエニアル次ノ事項ハ

ハワイニ於ケル共同空軍隊算デアル

一マーテン一ベリンガト協定)。

ソレハヨレノ證書デアリマスカ。

デセル氏

時四十七年八月二日

ミツチニル氏

アナタハ「ハワイ一ニ於ケル空軍隊ニ」

ル研究ート通スル一九四一年(昭和十六年)八月廿日付ノ報告テル

タ基ゴアリマシタカ。

キーフ氏 ソレハイツノ日本アスカ。

ミツチニル氏 一九四一年(昭和十六年)八月廿日アス、ソレ

ハ「ハワイニ於ケル空軍隊ガノ研究ート通シ、ハワイ州知事、シヤブ
タ一要旨、ハワイ州司令官ヲ通ジテ「ワシントン」号空軍司令
官宛ニ送田サレタモノデ前ニ此以前近々十三回ト記載サレタモノデ
アリマス。アナタハ其の告白ヲ曾ニ見タ事ガアリマス。

順序デアリマス。

ミツチエル氏 話ニヨツテ布告セラレタモノデスカ。

ゼエロー中尉 ソレハ布呂部隊司令官ニヨツテデアリマス。

ミツギニル氏 司令官自身ノ考ニニヨルモノデ、ワシントンカラノ話
合デハナカツメノデス。

ゼエロー中尉 ソウデス、司令官自身ノモノデス。

ミツチエル氏 ソレハショートヒー下將ガ空襲監視第一二三三七
命シタ音威デアリマスカ。ソレトモコノ話ハ私ノ方エ送イダキウカ。

ゼエロー中尉 ソウデス、ソレ等ノ音威が先ノ音威ニ合マレテオリマ
ス。

ミツチエル氏 飛機等一回子外即カラ空襲テ文ゲズシテ行ワレル作
業等デスカ。

ゼエロー中尉 ソウズ。

ミツチエル氏 ソノ飛機テ一九四一年(昭和十六年)十二月七日以前ニ用マシタカ。
ゼエロー中尉 十二月七日以前ニ見タザア思ヒ出シマセン。(一九四一年)飛行記録ニ
ミレバソレハ一九四一年(昭和十六年)ノダリスニミタモノト思ヒマス。

デニロー中尉 真報告書テ見タニテ今思ヒ過ス事が出来マセン。

ミツチエル氏 航空母艦ガソレニ納スルモノカラ攻撃サレサウナ時計
子朝ノ空中攻撃ニ對スル「ハワイ」ノ脆弱性ヲ考慮シ、次ニソレチ擊破
スル

方法及ビ前夜ノ中ニ日本航空母艦テ發見スル爲メ三三六七度長距離偵
察テ行フニ要スル飛行説教ヲ計算シタ報告書デアリマス。

ゼエロー中尉 私ハ此空同言ノ直前ニ其書類ヲ譲ミマシタ。

(一九四〇)ミツチエル氏 アナタハ真言時ハ御邊ニナラナカツタノ
デスカ。

ゼエロー中尉 真言時見タ導テ志ヒ起シマセン

ミツチエル氏 目擊中ノ第十九回アベノ賀日ハ「一九四一年(昭和
十六年)十一月五日附ハワイ部常時作業順序」デアリマス

ソレヲ既ニテソレハ何デアルカヲ私共ニ説明シテ下モイマシシカ
ゼエロー中尉 真言頃ハ一九四一年(昭和十六年)ハワニ部隊作業命
令ノ中ニアルモノデス、サキニ述べラレタヨウニソレハ一つノ常時作業

ミッチャエル氏 第十項目ハ「戰地命令第一號」テ第十一ハ「海軍基本略カラノ抜萃」第十二ハ「太平洋艦隊極秘文書ニシルノ四一」ニアリマス。

ソレ等ハ海軍ノ書類テアリ、ターナー海軍大將ノ方ガ更ニ充分ニ説明出來ルノテアリマスガ、此處テノ凜述ヲ完結スル爲ニソレヲ御覽ニナツタ上大將ドンナ性質ノモノカ説明シテ下サイマセんカ。

デエロー中將 ソレハ第十項目テアリマスカ。

ミッチャエル氏 第十、第十一、第十二テス。第十一ガ先づ第一テ即チ「ハワイ部隊戰地命令第一號 N. S (海軍防衛一テス。ソノ日オヲ言ツテ下サイ而シテ御覽ニナツテ分ルナラソノ大將ノ性質ヲ話シテ下サイ。

デエロー中將 第十、即チ戰地命令第一號 (海軍防衛) ハ海軍ノ書類テアリマス。

ミッチャエル氏 ソウテスカ

書類テスカ

デエロー中將 第十一ハ此文書ガ示スヤウニヘニ六五二一「虹」

第五號ヲ基礎トシタ海軍ノ書類テアリマス。

ミッチャエル氏 ソレハ「虹」第五號ニ對スル書類テ海軍ノ作戰計盤ニ相當スルモノデスカ ソレト類似ノモノテスカ

デエロー中將 ソウデス。ソレハ隊、海軍共同基本計盤中ニアル

命令ニ從ツテ作成サレタモノデアリマス

ミッチャエル氏 次ノ項目ハ第十二即チ「太平洋艦隊極秘書類ニ CL-41」ヘ改訂一即チ基地及ビ作戰區域ニ於ケル艦隊ノ防衛」ニアリマス。ソレハイツノ日附テスカ

ミッチャエル氏 第十項目ハ「戰地命令第一號」テ第十一ハ「海軍基本略カラノ抜萃」第十二ハ「太平洋艦隊極秘文書ニシルノ四一」ニアリマス。

ソレ等ハ海軍ノ書類テアリ、ターナー海軍大將ノ方ガ更ニ充分ニ説明出來ルノテアリマスガ、此處テノ凜述ヲ完結スル爲ニソレヲ御覽ニナツタ上大將ドンナ性質ノモノカ説明シテ下サイマセんカ。

デエロー中將 ソレハ第十項目テアリマスカ。

ミッチャエル氏 第十、第十一、第十二テス。第十一ガ先づ第一テ即チ「ハワイ部隊戰地命令第一號 N. S (海軍防衛一テス。ソノ日オヲ言ツテ下サイ而シテ御覽ニナツテ分ルナラソノ大將ノ性質ヲ話シテ下サイ。

デエロー中將 第十、即チ戰地命令第一號 (海軍防衛) ハ海軍ノ書類テアリマス。

ミッチャエル氏 ソウテスカ

書類テスカ

デエロー中將 第十一ハ此文書ガ示スヤウニヘニ六五二一「虹」

第五號ヲ基礎トシタ海軍ノ書類テアリマス。

ミッチャエル氏 ソレハ「虹」第五號ニ對スル書類テ海軍ノ作戰計盤ニ相當スルモノデスカ ソレト類似ノモノテスカ

デエロー中將 ソウデス。ソレハ隊、海軍共同基本計盤中ニアル

命令ニ從ツテ作成サレタモノデアリマス

ミッチャエル氏 次ノ項目ハ第十二即チ「太平洋艦隊極秘書類ニ CL-41」ヘ改訂一即チ基地及ビ作戰區域ニ於ケル艦隊ノ防衛」ニアリマス。ソレハイツノ日附テスカ

ジエロー中將 日附ハ一九四一年（昭和十六年一十月十四日）テア

リマス

ミツチエル氏 ソレハ誰ノ發令ニヨリ又誰ノ許可ニヨツタモノテ

スカ

ジエロー中將

太平洋艦隊司令官ニヨツテ布告サレタ事ヲ其標題

ガ示シテ居マス

ミツチエル氏 第十三ノ項目ハ第十四海軍區域海軍根據地防衛軍司令部作戰計畫第一一四一文あり。ソレハイツノ日附テスカ

又誰ノ發令又ハ誰ノ許可ニヨルモノテスカ。

ジエロー中將 ソレハ一九四一年（昭和十六年一二月廿七日）附テ

西シテソレハ眞珠湾第十四海軍區域海軍根據地防衛軍司令部ニヨツ

テ後セラレタモノテス。

「眞珠灣攻擊」第三部一〇〇一頁一一〇〇七頁一

22-8-13 15

解説書類 第一五〇〇一八一四

眞珠湾攻撃調査共同委員会聽事録 1 台 余附 第七十九議會 第一期

一九四五 年十二月二十日、木曜日 1 リチモンド・ケリー・ターナー

援督ノ證言ヨリノ抜萃

(五 一 七 二) ミツチエル氏、サテ、他方ハ吾々ニ W P L 1 四六トハ何デ
アルカ開カニスルコトガ出来マスカ。

ターナー提督、W P L 1 四六ハ陸海軍同義艦作戦計畫、レインボウ第5
號、ニ白來スル海軍義艦作戰計畫、レイダボウ第5號、
デアリマンシタガ、此ノ陸海軍義艦作戰計畫、レイン
ボウ第5ハ又米英會議 A B C 1 一及ビニエラ松シタモ
ノデス。

ミツチエル氏、

サテ、スルト w P L I 四六ハ經々ノ戰爭計畫ヲ目撃シタ
證言會類四ノ是等十三話ノ何レカニ包含サレテキルノ
デスカ。

キーフ氏、

ソレハレインボ一號五ト同シセノデスカ。

ミツチエル氏、

私ガ却ラントシテキルノハソノコトデス
キーフ氏、

ソレラ私ハ明ラカニシタイノデス。

ターナー提督、

ソウデス、既ニ申上ゲタ通り w P L I 四六トヘ第十一項
ニ示サレテキル海軍基準年表計画、レインボ一號五ノコ
・・・・・

・・・・・

ミツチエル氏、

ソレハレインボ一號五ノ別等デスネ
ターナー提督、

ソウデス。w P L I 四六リ作戦計畫ヲテス
・・・・・

(「真珠灣攻撃」一档四部 一九五一頁)

2

Def Doc No. 15, N-2

新編文庫 一五〇〇一~一〇
合衆國第七十九議會第一會議ニ於ケル真珠灣攻撃案合議會議案提出
第三十二號ヨリノ抜萃

選出新編第三十二號

一九四一年七月八日ヨリ九月七日マテニ於ケル選出ハワイ島ノ演習
(二一) 一九四一年十二月七日マーシャル登 ショート宛

國日一日本ノ及ばぬ株

(二一) 稽

1549 WS, Washington DC 74/73, RGL LIBRARY 7 1213P.
G G
Drawn Dept

五二九 七月 ロ本輪ハ東洋艦隊時本ロ丁後一時ニ後後速表ト見
サル、モノラホはシ且ソ後海ハニテニ觀測機ヲ空襲スペントノ船ヲ
承ケテキル。上記ノ時間ニ及バナル音速アリヤハ不確ナレドモ御
法度アリ候シ。相應に之シ海軍筋へ通報セラレ候シ。
マーシャル

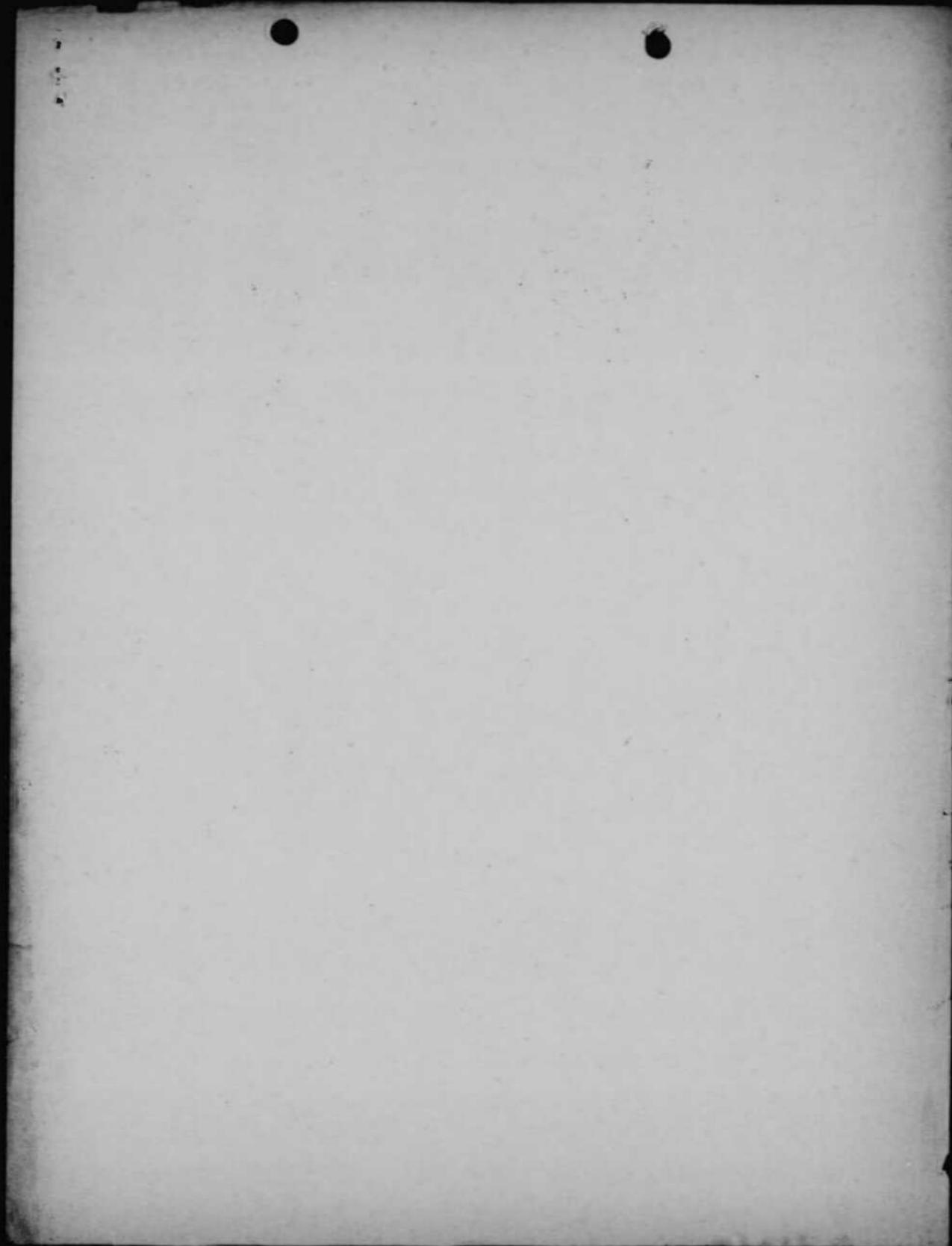
(「真珠灣攻撃」一档四部 一九五一頁)

208-13. 16

Def Doc No. 1500 N-2

J. J.

291



22-8-13. 17
D.F.DOC. 1500-B-5

合衆國眞珠灣攻撃在共同委員會寄至

第三部

一二二九頁

マーシャル元帥（朗讀）「聯合國ニヨリ武装セラレ、裝備サレ指揮セラレル支那ゲリラ兵力作戦。英國ハ既ニカ、ル作戦ヲ組織スルタメノ手段ヲ諸々取ツテ居リ、米國政府モ同様ノゲリラ兵力ヲ編成スルコトガ望マシイノデアリマス。」

ファーギュスン上院議員「斯ル計畫ヲ實行スルタメ、カ、ルモノガ吾々ノ手デ既ニ編成サレテ居リマシタカ。」

マーシャル元帥「私ノ知ル限りデハ一九四一年十二月七日以前ニ於テ

編成サレタ發エハアリマセン。」

一文部ニ對スル草需品送以外ニ私ガ明確ニ記憶シテ居リマス唯一ノ行動ハ「フライング・タイガー」部隊ナル空草ノ裝備ダケデアリマス。」

ファーギュスン上院議員「義勇航空部隊デスカ」
マーシャル元帥「然ウデアリマス。私ハ彼等ノタメニ信人的ニ飛行機ヲ
入手スルノヲ援助シタノデ記憶シテ后ルノデアリマス。」
ファギュスン上院議院「義勇航空部隊ハP-1四〇戰斗機ヨリナル航空部
隊デアツタト思ヒマス。戰斗機ハ合衆國ヨリ供與サレタモノデ陸軍及ビ
海軍ニ屬スル合衆國義勇兵ノ士官ニヨリ操縦サレテ后タト思ヒマス又民
間人モ居ツタト思ヒマス。ガ薩信ハアリマセン
右ノ或ルモノハ諭備將校デ中國政府カラ雇傭サレルタメニ現役ヲ解カ
レテ居リマシタ。」

一九四五年十二月十日 第七十九國會第二期

眞珠湾攻撃調査共同委員會ニ於イテジヨージ、シード、マーシャル大將ノ
行ヘル證言ヨリノ抜萃

上院議員

フアガスン

サテ、アナタハアナタノ覺書ノ惑リテー谷譯第十六號ノ
中五頁一アナタガ特ニ或ル進言ヲシタト云ヒマシタ。

ハイ、ソウデス。

一中國ニ於ケル對日干渉ノタメ合衆國軍隊ヲ派遣スルコ
トハ承認スベキデナイト云フ進言デス。

ハイ、ソウデス。

勿論ソレハ志願航空隊ニ關係ハナインデセウ。

勿論關係ハアリマセン、何故ナラバソレハ中國ガ給料ヲ
支拂ヒ中國ノ統率ノ下ニアツタカラデス。

ソレハ先日アナタガ解説サレタ通り中國ノ行動下ニアリ

我々の行動下ニハアリマセソニシタ。

「中國ニ置スル物質的援助ハロシセ、英國及ビ米國軍隊ノ必要ニ在シテ保送スベシートノノガアナタノ進言ダツクノアヘアリマセソニ。

ハイゾウウデス。

マーチキル
マーチヤル
マーチサン
マーチスン

「中華ニ置スル物質的援助ハロシセ、英國及ビ米國軍隊ノ必要ニ在シテ保送スベシートノノガアナタノ進言ダツクノアヘアリマセソニ。

シスコカラソノ代リヲ輸送スルコトニナツテ居マシタ。

ソレハ武器貸與法ニコツテ行ハシタノデスカ。

サヒテアソクト思ヒマス。私ガゾレサウトシラ居タ

ノテ詳細ノ點ニツイテハ誰たれノ人ガ處理シテ居マシタ

テヘアナタハソレガ何ニ基イテ行ハレタカ知ラナイノ

テスカ。

武器貸與法ニ武ツタモノダクト思ヒマス。シカシ私ノシク

モノ私處ハ二ツノ底由カラフイリツビンノ南都迄ラ着陸サ

セガソランヲ總繪シ威儀ハル能力ヲモツコトガ必要デアルト想ヒマシタ。ノモ現由ノーツハ「三二九二」ノ場合

ノモ現由ノーツハ「三二九二」ノ場合

マーシャル

要點 B-27

ラスコト、ウーヴノ理由ハ右型式ノ駆略的懸爆機ヲ選用スル場合、フレガ往復シ器ル始點ヲ有スレバ爆弾積載能力及ビ行々範囲ガ非常ニ増大スルトイコトデアリマス。ソレ故ニ越ヘマツカ！サ！大將ニ指令シテ B-27 敬容シ各ル地帶 計機スル件ヲ國係省局ト交渉シテ處理シ、同六路ナツ等ノ地帶ニガブリント爆弾ヲ貯蔵スルヨウ命令マシタ。

ソシハ即チ、米國ガ戦争ニ加ヘル場合コレ等ノ基地ヲ使用スル子ア ウシ、又 A B C 計彼郎チシンガボール計機ヲ實驗ス デアラウト鑑志シタコトニナルノテハアリマセんカ。ソノ惡底ニイテハサウテアリマス。同ジコトガ A B C ト一目ビニ 話面中ニ於テモ言マジマス。サウデハ。

マーシャル
フアガスン

フアガスン

ニハリカラ該前段ヲ經テ飛行サセテ來ナケレバナラスコト、ウーヴノ理由ハ右型式ノ駆略的懸爆機ヲ選用スル場合、フレガ往復シ器ル始點ヲ有スレバ爆弾積載能力及ビ行々範囲ガ非常ニ増大スルトイコトデアリマス。ソレ故ニ越ヘマツカ！サ！大將ニ指令シテ B-27 敬容シ各ル地帶 計機スル件ヲ國係省局ト交渉シテ處理シ、同六路ナツ等ノ地帶ニガブリント爆弾ヲ貯蔵スルヨウ命令マシタ。

ソシハ即チ、米國ガ戦争ニ加ヘル場合コレ等ノ基地ヲ使用スル子ア ウシ、又 A B C 計彼郎チシンガボール計機ヲ實驗ス デアラウト鑑志シタコトニナルノテハアリマセんカ。ソノ惡底ニイテハサウテアリマス。同ジコトガ A B C ト一目ビニ 話面中ニ於テモ言マジマス。サウデハ。

ソノ材料ガ何時コレ等ノ場所ニ供給サレタカ御存知デスカ。

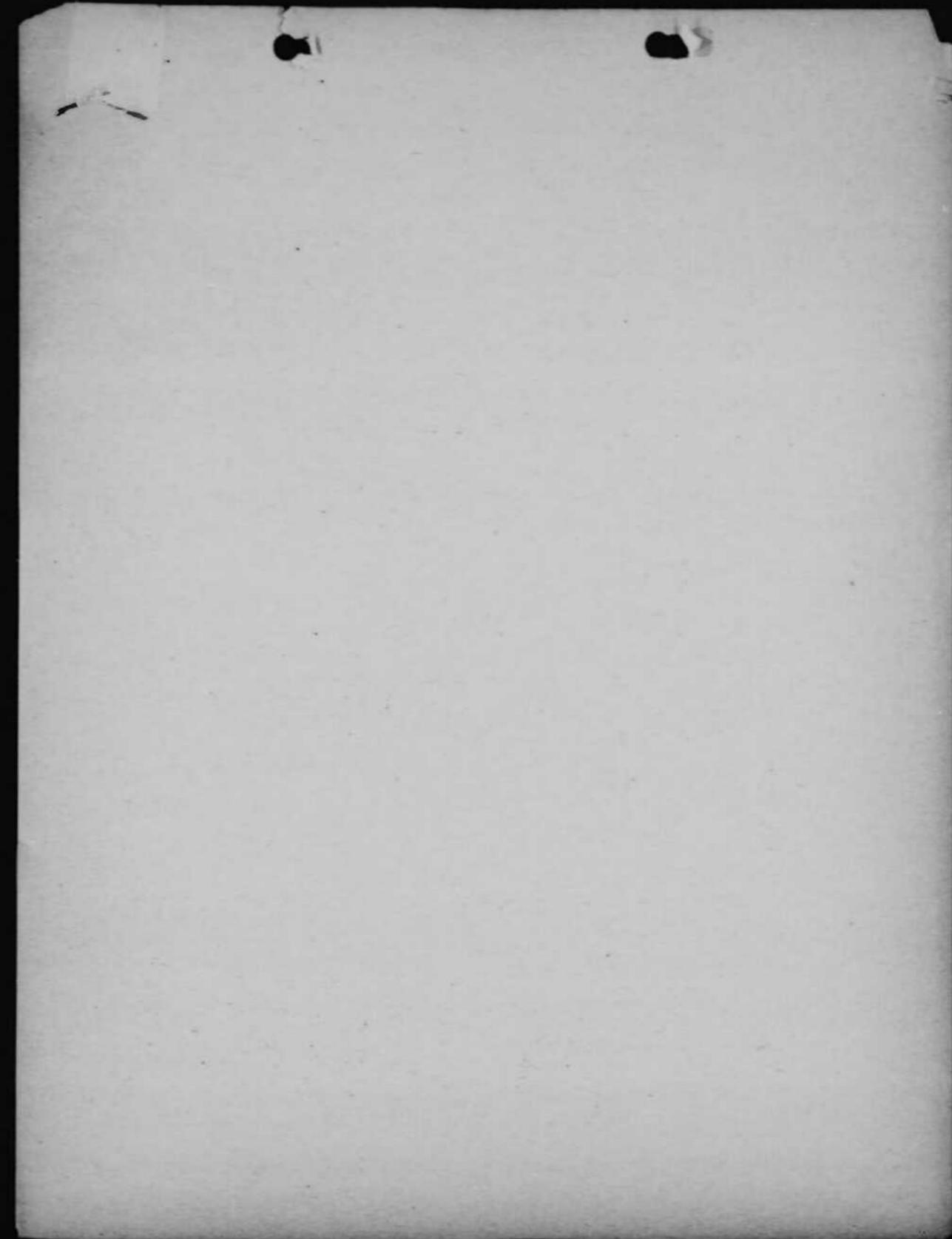
マーシャル
フアガスン

マーシャル

私モ知ツテ居リマスガ、記録ニヨレバ、ラバウル、ボート、モレスビオ及ビボート。ダーウインデハ戰爭開始前ニ特科ガ引在サレ各地帶ヲ統轄スル努力が進行中デアリマシタ。私ノ記憶ニルトヨロデハ、又記録ニモ確ニサウ、吾イテアルト思ヒマスガ、丁度戰爭勃發當時ニハバリックババン、ボルネニヨレバソレヨ自ラ合ジタモ思ヒマス。

ソノ材料ガ何時コレ等ノ場所ニ供給サレタカ御存知デスカ。

マーシャル
フアガスン



22-8-13. 18

辯護側書類一五〇〇一R-二

合衆國第七十九國會第一會期、眞珠灣

攻撃調査委員會ニ提付ノ證據書類中ニ包含セラレタル海軍交問

會議記錄

一九四一年九月十二日スターク提督ヘノ發電

B E M M X 君一貴下ハ我々ガ北島ニ突シ如何ナル行動ヲ執リツツアル
カラ尋ねラレタ。

八月二十六日、「サンフランシスコ」ヘ高射砲隊聯隊ノ一部ト豫備部
隊若干ガ航シタ。

九月八日一「サンフランシスコ」カラ敵高射砲聯隊ノ一部、五〇台ヨ
リ成ル戰車大隊、最新型追擊機五十機及ビ其ノ搭乗員が出航シタ。此ノ

結果比島ニ於ケル新規追擊機ハ八十台ニ達シタ。

九月十八日一七十五台ノ大砲用ノ自力推進機附キ砲架五十台ト、更ニ
五十台ノ戰車大砲サレル豫定

本日一空ノ要塞九機編隊ガ「ミドウェイ」「ウェイキ」「ニューブリテン

蘭領東印度航路」無事ニ飛行シ「マニラ」ニ着陸シタ。

九月三十日、空ノ要塞ニ中隊（二十六機）「サンフランシスコ」ヨリ「ハワイ」經由比島ヘ出航スル豫定。

十月一十月ニハ十二機、十二月迄ニハ百三十機ニ達スル豫備ガ追擊機

着々積ミ出サレル手筈。

十一月一多分六機乃至九機ノ超空ノ要塞、B-1二十四型機ガ「マニラ」ニ移動サレル豫定。コレ等ノ航空機ハ一萬四千頓ノ爆弾ヲ積載シテ千五百哩ノ行動半径ガ可能デアル。即チ大阪ニハコノ全積載力ヲ以テ東京ニハコノ一部ノ積載力ヲ以テ運送ヲ可能トスル。又高壓空ヲ備ヘ、爆弾ノ爲絶エズ三萬五千挺ノ高度ヲ保ツ事ガ可能。

十二月一約三十五機ヨリ成ル新タナル空ノ要塞一編隊「マニラ」ニ向フ。約五十四機ヨリ成ル急降下爆弾機一編隊モ又同地ニ向フ。約百三十三機ヨリ成ル追擊機一編隊ガ先行ノ追擊機隊補充ノ爲ノ追加二中隊ト共ニ派遣サレル豫定。以上スペテノ航空機ニ對シ五十パーセントノ豫備ヲ設置中。

Def, Doc 1500-R-5

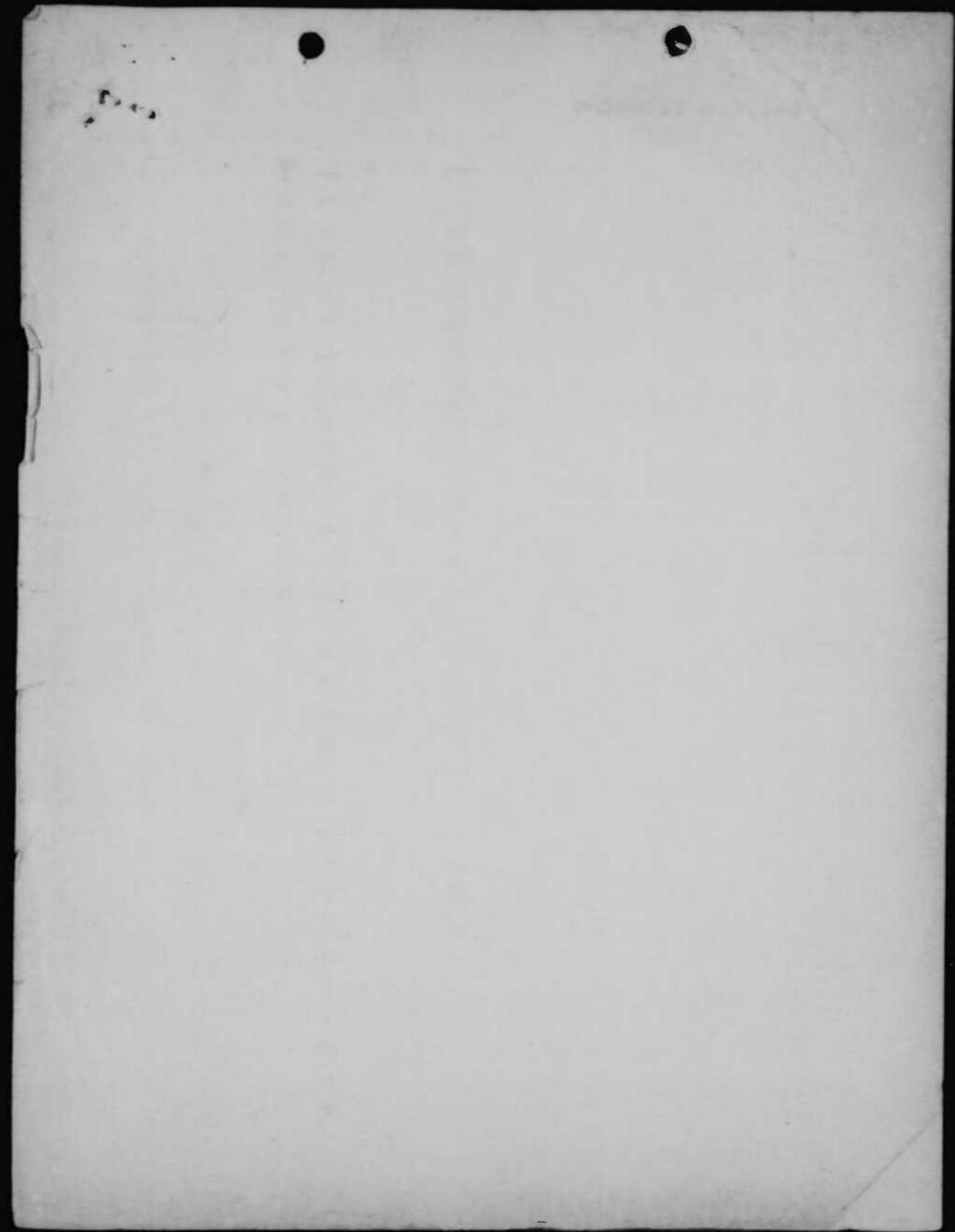
297
参謀表

ジー、シー、マー・シャール

予ハ原文ヲステイムゾン氏ニ與ヘタ。
(ベン書キ) (以上ノ事ニツキ貴下ハ既ニ報ヒ受ケテ后ルヤモ知レナ
イ)

Def, Doc 1500-R-5

「復珠灣攻撃」第三十三節 一四一二三三頁至一二三四頁。



299

3

眞珠湾攻撃調査委員會參照第十二號——「アメリカ」合衆國議會
七十九議會第一會議。

一九四五年十一月七日附陸軍省及一九四五年十一月十四日附海軍省ヨリ
別紙同封「フランク。B。キーフ」議員宛書簡。陸海軍營局要語ノ總額、
該算局ノ承認セル總額及一九三二年ヨリ一九四一年ニ至ル各年度ヲ通シ
テノ契約認可ニ關スル資料ニ關スル書面。

海軍省 「コロンビア」區「ワシントン」市二十五

一九四五年十一月十四日

「コロムビア」區「ワシントン」市議會下院「フランク。ビー。キーフ」殿

拜啓 私議此度一九三二年乃至一九四一年各年度（含三二及四一年）ニ
於ケル海軍營算及特別經費ニ關スル改訂一覽表ヲ同封シマス。本表ハ
昨日海軍長官ヨリ貴下宛ノ書簡ニ同封サレタル表ニ替フルベキモノニア
リマス。

本改訂表ハ當海軍省及該算局共同ニテ前記各年度ノ記録ヲ核ベテ作成シ
タモノデ本表上ニ記載セラレタ諸数字ハ該算局ヨリ貴下宛ニ提出セラレ

298-1

海軍省、一九三二—一九三四年各會計年度經營（含三二及四一年）					
	會計年度	海軍省要求 費	議會提出 經費核算	議會承認 總額	契約認可 額
一九三二年度 費出可決額	三五四八〇六七〇六 計	三五四八〇六七〇六 〇	三四五七九四二三八 〇	三五八二六二一三三 〇	七四〇〇〇〇〇 〇
追加及不足可決額	三五八一三九八八六 〇	三五八一三九八八六 〇	三四五七九四二三八 〇	三五八二六二一三三 〇	七四〇〇〇〇〇 〇
一九三三年度 費出可決額	三五九一三九八八六 〇	三五九一三九八八六 〇	三四五七九四二三八 〇	三五八二六二一三三 〇	七四〇〇〇〇〇 〇
追加及不足可決額	一〇〇〇〇〇〇 〇	一〇〇〇〇〇〇 〇	一〇〇〇〇〇〇 〇	一〇〇〇〇〇〇 〇	五七一五〇〇〇 〇
計	三五二七一七七八六 〇	三五二七一七七八六 〇	三四五七九四二三八 〇	三五八二六二一三三 〇	七四〇〇〇〇〇 〇
一九三四年度 費出可決額	三一八三二四四一四 〇	三一八三二四四一四 〇	三〇八六六九五六二 〇	三〇八六六九五六二 〇	八一〇〇〇〇〇 〇
追加及不足可決額	一七〇八六五〇四 〇	一七〇八六五〇四 〇	一七〇七五二五七 〇	一七〇七五二五七 〇	〇
計	三三五四一〇九一八 〇	三三五四一〇九一八 〇	三〇八六六九五六二 〇	三〇八六六九五六二 〇	八一〇〇〇〇〇 〇
一九三五年度 費出可決額	三〇二八五五八一七 〇	三〇二八五五八一七 〇	三〇八六六九五六二 〇	三〇八六六九五六二 〇	八一〇〇〇〇〇 〇
追加及不足可決額	二三九三一七二五 〇	二三九三一七二五 〇	一七〇七五二五七 〇	一七〇七五二五七 〇	〇
計	三三六七一〇九四二 〇	三三六七一〇九四二 〇	三〇八六六九五六二 〇	三〇八六六九五六二 〇	八一〇〇〇〇〇 〇
一九三六年度 費出可決額	四八五四四三八四七 〇	四八五四四三八四七 〇	三〇八六六九五六二 〇	三〇八六六九五六二 〇	八一〇〇〇〇〇 〇
追加及不足可決額	五〇九三一七二五 〇	五〇九三一七二五 〇	一七〇七五二五七 〇	一七〇七五二五七 〇	〇
計	五〇九三一七二五 〇	五〇九三一七二五 〇	三〇八六六九五六二 〇	三〇八六六九五六二 〇	八一〇〇〇〇〇 〇

(同封書類)

(署名) 「E. G. Aレン」

米國海軍海軍少將、總算及報告主任「E. G. Aレン」

タ語數字ニ符合シテ居マス。各年度ニ於ケル正規ノ海軍特別經費總算案ハ完全ナリシモ海軍省ヨリ要求セラレタ不足額及追加費算ニ關スル報告ハ該所ニ於テ缺如アリ、當該各年度ニ於ケル書類ノ長汎ナル謂丕ヲ要シマシタ。

海軍省、一九三二—一九四一各會計年度經費（含三二）及（一四）

會計年度	海軍省要求費	議會長出特別經費	議會承認總額
會計年度	經費	經費	認可
一九三七年度 歲出可決額	五八五〇一〇九八四 一九二一三〇〇	五四九九二九九 一九二一三〇〇	五二九五四六五三二 一九二一三〇〇
追加及不足可決額 計	五八六九三二八四 四七六六〇〇〇	五六二九二九七〇九 四七六六〇〇〇	五二八四六七八三二 一三〇〇〇〇〇
一九三八年度 歲出可決額	五九四二六九二二三 五九六〇三五二二三	五六二九二九七〇九 四七六六〇〇〇	五一六二五八八〇八 二八八一〇〇〇〇
追加及不足可決額 計	五九六〇三五二二三 七一九三八〇〇〇九	五八七一九八七〇九 五八七一九八七〇九	五一九一三九八〇八 一五〇〇〇〇〇〇
一九三九年度 歲出可決額	六一六六六一〇四〇 八六七一四九〇五	五六四〇六四六一 八云八三九五〇	一五〇〇〇〇〇〇〇
追加及不足可決額 計	七一九三八〇〇〇九 一〇七七三七一七八九	七九〇三〇九四三三 一八六〇八八三一六九	二〇〇〇〇〇〇〇〇
一九四〇年度 歲出可決額	七一九三八〇〇〇九 二八六二一七〇〇〇	七九〇三〇九四三三 一八六〇八八三一六九	一五〇〇〇〇〇〇〇
追加及不足可決額 計	七一九三八〇〇〇九 一〇七七三七一七八九	七九〇三〇九四三三 一八六〇八八三一六九	一五〇〇〇〇〇〇〇
一九四一年度 歲出可決額	七一九三八〇〇〇九 二八六二一七〇〇〇	七九〇三〇九四三三 一八六〇八八三一六九	一五〇〇〇〇〇〇〇
追加及不足可決額 計	七一九三八〇〇〇九 一〇七七三七一七八九	七九〇三〇九四三三 一八六〇八八三一六九	一五〇〇〇〇〇〇〇
一九三四年度 歲出可決額	三二〇八八四二一三 二五三七九二七	三二〇八八四二一三 二五三七九二七	二〇〇〇〇〇〇〇〇
追加及不足可決額 計	三二〇八八四二一三 二五三七九二七	三二〇八八四二一三 二五三七九二七	二〇〇〇〇〇〇〇〇
一九三六年度 歲出可決額	三二〇八八四二一三 二五三七九二七	三二〇八八四二一三 二五三七九二七	二〇〇〇〇〇〇〇〇
追加及不足可決額 計	三二〇八八四二一三 二五三七九二七	三二〇八八四二一三 二五三七九二七	二〇〇〇〇〇〇〇〇

總計
八二八五九三四三八八

Def. Doc. #1500-B-2

會計年度	陸軍省軍事費、一九三二—一九四一各會計年度
一九三二年度 歲出可決額	三二〇八八四二一三 二五三七九二七
追加及不足可決額 計	三二〇八八四二一三 二五三七九二七
一九三三年度 歲出可決額	三二〇八八四二一三 二五三七九二七
追加及不足可決額 計	三二〇八八四二一三 二五三七九二七
一九三四年度 歲出可決額	三二〇八八四二一三 二五三七九二七
追加及不足可決額 計	三二〇八八四二一三 二五三七九二七
一九三六年度 歲出可決額	三二〇八八四二一三 二五三七九二七
追加及不足可決額 計	三二〇八八四二一三 二五三七九二七

Def. Doc. #1500-B-2

陸軍省軍事費、一九三一——一九四一各會計年度

會計年 度	陸軍省要求		核算局要求		經會承認	
	經費	契約認可	經費	契約認可	經費	契約認可
一九三七年度	五百八十九三八九零	五百八十九三八九零	三七九二五九一〇	三七九二五九一〇	一〇六九九九九九	一〇六九九九九九
歲出可決額	八八二九〇八	八八二九〇八	八〇四〇〇〇〇〇	八〇四〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇〇
追加及不足可決額	四六七〇三九五	四六七〇三九五	三八三〇六五五一〇	三八三〇六五五一〇	一〇六六九九九九	一〇六六九九九九
計			八〇〇〇〇〇〇〇	八〇〇〇〇〇〇〇		
一九三八年 度	五百六九〇八三一	五百六九〇八三一	一六一〇八八四六一	一六一〇八八四六一	一〇六六九九九九	一〇六六九九九九
歲出可決額	一一五九六九一	一一五九六九一	九五九八八七五	九五九八八七五	三一五二六五一五四	三一五二六五一五四
追加及不足可決額	〇	〇	一〇四六二〇〇〇	一〇四六二〇〇〇	三一七九八五〇二九	三一七九八五〇二九
計			一〇四六二〇〇〇	一〇四六二〇〇〇	二一八八七三九四	二一八八七三九四
一九三九年 度	五百七三〇九三	五百七三〇九三	四五八六八八三五	四五八六八八三五	一六一〇六八九四	一六一〇六八九四
歲出可決額	七三二六〇八七	七三二六〇八七	七三九二一八七	七三九二一八七	四六八〇一〇〇〇	四六八〇一〇〇〇
追加及不足可決額	五八〇〇〇〇一三〇	五八〇〇〇〇一三〇	五三七〇八八二二二	五三七〇八八二二二	大六九二七八九四	大六九二七八九四
計			五三七〇八八二二二	五三七〇八八二二二	五三一〇〇〇一九七	五三一〇〇〇一九七
一九四〇年度	五百六六六六六六	五百六六六六六六	一七一〇七〇〇〇〇	一七一〇七〇　〇〇	三〇〇〇〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇〇〇
歲出可決額	一一五九九九三	一一五九九九三	七〇三九九〇〇〇	七〇三九九〇〇〇	八〇八〇一〇〇〇〇	八〇八〇一〇　〇〇
追加及不足可決額	九二三三〇三〇	九二三三〇三〇	五二六三〇八八六	五二六三〇八八六	九〇〇〇〇〇〇〇〇	九〇〇〇〇〇〇〇〇
計			五二六三〇八八六	五二六三〇八八六	一九〇〇〇〇〇〇〇	一九〇〇〇〇〇〇〇
一九四一年度	五百八九九九二	五百八九九九二	一七一〇一〇九五一	一七一〇一〇九五一	二〇二〇〇〇〇〇〇	二〇二〇〇〇〇〇〇
歲出可決額	九二一〇三三九	九二一〇三三九	六九九九九九九	六九九九九九九	七九九九九九九	七九九九九九九
追加及不足可決額	八五九九九九一	八五九九九九一	八〇〇〇〇〇〇〇〇	八〇〇〇〇〇〇〇〇	一九〇〇〇〇〇〇〇	一九〇〇〇〇〇〇〇
計			八〇〇〇〇〇〇〇〇	八〇〇〇〇〇〇〇〇	一九〇〇〇〇〇〇〇	一九〇〇〇〇〇〇〇
一九三一九四一 年度計	五百八九九九二	五百八九九九二	一七一〇七〇〇〇〇	一七一〇七〇　〇〇	二一三一七六三〇七一	二一三一七六三〇七一
			五三一〇〇〇一九七	五三一〇　〇一九七	五二二三〇九〇〇八八	五二二三〇九　〇八八
			五〇〇〇〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇〇〇〇	三二三三三九六三六	三二三三三九六三六
			五〇〇〇〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇〇〇〇	三二三三三六〇〇一五	三二三三三六〇　一五
			五〇〇〇〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇〇〇〇	一九〇〇〇〇〇〇〇	一九〇〇〇〇〇〇〇
			五〇〇〇〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇〇〇〇	五二五八八八三四六六	五二五八八八三四六六

208-2